昭和十四年版

續群書類從

第貳拾四輯下

東京
續群書類從完成會

續群書類從第貳拾四輯下目次

武家部

たる事有へからす。わろき事すくなくよき事の多を上手と云へき也。上手のしわさのみ無下に計不可在之候也。

一ミかうしの間の出入きらハるゝ事なり。みかうしと申ハしとみのある間の事也。其ゆへは忌れたる時ミかうしの上をおろし。しとみの下はかり取て其あひたより出入候間如此候と也。又妻戸の出入も常には有るへからす。つま戸ハこしよせの事也。

一小袖を人に出すには二に折。袖を兩人おりかへし。したかへを上へなしゑりの方をすちかへて出へし。又廣ふたにすへて出すもしたかへを上へなしてすゆる也。其時は小袖を取出さすそ出へし。又さるかく田樂には如前手に取て可遣候なり。

一小袖一重二かさねといふは。あはせをはそへましき也。むこひきてものゝ時はかはるへき也。

一らつそくのさきは座敷のは取おろし候はてさしなから取事本儀也。しかれとも取にくきやうに候ハヽおろして取へし。又のうなとの時舞たいのさきのあり明のらつそくをは立てなからとるへき中不可在之。先らうのなたれを取て。さておろして取へし。あさ〳〵と取事けかあるへましき也。らつそくかへ候時ハかけよりともしてさしかゆる也。又ともしさしをも火をけし候いてとりてかへる也。一段と手もあつく候はん程ならはそくたいのもとにて候すへき事如何。又そく臺の足。貴の御前へ向候やうにをくへき也。

一具足人に參するは兩人してかく也。右の方をかく人は少さきへなるやうに可有之と。左をは上ての人かく也。少すちかへて左を

かく人は跡になるやうにと也。是賞翫候人々右をかく人やかて立のき。左をかく人居のこりて射むけの方を少すちかへて。をしなほしてのき禮義候て。さてもとのことく兩人出てかきうしろを見せ候はぬやうにかきて入也。くそくハからひつのふたにすへ。とうたてを立ても甲をわたかミにからみ付てもふたをかきて出る也。のとわハそハてもくるしからす。

一まな板をかきて出る事。是さきの方へ出る人下手て也。たとへは兄は跡をかき弟はさきかくへき也。是も少すちかへてかきて出る也。其足のことく跡をかく人居のこりて。正面にをきなをし足なとゆるき候ハぬやうに。兩のはしを持てよくしたゝめのくへき也。さて庖丁人出て切。其後又まへのことく兩人しかきて入也。

一賞翫の人をは先御奏者申人座敷へしやうし入申。さて亭主出て御禮申。猶上座へしやうし入可申候也。又出向しやうし申さるゝ方も有へし。同送申禮の事。賞翫はゑんに一をくり庭上へ出ても申。又門まて送り申方も可在候。その次座敷にて一度ゑんにて一送りたるへし。又其下は座敷に一送りまて也。

一主人のつかひに罷越又そうしやいたし候事。其口うつしに申わたすハきと聞申計ハいかゝ候。たゝ其義理をよく分別候はん事肝要也。ことはゝ違候てもくるしからす候也。猶以ふしんなるをは主人にて候共さし返し尋申。分別候はん事可然也。又兩使ならは兩人そう者あるへし。上使も在之事候。子細にしたかつて如此也。

一貴人へはいかにめつらしき事なり共此方より申かくる事はしんしやく可申。被仰懸義

をは御返事可申也。
一物をもちて貴の御前をとをり申時禮義無之。手あきかへり申時は兩の手をつきて罷出なり。但事によるへき也。
一はいせんの事。首は目より高く持候と也。たゝ我いきのかゝらぬほとにもちたるかよく候。又下さまへは少ひきくもあるへく候也。
一膳は五四三二とあけ候事。本式にて候。少人わか衆はいせんの膳をすはる人そと手をそへたるかよく候。あかる時も同前。但貴人ハ其御あつかひ無之義也。
一初こんのさかつきをは家の宿老等隨分之輩もちて出可然候。但初こんのをわか衆なと持て出たるハいかかにて候。ちと年老たる人可然候。其後は不苦候。猶以初こん先以三ツの心へたるへし。二めにくはへたるかよく候。但末座之衆。人はくはへすとも三まいらすへき也。てうしに酒なくはくはゆへし。
一相伴之事。上座を見合。われより上に座し候人よりはやくはしを取てめしをくい候計如何。上次第たるへし。但二番めよりは不目くるしからす。湯つけは先かうの物よりくうへし。めしハ中もりよりくうへし。あへませなとよりくうへし。但時宜によるへし。あまり手とをき物。かたく候はんやきもの。はさみにくき物。しんしやく有へし。ことに兒若衆不及申候也。
一ゑほしをきて御しやくの時。ゑほしかけをすへし。又ひもかはをは小袖とすはうのあひへおさむへし。上下をきて御とほりなと參り候時も。ひもかわをまへに如申候。おさむへき也。
一貴人の御盃を下さまへくたされ候時は。御しやくの人ついかさねなから手にすへて被

下候人の前にて御盃を取。上手にすへて出へき也。又御盃銚子にをきて出候計ハ公方様攝家門跡なとの御事歟。又せこのてうしはかならすさかつきを銚子の上におきて被出候を。たまはり候人にするなからさし出候。兒わか衆へはさかつきを取て酒を入てまいらせ候。其時はてうしを下に置て右の手をもそへて出し可申也。又下輩のさかつきをめし上られ候時ハ。いたゝき申事有へからす。そはよりも前のすはりたるたいにすへてまいらせられ候。御しやくも如此すへて参候。其時めし上られ候輩罷出ふかく御禮申也。同はいの人もさし候盃は。かくにすへす下にをき候を酌の人すへて出し候也。

一めし出候時くわへ候事は三も五も被下候時の事なり。其時くはへ候ぬハたまはり候人くつろきなくそ如何候。又一つゝにて次第に罷立候時てうしに酒候ハねはそと入候やうしてくわへ候事わろく候。銚子に酒なく候ハヽ御とをりに参候人の透々にくはへて可然候也。めし出にははうはい衆のさかつきなれはいたゝかす。をく時も目前したをもすてす候也。但下こにて候を御しやくたふさと入申候はゝそとかけにてしたをすて。前の所に置へし。

一三ほし五ほしのさかつきの事。めい〳〵にいたゝきてのむへし。臺共にいたゝく人候へ共それはわろきと也。金仙寺ものたまひ候し。次第にのみてもさのごとく臺に置へし。次第如此し。

し。
貴人の御さかつきいたゝき口をそへ。さてうけたまはるへし。一段一かとの禮義也。又師匠之事敬申事勿論也。兒若衆の御盃同前。其外口をそへうけ申事有へからす候也。惣別さかつきのたいの事。色々の木草花鳥人形以下の作り物在之。そのあひたにさかつきをくるゝ也。さのみ盃の臺の時はしけく式たいあるへからす。さらへはしやくのはたらきもめいわくたるへし。殊臺のさかつきは木の獻に出候事にて候へは三度までの禮。式たいは如何候歟。さてたいをゝし上て先さかつきのあり所をよく見て臺を戚し候樣にて。いかにもうい〳〵敷やうにしてしつかにさかつきを取あけて。人のさゝれ候ハヽいたゝきてのみ。をく時もよくもとの所にしつ〳〵とをくべき也。又しやくはかた手にてもちて。一方にてうしを持。さし次第にまいらせ候也。又一段大なる臺は兩の手にてもち。てうしをハ下に置。先たいはかりもちてまいらせ。さて銚子を取て參候也。

一折かはらけ物上座に在之をいかに座敷廣くとも。さかなあり所をはそのまゝをき。はさみてまいらせ候也。又亂酒の時は是へからす。又食籠ハ本式にハ不出もいにて候也。けい肴ハさかつきさし次第にまへのみたる人參する事勿論に候。され共若輩ハしんしやく有へき也。

一盃いたゝく事。人によりて淺深有へし。

一せんのすへやう。時に至てかはる事候へ其定たるは此分候。

本に七ッ御湯つけ　二に五ッ御汁二ッ
三に三ッ御汁二ッ　四に三ッ御汁二ッ

七のせんに八一段の事也。これの儀也。御成之時御構いつ七までまいる候へ共御相伴衆ハ三まで参也。あけ申時ハ七より次第にあかり申也。

五に三ツ御汁二ツ　六に二ツ御汁二ツ
七に二ツ御汁一ツ　八に二ツ御汁一ツ
大かた如此。

一すゝかはらけの事。きとしたる時は必出候。初こんさかな出候てやかて出候。三こと入たるへし。重ねてもちて出一ツゝわきに引申也。是は酒のしたみを入らるへきとの事也。

き候とてしたゝをたふ／＼とうちまかせて入らるゝ事は無之。すへかはらけをは後まて其まゝをくへき事にて候を二献めにとられ候也。

又八までまいる事も如此也。惣別御汁いろとハ引しる也。膳とハ申ましき也。御まハり二にてもすハり候ハてハ。膳とハいふましき也。又三五も此次第也。引ものおほく出候も此心にすへ申也。

一はうのものと申もした入候事也。これははれの時は面へは不出ものにて候。女中むきにてかならす出され候。一段けつこうなる

して輿をとをすへし。

一鷹之事。いかに遠くとも見かけ候はヽ下馬勿論なり。かちにて行合候とも。先五間も十間もこなたにまち候て鷹をとをし。禮義候てとをるへき也。

一鑓長刀をし出て禮義候出事本儀にはあらす候。万一太刀もたぬ合さる時返禮として進上

一くらの名ところの事。

一あふみの名ところの事。

此等之名所の事一所に二も三も在之ところ在之。一へんに心へらるへからす。あふみちから金に名色々其さた候。さすかとも云說候。これハ古哥の心にて申候歟。むさしあふみさすかにといふ事。あふみをよせたる事也。又くらにものりあひまはさまかり等の名候事候。それは具あひの事なり。

する事在之候。なにとなくよこたへかくと申。やかて立へき也。右へ立へし。又座敷にて長刀をすみなと可然所にたてゝをき。かくと申出事も候。

一せむる馬にはたれにも下馬有へからす。但せめ申候間御免あるへく候とも可申也。又馬をせめらるゝ所をはあしたなとはきたり共ぬきこをるへき也。

一鷹をすへて御めにかくるハ先むちをぬきてもち。左のひさをたてゝ面をみせ申なり。さてたゝさきの羽のむちのさきにてなをし。又尾にも左のかたよりはしめてむちをあつへし。又尾の下へむちを入。とふしをまハしてうしろをもみせ申へきなり。

一同わたす時は如前みせ申て後。ゑ袋をはうけ取人の付候やうに出へし。鷹をすへ、右のかた手にてときて出す也。其次むちのもとを下におきて出し。さて大をのさきを人さしゆひに一巻まきて。其手をたゝみに付てうけとらすへし。

一同うけ取人とのことく出したる餌袋をとりて付て。むちをはさしても。さゝてもくるしからす。右のひさをたてゝわたす。大をのさきをとらんとすへし。渡す人は上をとらせんとするあまりに。禮義して鷹をとはせ候事悪候。其まゝ人の手の上へ我右の手をこして。やかて人さしゆひに一卷して。さて左

の手をこして請取へし。其まゝ身を左へひらき。左のひざをたてむちをとり上。如前尾羽をなをし。さて鷹の取やうを尋ぬへし。むちのかたをつき禮をして立へき也。ゆかけをはかけにてさしていたすへし

一ほこをゆふ事。本すゑの方を我右へなすへし。

一鷹の鳥御めにかくる事。野山にても尾の方を人の方へなして。かい口を上へ雨の手にて羽かひの上を持て御目にかくる也。又たいにすへて参候とも。尾の方を人の前へなしておくへきなり。

一鷹のむち凡二尺五寸也。大鷹にも小鷹にも同前。但小鷹にはなかく三尺五寸にもする事あり。野にては長をよきと也。惣してむちの長さ不定。しかる間本をそきたるやうにする。一にハ尺不足と云心といふ義候。任候と也。

一ほこに鷹をつなぎて。餌ふくろをはたかの左にかけ。ゆかけとむちをは右にかけておくへし　又むちゆかけほこにかけぬも無別儀。ゑふくろはわなの所をかけて置へし。

一主人貴人へハ大をゝ袋ながら右の手に大をすへて鷹をわたし申也。

一かりほこは我ちのとをりにゆふへし。

一ひつしきをほこたれにするは毛の方をおもてへなすへし。

一餌袋もをきゑさす事。大鷹にハおん鳥　兄鷹にハ女鳥をさすへし。何も鳥のはらの方を我身の方へなし候也。

一鷹の名ところ。大かた此分なり。こと〳〵く毛にも羽にも名在候也。

鷹のゑつ候へとも別に有之間不書。同たいほこの寸法之事。

一馬の印の事。

琴柱　花　佐まめ　目結　流輪

輪違　丸引兩　四月結　丸　下山

遠雁　鹿笛　松皮　三日月　遠かり

といふは◇の事也。これと飛雁と毛付之書方あり。其儀尤なり。

一秘する字之事少也。

村刻弓のぬりやうの事也。弓倒　千の木卷

捲換　弓のつる　鋒矢　鏃　發矢

乙矢　弭　一二　左右　押手　脇手

挾物　靭　側白木弓　算　塚的ノ時事

達弓手　握　弓也　指懸　此等の字あまた在之間一向に心得へからす。

一首をみせ申は。そは顔を見せ申て左へのくへし。出る時ハゆかめてもつ事こしつ候也。

一幕之事。

一まくの長さは三丈六尺也。卅六禽ヲ表也。

一野は五の也。

一千の數は廿八。廿八宿を表す也。

一物見は上の野二ッ。是は大將ノ物見也。中三ッハ臣家ノ物見也。下四ッの物見は諸軍勢ノ物見也。

一もんは五ところ。又七ところに付るも在之。大略ハ五所たるへし。

一串ハ一帖に四本也。まくにくらやて一尺あまるほとにすへし。丸に四方もけつる也。土

へ入分をはとからかし候。其内一本はかりさき まえはしのさきのことくくろ金にてかけて何方にても其串にて串のあなをつきてのとりをもたつるなり

一幕をはるといふは出陣の時也。うつといふは敵對陣之時言へし。陣中にてははしらかすと云へき也。うつと常不苦候也

一幕一もんしにうつ事いむ事なり。右之方を少うち返して打也。又うちつゝくるをは具足のきわのことくいかほともつくへき也。

一幕の出入候事。一段分別ある事也。左右のはしをは袖と云也。袖より出入へし。又仁躰により中よりも出入在は。かまへによるへし。先出時たゝみ上て出へし。入時我前へそとまくりて入へし。

一上の野をはかふりのともいふ。又甲のとも云 又其次をは勝のとも云 其次は中野とも

菖蒲革サキケンサキ也
コメン皮
菖蒲革
コメン
愛元ニテゆふへし此從菖蒲皮又黒皮成へし
コトクヌウへシトイフ
打返シタルコヽチ一尺計ヌイ合テ愛に沓又ハジヤウリチ入ヘシ又此チ長ク殘ヌ猿ナトノ時ハ馬ノヌカナ入也故實也
此三ノ打返シヤツ、ケヤウハ、ヌウへシ
愛元裝束皮付へし

云。其次はもん野とも云。すそをは沓の又はしはうちとも云也。中三のを中ともいふても くるしからす。上下をは上をかふりの下をしはうちと云へき也。流々在之事候間一方向に離すへき事如何。すそをは地に五寸はかりたまる程に打てよく候。幕は四竪五横を表する也。左その糸にて男衆一目々中

にこしらゆる物也。口傳在之。

伊兵太
貞明花押

貞親伊勢守 古勢州ト云是也 ―― 貞宗兵庫頭伊勢守 今御寺ト云是也

貞藤備中守 貞親弟 ―― 貞蓮貞孝弟 ―― 貞明備後守 又七兵太夫永正ノ比ノ人

右伊勢備後守貞明自筆也右筆可貴者也更寫之畢

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

伊勢六郎左衛門尉貞順記

一三方の盃は御賞翫之時也。三方と云事は御四方賞翫けに參り候げんしやう四方にあくるなり。御すへりになり重て參る事なき也。御はした衆四方を一方ふさぎ用候三方と申也此說誤也穴四方ニ一ツモナキチクキヤウト云也又くきやうとも申也。

一かはらけの事。平高三度入。あいの物五度入。七度入十度入。口傳。

一おもひさしと申事。やゝくそくして盃をさす事なり。くてんにあり。

一おもひかへしと申は。人の盃をいたゝきて。又其人にさすことを申也。

一おもひ取といふ事。人の呑たまふ盃をこひ取たまはる事也。

一つけさしと云事約束もせすして御酒給候て人に遣候もつけさし也。亦我一ッ二ッ呑

殿中ニテ柄ナツヽム事ナシ
一てうしの柄を包事。正月廿日まて包也。又むこ取よめ取に包候。其外に包事無之候。

一御酌に参候時座中の人又ハ貴人之方より盃被下候はヽ何方へもてし御座候へと申事もあり。又我と盃目上申事候人にさし候時はかく盃を両方の手に持候てさし申候。人の前にて盃いたヽき参らせ候。其後てうしを取申て御酒申也。

一めしいたしと有時ハ盃一ッにて諸人にのませらるヽ事也。一献ノ貴人ノ時御酒ト云[illegible]記ニ見　メシ出ト云モ同シ事ニテ少サケテ言詞ナリ。

一御流と申はかはらけ余多をかせられ候て一人前一ッつヽ出さるヽ也。それにて御酒を給り其かはらけ持て罷立候也。

一女房へてうし渡事。てうしをたヽみの上に置、左の手にててうしのおりめ持候也。其御女房の御酌其まヽ参らせられ候様に渡す也。

一茶のきうし。右に持て左の手を天目にかけて持て参。いつものことく居さかり。きこしめしはて候て、御天目取申候時左にて持、右の手を天目に添持て罷立候也。

一しきろうよし。こはんわろし。

一膳を上ると申よし。後はくたすともとるとも申なり

一あんとん持て参候事。賓客の御方客居に御座候はは左にて持候て参り、右の手を下にそゆるなり。主居御座候時は右にて持て左の手を下にそゆる也。らつそくも同前也。

主人ならせられ候事。

一番に御手かけ三方可然候。

二番に式三献参り御盃皆下シて。

三番に御ひきて物。

四番にしきの雑煮参り候て御酒三こん。

それより御ゆつけ上申候て數遍御酒上候て御てんしん上り添肴上候て御酒たるへし。それよりしきろう三方なとたるへし。

一座敷之三ッの物と申事は。太刀おりかみに書狀相添時之事にて候。

一ふたのもの丶事。先渡申候人の方をしやうしなをし置候てそこにて一禮意趣有て扱渡なり。請取候人請取候て上座に向てたゝみに置候て一禮有也。

一ふたの物に錢なとにて候は丶横に置。扇は十文字にたてに置へし。

一箸はいわのほのはらみたるを學ひてけつり候なり。てんしん箸は一尺二寸。御食の時は一尺一寸計也。

一祝言の時渡す刀の事。下緒にて刀の柄をいゝ候て渡也。此心は袋に弓をおさめ劒を箱に納る心のくわんねん也。

一御菓子盆物にすゆる事有間敷也。柳枝の先左になる樣にうつなり。かいしきする事もあり。又たゝくるしからす候て。

一たてゝ渡す物。尺八。扇。小刀。小鞭。

一御酒のかんの事。九月九日より明の三月三日までなり。

一蒔花の盃三臺二臺何も亂酒の時之事。盃ハ平高なり。高信（テンシン）に必參なり。是は臺盃本儀なり。臺の作花吞入の右にあるなり。臺のなりはすはま木いろ（黄色）也。

一臺の二臺の時三かきなされ候へは金の盃に詩を書。銀の盃に歌をかく也。吞時は詩より被下始也。吞樣ハ二ともに參り候也。但金の盃ハ花の有方也。

一三臺の時。召出被下候はゝ盃を三ッ共に吞む。しろの上にかさね。臺の下にするゑ罷立也。見なとの酌には銚子も我取口傳也。

一三皇の呑樣の事。上の方より呑始て日に向て呑へし。末座より上座に向候はゝさきの盃より日週に差へし。口傳に有。

一五條の盃は右の方より中のしん盃不呑。四番にて二度呑納也。

一□酒に成て盃の□六ヶ敷時は前□に心得有事也。

一蓮葉の盃は蓮の花見にかぎりたる呑樣。是又口傳也。

一盃を始申時三度呑は往ス也。そこにて盃始るなり。初こんハ約束不往候也。いたゝかて、あと六事也。

一主人よりも御盃被下候時は盃をとらす。何もは禮を申候て御盃被下候人に御禮を申候也。是はいつれもまつあけ申へく候へとも御盃にて候間被下候と禮を申事也。

一盃の露我末座に上座の手にてすつるなり。

一見御盃被下候時は取頂候て下をしつかに呑候て御酒請給候也。

一團扇事物を書樣々事如此候。

一能なとの見物にしはのに御盃の酌は盃を手

のはらにすへ。扇なとにすへ候也。臺にすへへからす。但躰にもよるへし。

一扇に物を書様之事。

一入道衆ははかまはきず候也。刀は二ツながらさゝれ候也。（朱）二ツナカラトハ腰刀ヲサシ。太刀ヲ持セラル丶ヲ云也。

一むきおしきの事。再進なければ。六枚重て出候。ケ様の時は心得て彼下可然候也。

一あら木の弓披露之時は渡人弓の下筈を右にてすゑ。上を左にて取すくに渡へし。内竹を人の前に成て可然候。請取人弓の本を左にて取。上を右にて取候。一礼候て可罷立候。

一すハうはかま小袖一重渡候事。いち下に袷。其上に小袖。その上にはかま。其上にすはうを置候て。小袖のゑりの方を人の右の方へ成様に渡申候。又すはうはかま計の時は。袴のおりめの方人の前へになし渡申候。

一我主人之文を他宗に持て参候は。文箱より取出候てそうしやに渡候。若又封の文箱にて候はゝ其儘渡申候。

一懸絵見様の事。三幅の時は中尊左右と見るへし。又二幅の時はおし板の左を見候て。扨右を見るへし。

一みすの掛様。座敷にては敷居内に懸候、巻上候時は内へ巻候てかきにかけ候。みすのふさ同かきは内に候て懸たるかききさきは外へなし申候。

一神前のミすは敷居外にかけ候。是も巻上候時は内へまき候てかきにかけ候、かきハ外に候て掛たるかききさきハ内になり申候。

一火鉢の事、十月朔日より明年の三月二日まて御座に置候也、火鉢持參候事、炭を置上に火を置候て火鉢の臺にすへ上座に置て足ひとつ有方を下座になし候、火箸は足と臺との間に置候、取候方下座へ成候、又臺は板にても仕候、又たゝみのへりを繧繝なとにて取候ても能候、おもき臺は火鉢と臺と二人して持參候。火鉢は誰にても二人の中より持出候、たいのなりハ火鉢のなりに隨へし、四角にも丸くも火鉢は銘名なさにて仕候、又炭を置候時は先火はしにて火をのけ候て其中にすみを手にて置。扨火箸にてまはりの煨を上にとり上候て火箸を本のことく置すみを持て罷立候、捴ては上座に置候、又客人亭主の前にも時によりて置候、

一幕出入之事。内へ入り候時は、そとのかたへまくり上候て入候、晝は日の物見の下より可出入、夜は月の物見の下より出入せよと有。されとも頼朝公より結城七郎弘光に被下候本書には正中の間より入て右の脇へ出よ。若又左より入て正中の間よりも出よと有、同右の脇よりも出よとあり、又右のわきよりは入事なかれ、左のわきより出事なかれといへり、次にハ貝の出入は右に注申こさくにて候、又軍陣の時は先しは引の継左の手をかけ、同右の手をかけ幕をそとへまくり上て入へし、又出候時は是もそとへ上

候て出候なり。出入ニ付色々様躰有之儀候。

一方盆に香爐。同香合。同香筋置様の事。

御前

香炉　香合

一食籠を庭敷へ持参候事。かけより蓋を取て出たるか能候。又蓋を仕候て箸を置候て持参候て人の前に置候て。蓋の上に箸を折敷共に取てをき。扨食籠の蓋を取て箸を常の如くすへ。箸のすはりたる小折敷を蓋中へ入て持て立申候。如此両様に用意申候也。

一弓渡候事。右にて弓の握より少上を持。左にて本筈を持て渡候。請取候ハ渡人の左右の間を左にて取。右にて本筈を取候也。征矢は左にて矢の中程を持。右にて下を持。ま横に持候て渡候。請取候は、渡人の左右の手の間を取候。空穂も征矢も渡様同前也。

一手にて喰物之事。

鷹の鳥　せき飯　まんちう　かうし焼　きんとん　有のかまほこ

一五ツ菓受用之事

して右の一ッを向合候。頭は上座になる。はしになる方の魚を一ッは右を面に成様に可入候也。

一魚十の時は腹と腹とを合て入申候。是は鯛又ハ鯉鱸此外の魚の頭を、此分候。大略入候か。但流々によりて入様相替候。色々口傳有。

右本書に有ハ悪し。十ッの時も上座の右に九ッは腹をなし申候て右の一ッにて向合候。頭は上座へなし申候かよく候。

一鯉なとは時によりて川の藻を指敷に仕候すへきなとも同前たるへきか。

一鰒には蘇の葉をかい敷にせられ候也。(朱)鮑ノ別名

一大鰒(ノフクラキト云伊勢國ナトヨリ出ル)は頭の方を折のはらへ成て尾のかたを合て入候。少鰒ハ何共入候。

一鯒はうつむけて入られ候。是も首のかたは入の左へ成へし。いくつ入候共此分たるへし。

一王餘魚の事。鰒とうせんに候。いくつ入候とも此分たるへし。

一魚を一かけ二かけと申事なき事ニて候。一ッ一ッさし其數を申か能候。

一精進之物を餘所へ遣候はは、先饅頭にて候はヽかい敷は五葉松の葉を敷て、まんちうを積て上のまんちうにも松の葉を間にさしちらしはくなとおかれ候也。(朱)折ニ箱ニテモヤウヲ甚ナルヘシ

一海松を遣候はヽかい敷に榎葉を敷候。是も能見はからい候て折に入也。

一豆腐を遣候ハヽかい敷に篠の葉なとを敷て遣候。折に入也。心安方へは盆か重箱也。

一荷蒻を遣候はヽ是も篠の葉を敷て遣申候。

(朱書)惣別肴ノ一ッ物と云ハ魚を切らすして丸のまヽにて煮焼したるを云也。此外さしみの事さあれともさしみ計にて外の肴出候さきハさしみをさして一ッ物

と申と云事也。

一御肴の一ッ物之事。一ッ物と申候は大さしみの御事也。食のさいに被出候時はさしみと申候。自然別に何もなくさしみはかり一ッ前に被居候はゝ御さかなの一ッ物と可申候。其儀受用仕に右にて箸を取。左にて酢鹽ちよくを取上候て。魚の有所へ酢の入たるちよくをさし寄候て。箸にてはさみ候て酢につけ。箸ちよく共に口に寄候て可被用候。酢に魚を入はさみ上申候へは。膳に酢落候間念入喰也。

一酢取候に小児を仕候事。昔は毒を酒にませ候ニ付。酌取候人御座之眞中にて。てうしの酒を左の手のはらに入吞申候。袴にて手をおしのこひ候て參らせ候也。

一湯けいらんの事。常の根にけいらんを作てゆてゝゆともに出さるゝ也。其後たれみそのしるを出也。其時かさを取。汁を請。前の方へ居申候。若前の方せまく候ハヽ脇にも置申候。けいらんの入たるもの。なほしなと仕事なき事にて候。

一花の事。自然草花木花と被持候はゝ草は左木花ハ右に持也。又白花は左。その外の花は右に持なり。渡候時は左より渡。右を渡なり。

一天井折之事。(朱)式雜部飾之記ノ末ニ見エタル折二ツアリ是天井折ナルヘシ此両條見合スヘシ。是は六角ニまけたる物也。是は三ッ付也。そこ二ッ也。下の底ハほけて有也。上のそこより上に餅を積候て餅の間ニにきそくをさし申也。扨それを水引にてからけ候て有なり。御座に持參候て結をひと所とかれ候はゝ皆々一度にとけ申候。其時きそくにて菓子をさし候て菓子入に入てきそくを一ッやうしをそへ候て上申候。箸を取寄はさみ又はきそくにてさゝれ候事有間敷候。必々ひらかれ候事あらは。ゆひめさか

れへく候。今時此心得無之候由ニ而候。折ハ餅漬候折二ッ。木の實盛たる折二ッ。又魚の折二ッ。鳥の類のおり二ッ。しほけの折二ッ。必々如此一對つゝ可有。ひらき樣何も同前。愁祝言ハかい敷にて可有心得候。

一旗子の酌の事。右にて下のほそき所を持。左は下の方に添申やうにして取可申候。

一同かさり樣之事。陣中にては床の方へちうの向申候樣ニ二ッともにかさり申候。婚入之時は向合てかさり申候。惣別ちうさんほうの事はきそくと申候。

一同酌にくわへはなき事なれ共くわへ候時ハ如常ひさなど其外作法つねにかはらす候。

一ちうのかい敷の事。根は下座之方右の角に根を置也。三ッもおかれ候はゝ前より次第に日廻りに可被置也。とかく上座之方へ根の有樣に置申候。愁の處へ遣候は下座の方之左の角より根を置。逆ニかい敷を次第にしかれへく候。是も上座に次第に根の方を置へし。かやうに逆に置候へは愁の時箸打申候所あき申候なり。故に常に愁之箸打所を皆敷の根を置候也。左候へは不置候也。是は上座より下り向ての右左の角にて候

一式三獻之時は本膳の二ッの皿の間に折形にのしを包て置也。式三献呑候時は本膳來候時。上の土器三度呑て膳の右の前の角に置申候。又二膳來候時二番目之かはらけにて呑候て一番のかはらけに重て置。三の膳來候時末之かはらけにて呑候て本の所へ重て二ッ有。上のかはらけを取て只今のすへたるかはらけに重て。又其下に有かはらけを取。二ッのかはらけにかされて置て貴人は片手。平人は兩手にて候。

一盃にさんちの事。三所おそしと申儀也。是は

盃を長く持てをらぬと云心得也。

一せゐろうそうめんの喰様の事。再進ハ赤せいろうに入て持出候也。喰様人參取候ハヽうつりよりせいろうにかへて置候也。とヽハ再進ハ居れましく候。

汁
カラレ
山桃

明打敷を膳はたに引かけ候時は箸にてのけられへく候。平人は右に箸を持なから左右の手たるへく候。再進持出候時は平人は明打敷を両手にて取宮仕に可被渡候。貴人は宮仕にまかせへく候。

一せいろうそうめんにむかしはかはらけをかふせ候。杉ニテオシキヲコシラユルト云フ今は杉にてもくるしからす候。

一小袖一ッ人に渡候はヽ廣蓋へのせ候様に襟ゑりの長みの方人に向へしをさきにして袖すその下に左の手をすけ右の手にては小袖のまかりめを持て渡也。請取人又左右かいなを下より入て取まはしにやりまはして。襟の方をさきになして。左のかいなにて此まかり候所を取て立也、請取て人にわたさす候ハヽ。そのまヽひきまはすに順たかい申候。請取時又人に渡さすハ引なほすに及はす、依て順たかふと意也。されは共引直し請取へし。

伊勢六郎左衛門尉貞順

以宮内省圖書寮本謄寫校合畢

貞順豹文書

一ひやうもんの事。梅。もへき。るり。ひは。紫にて色とたるを申候。二色を三色四色に見へ候様に染たるはくるしからす候。夫は唯二色にて候間。ひやうもんにてはなく候。ひやうもんをは不斷有之御きんせい。

一紅梅の事。男は十四五まて着候。其比過候得は無着候。また薄きはだをは依人卅歳計まても着用候。次に女中衆被用儀は格別にて候。別紙委注置也。

（袷の事）

一丸すゝしの事。是も依仁躰十四五まて被着候。公方様の御儀は不及申候。近九二一等之御着用候。また此外にも御用之方可有之候歟。

一一重すゝしの事。同前にて候。是も賞翫候間唯之人は着候事如何。

一帯之事。さのみひろきをは御沙汰候ましく候。昔は六わりの帯を被用候つる。慈照院殿様之御代より被相留候間。人によりさる儀候。

一丹後つむぎの事。紋を付ては被着方も候。白きは可有斟酌。又出家ハ白きも不苦候。

一紫うらの事。御きんせいの御沙汰はなく候。但下々の人は斟酌にて可然候。

一大かたびらの時は白き小袖も不苦候。只の時はいつれの小袖も着候。但たり物なとをはめし候ましく候。此外いそうなる小袖。人の目に立候をは不可有着用候。

（異相）

一かけもへきの小袖。同かけあさきの小袖の事。昔はもつはらはやり申候つる。近來はすたり申候。殿中へも着かけ。あさき同かけもへきと申候はきぬを染たるにて候。小紋なとをも付申候。

一たり物之小袖の事。唯の人は着候ましく候。公方様より拜領仕候得は勿論着申候。りうんに着候事如何。三管領其外之大名等へは御免にて御用候。

一からおり物之事。三管領御拜領候。此外公家にも御給候方候。又管領之御内なともゆるし着申事も候。是も御免候はぬ間は無御用候。

一嶋おり物之事。おもてむきへは不着候。内々にては自然着する方も候。地下人專用申候。惣別繡ものの御服にてなきを下にも被着間敷候。自然御覽候て御とかめの時は申のへられや有間敷候。

一無紋の小袖之事。畧儀に候間殿中又は貴人主人の御前へは無着候。私にては自然可着候歟。

一赤根之小袖之事。是も式々の出仕之時ハ可有斟酌候。不斷は不苦候。年寄も着候。無紋之類にて候得共是は少々參會には不苦候

一くれなひすちの小袖之事。男ハ十四五まてハ着候。但貴人の御子息等は十七八までも御着用候。

一一ツませの小袖の事。是も大畧同前也

一紫の小袖の事。紋を付たるをは着候。無紋のをはめすましく候。又むらさきも染やうにもよるへく候。れりなとをこしをあけに染たるは猶よく候歟。こしのあき候はぬハ畧儀候。又つむきなとを染たるは表むきへは不出候。染小袖のこしのあき候はぬをはうら打の時は可有斟酌候。

一梅そめの小袖之事。殿中へも着候。不苦候又裏うちの時も可着用也。

一ちやそめの小袖の事。同前。是もこしのあきたるか能候也。

一しゝらの小袖の事不苦候。殿中へも着用候。同あはせもしゝら猶可然候。

一ぬひ物の小袖の事。男は依人十四五まて着候。下々の人は不可有着候。

一はくの小袖の事。同前也。貴人の御息御用勿論候。

一あはせの事。何れも不苦候歟。但むらさき色をは可有斟酌也。先若き人には。くちは。ひは柳色。紫可然候歟。又人の好みによりて。ひはた色。玉むし色。きねりぬき。とかけ色なとをも着候。次に年寄にはこん。あさき。ちや。又白あはせ紫相應にて可然候　おり色のあはせ御きんせひの間それに依てえり袖なとをしほりて着用候。又しゝらのあはせにて候得はしほり候はね共其儘用候。

一ほたんのあはせの事。四月一ヶ月計被用様に承及候。これも十四五までの事にて候。

一白き小袖の事。本人は不可着用候。公家ハ御用候。

一かた身かはりのあはせの事。是も十四五までの事にて候。

一あさきうらの事。紫の小袖。又はあかねなとのうらには付る方も候歟。是もおし出し式々の參會には可有如何哉。

一うらの付たるかたきぬの事。らうせきなる儀も人前へ著候事。ゆめ／＼不可有之候。

一袖ほその事。一重袖ほそは昔はやり申候。近年すたり候。又うらの付たるは慮外之儀にて候。袖ほそも布を用候。きんしやの類を用候事不可有之候。

スワウ上下。同シ色ナルチ上下ト云。

一上下の色はかちん又はあさき先可然候歟。又むくのみ色も能候。此外のいろは主のとのみにもよるへく候。乍去式々の參會にハ唯かちんあさきなと可然候。年寄にハむく

のみ色もよく候也。
一上下の紋もちいさきか可然候。大紋(オホキナル)は慮外なる儀候。但若人は少大なるも不苦候。
一十徳も紋を付て可用候。紋のなきは略儀にて候。是主人社參の時は馬上の供衆いつれも十徳を可着候。我家の紋を可付候。
一かたきぬはかまの色も上下と同前也。
一とおんそには大略織物を用候。おもてむきへ出候ハぬ故に平人も此分にて候。
一上さしの袋も同前也。平人も常用申也。
一すゝしの帶の事。男も夏は可用候。さりなから唯常の帶も可然候。
一かたひらの事。唐布をも殿中へも着候。不苦候。唐布御きんせいの無御沙汰候。
一はくのかたひらの事。男は依人十四五まて被着方も候。
一すりの小袖の事。是も依人躰十四五まて被遊候歟。
一くろむめのあはせの事不苦候。殿中へも着候。
一かたすそを無紋にして。こしを白くあけ候は。むもんにて候はねとも。何とやらんいさうに相見え候間殿中へは如何。
一白き小袖のえり袖計にあいの花にて紋をちいさく書て着候。是は白小袖にてはなきの由にて着する人も候。是もおもてむきへは出さる儀にて候。私ニての事に候。
一めゆひの小袖の事。內々にては不苦候これも式の時はむやくにて候歟。
一地をきちやにして紋を所々に付。それを紫又はもえき抔にて色えたるは不苦候。又地をもへき同淺黃にしたるも同前也。但是も式々の時はむやくにて候歟。
一すはうとはかまの色かはりたるを着候事略

義にて候。但幼少の間は自然は不苦候歟。
一かたきぬとはかまの色かはりたるは内々にては不苦候歟。是も式々の時ハむやくにて候
一めゆひのかたひらの事。慮外なる物にて候。可有斟酌に下々の者常着仕候也。
一もめんはかまの事。人中へ着候事不可有之候。當時は被用候。本々なき事にて候。
一もちのかたきぬの事。六月七月之間は可被用候歟。但夫も心安き參會の事にて候。貴人の御前へは可有斟酌也。
一地紋の上下も累義の樣に申候。只ぬいめ付可然候。
一上えりの事。自用之儀候歟。只二えり可然候。兒若衆等は色々にて候間不苦候。又ひやうじやなとは物をあまた着候はんためにえり計にわたをうすく入候ていくつも重て着候。是もえりは二えりにて候。
一すきすほうの事。もとは六月中計めし候つる。近來は六月七月此兩月着候。八月朔日よりあつすほうにて候。すきすほうは越後布の事にて候。さゆみ又はもちなとを殿中へめし候はんするかたは人によるへく候歟。女中衆にも中﨟ハとかうしをはめさす候。とかうしはくわしよくにて候。自然中﨟の中に上意に相叶候人。ゆるし申され候て御用候。またおり物かうしにて候はてはすゝすたれなとおりたるは。夫は中﨟衆もめし候。こかうしをめさす候。人によるへく候
一すゝしうらの事。是も女房衆夏計きられ候。男ハ不着候
一ぬき白のはたの事。男は十四五まで被着候。女中若き間計被用候。
一おなし色の小袖にて候得共腰のさき候は賞

衞にて候。こし、あかねはいやしく候。

一鹿子小袖の事。是も貴人等の御前へは可有如何候歟。かたひらの事は中々不及沙汰候歟。

一紅梅の事。男は十五又ハ十六まて着候。其頃過て候得は無着候。女房衆は廿八の五月五日の午剋まてめし。此已後はめさす候。是は公方様にての御法にて候。惣別年々にめしそめられ候事ハ十一月卅日よりめし候て明年五月五日まてにて候。毎年此分にて候。

一かけあさきの小袖。同かけもへきの事。昔ははやり申候。近年ハすたり候。殿中へもめすかたも候。くるしからす候。

右一卷依御懇望如形注進之候。但他家之覺語ニ相替儀可有之。不可被外見候也。

天文十七年十一月十八日　貞順

伊勢六郎左衞門尉

以東京帝國大學圖書館本謄寫以宮内省圖書寮本校合畢

續群書類從卷第六百八十八

武家部三十四

伊勢貞興返答書

すわうぬきの事。
一各ぬかれは。舞臺へ持て出てをき候。ぬきてなけ候事有ましく候。翌日太夫その外座の衆もたて廻候。私にても同前。口傳。

御能乞候事。
一公方樣にてハ。伊勢守役にて候。能組かね共あんなひ申候。なんはんめにたて申へき由申候をかくとにてこひ候。その外御機嫌次第になんはんも乞候。又なん時にても。座衆のとらす立候躰みえ候とき乞候。口傳。

弓征矢請取渡事口傳。
野太刀うけ取渡。前々より如此之道具人に出候事。
一まれなる事に候。つかをさきへなし。はを人のかたへいたさぬなり。請取人ハ手下々々をうけ取なり。頭をさしてまかり立。故實口傳。中小太刀あつかい同前。

長刀出す事。
一むねを上へなしまいらする。奏者の時も又座敷にて人にいたす時宜口傳申。

鑓。人にいたし候事。

一なき事なり。さりなから出候事候ハ、。取あつかい口傳申。

一虎豹の皮。折に入やうは。二ツに折候て。かしらを上になして。よこさまに御めにかけ候。又かしらの方をみせ申てもくるしからす。

一ひはを人にまいらせ候にハ。人の引時のやうにいたきて。くひを左の手にて。たてに持て。右の手をはちめんの上をこして。いその方をかゝへて。たゝみにたてゝをしまはして。ひはをあをのけて。海老尾のかたを左に成やうに可渡。口傳。ひはに海といふ所あり。

小野すわうたゝみやうの事。

一下かんを上になす。袖ハ両方へ折かへす也。口傳。

主人へ御腰物。御扇。はな紙まいらする事。

一御腰物ハつねのことく。はな紙の上に御扇を置。かなめのかたをさきへなしてまいらせ候。口傳。

はな紙折やう。

一公方様のもたせられ候やうたいおりてみせ申候。近代はいろ／＼にたゝみ候てもたれ候。本儀をしり候得は。それにしたかひ。何やうにもくるしからす。

金襴段子島織物以下つゝみやう。

一金襴段子ハ。からのつゝみたるやうにてよく候。折にすはり候て可然候。板物つゝみやう口傳申。

こしよせの事。

一こしの左あかり候。右は下て。女房のこしは。右あかりなり。めし候て後。こしをもと

御たゝき候時ゑんより両人かきおろし候へは。こしかき請取候。

公方様には、御こしかきはかりあつかひ申候女房衆めし候ときはこしそへそはむきかしこまるなり。口傳申。

　　こしのよけ方。

一こしをは道の中をとをし申候又馬ハみちのわきへとをり候。ほそ道なとにては。馬を別の方へうちのけて可然候ことに女房こしなとは。尚以此分に候。等輩の時。こしと馬との禮の事。先こしよりおり候かよく候。其ゆへハゆるしなき人。こしにのる事ははかる心にて候哉是は平人の覺悟候口傳

　　かたきぬはかまたゝみやうの事

一かたきぬは。下かへを上へなしたゝみ候。はかまは二ツに折て。うしろこしを上へなしてかたきぬを上にをき候なり

一菊とぢは。ぬいめをすくい候て。いとにても付候またそくいにても付候両のはし。そくいにて付候。ひも革の色。黒梅むらさきかわきの圖書能候くろ梅尚以可然候

　　よろいむかへの小袖すわうたゝむ事

一別にかはる事なく候三重五かさねも遣候。すわうハ一具にて候。

　　ゑぼし刀扇たゝうかみをく次第口傳申候條みやつかいの事無別義。口傳申候。

　　懐紙出事

一紙のうへにすゝりをき候。又人にまいらせ候すゝりのうみを。わかまへになして人のそのまゝかき候やうに渡候。

　　妻戸の事。口傳

　　しとみの間とをる事。

子細同前口傳同前候

　ひやうふたつる事。

一上に金屛風先上座に立。其外次第々々にたつる。下へ入々かさねたつるなり。

御前ハ扇さすや否事。

一なにゝても役の時ハ。ぬきてをき候。つねにはさしてもくるしからす候。口傳。

すわう引の事。

一やかて其座にてハはかまをも御引候はゝ。めしつかへかつく。但とすわうにとはかまなとの時は。すわうはかり御引候へく候。又こはかま共にも候はゝ。はかまも御ひき候へく候。人によりまた當座の時宜によるへく候。

粥たまはる事。

一本式の時無之候。連歌または祈禱。或家參會には任之汁なとかけ候事あるましく候。又公方様へ御粥。

さいはん引之事無別儀候。口傳。

主人御てうつかくる事。

一はんさう。たらい持參の事。たらいの中にはんさうを取出して。みつをまいらせ候。あひのきれ候はぬやうにかけ可申候。又手のこひハ手に取候はて。臺ともに主人の右之方へをき候。大略此分にて候歟。口傳。

湯つけくひやうの事。

やない箱の捺之事。

一やないはもちい候事は公家衆元服の時。かふりもとゆい以下すへられ候。又御たんしやくなともすへられ候。又人の中陰とふらいの時。經なともすへておくり候。木の數てうは吉。はん八不吉。重半により吉凶有之事候。口傳。

主人御太刀持之事。

一主人の左の方に參よき也。太刀の持やう口傳。

主人より御太刀御腰物たまはる事。
一太刀の上に刀を置て被下を。一度に左右の手にてとりいたゝき申候。口傳申候。
御太刀持て。御酒たまはる事。
一同名其外身よりの人に。御太刀わたし候て。御酒たまはる可然也。口傳。
引合。鳥子。杉原以下折に入やうの事。
一紙のきりめの方を。さきになしてすへ候。杉原ハひもにてゆひ候て。上に扇板の物なとすへ候。又五束も十束もつかひ候事。しるしわけかたく候。口傳申。
北上座之時。盃出しやう
一すこしすみかけてをきて可然也。
大なる盃の臺の時。酌取やうの事。
一銚子をもちてまいり。下にをきて。臺を貴人にても主人にても。御前におきて。主人貴人御しきたい御禮すみ。その時。御酌よりてまいらせ候也。
主人御酌の時。くはへの事。
一其家の年寄又は一そくの人。くはへに罷立候。
みすのかけやう以下。
一條々口傳申也。こまるとは釣。是を云也。
猿樂。田樂舞に召出之事。
一酌の覺悟口傳申也。
能ほむる事。
一殿中にてハ伊勢守役にて候。するのこい能なとは。伊勢守御前に候はて。能はて座衆たち候へは。御相伴衆。公家衆なとも御こひ候事も候。これに諸家懸せられ可然候はん歟。
太刀板物以下そへわたす事。
一先太刀を下に置。左右の手にてそひ候物をさきへ渡。子細を申。後に太刀を渡候て可然候。

打太刀請取渡事。

一小太刀同前。口傳。

廣ふたの事。

一小袖を下かへを上へたゝみ。ひろふたにすゑ。ゑりのかたを人のかたへさし出す也。主人御前にて人に被下之時。ふたよりとりおろし。たれにてもつかはし候なり。口傳。

風呂之宮仕之事。

一わき刀までもぬき。宮仕へし。御湯かたひらめさせ候やう。御袖をまきよせて。右之御手よりめさせ申なり。同ゆかたひらしたてやうの事。すそもたちたるまゝにておかれ候。わたくしさまには。すそをちどりかけにぬひ候。つねのかたひらのごとくすそぬいをし。のりこうなる事なり。其外口傳。

とのい物之事。

一こしらへやう。面に申候。こおんそは。手のことく也。是もわたあつく候へはたゝまれぬ物にて候まゝ。宿直物たたみしく也。

かゝり火のある應通事。

一急度法とてハ候はす候。かゝりと御前のとおりをとおりましく候歟。

花とりわたす事。

一草花をはつゝむなり。紙一かさねを二ッに折て。折めを上になして巻て。下の方のさきを折返して。其上を三ッにゆふなり。上を二所ゆいて。下同まへにとむるなりとの様。口傳。同木の花はつゝむへからす候。五所結なり。ゆいやうは右同前。又兒喝食花まいらせ候やう。金銀の紙につゝみまいらせ様。口傳。

すへかはらけの事。

一急度としたる時ハ。かならす可出候。初献肴すはり。やかて出候。私さまにては。三と入

をかされて。南方へ持て出候て。肴の右之方のたゝみに一ッつゝおき候。是はさけのしたをすて候ハんため也。條々巨細口傳申間敷。不及注候。

袋之事。

一女中衆男衆つかり。くゝりかす在之。やうたいかわり候。口傳申候也。

こしの高下の事。

一ぬりこしは公方様。又門跡長老などめし候。其外管領大名衆。公方様よりの御免の上にてめし候事。一段規模なる事候。金物の數は五ッ七九十一なとは。平人はあるましき事候。

御女中衆の御盃を給候事。

一いたゝき候て。口をそへ候はぬかきつかい故實のよし申つたへ候。

主人の御前へたひはく事。

一御ゆるしなくては。はくましく候。又御めんにてよりは。はかん事くわんたい也。

香爐受取渡之事。

一貴人のあしをさきへ出す也。口傳申也。

他家より使節兩人にてもいく。

一此方兩人可然候。

鞍ほねに太刀添之事。

一くらを前輪を先へなし。左の手にかけて。太刀をつねのごとく持て出。太刀を下に先おき。雨の手にて。くらをわたし。さて太刀をつねのごとくわたす也。但前後依時宜不可定候。

みたれくらの事。

一しはらぬくらをは。左の手にまへわしつゝわをうけ。居木を右の手にてあはせてもた出るなり。渡候時はくらの紋を上へなしをき候。懸御目候やうたい。御傳申候也。

ちいさき魚。折に入やうの事。

一何となくみたれたるやうに可然候。
馬上にて御供之時。馬の足いたす事。
一築地森林にて。馬をかゝへて出し。主人を見附てすゆるなり。是かとの足角の足と云也。口傳。
馬上にて御供の時。小者房中間以下古具次第事。別にしるし進之候。
公方樣御小者六人にさたまり候。それにしたかい大名衆五人。四人。三人。二人めし具られ可然候。口傳。
はしり衆の事。
一公方樣は六人にて。ゐほしすわうにて。小太刀をはかれ候。是はしきしやうの御成の時。此分候。御鷹野以下御遊覽の時は。御はしり衆不可相定候。大名衆はゐほしすわうの時も。人の分限ほとにつれられ可然候よし。古記錄にもみえ候。大勢は不可然候。

しきしやうの時。刀のしたての事。
一ゐほし上下の時は。刀のつかはとかわにてまき候事行ましく候。くろつくり本儀候。人によりめぬきかうかい金にてもくるしからす候。大かたひらの時。刀のつくり。さけを一まてかはるなり。
御ゐんのあかりおりの事。口傳中
丸すゝしの事。
一公方樣にては。大上﨟小上﨟まてはめし二重すゝしハ一段賞翫の事也。
小袖の紫うらは。
一たれにてもくるしからす候。御きんせいと申儀無之候。
女中かたの小袖。
一わたいり候へは。うはきにハならす候。夏こしまきの事。いつれもすゝしうら本儀にて候。但兩ひとつませこうはいは。すゝしうら

にハせぬ物也。
しろき織物御禁制。
一つむきほけんは。あをはなにて繪をかき候得はくるしからす。口傳申。
こしかきしたての事。
一十徳を地をあさまにそめ。ぬいめにハ四ツめゆひを付候。十とくのうへにしろき帯をする也。
一公方様御こしかきつかさをとり候物一人ハ刀をさし御こしの御さきへ參候也。口傳。
御祝儀の時。銚子之事。
一かたくちにて。しろくこしらへ候。口傳。
連歌の時。盃まいらする事。
一上座つまり候へは。いつかたにても上座の内。見はからいまいらすへし。貴人御出座の時。執筆あり所かはる也。
女中衆うはきうちをきおり物。

一わたのいらさるか本儀候。ぬいはく同前也。
小袖の事。
一男はをりすらのこしあけ可然候。その小袖もこしのあきたる本に候。おり物ハ主人より拜領候得は。勿論くるしからす。うちまかせては斟酌あるへし。ねもしハおとこは十五えて着候。いろ〳〵四季いしやうの次第口傳申。
大鳥小鳥羽。
一一尻二尻と書也。
油火の事。
一御灯油は式こくの時。おもてむきへハ出ぬなり。女中方にては。御とのゝ油と申さるゝ也。
觀世太夫は四座のうちにても賞翫也。
目錄之書樣之事。
進上

白鳥　一
鯛　十
以上
大内左京太夫
義興
進上
御太刀　一腰。銘。
御馬　一疋。毛云々。
百疋
已上
大内左京太夫
義興
進上
御太刀　一腰。銘。
御繪　二幅。筆云々云々。
御香合　一帷。云々。
金襴　一端。色。

御盆　三枚惟云々。
以上
稱號官
實名
此一卷。大内左京兆義興。大友匠作義鑑。對貞陸被相尋之條數返答之跡書少々書加之進之候。正文披見上者被秘置之聊爾不可有外見者也。
元龜參年七月四日
伊勢三郎
義興花押

主人御光儀の時。罷出畏可申所柄の事。
一門の外へ罷出。いつかたにても。門柱の一間はかりのきて。つくはい候。さて門のうちへ御出之時。御跡よりまいり候。御座定候て懸

御目御禮申候。御成之時。如斯次第也。口傳。

貴人參着之事。

一門まで罷出事もあるへし。又門のうち緣のきハほと〳〵によるへき事。

太刀目錄請取渡之事。

一つれのことく太刀を右にもち。折紙を左にもちて。折紙をしたに置。太刀を上に置。そとをしやふそうにして渡す也。口傳。

太刀折紙は文箱そへわたす事。

一太刀に折紙をとりそへて右にもち候。左に文箱もち。まつしたに置。さて太刀折紙つねのことくとり分可渡候。口傳。

太刀披露の事。

一太刀折紙を。主人の左の方のたゝみ間中ほとに置候。太刀折紙をく時。太刀のつかかしらに左の手をかけて。おし出すやうにて罷立。其外口傳也。

目錄注文折紙可相替哉の事。

一同かきやうの事。口傳申也。

持參の太刀の事。

一主人をしやうくわんの事也。御座敷にあり。又人によりはからいさたまるへから。太刀折紙つねのことく置て。すこしのきて御禮申口傳也。又さのみ下輩なる人は。持參あるまじく候也。

刀を人にわたす事。

一さけ緒を刀にとりそへ。左の手さきへ。兩の手にて渡候也。小刀のかたを上になし。人のかたへはをなさぬやうに渡候。口傳申候也。

主人より御腰物くたされ候時の事。

一拜領仕候て罷在つきの間にて。我刀を同名えんきん又は無等閑人にわたし。被下候をさして參。御禮申候也。口傳。

御能之時。酌とる樣の事。

一御肴まいりて酌出候時。御能はしめ候。しき三はんわき能はて候て酌罷立候。御酒參り候こしつ。口傳在之。

折かはらけ物の事。

一先まんちうの折。魚物の折つかいにて參候。きそくのおり。まつはやく參候。いさひ口傳申候。かはらけの物。公方樣にて御とりつへと申也。又三ツなき五ツおきとも申候。口傳申候也。くきやうにこりちらす御さかなを。くきやうの物と申なり。口傳申候也。

御酌とりやうの事。

一銚子のさきあけて。つまかくしのきは。右の手にてもち。左つねのことくそへてもち罷出也。盃とりにくゝ候ハヽ。銚子下におきてとるへし。口傳申候なり。

御盃出すやうの事。

一こかくとかはらけとのあひに。ゆひを一ツ入。大ゆひを盃のはたに。そとかけてもちまいり。主人貴人の御座の間の上座におく。其内にてもうやまひ候人のかたへ。すこしよせておくへきなり。口傳申候なり。

銚子請取渡候事。口傳申候。

主人の御目にかくる事。口傳申候。

御盃とりかゆる事。

一まれなる事にて候。自然とりかへ候はヽもちて罷出て。まへの御盃をわきへおしのけ。その跡におき罷歸るへきなり。口傳申候

はい膳の事。

一公方樣の御前をはいせんと申候。其外大名衆のは。かよひと申候かよく候。

御膳まへあくる事。

一いきのかゝらぬほとにもち候よく候。御膳をすゑ罷かへり候時ハ。右へ歸り候か本儀に候。但し御座敷により左へにてもくるし

からす候。
　御膳五日　七日。八日の事。
一近年ハ八日まて參候事まれに候。八日のす
ゑやう口傳有之。
　御膳あくる事。
一末より次第々々にあけ申候。口傳申候也。
　めしのくひやうの事。
一別儀なく候。めしをくひ　まつ大汁をくひ
候。さいの事。中に候物又なににても。てよ
りなる物をくひ。なによりとは　さたまらす
候。口傳申候也。
　かんのくひやうの事。
一いつれのかんにても。はしをとりくひ候て。
汁をすこしあいにすい候。すさいなとは。た
へ候はぬかよく候。口傳申候。
　まんちうくひやうの事。
一右にて先は　しをとり。すなはちまんちうを
とりあけ。左の手をそへ。あんのこほれ候は
ぬやうに。二ッにわり。右にもちたるをは膳
におき。ひたりにもちたるをくふへし。はし
もちたるにて。其儘汁をもすひ候。又わりた
るを。もちたる上にも置候。
　さうめんたまはる事。口傳申候。
一同そへさかなの事。すへかへ候もよく候　又
そのまゝわきに　おき候か本儀に候。口傳申
候。
　盃の臺の酌の事。
一臺の前を。人の前へ　すへ申候。條々口傳在
之。
　まはり酌の事。
一我のみ候て、人にさし申候時。しやくにかは
り候。次第々々同前に候。口傳申候。
　せこの酌の事。
一てうしの上にか　はらけを置て罷出候。すへ

座へよりも。御酒のとをきかたへ參候。又たれにても見はからひ。若衆なとへ先はしめさせ申候。其後おもひさしゝたひたるへく候。口傳申候。

食籠の事。

一公方樣へは不參候。其外大名衆へは參候。こしつ口傳申候。

鷹の鳥くいやうの事。

一人のはさみ候て給候はゝ。両の手にうけとり。いかにもうやまひいたゝき過分のよしを申てたへ候。又物にすはり候て面々の前へ參候はゝ。ハしすはり候とも。ゆひにてつまみいたゝき候て。同前に忝よし申たへ候。口傳。

一獻のうちのさかつき。もし再返まいり候事候とも。獻數に成間敷哉之事。

一勿論盃あらたまり候ハて。獻かすにはなるましく候。口傳申候。

御湯つけも獻の數にはならす候おりの物あつかひの事。

一かうよりにてからみをかけ候を出しさまに。みなとり候て出し候。もし失念にてそのまゝ出候はゝ。そへこをぬき。そと上をきり候て。おしひらき參候。口傳申候。

馬上盃の事。

一御馬の上へ御盃參候事候ハヽ。銚子にすへ參候。もし馬上に御弓なともたれ候はゝ。右へ可參候。其躰にしたかひ故實可在之口傳。

神前の酌の事。

一神前と主人とのうしろになさぬやうにきつかい肝要候。其外口傳。

よめ入の酌之事。

一女中の事にて候間。くわしく書わけかたく

候。

　移徒のやうたいの事。

一よろつあかきものを禁制なり。馬もくり毛をは進上仕らぬものなり。火しやうの馬同前ひはり毛同前

　とりちかへの事。亂酒に成ての事也。數なともいくつともさたまらぬ也。中のみの事

一大なか小中　それよりかたたこなたへまはるゝもあるへく候。亂酒になり候へは。いくたりなとゝはさたまらす候。口傳。

　三星の事

一盃の臺にかはらけ三ずはり候。のみやうは順にたへ候。たいにおきやう口傳。五ほし。これ又口傳在之。

　主人貴人よりおさへ物くたされ候事

一こつちや。とうちんこう　あんにんちやうしなと。いろ〳〵にとしらへ候て出候。くたされ候時のかくこの事。いかにもかたしけなきよし。別て謹て頂戴仕たへ候。口傳。

　等輩よりおさへ物給候時。きつかいの事

一さしてしきかはらへからす候。口傳。

　主人貴人へおさへ物進上の事。

一人によりしんしやくあるへきか。きつかい口傳申候にも。

　らうそく出しやうの事。

一そくたいの中ほこよりおさ上を　右にてもちてまいる。一の足を主人のかたへなしてをき申候。口傳。

　らうそくのしんとる事。

一しんとり候へは。あるうゝり別儀なく候しんとりなき時は。ハしにてもとり候。かわらけに水を入。はしをそへて出し。此時はとり

おろして。しんをとり候かよく候。おろし候
は略儀に候。

らうそくをとりかゆる事。

一らうそくをともして。右にもち出候て。ひたりの手にて。臺にあるをとり。右のを其まゝさし候。まへのを右へとりなおしてまかり歸也。口傳申候。

舞臺にらうそく出す事。口傳申候。

舞臺の庭にかゝりたく事。口傳申候。

舞臺にらふそくつむ事。

一左右の手にて五百疋ツゝもちて出候也。
公方樣にてハ御供の衆の役なり。其外ハこれにおうすへし。

御こしの內へ御太刀を入られ候事。

一主人の御左のかたへ入候。太刀を左に持候て。なかへの外より入候。公方樣の御儀。此分にて候。

制札之事。

禁制。　山城國西岡諸寺社

一軍勢甲乙人亂妨狼藉事。
一剪採竹木事。
一相懸非分課役事。
右條々堅被停止訖。若有違犯之輩者。速可被處嚴科之由所被仰下也。仍下知如件。

長祿元年十二月十二日

信濃前司神宿禰判
前大和守三善朝臣判

諸家制札事。

條數可爲同前。但當年軍勢亂妨狼藉事。如此可在之哉。

馬にて供をめしくする次第事。

打刀 小者　小者　小者

中下あき　　長刀　　中下あき
同　　　　　　　　　同
小中小太刀　　　　　小弓袋
同　　　　　　　　　同

手鑓以下諸道具。

日䉼事。

しんた　一云々

御かうはこ　一（みなの時は、枚の字あるましく候、一枚を進上時は。一二とあるへし、）

御ほん

三千ひき

以上

大うち左京大夫

よし興

此一卷。大内左京兆義興。大友匠作義鑑。對貞陸被相尋之條數返答之。斯書少々書加之進之候。正文披見上之被秘置之。聊爾不可有外見者也。

元龜參年七月四日

伊勢三郞

貞興花押

式三献之事。

初献。

かミかいしきいつれもしろかるへし。かみかいしきの上に木しかいしきして。ゆかいしきして。くらけなほそくきさみもるへし。ほかハらけ大ちうくつれぬやうにそくいにてつくへきなり。

みゝかハらけに御はしすハるへし。公方様の御まへ御前々々に御四はうたてまつるはかりみゝかハらけたるへきなり。くわんれい大名衆なり。是もよないかはすはるへからす。御はし白はし。

かいしき同前。かう梅ほしなと七ッかたそくいにてつけくつれぬやうにもるへし。かれハらけ大ちう。

二献。

しへく
い方
か四す
木を出し。

小太刀右帯
若黨

手あき
中間
中間

馬上

おろししやうか。かハらけ小ちうかいしきいつれもあるへからす。よめゆなー一きれおく也。いりの時。おきやう口傳。

かミかいしき木かいしきゆかいしきなるへし。らちミなもりてものうへにうなもさな三きれもろへし。かわらけ大ちう。

なましほ。かハらけ小ちう。かいしきなし。

弓うつほ
若黨

手あき
中間
笠役

劔菱　又ハ

一かミかいしきこしうの時は二寸五分。大ちうの時は三寸四分たるへし。すみをたてゝ仕候者也

三献わたいり

しきいこいにきりて。あいきゆに入て色な
とわて。下に三ッに
りたるかしらの
中をとりて゛一
方のほうへらを
のそいて。尼さ
な入て。ほね
いれて。中の上
にすきそのひ
れを入さし。か
わらけへしと人
たるへしハ三中衆
ハ右ミのひ゛女上に
もゑへし。れな丶

一公方様の御まへは。三せんなから御四はうたるへし。大名衆はひらおしきたるへし。

一上さま御四はう同前。

幕の事

一まく一てうといふは。二てうをいふなり。まくのたかさ三丈三尺五寸。のゝひろさ一尺二寸。但近来は長さ布たけ。ひろさは布はゝな用ゆ。

一まくのもんつくる事。五ところ也。いかにみしかき布なりとも。五所に付へし。五のあれとも。いさきもんなれは。中の三のに付へし。大なるもんならは。五のにもんあるやうにすへし。

一大将ハ日月の物見より。そとを見るへし。

一まくゝしは寸はさたまらす。大かた長さ八尺はかり。ふとさは八寸はかり。

一まくゝしあるひはまろく。あるいは八角。

角亢氐房心尾箕斗牛女虚危室壁奎婁胃

上段
中段
下段

かみはきりこいしとも。きにくろかねを入。

一はうのかしらより五寸下に。ひちかねをうちて。手をかくるなり。

一まくと地との間五寸。

一まくうちさしておくには。まく〻しのハきにつなを一ツまとひて。うちかけて。すゑの緒をは。其まゝむすはておくなり。

一まくのつな。又手ともいふなり。

一もんのそめ色は。かちんなるへし。

一ちのかす。廿八又三十也。いつれも可然。

一ちのそめ色は。黒白あさきたるへし。同つなの事。まくのなかさにしたかふへし。両方のあまり五尺はかりたるへし。

一つなのそめ色も。黒白あさきたるへし。

一まくのうちやう。天の七星のことくしをたてゝうつへし。但すくにうつ事もあり。大將の座せらるへき所をは。すこしうちまはしてをくへし。

一大將はまくのもとに座せらるへし。幕のもとハ陣取のやうにしたかひ。もとすゑさた

まるへし。家陣なとにまくをうち候はヽ。座上のかたをもときためて。大將座せらるへき也。野陣なとにては。惣大將のかたを陣頭として。まくをうつなり。

一まくの出入の事。ひるはまくのもとを出入へし。夜はまくのするのかたを出入へし。まくのあけやうハ。表左右の手にて。しはうちを我かたをうちこして出入へし。さきへあくる事有へからす。夜の出入の時も。此分たるへし。まくのもとを出入事は。仁躰によりて斟酌あるへし。其時はまくの中程しかるへし。但時の儀にしたかふへし。

一まくしたつるには。ぬいたてヽのちに。ちのぬいめのうへに。水にてあたらしき筆にて。殊勝なる行者にかヽすへし。ぬいてもしやうしんけつさいすへし。廿八宿は角宿よりはしめて書へし。まくのするよりかきはしむる也。

一物見のあけ所。上二とおりのぬいめにあくへし。あけやうは上に五。下に四。以上九なり。

此一卷流々雖在之。記置通加筆を之候。聊爾不可有外見者也。

元龜三年七月四日
伊勢三郎
貞興花押

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

武雜記

正月元日之祝の事。年始月始日始成ゆへ。元日と云也。祝之事ハ。昔豕鬼山と云所に。蚩尤と申鬼有。人を服する事かきりなし。されはしたかへんとする事。度々たりと云とも。つうをえたる者なれは。たやすくしたかへる事成かたし爰に有はかり事あり。酒をかめに入。こなたかなたへ隱し置。此酒を取呑醉臥つれは。人間にあたをなす事を忘れ。□石の上に前後を不知居たる事折々也。又或時。こくの酒を嚢に入隱置。如早晩呑醉臥。大木の木の下に臥居たるを。鉄のくさりにて四方をつり。鋒をそろへ。よく〱四足を切離す。口より火を出し。鼻より風を出す。人を多燒うしなふ。其後。骨のつかひ切はなし見れは。なつきハ角にして。面は三ツ。眼ハ八ツ。正月一日也。二日三日。以上三日にしたかゆる間。正月三日いわふ也。一年の正月三日。三月三日。五月五日。九月九日。十月亥日。皆此こき之蚩尤調伏のため也。

一正月元日。三位の御まつり事に。內侍所にて三種のしんきとて御政あり。しんし。ほうけん。內侍所三ツ也。しんしと申は。國の繪圖也。ほうけんは。出雲國そさのおの尊のとくしやの尾より取給ふけんなり。內侍所と申は。御影をうつす鏡也。是は我朝の寶也。扨國の繪圖をひろけ。鏡にうつされぬれは。其國に惡事あらんとてハ。此鏡にあらはる。能事有へきとてハ。無殘所見得たり。此けんをもつて惡事をちうふく。尤以大切。是ハ王位の御政忝き事也。其ゆへ。公家にはまりをけられ候事。しゆうか國の王を學ひけられしなり。みなちうふくのためなり。

一正月始に八眼を打小弓にて射事。しゆうかの八ノ眼色々に塗し、人間にハあたをなすはまと名付射事也、又はこ夜とて、五色に色とりはこを打事、これハはをまなひ仕儀也。

一正月七日、鬼火と申て焼事、是は蚩尤を焼たる所をまねたる儀なり。しゆうを焼たる灰。風に吹かれ、人間にかゝり候へは、悉煩死うせ、又草木なとへかゝり候ては、枯うせける間、水になかしはてたると也、其後、昔はひかひるなとに悪き虫となり。今又も人にあたをなす也

一三月三日、桃子のゆはひの事、是は蚩尤のまゆをかたとれり。まゆのうへに。桃の花のことくなるいろこ有。是は夜ひるわかすひかり。夜はつほみ。ひるはひかり有。さくの酒をのみて、一段赤くなる、桃花のことく見得候まゝ、其時をまなひ酒に人各調伏之儀也。

一五月五日のちまき。是は頭をゆひたる所をまね。たゝ候てちうふく仕事也、其故かやの本より喰候事、尤の儀にて候。ほとき候事悪敷候、引切てたへ候事、此心得にて候、

一九月九日菊の花。是もしゆうか耳のあたりに、菊の花のことく黄色にひかりて有を、菊のはなによそへ賞翫候。耳のそはにあたる間、きくの花と申儀なり

一十月亥日の餅、是は鼻を學、三角にきり。かみに包、御なりきりと申てたへ申候。包様一段の秘事也。口傳之儀有

一男元服之事。大略十二にて御座候。御元服いにしへは兒髮前三寸結たると申候。近年ハ髮のまん中に結候。けんふくの後の方へ三寸程寄結候て、はやし候。人の手三束にくらへ。先を三かたな程はやし申候、其故三そくはやしと申習し候。

一髪はやし候あて物は、わらを一にきりほとに杉原か引合の一重にて包。水引にて三所結。新敷折に添子を　わらの本の方を先へなし出し候へ又はやし候て。此わらを髪の□□に取添折に入臺立候也　昔の事也。當世は柳板を用られ候

一わらの結様　無別儀候。二重に仕。両わなにむすひ候。結たる方は下になすへきなり。

一烏帽子の事。なりとゆひの烏帽子たるへし。すわう袴には　鶴亀松竹なとの　いわひの所を付へし。すわうの色の事　淺黄空色　又若き人に似合たるを、かやうに染候ても用候事也。

一袴にはちうみあけ申候　露紐之事、色革なとも能候。また紫革にても仕儀也。

一髪を三そくにはやす事萬口傳有事也　人毎に傳事ハなき由、伊勢守代々申傳候也。

一銚子の事。伊弉諾尊より始て用事也。或時伊弉諾尊。大和の國をつくり出たまひくたり給時。天よりつれてくたり給也。天にて一閇龍と云龍也。一年に一度死する故に　ひとおころへの龍と云て　聲にいつしうりうとと云也。伊弉諾尊　大和の國に此龍をつれくたり給ひ。一女三男をうみ給とき　龍の口より出水にて　産血をそゝき參らせ候也　此龍手足はなふして、口二ッ。目一ッ持なり　銚子は此龍をまなひたる器なり　酌取とき　右の方に成口を。ゆひか口といふ　是より出水を以　産血をそゝきたまふによつて。ゆひか口と申也　又左に成口をよろし口と云　是より出す水にて　産火晴のよろこひあり、さるにより。左を常に用ひならはせしと也。

一蛭子をうみ給に　ひるとは生れたまへとも。練貫なとの　ことくにて。産血なとおりさり

しとき。龍をひるとともに海に入らる。其後。蛭子をあまてる御神といはゝれたまふなり。此龍は龍宮にとゝまる。彦火々出見尊。豐玉姫にて龍神の聟になりたまひ。此國に出たまふとき。この龍を引出物にえて歸る也。其後 仁王十一代垂仁天皇のまねて。金にてつくられしより用也。銚子とはなまりことよむ。則女の名也。彦火々出見尊。契をこめ 此龍を久敷つかふ。此名をかり銚子と申也。

一提子。もろこしより大伴の宿禰か持きたりて。つたへたりとなり。

一式三獻の事。垂仁天皇第四の御子大和武の尊。東のゑひすをせめ給ひ。都へ登給とき。奥の國のあるし國の鮎川の庄よりまふけたりとて。鮭の魚と云物を獻けるを。都へ持登けり。又間守の大臣 常陸國のあるしよりまふけたりとて。まなかつほと云魚を持のほる。然を仁王十二代景行天皇にたてまつる。此魚賞翫のために。醴鯛をそへて。式三獻と名つけて。藏人に仰之調也。是よりして始て用らるなり。

一式三獻を御供にてたふる事。三獻目の土器をのまさるは。間守の大臣のしつけを申傳也。御門を賞翫して。初の盃を尊吞給ふ。二獻の盃は間守の大臣の吞けり。大君取給し故に 大君と同盃のみ侍る事 いかゝあらんと思ひて 三獻目の土器を上に置し事 よくかんかへたりと諸人申傳たり。

一式三獻をすゆる事 むかしは初獻とひとたひに盃を參らする本也 流行とてあり 一度に居る也。三獻目をまいらせ候とき 二獻目をあくるなり。おけは數四ツに成ゆへに。あくる時盃の供卿をうへにおくと申傳也。

一式三献。加冠のときは。各土器初献を吞て。いかに二献よりは主人のおこひて呑なり。いかにとなれは。二献呑てもと二いして。三献目にていわふ也。加冠の時の式三献は。左は黄皮。手本は梅干。元服には橘中名土器前中渡前に箸臺。並土器。右の手本垣つほさき海月なり。是は菅家朝臣。仁王六十代延喜十二年二月一日より雷となり。帝の御妨と成給ふ故に。延暦寺の座主に仰有て。官をおくれり。贈太政大臣正一位の加階ありけれは。相善したたひ。七歳の童子と現して御祝ある也。式三献は始也。黄皮をするは。座主の一字千金にあたふとのたまひぬれは。千兩の金をふらせらるゝを。帝の御目にたまひぬるをは。土器にもられたり。されとも一默多生をたすくといわれたまひて。座主の都を菅原の朝臣のうけたまへり。天神ハ梅とのたまひて後までも。梅を愛し給故に盛也。引渡ハ。鹽の鮭を大和武尊持て登。帝に献し給ひてより。式三献と云。事始は昔を忘こゝろ也。海月を仕は。菅原の我思の程を知せ奉らんとて。座主の方に立たる障子に。柘榴をかんてはきかけたまへは。障子もへたる也。其紙のこかれたるを。大裏に献し給ひ。菅原の朝臣の思程如此。童子と現して語たまへりと申給ふ。鹽嚢は障子のもへぬるに鹽をかけたるによりきへけり。扨式三献と名付て。童子と現したまひたるとき。御前に居り。贈官をよろこひたまへは。帝も出。對奏せらる。其とき。童子も座主に禮し。帝にも盃の禮有れは。論言惱禮の酒なれはとありて。菅家の初たまへり。故に惱禮の盃を客の初也。惱禮とは。帝の御惱有けるときなれは。なやむ禮と書也。それよりして初献を。

愽禮と云也。されとも天曆の御時より。納禮とかゝるゝおさまる禮といへり。是は初獻の盃の土器を蔵人頭紀望申請。盃におさめて。帝の時ハ公卿殿上のいたゝき。延喜の菅原家をおこされ。其後。世しつまり候也。されは昔より初獻は客の舌也。二獻はまなかつほ。三獻は酉綱。昔よりかはらす用ゆる。何も器におれしよりいさなきの也

一御輿人之事。御座に置鳥。置鯛。仁重へいし。御箸。染御手拭。御使御座候也。御輿人御座敷へ御待上臈御さしすけて。御婿子御祝之座敷になをされ候て。殿の御方へ御左右御座候時。殿御出被成御祝出申也。其次第の事。

一御箸初とて。熨斗のけつり物。待上臈成其。こなたの上臈御参候て。御箸にてはさみ参らせられ候。また殿へも参候。

一式三獻御婿子殿。本二三寸わり御銚子出。御嫁子一ッの御盃にて。三度ッゝ。三ッの御盃にて九度参候。又御酌殿へも同断御さし引なし。くわへは座に出て加へ申候儀なく候て。御時さけ申候。

一御むねの守。殿へ御取候物にてゝこなたの御局請取。色なをしの座敷へかけ被申候事也。

一御盃一ッ出。御雑煮参。御夫婦へすはり。さて御婿子出。御婿子へ一ッの盃を被進。加、のよゝむすび。二獻目殿参。三獻目御嫁子参り。四獻目は御待上臈。又五獻目殿参り納候也。

一盃一ッ出。美濃者出。雑煮に取紙。御夫婦に居り御嫁子出。殿参り。二獻目は御嫁子。三獻目は殿参り。四獻目ハ待上臈。五獻目ハ御婿子参り納る也。

一御吸物出。御盃一ッ參。御吸物は右之羹の膳に引かへ。御銚子出。待上﨟參り。二獻目は御婿子。三獻目は殿。四獻目待上﨟。五獻目は殿參り納也。

一御盃一ッ出。饗膳本二三。御夫婦共に御すわり御銚子參。御嫁子參り。二獻目は殿參り。三獻目ハ御嫁子參り納也。三の膳の下に。湯のかはらけ御座候を。殿の三の御膳を御嫁子へすへ。御婿子の三の膳を殿へすへ。御湯入御湯少參り。御膳さけ申候。

一御菓子出。殿御くつろき被成。御婿子も御けせう間に御入候て。御色有物を着被成候。殿様も御熨斗目の御小袖着被爲成候。

一此とき奥よりも御左右次第に殿御出被成。三獻の御祝相濟。七五三之御膳參り候て。相濟の由申ならはし候なり。

一御成切拜領之事。主人御取りて御心にあて被下候。左の手の上に右を重ねて拜領候て。頭の間か又御縁なとにて能被下候。懷中なと候事惡敷候。

一粽拜領之事。是も主人より被下候は。いかにも高く頂き。下座に罷立。かやの本の方よりとき候て。ほとき方よりたへ申候。かやを兩手方へわけ。手にもちてたへ。其後罷立へし。

一女房の酌の事。銚子を持立參る事惡候。膝いさりよりてとらせられ候。御酒參候時ハ。かた手にて。物よはく御取候。御酒御請候ハゝ。軈て銚子をおかせられ候。

一女房衆御酒之事。腰まきをめされ候やう成時は。左にて候盃の臺と。腰まきを取添へ。また右にてて うしを御取いさり寄。物よはく召候也。

一數の御盃の事。御盃頂戴の人衆多きときは盃

二十も三十も重て出し申候、さやう成とき
は、上の盃一ッ御膳に上、きこしめしたる酒
をつき、殘土器に入候て、次第々々に拜領さ
せ申候、これハ正月なと。かならす公私共に
如斯に候なり。

一さいこしの加への事、さいに手を掛て加へ
申也、是一入秘事にて候、酌も加へも此分に
て候也。

一臺の表裏の事。足の一ッ有方表にて候、兎角
足の三ッ有物は、臺にかきらす足の有方、お
もてと心得らるへくなり。

一大臺の酌之事。先臺を兩手に取、貴人の御前
に參、また貴人御禮候は。主人へ持參候、御
禮相濟候て、其後、てうしを取、酒を可申候。
初てうしを持て出候とき、座敷に置候物に。
いろいらはぬ所に置物にて候なり。

一ほそき臺にて候はゝ、如常臺を左に持候て
ちうし右に持候、こなたかなたへ參申候。
酌として主人貴人へしい申事有間敷候。盃
の上をひきくつき申事しかるへくなり。

一壹具弓掛披露の事。左のゆかけの上に右を
かさねて。手のはらを上になし。二ッの緒を
一〆に取、てのはらの上に二ッ三ッほさま
けて。右の手のはらに。たおいの方を主人に
むき。そと左の手を添て披露申也、

一同人に渡候事も、披露のときのことく仕、右
の手のはらにすへ渡申候也。

一同請取樣之事、無別儀、渡人前のことく仕、
さし出候は右の手のはらに、前のことく置
候て。一禮候て罷立へし、流により相替つる
か。

一女房の食物大切にきる事。これは食切故に
如此、僧侶のをは。一口に食候樣に可切な
り。猶心得有へし。

一菓子の中に柑子をは。最前に取て可食。四に破て可喰。今川流如此。また柑子を三ツに破可能也。菓子に亀足あらは。其より取可喰也、

一破籠之食を喰にハ。底をあらはすやうには不喰ものなり。心得あるへきか。

一けうたくと云事。凝濁と云。靈山と云同志法橋之下道と云なり。

一酒を給候盃を。高は上ぬ事也。迷惑なれは脇へはつすか。下へさくる事本儀なり。脇へ引候も能候なり。

一人のから名を喚候事。賞翫之儀候歟。是或は殿文字添て申候へは。恐ある座敷にては。大輔殿。少輔殿なとゝは申か聞能候。餘所へ使に罷出候とて。わか主なとのから名を申事ハ。有間敷事也。いかにも我主をは卑下して。治部少輔申せと申候なとゝ可申候。寄合の時は官途を自他可申か。左様に候へは可然候。また他所の御狀中務之事をは。中務如此被申候なとゝ可申候なり。

一熟柿はすゝるもの也。賓なと出す事はせぬ事也。

一笠掛の矢道ハ。八枚のものにて候也。

一瓦硯はきらふ物也。除日等には被用也。右をぬりたる硯ハ。晴に不出。つら箱もぬりたるは不出。只其まゝは晴にも出候なり。

一硯を自然折敷にすゆる事有之。切目を前にむくる也。喰物はすへす。やなひ箱の時も。すゆる時は立さまにすゆる事也。

一主人の御前にて仰出するときは。硯をは主人へ向て書也。不審の時は御顔を少守也。奉問事ハせぬなり。

一輿よする時。上手と云ハ左也。女房のときは。上手右なるへし。

一何にても餘所よりの肴の大成物ハ。兩人にて持事可然なり。一人して持候事惡敷仕付にて候。

一人の御前にて使なとの時。庭より扇をぬき候事不可有之。多分は緣にて拔。又は物申時として拔。立時は扇をさして立。座の間はぬきて可然候といへり。當時は人によりて可依所なり。

一人のかたよりの使には。其名字を可聞事也。

一傾城に馬を給事。御座敷の前に馬を引立れは。傾城の美女あひて。我仕たる帶をときて。馬のとうに投かくれは。則馬を引て傾城の宿へ遣もの也。又くつわの橋かねへ。帶を引とをす共同前也。

一大口御直垂袴被下候ときは。直垂ハ上。袴ハ中。大口ハ下なるへし。是はさるかくに被下を取事。

一主君より御直垂かへなとゝ仰あらんときは。疊より下て可畏。さて數人の御直垂を被下候とき。順て御座敷を立て。かけにて我直垂の上にきかさねて可參候也。

一馬より可下在所は。狩は。的は。鷹狩。犬追物。笠掛。又はやふさめの在所也。

一油の役事。二人して遣る也。一人ハ灯心さ油と。一人は灯臺。是は添てなり。

一主人又は去ぬへき人の前にて。茶給候時。臺にすへなから吞ても。大方は不苦候へとも是も被下存候ハ能候也。

一一國の守護に合て不通之侍。御乘合すへからす。せは道なとにては片へ可下。廣き所ならは遠打のくへし。

一出陣の時。敷革敷樣は白毛を前へなして敷候也。

一荒皮を引樣。二に折て白毛をきやくしんの

方へむけてひくなり。

一腹卷を遣時は。兩方の袖を取。わたかみに取添。むな板の方を。人の方へ進るなり。

一出陣の時。敷革くひかみを左になして敷と云人有之。くらにかくる時は。白毛左へなるやうにすへし。是は敷時のことなり。

一引出物給らん時ハ。御盃をさし置て可給。但ふところに入へき物は。扇。藥。香なとなるへし。その外の物には。御盃をさし置て。手をかくへし。

一貴人の御女房衆。御酌御加なとにて。上樣より御服なと被下候時は。盃の二盃目に下され候を取申頂き。三盃呑申て。まつ盃をすへ持て罷立。戸の際に置。扨て參候て。兩の手にて御服をかゝへ持て罷出。扨前の盃を右の手にて取。御服をは左のうてにかけて持て可罷出。若廣蓋なから取て罷出たらは。御服をは緣に持せ。廣蓋計を持て罷出。御女房達に渡申て。御禮被下へき也。

一自我上之貴人。盃を召上られん時は。中座に出て首を傾て參り。聞召はてゝ後。本座なをり候也。依人御太刀進上申也。

一筒の酒を次事。口をぬかんまへ。帶をときて。口の上に手を覆て。扨口を可拔なり。

永正十五年三月十七日。畠山式部少輔所へ御成時。御一獻之次第。

初獻　龜甲　鳥　雜煮

二獻　冷麥　添肴　鶉の羽盛

三獻　こさし　くらけ　鯛

四　御湯漬

一　鹽引　燒物
　　大あへませ　ふくめ
　　香物　蒲鉾　このわた

二　からすみ　燒鳥　御汁集
　　にし　　　蛸　　御汁くらい
　　すし
三　海月かさめ　御汁鯛
　　鯛子　　　　御汁鯉
四　かれい　足打　海老　御汁ゑい
　　はむ　　足打
五　いかはらゝ子　御汁鯨
　　鮎
四献式三献より御湯漬まて
四献熨斗　くらい
　　たこ
五献つまかさね　鯉
　　はまくり
六献ゑい　こち
　　つくみ
七献饅頭　御添肴　鮎の筏
八献からすみ　つみ入
　　いか

九献鮨　鮒
　　はい
十献卷するめ　ゑひ
　　はい
十一献かまほこ　鱸
　　　はらゝ子
十二献鯉のさしみ　鮎
　　　羽ふしあへ
十三献かさめ　いるか
　　　くる〳〵
十四献羊羹　梨子添物
十五献赤かい　さくら蒸
　　　ぬの子
十六献いりこみ　くちら
　　　このわた
十七献すいせん　添物梨子
十八献鹽引　鳥
　　　このわた
十九献はりたこ　なまつ
　　　あいひしほ

廿献ひはり　　雁
こうつる
天文七年七月廿九日。細川殿へ御成献立。
初献かくしの物　雑炎
かめのこう
二献熨斗　すゝき
海月
三献まんちう　添肴篠
四献こさし　ゑい
たい
五献冷麥　添物なま鳥
六献　あい一物
七献やうかん
八献こんきり　鯉
うほの子
九献はく魚かん
十献巻するめ　ひしほ炎
鮎のすし
十一献からすみ　いか
みつあへ
十二献はひ
洒ひて
十三献くま引　鯛
鮓
十四献ちん　かも
かまあへ
十五献けつり物　ふか
あいひしほ

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百八十九

武家部三十五

伊勢加賀守貞滿筆記

書札之事少々。

一書札の事。公家方におゐてハ。弘安禮節とて被定置事在之。武家の事ハ不及其儀。被用成樣躰在之云々。

一武家にも。もとは御役をもせられ候方へにハ。少會釋在之。御晴の時。六位布衣に參勤之時も。御役せられ候方々の事ハ其用捨在之。乍去御事かかれ候時は。參勤之例も度々在之。

一謹上書の事。武家には肝要之樣申習し候。我よりも上手へも。又等輩へも。又下手へも書之候也。たとへは上手の方へは。謹上の眞字に書。等輩へはさのみ眞にもなく。又下手へハ草字也。ふらせすして禮紙あるへし。

一無官の人は名字計可書之。敬かたへハ名字の上に。その氏を書候事も在之。

一名字をうら書に書たまふ人々。或細川。又ハ畠山なとゝはかり。うら書に書事ハ可有用捨云々。是謹上書のうら書の。時の事なるへし。

一付狀に恐惶謹言と書事。常に在之。賞翫の樣

にハ候得共。直札ニ准之。就此儀種々樣躰在之。
一醫藥陰陽官外記なとへは。同樣之心得云々。淸外記なとハ。少かとある歟のやうに承候。しかやうの人々も。官位にもよるへし。
一社家方之輩。大畧同前歟。吉田はかとあるよしを。先手と其沙汰候し也。如此衆も。時にしたかひ。又はやうにもよるへし。書狀給候人。となたを貴翫とへは。此方よりも貴翫に認事。法の外の故實也云々。惣別公家方に于今御宿所なとゝ被書事ハ無之。相互に相付書の樣に取調候也。所詮留所に子細有事也云々。
一諸太夫衆事。大畧同前。諸太夫方よりは。醫陰官外記をは。少下手に被存候歟。其段口先に相互に意趣在之云々。
一女房衆へハ。我名をは上の字をかなに。下をまなに可書之。又法躰になり候てハ。上の字まな。下をかな可書也。女中へも大かた次第在之。

第一。御女房達宿所にてまいる。（御名をかきて）申給へ。
第二。あて所にてハなくて。たれにてもまいる申給へ。
第三。（御名をかきて）まいる申給へ。
第四。申給へ。
第五。まいる。まいるへし。
第六。まいる。
第七。まいらせ候。

大かた如此可有分別。
一女中かたへの文言。女房衆の詞に書こととも在之。さりなからおさこかたよりの文には。男の言葉をかなに可書云々。然れとも男の詞とて。めんはいなもつて。
一諸家共に。其位ほとに書狀を可被認。縱我官

被官人の子たりとも、俗姓にハよらず。其位
に可被認事也。
第一。付狀。
第二。人々御中。參と一字書加ハ猶敬事也。
第三。進覽之候。
第四。御宿所　參字同前。
第五。進之候
第六。打付書
此次第大方如此。但眞草行。墨付等に故實共
有之。
一聖家へ何之御坊とはかりも在之。脇に御坊
中と書よりも。御坊とはかりは。さかりたる
方へ也。
一觸折紙に點をかくる事。常の儀也。敬かたへ
ハ、てんを懸るはらうせきなり。我か名の下
に奉(ウケタマハル)と可書之。又女中よりの御ふみには。
かしこまりて うけたまはりぬ、または うけ給りぬ。位により
如此も。
一連署の事。右筆人。日の下に官名乘まて可書
之。さて判形は名のとをりのうらに可在之。
其人數上下の次第は おくを上首と可心得、
右筆の畫ハ。上首たり共我調進候間。日下に
可書之。又無官の人は、名乘はかりも書之、
又氏をも書事も在之。
一連判事。名乘を書て、かたへ名字官を可書
之。無官の人は。名字ゑほし名まて書へし。
次第ハ連署と同前。又宛所とめ様は常の如。
書狀上書。此方の名を可書。ツハ連判の一の
與の上首一人可書之。但右筆一人書事も在
之。法意ハ上首一人可書之也。
一下知狀事。假令所領なと家人に申付ハ。在所
以下ハ如常書て。任申付旨可仕令知行、仍下
知如此件とも。又可令領知。仍下知如件と書
留可。さて年號日付如常。家人なとは判計も

在之。又名乘計にて判も在之。又官歟受領計歟書事も在之。さて遣候人躰の名を可書之。折紙なとにハ屑年號付可在之。

一公方奉行衆の甲乙人なと。人の下知には。其名をおくには不書して。文言の內に書加へ。てに〳〵の宛所はなし。其名を書加候共。殿文字ハなし。管領なとの公方樣爲御代官。下知狀被出共。其人の名。御文言の內殿文字に不及して。被書人之也。

一申狀之事。杉原の端にたとへは。

三上因幡守謹而言上

右子細何々。此段爲預申御沙汰、粗言上如件。

永享三年三月日

御奉行所とも。又奉行の名をも書事在之。

一申狀。人によりて某代謹而言上と書事在之。如此代書事。例式之諸侍ハ不書之。過職の心なり。

大內殿より被申上候寫。

左京大夫雜掌言上

如此被申上たる事も在之。

一ふうかみに判形の事。引合杉原何々紙にも不相定候。廣さ不定。又ふうかみ一ツに兩判之儀にてふうする事在之は。其時。兩人の判の頭を合するやうに可仕之也。

一進覽之候と書に。參と云字書事。重言之樣に候得共。參之字書たる事も有之。不可及不審。

一文の墨つきの事。口傳在之。貴人へ進候書狀をは。墨くろに眞字に可書之。上書の事。貴人へ奉をは。貴人の御名を墨うすく人々御中なとを墨黑に可書之。條々墨の厚薄に口傳在之。

一御內書之事。

猶々可申候。恐惶謹言。

何月日　　義ー

天龍寺侍者御中

一勅書案。

中院宰相中将加州知行分の事。一日も内々申され候。可叶鹿苑本公の事にて候へは。いかやうにも相違なくきと申付られ候て悦入まいらせ候　あなかしく

御うはかき
室町との、

就中院家領之儀　勅書拝領。謹頂戴忝存候。心底之趣可然候様可被申入候状如件。

十一月廿八日　　義ー御判

御うはかき
廣橋殿

〆

一謹上と書たるにも。一段賞翫の方へは。人々御中と書たる事も常に有之。不可及不審故實也云々。上卷のひねらすして　かいおもて進候儀も有之。

三月四日　　左衛門太夫宗清

謹上佐藤筑後守殿

三月四日　　藤原宗清無官の時ハ如此。

謹上ーー殿

謹上何かし殿人々御中。如此も在之、

一書札の事は。謹上書にきはまりたる由　貞藤なとは申由と也。恐惶なとゝ留る事も在之。條々子細在之云々

一今川貞世法名了俊事　探題を存知之儀勿論也。其身一段の人たるにより。雖非惣領　彼職をも被仰付之。其外　侍所をも存知けるとなり。歌道なとにいたるまてすくれたりし人なり。每篇彼　被申趣を。上意にも御賞翫候なり。又書札禮節等をも。彼被申し事をもとゝして被相定なり。大草子と申物を被書置也。

一攝家の御事ハ不及申御賞翫也。清花も御賞

流なり。但しいまた四位五位にて御入候得は。又ハ差別も御座候。又清花の息女は上臈に御參也。攝家の御息女ハ無御參也。

一御内書之事。

當寺事。由緒異他之上者。彌可被抽懇祈段肝要候。随而滿中寶殿造替儀。各令馳走相調之者。可爲神妙候也。

四月十四日

多田院

一奉加帳に判形之事。官を書て判形あるへし。無官ならは。名字を書て可有判形。口傳在之事也。

一御觸のとき。扇をぬかさる事可然之由。先々も申習し候。近代ハ如法ぬかれ候。瑞松軒なとは。さもあるましき旨被申由傳かね候畢。常興なとも。さやうに覺申候由在之云々。

一十月五日より明年の三月三日まで。きやはんを走衆被仕法意云々。

一御精進ほときとて。諸家より美物進上候。然るに御精進ほときこは可申。御精進ひらきとハ不申なり。

一進上に。四足の物にハ兎より外ハ不及見候。

一諸道に付て人の弟子に成事。面向の弟子。内儀の弟子と云事有之。差別ある事なり。

一法量物之事。永正十七六卅日。

爪打刀七寸。ヒラ二寸。ツカ九寸。

同ツチ二寸三分四方。エノ分七寸。

同板二尺三寸。ヨコ一尺五寸。アツサ一寸二分。

竹刀二尺五寸。或三尺。節ハ不定。

藥ツヽ一尺二寸 節ヨリ上四寸二分。

馬船長二尺。廣サ一尺七寸。深サ一尺三寸厚八分。

ハリヒシヤクエ五尺五寸。口七寸。深サ八寸

五分。蝿拂ニ二尺七寸。馬ノ毛ノ分ニ尺計。ねこかき二枚伏草ニ用之。二枚ヲ一間ニ用之。

右大概此分。但定法儀者無之歟。爲船用也。

一細川殿年寄衆より如此

御書謹而頂戴忝存候。殊御太刀一腰御馬一疋致拜領候。畏入存候。仍御太刀一振。御馬一疋進上仕候。此旨可預御披露候。恐々謹言。

吉良殿 高橋、、、殿　　武衛 織田、、殿
畠山殿 丹下、、、殿　　石橋殿 、、、殿
山名殿 垣屋越前守殿　　一色殿 延永、、殿
澁川殿 、、、殿　　北畠殿 東條、、殿
畠匠作 温井、、、殿　　垂水、、殿

尊書殊御太刀一腰拜領仕候。畏入存候。仍御太刀一振致進覽之候。此等之趣宜預御取合候。恐々謹言。

赤松殿 浦上、、、殿　　京極殿 若宮、、殿
六角殿 三雲何かし殿　　土岐殿 齋藤、、殿
大内殿 杉、、、殿　　栗屋、、殿
富樫殿 、、、、殿　　上杉殿 長尾、、殿
今川殿 矢部、、、殿　　伊勢仁木殿 、、、殿
丹後仁木殿 、、、、殿　　備[illegible]殿 宮下野守殿御宿所
安[illegible]殿 小早川、、殿同前　　石見殿 福屋、、殿同前

一謹上書樣。但文言ハ貫祇云々。

伊達左京大夫殿　　大寶寺大膳大夫殿
芦名修理大夫殿　　小林寺左衛門佐殿
南部、、、殿　　葛西、、、殿
漆　民部大輔殿　　嶋津、、、殿
大友、、、殿　　松浦、、、殿

菊池ヽヽヽ殿　少貳殿
伊東ヽヽヽ殿　原田ヽヽヽ殿
阿蘇ヽヽヽ殿

一伊勢祭主殿人々御中。返事ハ貴報御報云々。

日吉樹下　松尾神主
松梅院　春日御師
平野神主
中東殿此衆ハ御宿所。又ハ進覧御報貴報云々。
賀茂社務　住吉神主

一山門使節。御同宿中。又者進覧御報貴報云々。

一當方御家子衆へ者。可得御意候。參人々御中。御報貴報云々。

一守護代衆幷年寄衆。御宿所。御返報。

一御馬廻衆其外摂丹之國人。むかしハ進し。近年はさう字の御宿所是ほとに候。

一公方様御供同朋衆へハ。何阿彌陀佛。御宿所。御返報。

一當方之同朋衆へは。何阿彌陀佛進之候。

一家ノ子衆。守護代衆　被官。其内のおとなはとの衆へは。さう字の恐々謹言進候。

香川内樋藤ヽヽ殿進候。　内藤内弓庭ヽヽ殿進候。
安富内高木ヽヽ殿進候。　薬師寺内夜久ヽヽ殿進候。
此外長鹽　奈良　香西　兩寺町
内者にも。都の代官なとにハ同前。

一觀世太夫其外四座へ恐々謹言。觀世太夫殿。
打付書也。

一田樂へも同前。

一上池院　竹田　清法印　祉乘坊御宿所　御返報。

一同　長野　神戸　梅津是ハ同輩

一千草伊賀守殿進候

一醫藥　陰陽　官外記大略相看御宿所。又進覧。

一諸門跡之出世。

一高野根來寺。粉川末寺。山門三井寺等之衆徒

の方へハ。何院。御同宿中。又ハ進覧。
何も細川家年老衆か如此爲分別。正文ニ
テ寫之。
從番方對諸家書札法様之事。但於番中も家
之勝劣在之條。不可有一篇。雖然。以大方之
趣令注申之者也。
一青蓮院殿　三寶院殿　聖護院殿　若王子等
事。
御門跡何も不可爲直札。出世坊官又ハ侍法
師何にても。一人に對之可爲付狀。次に若王
子之事。聖護院門跡下之人也。不可有門跡之
類。依可爲直札若王子殿人々御中。又ハ御坊
中なとゝ可有之。當官備正多分は恐惶謹言
可然候。
一攝家。清花其外。勸修寺家。廣橋家。冷泉家。
伯家。日野家。飛鳥井家。烏丸家。阿野家。坊
城家。中御門家。藤兵衞督家之事。攝家清家
之御事は。右如く申候。可爲門跡之類。不可
爲直札。其内に殿上人にても。諸太夫にも。
又ハ侍にても。其方へ可爲付狀。次に日野殿
儀者。公方様御外戚。以世被賞翫申之間。
清花程の意得被賞也云々。其外勸修寺家以
下之事者。直札にて人々御中と被調之方も
可有之。又進覧なとゝ書給ふ人もあるへし。
又清花なとのことく直札ならす。付狀に被
認旨も可有之。何も恐惶謹言
又其時の官位にもよるへし。大納言。中納言
なと何も公卿の位へハ。一かと禮義有之事
也。又一向末之五位六位之殿上人之位たら
は。其用捨可有之。冷泉。飛鳥井兩家之事ハ。
哥鞠之爲師範之條。取分賞翫申儀。存分之故
實也。
一吉良殿。石橋殿。澁川殿事。直札ならす付狀
たるへし。但人躰によりて。直札賦人々御中

なとゝ取調之儀も可有之歟。此内吉良殿御
事ハ。公儀にも別而御賞翫有之義。仍其用捨
可有之。何も付状たるへし。
一女中衆への事。大上臈。小上臈。中臈。御下。御
美女の事。大上臈。小上臈へは。直札にては
なくて。めしつかはれ候女房達への宛所に
てまいる申給へ可然候。女中方への書札も。
名乗を可書。女中方へハ。上一字をかなに
書。下の一字をまなにかくへし。法躰よりは
上の字をまな。下の字かなたるへし。次中
臈へハ。大かいに上臈と同前に取調之候。然
其直札も勿論也 又ハ人にもよるへし。直札
の時は。縦令春日殿へ被進候はゝ。かすか殿
御局とは。重言之様に候へ共。賞翫の心得也
云々。まいる申給へにてあるへし 又里の名
をつ□のゝ御つほねへまいる申給へともあ
るへし。里の名をかく事は。憶に其御名をか

くよりも。少しやうくわんの義と云。次に御
下への事。縦令はりま殿への書状ならは。は
りまとのへ申給へとあるへし。御下の事は
中臈へも。うちつゝ事あり。まいる申給へと
可在之。又人によりまいるへしとも。まい
るとはかりにても。取調之方も可在之 次に
御美女事。其内にても御うハ美女と申ハ 御
下に打つゝく事に候。しら川とのへの書状
ならは。しら川とのへ申給へともあるへし。
又はまいるへしとも可在之。白川とのへ御
局とも書たまふへし。惣してつほねといへ
る事は 女中かた上下によらす申詞なり 然
るに御美女へは。局と云字の事 御下知なと
には不認之由。右筆方は被申候由承及候 然
とも御下知には可相違歟否之段。憶に無覚
悟に。又人によりてまいる とはかり書たま
ふ人もあり。またまいるとはかり在之事ハ。

ゟるへしとあるよりハ。少おとりたる書やう也。又ゟるへしよりは。ゟるとあるは。少うへたるよし申方も候得とも、ゟるへしよりも。ゟるとはかりは下たるへきよし。申習し候。ゟ〻とかき候は。いちの下手たるへし。

一長老、西堂、首座、書記。藏主。侍者等之事ハ。長老たらは其寺號を書し。侍者御中。侍者禪師。衣鉢禪師。衣鉢閣下なとゝ可書之、恐惶敬白とも恐惶謹言とも可在之、西堂大方同前。少者差別可在之。床下、足下、書記、藏主へ可書之、玉床下、尊床下と書事は。少敬義なり、參と云字書事勿論なり、惣て出家の上には俗生は不及沙汰事とは申ならはしたる段ハ。勿論たりといへとも、かやうの藏主。侍者なとの上にては。殊更俗生によりて賞翫申義。其例古今在之、出家と申なからも、猿樂。田樂の子なとには立合ましき由。先年於相國寺一山の被申事在之。又侍者藏主の位たりといへとも、聯輝万松軒なとの（伏見殿の御事也）御事ハ、其御身既に竹園にて御座候て、然も公方樣御連枝御分たる間。各一段と賞翫御事也、かやうの御方へは、直札にてはあるましく候。

一三職之事。付狀たるへし、但人躰によりて直札にもあるへき歟、大畧は付狀なり。おくのとめやう可預御披露とも。又宜預御意得共。又可被申入存上候事と留る事常之義、猶書やう共可在之。

一山名方。一色方、讃州能登守護なとハ。大略同程の被調やうたるへし。大方三職にも准之、然れ共。人によりて直札たるへき歟、三職よりハ差別も可在之也。人々御中。謹上書なとも有へし。

一土岐方。淡路守方。京極方。武田方。大内方。富樫方。大宮方。菊地方等の事。直札にて人々御中。又は進覧。又ハ謹上なとも勿論也。但又直札ならす。付狀に被認義も可有之。惣別さしわたりたる法樣ならねとも。或は其人の知行分の國の守護。又は別の子細ありて令賞翫。付狀に書給ふ事。古今のならひ。又は故實とも在之由を。

一仁木方。上杉方。其外外樣衆への事。仁木殿事ハ其かとある間。人々御中。又ハ進覧なともあるへし。其類は外樣衆之内にても可在之。其餘の方々の事は。大略御宿所なとなるへし。

一御供衆中の事は。樣躰同前。御供衆にも國知行の方もあまた在之。淡路殿も代々御供衆なり。典厩之義。別而御用之趣也。伊勢守方より右馬頭殿ハ付狀なり。以之可有勘弁なり。

一中次への事。大略外樣衆と同前。

一右筆方への事。大かい御宿所書也。進之候と被調候方も有之。

一同朋衆事。大方同前。

一御末男衆事。進之候。又ハ御宿所も在之哉

一在富卿。有言朝臣事。御宿所なと勿論候也

一上池院二位法印事。大かい同前。

一善法寺。松梅院事。御坊中なとゝ可被調候勿論候哉。但善法寺事は。むかし御外戚かた〳〵別て御賞翫なり。御相伴にも參勤候。又息女しとう候へは。小上﨟分めしつかはれ候。法住院殿樣御代には。大上﨟分候つる間。例式の社家方よりは。其かと候つる。若王子と同前に可在之哉。善法寺覺悟ハ猶以是よりは可爲上候樣に被申候つる。然とも若王寺ハ大僧正にも被成候事。各如此候也。

善法寺ハ御相伴にも被候候間可相替也。

一三職之内年寄衆人の事。進之候にても可有之。然れとも當時多分御宿所と籠調候。または人にもよるへし。

一同馬廻衆事。大かい同前。

一評定衆事。外様衆ゝ同前。惣別評定衆と申は。攝津。二階堂。波多野。町野等也。何も外様衆之分也。

右條々。斟酌雖不少。御懇望依難去。令書進之候。定相違之儀可有之哉。一切不可有外見者也。

天文二年七月日　加賀守貞満　常怡在判

右同氏加賀守貞助自筆本寫之。

以東京帝國大學史料編纂掛藏寫校合畢義

伊勢貞助雑記

一御内書之御文言。常にも認事在之。

可抽忠節　可抽戦功

可揮智計　可鳴戦勲

可致軍戦　可振軍功

可擅忠勤　可専戦忠

可嗜軍忠　可遂計畧

可施謀數　可存勝功

奬戦労　可挺戦功

可勉戦勤

國之興亡を見るには。政之善悪を見るには如す。政の善悪を見るにハ。臣の用捨を見るには如すと云々。

殿中一献之時。御縁之御通之事。二三度も御座候。一番の御酌ハ必々伊勢守也。二度ハ藤中納言殿。御ひさけは御供衆中に故實之衆

參勤也。御□をは。御□千の三に置候て被罷出候。次の間より庭上へおりて。御前にて手をつき。其まゝ御緣へ罷上時。御相伴衆。公方衆次第に如常被參候。此時も庭上へ御おり候て。さて御緣へ御參候。其時一番に御參候方へ。御てうしの上なる御盃を取て參候を。如常御まいりにて。御盃を被置まへ。御參候樣に庭上へ御おり候て。さて御緣へあかり。御祇候衆へ次第にさにさし可被申候。其樣躰如常別に仕合は無之候得共。昔より大事の由申傳候。

一同時御折を被出候事も候。是は御膳あかり候て御前より被出之候つる。自然依御氣色の儀まれなる事に候。

一同時御盃臺被出事。度々御座候。御供衆被持出。御緣に被置候て以後に。御酌被罷出候。樣躰は如常にて候。さて一の後にたへ候人。まやを持て退出候。其時は盃をハ臺に直候ハて。臺の下に置候盃三ッも又は五ッも候へ。一ッたへ候て。御下におき〱して。さて臺の下に重候て持て罷立候。則其臺をは被拜領候。大略ハ伊勢同名若輩の役にて候。此儀は御緣の御通に不限事にて候。

一一番には公家衆。御相伴衆。御供衆。二度目御部屋衆申次上他院攻衆走衆も被參候時在之。三度目同前。奉行一兩人被參たる事も有之。これハ不定。上樣の御供衆被參たる事も在之。希事也。

一公方樣御酌候て被下儀も。度々御座あり。御座敷の内に御座候て。被下候人は御緣にてたへ候。

一同時かへの御ひさけの事。心得在之儀也。他名に無御改知事也。

一於御前殿文字之事。御連枝并吉良殿御事ハ。

よくきこへ申候様に可申也。三職の御楽ハ申けすやうに申也。四殿も同前とは申候へ共。なを申けすやうに可申也。女中方にはº。上臈の御名も同前たるへし。同中臈衆ハ。殿文字不申之。然共。女中かたあまりにふつきりに申もいかゝにて。少其分別可然よし申習候なり。

一御服を被下候上。御かたひらの時分。御小袖ならは。いかゝにて。観世太夫なとには。何時も御小袖被下事勿論にて候。自然違例なとへ申出若干拝領させ候事は。常有之事候。

一於御前木綿を被下候時ハ。小刀にてわり候ましき由申人も有之。いかゝの事。御仁躰にもよるへく候哉。式々に沙汰には及候ましき事歟。惣別わり候ても不苦候歟。其故は堂上の御前にては。ふたつにわりて用之由。申ならはし候時ハ。わたくし〳〵にてはわり候事不苦候歟。

一於御前爪をむき申事。此儀何共不存候。又しるしたる物にも不及見候。常につかまつり候躰たるへく候歟。

一具足を。書状等に具足と書事は如何候。其故は。具足とは物の惣名なり。楽器具足。女の手具足。又射手具足。三具足なとゝ申候也。腹巻とも可申事可然候。勿論鎧にて候へは。鎧と可申。腹巻と調可然也。

一公方様へ御樽進上の時。御折式菓肴魚鳥備上覧候哉事。何にても候へ。備上覧事ハ無之候。目録を懸御目計なり。二月朔日。七十二自昌由殿御進上之外。備上覧事は無之。

一公方様より自然誰々にも。御折御樽被下事可在之時には。やう躰如何事。ケ様の物被下儀。定てハ無御座候。自然被下時分。申次之方より可被遣下候歟。然ハ御目録に遣も。又

私より申遣書狀等にも。御折帋と御文字あるへし。八朔なとの御目錄に可准也。

一攝家御參賀の時。諸太夫并御侍なと。殿中御緣へはあかり不申之由候。如何。攝家之御供の時。諸太夫御緣へ祇候の事は無之候。自分に御禮被申時候祇候勿論也。御侍衆の事不及申候。御門跡方坊官も同前。坊官衆の事。時代にもより可申歟。（持公事自尊氏公四代目）勝定院殿樣之御母儀樣ハ。勝劣院殿と申て。其俗姓ハ三寶院殿坊官大谷安藝法眼息女にて御座候ける間。他に異なる御威勢たるに付て。坊官安藝一段之立舞。諸家の譽非大方。其例を被引事も在之。此段ハ格別子細之由。古人注意之。隨時儀事也云々。

御侍衆ハ。（家衆之侍也）御對面も於御殿ハ無之由候。然るに。攝代近藤山城御通に祇候。各不審被下之。是は上樣御里かたゝるによりての事也。不可混自余由。其沙汰在之。さもあるへき事歟。

一殿中へ足なか木履の事。不苦歟。然ハ誰々も行合候てもはき可申歟。あらなるほくりに禮ハなき由。古より申習し候へ共。見しりたる人には用捨候て可然候。貴人なさへはぬかれるやうに。此方より用捨尤候。かやうの事は。法の外の心持専用候。

一諸大名之家子御對面ハ。いかやうに候哉。家子御對面とて。相替事は無之候とて。御禮被申勿論之事也。又諸侯衆と參會候。各存分共申上衆も在之。然共當時斷絕候歟。不時御禮有之。御供衆とも次第被申事在之。又家子にもよるへきよし。先々よりも。其沙汰在之候事也。

一折筋の小袖に紫のましりたるは。殿中へは如何哉。色繪にまちりたるハ不苦候歟。かた

みかはりなとは不可然候。

一しはらさる鞍を人に遣事はいかゝ。御意なき事候。ぬりたるくらたうは。かゐぶりにてもかりにしはりて可遣。木地にハきりはるを入ても可遣。こりくらなとは。しはらさるも不苦歟。人に遣事ハ不苦之由申候也。

一諸人進上の御腰物をは。やかて取候哉事。御腰物進上候も。御太刀そひの事本儀也。然者可有御持參。御前御退出候時。申次罷出。御氣色を伺。御座敷の指合申候はぬ方の角に可被置。左右之御かたの事ハ不定。又御かけへとり申事も有之。但御腰物は一かとの樣候間。御前にをかれて可然歟。又ハ時宜にもよるへし。

一五ヶ番御禮之次第之事。何にても候へ。其日の當番衆。こと〳〵く御禮被申て。其次に一番衆其次に二番衆と。次第に被參候。自然惣番人御通被下時も同前。

一若君樣御若年之御時。御成に御乳人御こしへ被參とも。御供下ハ常の御成に相替事は無之哉事。御方御所樣之御成は可相替。各別の事也。

一御紋御着用之諸大名。人の子に名字をわけられ候ハヽ。其人も御紋着用有へく候歟の事。名字を被分御方の可依御存分候歟。又は被召出次第にもよるへき歟。近頃も畠山殿の名字を被分。御紋着用ありて。御供に參勤之例連綿在之

一進上之目錄。同當に用目錄并折紙注文認事。此三個事の樣に候へ共。各別之義候。能々可有口傳

一同料紙も。人々によりて可相替也。常式は引合可然候。又一重相調事も在之。一枚に認事も在之。諸事より進上候にも。一枚に調進の

衆も有之。一重の事ハ通法なり。ならひおかては難認事也。
一於御前大上﨟に上﨟之盃をもいたゝき候ましき事也。但又事之躰にもよるへき歟之由候也。
一御内書に覺候との御文言ハ、御自筆の外にハ調進候ましく候。御自筆の外ハ用捨の事也。此外にも御自筆と調進に相替事多し。
一御袷をは、御肌こ可申。御あわせとは不申。御はたと申へし。はたへの事也。御ふく所よりの注文にも、御はたと認候也。
一吉良殿御參の時、御さかな四方にて參候哉事。御四方勿論之事候。御盃二ハ參候へは。二ツ口之盃をも。吉良殿はしめさせらぬ事は候。
一石橋殿、澁川殿御相伴の時ハ如何事。三職なと相伴と同前。替事はなし。

一御相伴衆、三職并四殿御事ハ不及申。其外ハ參次第にて候。御供衆も同前に候。雖然近代細川奥州なと御供衆に參勤之間、其故も在之由申候。惣別は參次第折紙なとも認事にて候。
一御服被下候時、自然御はたそひ申時は、別々にたゝまれ御はた（袷也）を下。其上に御小袖をおかれ候。又御成なとの時、五重其進上之時ハ。一かさねッ、かさねて。袖の下をとち候。御ねりぬきも同前。其時は惣之ちをも仕候
一御小袖、御はた。御かたきぬ。御はかま被下候事ハ。まれなる御事にて候。自然御座候時ハ、下に御はた。其上に御小袖。其上に御はかま。其上に御かたきぬこ次第候はん歟。御服所より御進上之時、如此にても。
一御小者、或御庭者以下御かたきぬ被下事。何

其沙汰不承候。惣別申かたきぬの事。尤以ちかき御事にて候間。先規之御例ハあるましく候［ ］たる物にも不及見候。

一鞍の修桐の御紋を付候はん事は。いかゝあるへき哉。御紋の御衆さへ打任て被付候事ハ不可然由。先々も其沙汰候。況御紋御さしなき御衆は。不及之儀候。拜領之鞍に御紋於有之者。乘用不苦候。

一御字御拜領仕事ハ。折紙にあそはされ候て。御太刀御刀にそへられ候て。御盃頂戴の時。ちきにまいらせられ候を。一ツに御座候て。御いたゝきにて。御字をは左の手にもたれ候て。御退出候。御腰物出候事ハ。まれの儀候。先は御字御太刀計出候。御腰物の時は。御太刀に取御そへもて御持候。御もち候所は。おひとりの間たるへし。

一同わたくしさまにても。大かた此分。又二字書候事も有之。まつは一字書遣事通法なり。

一御酌の時。際こしにハくわへ申ましく候。御酌のかたよりも。又御ひさけのかたよりなり共。そこさいへ手をかひて。くわへらるへし。何事にもさいこしを嫌事にて候。殿中にて同前たるへし。

一廣蓋の事。縦雖爲新調。私の紋のつきたるにハ。御服をハ入ましく候。諸家へ御成の時ハ。必々御紋のひろふた用意の事ハ勿論也。然共古人物語の事有之。不及注置也。

一公家衆路次にての御禮の事。輿にはたれ候此方も馬にて候時さ。路次をよけ候事可然候。但し難成候ハヽ。自此方下馬候へは。必こしより御出候。能御禮を申。少行過され乘馬可然候。かちにて行合申候時。しきれなさはき申候ハヽ。あしなかにはきかへ申へし。惣別しきれの事は。はかれ候事は無之候。

一殿中へ諸侯の女房衆祗候被申時ハ。いかやうに候哉。御はゝに御なり候て御参の時は。御はゝの御こし臺屋の御つまへよせ申。殿中の中臈衆おむかはれ。御かいしやくの事にて候。自然御相伴にも御参候へは。三方にてまいり候。其外の女房衆しかう事。何の局にても。かしミのミはん房の下口よりしかう候。北の御門よりこうに御おり候。また伊勢守女房衆ハ。代々御はゝに被成候てよりは。是も何の局の下口まで。こしにのり申候。東山殿様の御代には。諸侯の女房衆もあまた祗候候つる。奉行飯尾元種母。事外の老左にとへるも祗候申候者。近頃は貞陸母祗候申候。それは御母之被成候て後にもしかう申候。御はゝに被成候へは。其名をよはせられ候事も。御はゝとめされ候。又其外の衆をは。其子ハ候得は。たとへは兵庫助はゝと被仰候之御心安。内々へしかう申事ハ。非例之儀候き。

一進上の御樽の御肴に。鷹の鳫。或たかの鶴なと。五種十種の內へくわへ申ても進上候哉。たかの鳫鶴進上の御肴に成申事は。勿論候事候。但し我かたかのとりたるをは進上候て。人の鷹のとりたるは。進上にハ用捨候。惣別御樽の御さかなの內へ。たかのとりをくわへ候事は。いかゝのよし候。其ゆゑ。御さかなをは。何も不備上覽候也。無念之由候て。御さかなの目錄の外に。別に鷹の雁又ハ鶴なと進上候由相見ハ候。是は進上のこと。またわたくし〱ハ不苦候歟。

一御折二合參候時。まんちうを一番に參り。さて魚物の折可參歟事。先々よりも此御沙汰あり。前後何も不苦之由。各被申之。惣別昔は御折の物を。御主御前様御は しよきこし

めしたる御事の間。進人も被参事は。もと〳〵候無御事由。皆に注たる物にも不見候。然間。まんちらの御おりには。御はしをすへ不申由候。こさしも同前の事にて候。同御前の御出りをすへらかし。御通ニ被下事常之儀也。やう躰共。又心持有之由。

一御鎧并御腹巻進上の時。かふとのしのひの緒の事。他家にはわたかみにからまれ候。此方にハ。からむ事無之候。わたかみの上に早を置。しのひの緒をは。わたかみのゝひへ入候までにて候。

一公方様御前にて。誰々にも御酒被下候時。御ひさけは。進人御さたあるへき職事。公方様御前にて。御酒被下事は。常には御座有ましく候。御成の時。はての献の時。御前にて其亭主に御盃被下候。其時ハ御相伴の公家衆の御役に候て。於座中て同前。一献の時ハ。献数をおはれ候。御相伴衆御前御参候後に。次第に三首御参候。御ひさけも。其次へしたかひ御参の事にて候。

一公方様へ御さしたる頭はこつくり飾なと進上には成候哉。指様之事不及見候。進上には成ましく候。こつくりすゝも不及承候。但新調の御服御食籠。御局にて自然の時。御前へ参候。おもてむきの進上には成間敷候。

一御小者を。人躰により御小人とも申哉。御小人其可申。平人も其心得あるへし。同御下部を御下男と申も同前。公家方にては。下男を仕丁とて申。同装束をは白丁と可申候。其品其在之事也。

一御輿の御道の時。御ひさけハ庭上に置候候。御前庭上へ御おり候て。御くわへ候。就其。伊勢名字の者。心懸之義在之。他名に無存知事也。

一於御前御くわへ申時ハ。御ひさけかりそめにも。下に置ましく候。

一わたくしにて。女房衆ハ主人のさかつきをは。いたゝき候はて。しくちをそへ候由申いかゝ。何とも不存知候。常にはまついたゝかれ候て。さけをうけられ候。結句口をは御そへ候はす候かと存候。但女中かたの事不分別候。

一雁又は鶴なと鷹のとりにて無之候はゝ。かけ候はて臺にすへ進上仕候哉。臺のとめにすへられ候て可被懸御目。又ハふせ鳥又ハかけとりなとを射て。當座に懸御目時ハ。かけて臺にすへ候はす共可有進上候。私宅より進上候はゝ。臺にすへて進上あるへく候。又ふせ鳥は。雉と鶉と此ふたつにかきりたる詞也。何鳥にてもふしたるを。ふせ鳥とは申ましき事也。かやうの鳥。御目にかくる事。矢所の心持もあるへし。能々可分別事也。

一爲御使諸家へ罷向時。發端の詞。所により可相替。或被仰出趣ハ。或上意之趣。或公儀之趣。或禁中なとにて。對傳奏申てハ。仰候趣しなゝと。所によりて申渡候事。故實之由候也。

一參會之時。自然亂酒に成て。觀世太夫。或左樣之類。盃をさし候事。若在之ハ。そといたゝきてのみ可申歟。たゝそのまゝのみ可申歟事。觀世太夫以下盃の事。何共沙汰不承候。時儀樣躰にもよるへき歟。

一御服と申ハ。御小袖以下御かたひらなとの惣名にて候。呉と書申哉。呉服之字の心は相叶て候得共。未及見候。たゝ御服と候て可然候。

一御亥子の御けんてう。觀世太夫にもつゝま

れたるを被下哉事、観世太夫にも諸大名拝領のこととし給をかきたるを被下候。又上つゝみに御かき付はなく候、御書付候て殿文字をあそはし候は、御紋免され候御衆、同御供衆へは殿文字候、その外ハ無之候、もと〳〵ハ御供衆へは御かきつけ候はぬ由候。近年ハ御座候。

一御なりきりとも、又御厳重其中候、細川晴元なと書状には、御なりきりと認たる由、徳に注置候。かなにて御なりきりとも、又御成切共調進候也。

一みすゝたれかけ候とも、はるともと哉、かけ候とこそ申ならはし候へ、はるとは不及承候。さる人の申されしは、心敬の連哥に。おしはるミすにしたふおもかけと候に、さおしかのあとをおふのゝあつさ弓と候。然は、はるとも可申由。申たる人候。それは、とも候へ。聞なれさるよし被申候き、歌連哥には、あしき詞ハあるましき事なれとも、常に申つけさる事ハ無用に候歟、但かやうの事をもとめ出し。物しりかほに珍しく申出されとふ人も在之、尤用心あるへき事歟。

一御成の時。草歌うたい申事ハ、式三献の後。御さかな参て御盃時、かならす被申候。其時はこはしかけを仕候て、うたい申され候し。金山家のやうに申候、近年は斎藤甲斐守、杉木信濃守なと、細川殿にてうたい申候し。

一御内書に御若印出され候事候哉。おもてむきの御内書に朱印の御事不理覚悟候、又古府案候も不及見申候、琉球國へ御朱印を出され候御事は、勘合と申て、各別の御儀にて候、大唐、琉球、高麗、此三ケ國へは勘合と號して、彼三ケ國より調進申、其を出され候事候。下々にわりふなとゝ申やうなる儀候、此

勘合。法住院殿様（将軍義澄公ノ事　自尊氏公十一代目）御代に。紛失仕たるにより
て。式々の唐船無渡海候。然を大唐の勘合は
かり大内義興再興被申。其勘合ハ大内家に
被預置訖。是は各別之儀候。御内書に被捺御
朱印儀者。面白に如何と不審候。自然之御用
に御印をは。慈照院殿様（東山義政公事）代に渡唐船の時。大
唐にて調進候を。貞宗（伊勢守金山寺事。）致進上たる旨注置訖。
御内書に被捺段ハ不相見候也。

一進物に。御太刀御腰物唐物以下。前後之次第
候哉。進物前後大略相定候。先御太刀より前
に進上候物ハ無之。古進上之記録に相見候。
能々可有御分別候。披露の事は。目録次第ニ
て候。

一禪家へ御成事。入院なとの御成之事ハ。其寺
の故實有之事也。又御作善に御成の時は。御
ぬりおしき御わんに候。僧衆のことくに御
ときも參候。大衆と御相伴は候。四のかしら
のかへとのわき左の方に。座頭の屏風たて
られ御座之由候。近代如此御事ハ無御座候。
御配膳も喝食參勤候。俗姓により無參勤事
候。御事かけ候へは。諸侯之養子に成て被勤
之。然者其人ハ禪客免除之由候也。昔は二節
の秉拂には。御成御座候由候也。

一於禪家者。縱攝家清家の雖爲御息。四方三方
を御用候事は無之。自然御連枝にて殿中へ
御參の時は。依時儀四方三方御用歟。

一紫衣黄衣によらす禪家の長老へハ。四方三
方にて何も不參也。

一禪家御衆御禮被申入時も。扇を被持候。扇を
被持候事は御禮にて候。同喝食御禮の時も。
扇をもちなから御禮御申事にて候。

一御服を人に被下に。二ッなとハ被下事ハ無
御座よし申方候。如何候哉。御服二被下事
ハ。常に在之事は。一重二重と申事は。御は

たのそひ申たる事は、御服二三も被下事。
其例不可勝計。もと／＼ハ年始にハ三献弁
諸大名御供衆少々一重二重被下事無紛候。
二ツ被下候事は。あるまじく候と被申方ハ。
古記無其披見存候歟。
一主人の御馬を。簾人も庭乗の時ハ。庭上へお
り可申歟。主人見物なく候はゝ。おり申まし
く候歟。主人御見物なく候共。おり可申候。
又私々の馬にて候者。御見物なく候ハゝ。庭
上へおりましく候。
一はたせ馬を。はたか馬とも申哉。はたせ馬。
はたか馬同事にて候。
一とうゆいの事。別にも申哉。韉（つくら鞍）つくらと申
候。简信の事也。
一ひつしきを敷候に。常にハつけたるやうに
くひかみをうしろへ成て敷候。又自然佛神
の御前えしき候には。くひかみを前へ成て
敷候よし申。如何。さやうに申ならはし候。
其子細者不存候。
一殿中にては。初献の御ひさけの人。二献目の
御酌御座候由は。かやうに次第候。作法定た（伊勢備中守貞）
る作法にてなき由。瑞笑なと申候つる。度に
あれはれと候へは。手間も入候間。直賞の由
候。
一大内家には。初献の酌とりたる人。二献目の
酌を持参由候。如何。さも候哉。其家々に仕
つけたる儀在之事候間。可為不定候歟。
一貴人御さかな被下候時ハ。右の手を上。左を
下に重て。手のくほに請申候由候。如何。此
分可然候。さやうに候へは。懐中も仕候にか
つてにて可然候。
一於殿中しけき御能候時ハ。大夫に御おりか
みいかほと被下候哉。細々の御能にハ三千
疋被下候者。又不被下候て。かくやへ御折御

たる計被下候之時も在之。又正月の松はやしには。しやういに万疋。當日万疋被下候也。御臺樣よりは御服十重被下候也。何も時儀による事候。不定に候。

一殿中にて御盃臺は。いかほと參候哉。もと〳〵ハ一二しひて三には過申さす候つる。當時ハあまた參候哉不存候。

一御走衆に諸大名の同名も參勤候哉。畠山左近將監。今川。關口なと參勤候。彼被申置たる儀無以申傳候。近年之儀者不存候。

一同□けひの時も參勤候哉。藤民部。駿河守。伊勢。上野なかにゆひにて參勤之由候。其外も可在之。

一殿中御厩へ馬の毛によりて不被入由候。如何。馬の毛被嫌之儀者無之。

一佐日は御厩へ不被入之由如何。左樣之儀不承候　義興在京之時。佐日に一段御馬御座ありて。被申請たる事有之。其家々に付て嫌つきたる儀は在之。丹後國に知行持たる人ハ葦毛を不持由申也。左樣之儀ハ各別也。

一殿中御火爐ハ。九月晦日に開爐候て。三月晦日にふさき申也。御作事方奉行申付之多分常始被申付之。惣別御ゆるりハ。常御所に一ツ御座候。御對面所にはちうしやく（今ノシンチウノコトナリ）の御火鉢を被置候。十月朔日より火をおき申なり。御立炭なり。三月中も置申也。但年によりて三月三日より。火をは不置申事も在之。
開爐。閉爐　塞爐とも申云々。閉ハとつる。
是は不審也。

一殿中御蚊帳つり申事は。四月蚊いてき申時分。陰陽頭に申。御蚊張釣申日次勘文進之。其日伊勢名字兩人。下總守貞行。肥前守盛種參勤。ちかき比は貞遠（右京亮貞）參勤申也。毎日のあけおろしは女中上﨟之御役なり。又ハ月中

に徹却之日次を。陰陽頭に彼勘進の日。両人致祗候おろし申也。いまた蚊（文也）御座候へは。掉をはさり申て。ひつつりと申て。何にてもかりそめにつられ候て。九月までひつゝりにて御座候。

一殿中御障子をたて申事ハ。十月朔日よりたて申候て。三月朔日より明申也。

一公方樣御小者もゝひき脚半をハ。十月五日北野御經へ御成よりも仕申。三月三日まで仕申候。又雨もふり次渡あらく候へは。走衆も御小者も。脚半をはさられ候。大名の內衆も同前。御供衆もゝひきゝやはんをめされ候。又大口ひたたれの時は。誰も脚半をく候。惣て赤脚の見へ候事ハ。尾籠之事にて候。

一御靈御神事に。兩社へ御神馬の事。上御靈ハ別當。下御靈ハ若代丹後守かたへ。社家奉行より渡也。七八月兩度の御神事（七月十八日祭禮）御神馬參候。自然と候て。七月には不參候へ共。八月には必々參候。大略兩度參候。自社家も御神供早天に參候。於今川還幸御拜之事。常御座候き。御幸之刻は柴を燒申也。社例也。貞宗（伊勢守ノ事）宅へ細々御成事有之。

一御前へ自然瓜參候時は。いかゝ御座候哉。御かけよりむきたる瓜參候へは。めしの御茶碗に入申て。とりさしそひ申。御四方にすはりまいり候。又ひやうふねにひやされ候て參。それをめしの御ちや碗の躰に入。於御前むかれ候つる事も在之。於御前各々被下候事ハ細々に御座候。其時は同朋衆むき申候。御前への事にて無之候。如此の時も。うりはうちやうの沙汰は無之候つる。宅たる法ハわかましく候歟。同朋衆ハ御かけの事也

一端午に菖蒲入。重陽に菊を御酒へ被入事候

哉。御前向にて候。不被入候。御内々にてはいり申候。女中方にては被入候。おもて向にハ無御座候。

一重陽にきせわたと申事御座候哉。御庭に菊をうへて。菊の上にわたを置候。其わたも。五色にそめ候。御庭の者の役にて候。多分御對面のまへの御庭に仕候し也。

一七夕に梶の葉に御歌被遊候御事候哉。七夕の御會は。面向にて御座候。梶の葉に御歌被遊候御事は。内々の御事候哉。梶葉七枚に御歌をあそはされ。やねへ後向れて打上られ候。何も内々にての御事にて候。

一三月三日鳥合の事は。何方より勸被申候哉。鷄は五ヶ番より被參候。御對面以後被御覽之候。彌童子鳥を合申。御太刀を被下之候。別に樣躰ハ無之候。殿中日記にハ。闘鷄とも鳥合とも認之。

一五月五日に。粽を上に成申候哉。先規は方々より進上候つる。近年ハ。粽百員本嶋六郎。同百伊勢守進上之。此外も可有之候。五月五日之外には。御樽の御さかなゝとには不成進上に候。八朔に宇治大路竹のかわにてつゝみたる粽のひの籠進上仕候也

一素麵御肴に進上に成候哉。御門跡かたより自然は御進上候。一乘院自爲御生見玉(七月五日也)御樽の御肴素麵一折。蓮若根一折。御樽三荷御進上候つる。又能登より輪島(能登ノ名事)素麵箱に入て。通(修理)作御進上候。其外は不及見候。但精進方よりの御肴に參候哉不存候。

一各大勢參會之時。盃一ツ又銚子二ツも出申候哉。略儀にて候。但急事なとの時。心安衆參會には。さもあるへき歟。其も二篇目なとより銚子二も可被出候歟。おもてむきの參會には。あるましく候。

一赤飯。御前へも參候哉。何共不存候。宅て參ましきかと存候。

一御扇一包とて。進上に成申哉。扇一包には十本の事にて。其をいかにもうつくしくたゝみたるうすやうのかさねたるにてつゝみ。金銀の水引にてからけ。れうしの上に置て進上に成候。かなめの方を御前へなして披露可申候。又つゝまさる扇を。人に參候も。かなめのかたを可參。一束一本の時も同前。

一大鳥羽小鳥羽も。進上に成候哉。引合にてつゝみて。上を水引にて結。臺にすへて。くきのかたを渡候ハヽ。しりも重てつゝみ候。眞鳥羽にハ色々の名あり。一尻二しりと可申。

一鳥二とりとも申由候歟。

一御對面の時。以中次御太刀被下時ハ。弓の鋒のことくつかの方をさし出候。其時は左の手をそへ候。又座敷のやうによりて。つかの方を持て。拜領之人の右の方よりさし出候處を。其まゝとりていたゝきて退出候。何もさしきの手つかひによる事に候。

一主人御參會の時。御酒半に御太刀被遣候時。持て罷出。主人へ渡申刻も心得候。同前たとへに主人の左より進上候。つかの方を可進候。又右より進候ハヽ。つかを持て。さやの方をさし出可申。是則被遣かつてたるへし。此段貞陸（伊勢守號常道院ノ事）自筆にも任之。

一御てうしを渡申事。男衆へは如常。又自然女房衆渡時は。てうしをよこに。左にててうしをかゝへ。右にておりめのほとりを持候て。よこにわたし可申候。是則御こり候よつてたるへし。又つねのことくも人によりてわたすへし。

一主人の御盃をは。能々頂戴申て。口をそへ候て御酒をうけ申事不珍。又誰人の盃をもい

たゝきて。口をそゆる事ハ。いかゝに候。口をそゆることは。御したをたへ候心得にて候まゝ。人によるへき事の由。貞家は常に被仰しとなり。

一藤はなしの弓十張或廿張。田舍より進上之時。披露の事。藤はなしの弓。てはり弓のことくに懸御目候。數は何張も同前。結やうとてはあるましく候。大内家より八朔之進上如此也。

一そへさかな（是はむきまたはやうかんなさのそへさかなの事也）をすへ申候ては。前のさかなに引かへ申候哉。又前の肴の脇にすへ可申候哉事。まへの肴の右にすへらるへし。引かへ候事は無之候。自然すへ〳〵に成候て。座しきもせはく候得は。配膳の人にあけて被渡事も候。是は略義にて候。

一物によりて一丁二丁の丁の字乃事。琴一張。弓一張。鼓一張と書也。又鋤鍬等の類ハ。丁字にて候。或は縄或緒なとある。

一五色の内に勝色と申事ハ。三ッあり。一にハ白毛なり。二にはかちんをかつ色と申也。今一ッはあり物によりて申詞なり。

一太刀を渡候時。如常横に持ても渡候。又右わきを竪て持。口上をも申候。何と哉らん竪ては目に立候間。横に持候事にて候。

一目錄渡候時。奏者披露にて御使のまへにて。披て見候事も不苦候。人にもより。時儀にもよるへし。

一奏者可仕事。殿中にて可申次と申候。常には奏者と申候。攝政家并門跡出仕をは。殿上人披露候。不參の時は。申次其役を仕候。長老をは蔭涼軒申次にて候。是も不參の時は。當日之申次。其役仕候。

一進上之御太刀目錄。御前に置申候はゝ。御對

面所の内へすへのさいのきわに。左の方に可置。目錄のおりめの方を御前へなし。其上に是間を少すちかへて可置申ことくなる事はなし。

一御鎧なとをは。兩人してかきて可罷出。具足背古をかきたる人は下手。左は上手也。右をかきたる人は。やかて退出候。左かきたる人。そと御具足に手をそへ。押なおして可罷立候。然に細川殿御家にかきりて。一人して御持參候。御くそくは如常。からひつのふたへすへ。其上に御かふとも如常あるへし。私にては同前。

一金襴。段子。緞子なとのなかき物の類。盆にすはり候をは。なかき方を御前へ成申候。かけ繪も同前。外題の方我方へ成へし。何も此心得たるへし。又香合又香爐つほ花瓶なと。引合の上にすはり候ハヽ。紙の切口を御前へ可成。又香合つほ袋に入候をはとり出。懸御目。ふくろをは。別に同朋衆なとへ可渡申候。但内々之時は。袋に入候て渡候。略儀にて候。何も盆にすへ候か本儀にて候。

一對面人來臨の時。披やうの事。殿中にては公家法中之西之衆。東の衆に申て。御對面にも樣躰御座候。攝家門跡禪家の長老をは。御送にて候。其品種々在之。不能注。又人の内衆猿樂田樂をは。於庭上御目にかけ候。又人の内衆進物なとを。申次請取て如常披露申也。

一於私客人に對面の事。一段貴翫の人をは。まつ座敷へよひ入申て。亭主被出。大方の人には。先亭主被出。人により座敷を立て。緣にても出合請之人候。又座敷の内にても座敷を立て色躰候。又一段敬人をは。庭上まても出合請し被申事も有之。常にはわれより少上首にも。まつ亭主被出候て。客人をよひ入

申事可然候。又客人より亭主上首にて候得は。座中へふる〱と被出候て。太刀なとをも被進候て。御禮候て可然候。等輩の人には。常に座敷のすへにて。太刀を被出御禮可然候。かやうには申ならはし候。時儀により被拔候て可然候。正得の心得此分に候。

一自他所上使たらは。奏者も兩人して可承。兩使の時も其内に言口を定て可定。及當座あなたこなたとあるへからす。然共一往は禮を申事ハ。大法なり。又自殿中自然諸家へ被仰出儀には。奉行兩人被仰付。又ハ伊勢名字の者一人被相添候こと常儀也。申詞は奉行仕之。

一各御參會の時。大御酒に成候て。うたい申事ハいかゝの事。猿樂祗候申候へは。太夫うたい出候を相待。太夫のうたいに付て。座者うたい申候。太夫祗候候ハねは。座の者も次第候て。一人とり〱出して。うたい申候。あなたこなたよりうたいたきまゝにはなき事になく。又うたひをとりかけて。うたひ候へは。物着にもなり候間。時分たみはからひうたい申事。猿樂も故實之由申候。當世ハ舞一せいはや六皷なと酒盛に聞候。いにしへはさやうの事は。なき事にて候。殊更奉公仕候者なとは。せはとも候へ。たしなみ可申事也。或は何となく一さしまひ申。或は順の舞なと御座候時は。そとあり〱しくまい申たるは。見よき由故人申おかれし也。但さるかくなとは我藝能之儀候まゝ。いかにも嗜うたい申へし。

一御折の事は不申。土器物食籠なとにもおもてのやう躰あり。然間。おもてを御前へ可被參由。古信濃常に申候し。當時ヶ樣の事まて氣遣ある衆無之由。信濃申候き。三峰膳又は

うはんなとにも。四季をかたとり。當季を御前へ成申候由。體申候つる。當時如此事申候へは。物しりかほに聞候まゝ。不及是非自然の爲書揩注置也。

一はうはんもおもて向へ參候哉。はうはんと申も。美みのよし申候いかゝ哉。式のはうはん被申は。常式のはうはんのやうには無之由候。未及見候。かんたくひの事承及候。くはしく可被相尋候也。芳設と書にハ。はうはんかも四季の様在之間。當季を御前へすへ申へき由申之。

一火打ふくろは公界へもさけ申候哉。四十以後ハさけ申ても不苦なり。然共。殿中へに御案内申入。さけ可申候歟。不斷。御合仕候衆ハ。病者なとは四十より内にもさけ申へし。大きなるはれの時なとは。斟酌あるへし。わろし。乍去老者又は入道なとは不苦也。

一足なかに禮はあるましく候。殿中へも皆々めし候。辻堅又ハ御門役のまへを通候にも。あしなかはき申也。

一於洛中乘馬をさきへ引候事は如何。三職御相伴衆土岐六角なとも。としのさきへ被引候。其外も輿御免の衆引かれ候

一同乘馬の時。乘替をひかせ候事は如何。路中にては無用にて候。遠路なとへはひかれ候。それもあとにひかれ候て可然候。御供の時乘人をはひかせ不申候。伊勢守は子細□てあとにひかせ申候。

一諸人の祝言の引出物にも。用捨故實在之由如何。尤其心得在之。元服の祝儀に。弓征矢を遣に。切符の羽付たる矢。又ハ移徙に火性馬衣裳なとにも用捨あるへし。引出物の聲のひゝき等も。氣遣在之。御移徙以後肥用瀬は三ヶ年御いとま被下。不能出頭間。ことは

以下に用捨肝要之由申習し候。

一御成の事は不及申。貴人を招請申時も。兼て召仕者又猿樂なとさせ候こうたいなとに。禁句以下を能々申付へし。自然者禁句をも申候へは。主耳のきかさる故と申成事常有之。可被心得也。

一諸人御禮等被申上時ハ。申次萬事に心掛あるへし。自然前後の通に候へは。其申次の可爲越度候。吉良殿なと御太刀御進上候時も。其日の申次御太刀取次可申。自然直に取に被取事ハ。申次の故實なきに可罷成なり。殿中にかきらす。その心得あるへし。

一諸社之社人等御禮之時も。其位によりて前後あり。縦ハ權大輔の權少輔たらは。權大輔可進之。余も准之。然間。官位をも不知は。兼て相尋事故實也。

一御足袋を參せ候ハヽ。右より可被進之候。踏皮又沓は。左よりめされ候也。

一香爐持參之事。急度法意無之歟。但前を御前へ持參可申。譬ハ御前足のかた前へ可成。定て盃にすはるへき間。盃の紋の草木の根の方。御前へ成。梢の方さきへ可成也。

一主人貴人へ物を申時ハ。ちと我顔をそはへふかて。いきなとのかゝり申さぬやうに可心得。又客人なとは。かみ小袖なとにも沈香をたき可然候。のみにほひ候は。又ひろうの事也。又男衆。燒物をは不用之。老若ともに丁子くわつかうを四季共に用候。それもこと〳〵しくにほひ候は。ひろうの事にて候。若ともにあせのこひをたしなみて可被持候。惣て奉公人は。あせのこひを二可持事と申候。一をは新して持。自然の時可用立。一ツは何方にても手をあらひ候時可用也。老たるも若きも身持をたしなまるへき由。故

人堅中ならはし候也。

一奉公仕候人。さのみ利根たてなるも不可然候。さ候へは。卒爾なる事も可任之。ある文にも。血氣の勇者。仁義の勇者といへり。仁義の勇者をは。いかにもほめ。血氣強力の勇者をは嫌ふ事は。利根なる人は。必々過たる事あるといへり。能々可心得事なり。

一奉公人にさま〳〵の心得ともあるへし。まつ第一には正直廉直にして。極信なる人。二には奉公の忠をいたし。私をかへりみさる人。三には弓馬の道に達しいさみある人。四には和漢の才藝ある人をよしとすへし。又悪には。第一胡亂猛悪にして欲心にふける人。二には無奉公にして。人のとかを言事を好人。三には武藝に拙して臆病の人。四には狂言綺語をもつて人に咲を面目にする類。皆心あしき事なり。

一惣して人は。身ほとよりも過分にふるまふ事不可然。末重き物は。必々おなしといへり。根ちも枝葉のかうたるは。ついにわろき事と申なり。かまへて上は下のまさる事不可任之。上をかろしめ。おのれをさきとするたくひ。尤不可然。返々可被得其意事也

一何にても色物に上手たらん人を。上下をいはす賞翫すへき也。いにしへは奉公の人も。晴の役を勤し。さる人をしやうくわんありしなり。又物ことに上手と言人もすくなかるへし。わろき事のすくなくて。よき事のおほきを。當世のよき人と申へきなり。

一手綱腹帯染やうの事。人々色々以今案不審被申間。注物撰候處。別に相違事は無之。但長短の事ハ。人々の可任所好。雖然。大浩ハ手綱は七尺五寸。御服之尺を定。腹帯は八尺五寸。或ハ九尺にも仕之。手綱も七尺五寸は

通法なり。此外ハ八尺にも。又八尺餘にも可任所好之由有之。染やうの事。はしをは何色にてもあれ。一尺二寸ほとそめて。其餘をはたん〲にも。またかうゐり筋などにも。このみ〲にそめられ候。

一貞家。義政公大將御拜賀御供之時之事。伊勢守金山寺事。大將御拜賀の時。そめさせられ候は。地をくろくそめ候て。五分あまりなるしろき筋を。六七寸あいを置候て、そめさせられ候。

一同犬追物なとの時は。二重腹帶なとにハ。一尺計のたんを。あさきとひわとのたん〲にかうよりすちをそめさせられ候。

一梅しほりの事も不苦之由。常に被仰候つる。さりなからもきつとしたる時は。そめられ候つる。

一とりそめの事は。しさいある事にて候間。れうしにふそめられ候ましく候。

一紫の手綱腹帶縄の事は。公方樣より外ハ。御用あるましく候。毎年正月二日。御乘馬始には。伊勢守進上之仕候。延德四年二月八日に大津の御陣之時。三井寺光淨院にて。聖護院御門跡道興御參賀候時。紫の御しりかいを被參候。御門跡仰には。しりかい以下はいかやうのを御用候ても不苦候。其故は備馬たる間。色にハ不被立入候。又門家中の人々御なとのとき。あかきしりかいかけ候事は。努々あるましく候由被仰聞時。各承。尤のよし申上たる由。慥に注置のよし。其外不及見申之由申之也。

一吉良殿は。むらさきしりかい手綱腹帶御用之儀。勿論之事候。

一昔山名殿。かけられたるよし承及候得共。慥には不存知之。

一近年伊勢國司北畠殿御事。種々御懇望にて

御拜領之由候。慥には無之。

一右京大夫高國朝臣へは。大永一年三月五日に。公方樣よりならの御ひたゝれとむらさきのそめわけの御しりかいを拜領候て。則其日。犬追物外檢見ありし事。希代の面目の由。尤有其沙汰事也。內檢見ハ小笠原民部少輔於高國馬場有走行之

一かたくつの禮と申事は。馬上にての事也。左くつをぬきて。手に持。馬をたおして禮をする事なり。大かたい時は不可仕之。猶口傳に在之。

一轡を人に渡候はゝ。手綱を右に持。くつわを左に持て。人の馬にめしたる時のことくに可渡之

一互に馬上の時。貴人をは我は右之方へ打のけて禮可申。よほとの時ハ下馬にてかれ申へく。若於御馬上御禮申候はゝ。

一諸大名幷諸侯衆。或忠節或奉公人の勞によりて。高位高官に被成。或ハ其家を再興の例不珍。然時ハ諸家よりは其被成たる位ほとには可被扱事勿論也。然者先々よりもけんかくに可相違事也。其時は縱他所よりはさやうは被扱候とも。此方は其分別可然候。其一代之儀こいかにも其用捨も尤可然。二代とも候へは。被成たるほと□いに進退を被持可然之由。古人申習したるとなり。或は申次は御供衆に被成。御供衆は又御相伴に參勤也。例幷無之。其時の心得之趣。仍古當被仰事也。又貞親之注置たる物にも在之。可分別事也。

一進上に駄もなり申候哉。同宗は何と書申哉事ハ。打任て進上は御無用にて候。內々にては進上不苦候。文龜元十一十七。越前へ御所望にて。栗毛の駄四騎あまり。十九を進上に

て。御厩被立置。野山への御成に者。細々被召候つる。駄の字之事。先々も色々沙汰候つる。此刻被對朝倉被成御内書候には。駄と調進候。然共。本々の御内書には。毛付はかりにて。駄とハ不書申也。

一攝家諸門跡堂上の御事は。何も雖相定。又は御官位によりて。殊之外相違候間。申次勤役之輩なとハ。御官位之分別なくてハ。越度のみたるへき也。御對面之時。御送之事も御官位による事なり。又公方様之御官に もより申事ハ勿論也。上意進三宮にて御座候へは。近臣之面々は殿上人に被准。例之随拭集に相見へ。其申次之記に可相見也。惣別官位之事。口傳無之ハ難知。能々可相尋也。

一法中之事。僧正は可准參議なり。然に於山門者。中納言に可准由之綸旨在之云々。雖然。披見に不及間無覺悟候。堂上各御存分にて。

右泉院大僧正ハ。參議の下に着坐なり。又或時貢勝院僧正と被仰事ありしときも同前相果畢。爲後證注置也。

一法印。法務。僧都ハ。可准四位殿上人也。法眼律師ハ可准同五位。法橋可准六位。上人同之。凡僧可准同六位也。弘安八年十二月記可相見也。

　將軍家御官位調進之事。

征夷大將軍從三位守權大納言臣源朝臣義—の守の字の事ハ。賤官貴守の字を置也。縦ハ正三位ハ權大納言と相當なり。、、三位たる間。守の字あり。餘ハ准之。又行字を置事ハ位は貴。官賤の時。行之字置也。

一御内書之事。條々口傳抄に在之。御料紙は檀紙たるへし。殊に半切之御内書無口傳ハ難致調進之由。被仰置訖。然に近代寸法以下の不及口傳。調進不可然之由。被古當之仰云

々。筆中之半切一段の秘書也。分別之輩稀たるへき也云々。

一年始の御内書又は急度仁たるをひもをたちて封申事。無御座候也。惣別上卷御座候をは。封不申也。御上卷無御座候をは。封申へき也。

一御内書之御料紙ハ。高檀紙なり。たんしハ大かた一尺二寸はかりのたけ候歟。然を半分ほとより宛所を緒申候得は。六寸さけて筆をたて申候を。一二字さけて認事口傳也。條々口傳在之儀也。

今月日　　伊勢加賀守
　　　　　　貞助

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百九十

武家部三十六

常照愚草 貞陸法名常照ト號ス

料紙之事。武家たる衆引合を用事は無之。鳥子の事は田舍への小文には不苦也。惣別分際よりあつき杉原も斟酌可然候。

一公方樣へ訴狀の目安を捧事。武家は杉原也。公家門跡ハ引合を被用。然に常德院殿樣御代關東管領上杉四郎と。仁木兵部大輔丹波仁木事。相論之時。目安何も引合也。沒古へ不審申處古今引合にも被調云々。又杉原も被用也。三職出名なとも。又一色なとも。引合ニ目安の例在之云々。書狀なとは引合斟酌たるへし。三職の一三職幷御相伴衆共ニ立文たるへし。

御間は何も進覽。又進し互此分。畠山左衞門督政長より細川典廐政國朝臣への狀。赤津加賀守以事次正文ら見候つるは進覽と在之。右馬頭殿は御供衆中にても別ての儀たる如此也。事之次ニ沙汰ありしは武州管領より三寶院門跡へ書狀に進し云云。左樣には有るましき事なから。其頃は進しと認事無禮の儀にて無之。其證據あまた在之。至近代者人々御中とあり。當職の御時は每年可

相替候也。赤松以下よりは當職によらす人々御中也。恐惶也。又恐々の時も在之。是仰敬之儀也。可心得事也。又山名一色互進し候。又進覽候。互之事也。細畠畠山修理大夫同前。大内赤松京極なとへは大略互謹上書也。

一御供衆より三職へは可爲付狀。又山名一色殿なとへは。人々御中又は謹上たるへし。如此本來正理を心得候て。時々の樣躰を被見合候儀古今の通法なり。惣而心得之事は其國に知行分在之寺護へは其用捨在之。昔よりの掟也。謹上書ニ調ニて人々御中なとゝ書等の心得成へし。

一山名一色方の被官より。奉公方へは御宿所と書く。恐惶なとにてまきらかして書。先ニより多く先年安富秋庭かたよりの波古へ恐惶謹言と書く。御宿所と候し事も在之。非例の由仰事ニて被留置候事も在之。

一杉原を祝言の時ハ。たんしこ申候由申方在之。あるましき事云云。一束一本と申ハ杉原を申也。但公儀にては十帖一本と申事可然候。目錄なとにも杉原十帖と八帖の目錄にも調遣候也。

一門貴人に書文箱に入て給候はゝ。返書申入候はゝ文箱をは只返し申也。愚報を文箱に不入して可遣也。

一一段の貴人なとへは。此方より捧書狀なと理運ニ文箱へ入候事は可有斟酌。崇々の子細なとにて候はゝ文箱に入符をも可付也。同文箱之事。なしち。ひたまき繪なとのをハ可有斟酌。まきゑも草木一本なとハ不苦也。

一諸出立もそれ〳〵に出たちにて可然也。貴人なとへ可致祗候にあまりにいてたち申。又金作の刀なとさし申事いかゝにて候。又あまりに見苦しき躰又不可然候。なとは何

と仕たる不苦候。於彼等ハ中々非制限事也。

昔右大將頼朝の御代なとには年頭の出仕には立ゑほしの風躰に水干を着用之段等の事射禮記にも慥に在之。其以後は大口ひたたれなり。それさへ略儀になりて諸大名の外ハとすわふの躰にのミなりし也。如此趣ハ其御代の御掟によりて。末代迄も用來事也。今も年頭の御的始なとには風折に水干なり。又ハ晴なる御時ハ風折に布衣なと供奉候儀不珍候。

一禮成下御内書候に對。其御使御請申上事勿論也。然に御文箱へ御請をは不可入候。御文箱ハ別に返上可申。御請をは其まゝ御使へ被渡申也。御内書不限高家の御衆へは如此なり。

一烏帽子長くしの事。いにしへハ年齢廿計まて用候。匠作義直朝臣舍弟義遠ハ。廿五六迄長くしたりし。惣ていにしへハ如此ありし也。近代ニいたりては何もかも不入躰候。然間更可屬靜謐躰無之候。むかしは長くしも南方へ三四寸つゝ。ゆいめ共には七八寸計也。近代政元なとにハ悉皆に一尺計ありしなり 應仁已前ニ一色五郎政氏ハ。二尺五寸ありし。此等は人の目にたちて申ならはしたる事也。諸大名の内衆なとは心にも可任。又ハ猿樂風情ハなかくもみしかくも仕候也。惣而最初元服の時ハ悉皆々五六寸にて次第に長くありしなり。鹿苑院殿樣わかく御座候時はおり御ゑほしにて御座候。御くしなかく御座候とて。伊勢禪門松禪杜にをしあて申て。御とゆいのまへを小刀にてきり奉りし事を。諸家にしるし置。又申傳し事也。

一一跡を子息ニ渡。隱遁の身躰にて諸家へ參

會事。かミしも可着用事本儀也。はかまかたきぬなとの事は可爲略儀。次に黒衣御免の事面目之至なり。其例數多在之。衣にも禪衣又墨染。其品は其身可任心。衣又ハちきとつ何にても御免にしたかひて着用あるへし。昔はまつ衣を御免にて。以後より然ちきとつ御免ありし事も在之。尤可依時儀歟。又頭巾御免の事。もこ〱は錦頭巾を專用候し。又升頭巾同前なり。たこつきんにかきりて紫色を用也。萬にむらさき色をは憚申候へ共。たこつきんにかきりて不苦云云。升頭巾の事。典厩樣吕院常に被用候。かミにてこしらへ。うるしかはぬりたる物なり。やかてた〻みて懷中するやうに調候し。

一もと〱ハ急度黒衣御免ト申事は無之。其身發心仕趣なりし間。捨身来菩提の上にて。不及御免なりしを。假令被召返候刻。其まゝ御免にてなととの事也。定候て御免之事は近代の儀也。

一ぬりこし御免の事。三職ハ不及御免。其外國持幷大名なと乘つけられ候。家々代替の時御免を申されしなり。其時はすたれを上て乘用也。大名國持にても無之衆ハ。御免申上候ても。すたれをおろしても乘用也。奉公方ハいかに分限ありとも。乘用候事は無之。所勞なとの時いたこしニ。すたれをろし乘る事は法外。非制限なり。入道ニては不及御免由候へともいか〱候哉。赤うるしにもこき赤うるし。くりいろなと次第有之事也。自然忍て乘用の時ハ。ちりとりニのり候てなと〻。ひけの詞申事も在之。

一火打袋之事。四十以後はさけ候ても不苦候に瑞笑なとも書をかれ候。然共晴かましき時。五十之内ハ用捨も可在之歟。堅固若輩も

御旅の時分不苦云々。

一法躰の人軒號院號之事。大かたの人をは軒號院號斟酌候事也。讃州を慈雲院と申候し事は發心の躰ニて、然も其仁躰一かとの儀にて候つる間。院號當に申したる儀也。軒號も同前なからも。院號よりハあさく候はん哉。何ニ兩號之事。當式は其憚可在之。慈雲院は常德院殿樣伊勢守亭ニ御座候し時分の出仕ハ冬ハモウヌニテシヤノ衣ニクワラヲカケテ被懸御目候し。昔人なき跡に寺院號を稱する事其例數多在之。

一帝皇をは後鳥羽院なと丶申也。攝家をは後成恩寺殿なと丶ノチト申也。

一人之家の事。亭宅兩樣申詞何も同事。當に時よきやうに可申歟云々。家内に亭をあけ候事人によりて可有其憚樣に承及候き。打任てハ如何としる也。

一先年龍ある勝元朝臣を。赤松左京兆政則ハ被申時は。庭上へ被出向請し被申し也。但此段に如此候間。然其又緣まて被出向候はん哉。庭上可然候哉。門外へは御出候ましく候。御成の時門外へ被罷出候間。其次第あるへし。

一猿樂の盃を自然さし申事在之ハ、御いたゝきあるへき歟の事。あるましき事也。田樂同前。次に遊女なとは。又事によりて相かはるへき歟。時儀によるへし。

一於貴人御前は、家人を殿文字をよひ候事はあるましく候。殿文字を申けすやうにもあるへし。たとへハ於細川殿は、秋庭か香川かなとゝは候ましく候。自然事によりて殿文字被申儀は可在之歟。惣而はあるましく候。自余も准之。

一三職之内の衆。何も御對面ハ於庭上なり。一

人にて於御座敷御對面の人ハ。自昔代至于今無之。甲斐一人に限て三間の御庇の板の上にて懸御目也。

一參次第と申事之事によりて御用之儀也。先御相伴衆の次第の事也。三職の御上は當役先の次第相定之間不及異論。其外は參次第也。然ニ先年大津の御陣の時。大内左京大夫義興朝臣公。其比は未新介にて若輩なり。又京極治部少輔持光。其比ハ御相伴衆なり。是も若年なりし。然共三井寺の御陣已前よりも御相伴衆に被召加候し間。義興より着座可進之由言上候し。義興言上は未在國中より御相伴衆ニ被召加旨被下御内書所持候段言上候條。參次第之上はとて。大内新介すゝ被申し也。京極治部少輔は被成御内書候段ハ無存知。在京の趣にて及相論。治部少輔大内下に着座ありし也。此御内書者。慈照院殿様より被成下たると云々。又根本之儀を被申立候つる人も候へとも。御法被相定置候とて不及取沙汰。

一根本は三職。是も管領職を被持候ての事也。其次に御紋の大名。其次御紋せられぬ大名と可心得なり。

一諸家より進上の目錄古實共在之。進上の通より御の字少上て書流も有之。以上をは進上より少さけて書流もあり。可任心云云。

一吉良殿は進上も又名乘も不被認。進物の進はかりニて以上とはかり在之。

一澁川殿石橋殿兩家さ。三職のことく更不可相替也。

一國持に被准衆細川陸奥守。佐々木加賀守。

一外樣。畠山次郎。米野。赤松新藏人。佐々木鞍智。土岐民部大輔。攝津修理大夫。赤松中務大輔。國名禰次郎。佐々木黒田。右人數は正

月一日計出仕御盃被下之。
一外樣。丹波仁木。伊勢仁木。伊賀仁木。山名攝津守。北野二宮。新田大嶋。北畠小原左兵衛佐。新田岩松。姉小路左衛門佐。里見。吉見。山名。伊豆。山名宮田。山名河口。山名庭野。山名有道。麻草。細川観音寺。細川上野介。細川駿河守。桃井右馬頭。四條上杉。赤松上月。赤松葉山。土岐佐良木。佐々木多田。
　此外數多在之。如此候方ニは正月御盃之人數にては無之。出仕之式日も相替て參賀也。
一尙以目錄調事。諸侯衆も大名之內衆も。公方樣進物奉獻候。ほかの衆御同前。次に同朋衆も同前。縱令名乘の所に何何と二字書ヲかたかきのなきまてなり。山名彈正少弼にかきりて。名乘をは不書して。名字官計を認之云々。

土岐家も同前云々。
一御太刀持千疋と調進候事は。知行分安堵之御判申請の時。御禮ニハ多分如此。但人の分限ニより。過分ニ進上も又ハ御太刀御馬計ニテモ御禮在之。大略ハ一腰ニ千疋也。
一細川殿より大晦日ニ進上之注文。引合一枚をしおりて調進也。上ニ一何〳〵と調いさのおく炭五十と被調候て。以上にて名乘はかり如常あり。次に要脚進上之万疋之進は百貫と被調候。たゝ三千疋五千疋にて候へは疋とかゝれ。万疋之時は百貫とありしなり。古は何も百貫之內をも。貫の字ありしとなり。中古以來疋と被書候と也。細川殿舊記をのこされ貫と被認云々。是も定てより後は給申へきと諸人申事也。
一吉良殿御目錄ハ。杉原一枚ニ被調事勿論之儀也。被御家のならはしと云々。但又引合ニ

被調し事も在之。

一料紙之事。大高たんしハ公儀にも御用捨也。然共禁裏へ御進上の御目錄をは。たかたんし一枚に調進なり。又事により八間なとの御目錄をは小高たんしにも調進申也。次に就御傳奏御寺への御目錄ハ小高なり。

一和歌懷帋なとも　禁裏樣關白なとあそはし候歟。其外ハあるましき事也。かやうの事は其時代を見合可有分別事云々。次なから注置也。ある人訴狀を調しニいかにもくうすくとしたる杉原に認て。奉行所へ付て披露候時。申上所の理非ハ被打置。條理早麁相なる料紙不可然之由ニ候。是非を被打置。不及御裁許の由之沙汰有し也。いかに其身は不肖なりとも。公儀をかろしめたるかたへ相似たる由其風聞也。諸事に付而此心得肝要也。

一杉原にて目錄認事。古は公儀にさへも杉原にて認しほとに。大略國持以下之事は不及申。諸大名の被官等の事は勿論也。和歌懷紙ハ武家よりとも引合を可用也。

一千貫の時は。十万疋と認たる事も在之由古記錄にも見へ。細には無之間不慥。兩樣不苦候由は慥に在候事也。

一常德院殿樣御代ニ。奧州伊達兵部少輔上洛之時。御太刀御馬五十疋千貫進上候。御馬をは各黃下之。千貫之事は黃金にて進上候つる樣に覺申ニ。文明十一二年の比かと存候間。さのミ久しき事にても無之候。各可爲存知道而可撰之。其後日越外も千貫進上。其時は十万疋と候つる。其段は慥に各令存知事也。

一諸人侍代ニハ。いかほと可持參とは不定。人の分限ニよる事なれは不定。公儀へは千疋

之内進上は不可然。千疋之内にて候はゝ御馬代歟。不然ハ御ねりぬきの代か。此二色は代々ニ進上なれは近代三百疋なり。是も古は千疋。其後は五百疋。近代三百疋ニ減少之事也。

一御折なとゝ御字の事は。御所なとは不及申。大上臈小上臈まても。御字にても可然候。女中かたの事は。少うやまう事肝要也。それも又人によりて。さまてなき事も可在之。

一送狀認事。

送進納申。　　御用脚事。

合千疋者。

右爲替成下安堵 御判御禮物。所奉進納之狀如件。

年號月　いく日　　伊ー 右京亮貞ー

御奉行所　惣而ハ官名乘書つゝ見も在之。

名乘のかたに官を書事も不苦候。

一こまかに認時は。知行から何國何在所事ニツイテノ御禮ト書事も在之。自身ノ送狀にて無之 被官なとの送狀の事も在之。おくに進上御奉行所ト書事も在之。

一御倉より請取ノ事。又御禮錢なとなれは其趣加書也。

納申 御用脚。

合千疋者。

右爲何かし殿進上所納申如件。

年號ー　　正實 名乘

宛所ニハ不及。但其被官ノ名字等書事も在之。

一進上之用脚請撰候事は。於御倉在之。其樣躰の事者。十疋ノきつかけを仕て。其きつかけニかけて之儀ニ。若一錢も不足候をは 惣人打之。百疋ニ十錢加之。余ハ准之。

一諸國ヘ段錢被相懸時ハ。奉行衆圖を取て 其

國ハ誰々ニ被分之。是を國分之奉行ト申也。
其國ニ守護へ御下知書出し申也
一諸侯知行分或京済或臨時之在所古今有之。
給者奉行より[illegible]へ。御下知を成スニ事
書を一紙[illegible]より。[illegible]事書に。
御即位ニカ[illegible]
御即位要脚　何国何郷段銭事
以彼要脚被附其定畢。早任[illegible]領。并[illegible]野社
領。諸五山寺諸頭。寺持寺寺持之領。以下先
ニ並除。京済之地令支配畢。段別五十文充[illegible]
公田。来何月十日以前可被究済之。若難渋之
在所者。為有異沙汰云領主云名主出官員數
共以可被注申之矣。
如此認て。うらに國分の奉行一人判を仕也。
是をうらを符スルト云也。名乗も不書して
たゝ判計也。さてくるくると巻て。上書には
さし上て事書と二字書也。
一守護へ奉書之文言。

御即位要脚何国段銭事。早守事書之旨相
□之。来何月何日已前嚴重可被致執沙汰
之由所被仰下也。仍執達如件と書て。如例
式年號日付ありて。國分の奉行日下ニ官と
判を仕て。其時の御即位奉行三人も四人も
あれ加判也。如此之時は評定衆之内一人同
奉行を仕也。管領摂津二階堂等之類也。如此
輩も奉行のをくに加判之時の頭人と是を申
也。
一諸侯之知行。或臨時之地。或京済之地事。其國
分の奉行人之方へ以訴状申處。証文を被見
して。其時の頭人へ披露して。訴人方と守護
へと成御下知也。其文言ハ先々免除其　京済
其地タル上者。可被止催促由被仰出候也。日
下より奉行加判如常。折紙之奉書之様躰也。
立文事も可有之。但為知之文言は先々為京
済地上は被止守護使院早相懸之　何月何日

以前可被究濟之由 被仰出候也と留る也。如此御下知をとりて。其に隨て 守護之遵行を取て執進納也。

一如此之時の御倉をハ 別にこ被仰付。又いつもの御倉へも 納申事也。請取には諸侯へは、何かし殿と殿文字在之。

一番文之事 是は五方引付の番文也。それには土岐。佐々木。伊勢。大和をも被入候。又攝津。二階堂。波多野。町野なと事も番文ニ入候。正頭權頭とて 二人ハ一段賞翫也。第一を正頭と云也。至近代ハ正頭と申。かた〳〵は吉良殿。石橋殿。山名殿。一色殿 細川奧州なとなり。畠山匠作も召加し事も在之云々。次權頭には攝津。二階堂。伊勢。波多野。佐々木加賀なとにて候つる。第一に正頭の人を書て、其次に權頭を書候て 其外ハ位階次第にもしるし候哉 又は舊き新參の差別も可在之。此外右筆當數多書加候。此番文と申事 昔は其時代之公人奉行。一代ニ必申沙汰仕て、人數を注たる事也。近代は無沙汰云々。古は天下の諸公事を、此五方の頭人令存知 評定を成し理非を分申定畢。應永年中までは。さやうの事も有之。其後は五方の人數計は公人奉行も書立候へ共。不及御沙汰なりはてし也。

一諸家の御内衆御禮の事。於庭上懸御目事勿論也。然ニ甲斐一人ハ三間の御廐の立馬の板上にて懸御目也。餘衆は皆以庭上也。次に遊佐一人は。もうせんの敷皮目かさ候御見也。是又自余ニ不混事也。

一山名金吾殿内鹽屋事。於彼家別而賞翫也。山名殿父子。其外奉公衆參會之時も。三獻目の盃をは鹽屋に初させられし也。奉公方衆參會の時も。金吾各へ詞をつかはれ。いにしへよりの事々御免候て。始させ候こ被申しと

也。御禮被申上時は、如惣次於庭上の事也。

一大和家の事。御父ニ被成候事ハ、等持院殿様被成御判云々。本は足利大和守とも、証文等にのせられしとなり。御守りの役仕事也。彼知行ハ被准神領云々。

一大和家に桐の御紋事。足利大和守せられたる、其かとにより御紋ニ哉。但大和一人のやうに承及候也。そのゆへは、常徳院殿様江州御陣之時、佐渡守御紋のかたきぬ着用候しをは、不可然候由、堅被仰出候事。定各可為存知。但被申分候つるか。其段不存候。近年は佐渡守子孫は御紋を着用なく候し。兵部少輔政郡と申候しは、常徳院殿様御方衆に被召加。其後は申次をも被勤候つる。應仁亂中のかたきぬにきりの御紋を着用候事無之候哉。但自然着用も候つる歟不憶候也。

一奉行衆を右筆方と申事は、奉行と申事諸大名にも又萬の事奉行と云事は在之間、右筆方と申事可然候。殊ニ引付方又評定衆ニ被召加ハ一段の事也。

一盃をかくにすへしとくきやうの事。(カクハ公卿の臺の事)公武の差別可在之。武家衆三階候へ共、三方之不及沙汰也。

一吉良殿一人の事は、位階の沙汰に不及。四方也。

一宰相。中將。少將。侍從なとの事は公卿たる間。いかにも三方たるへし。いかに淺官なりとも、大中納言の息なる間。其家々を貴領の間。三方同前ニ在之。是も武家の私宅にての事也。

一攝家。清花の諸大夫の息を、六位藏人ニ參候て。殿上人の分にて。禁中ニ祗候させ候事。古今在之。其時いかに堂上の息なれとも。大中納言の息の上ニある事も在之。左様ニ

候へは。只をなしことに三方可然也。又六位の藏人五位に成候へは。則殿上を退て地下ニ立かへり候。然は殿上人の准據に地下ニ被成候也。一階もすゝむニ至りては。猶こそ殿上ニありぬへけれ共。地下の諸大夫の息は。如斯ありたれり。本公方にもいにしへハ。藏人を經歷の方在之。三番衆千秋駿河入道と申たりし其祖父千秋高範と申せしは。殿上の藏人に被成。六位の間は殿上に祗候候て五位ニ被成候時。殿上を被退候。其時高範の歌に。

位山のほる我身のいかなれは雲井の月に遠さかるらん

とよまれ候は集に入たるとこそ。

一諸門跡の事。事外高下在之事也。何も三方たるへし。四方にてまいる御衆も勿論在之事なり。僧正の事は參議被准事也。參議は中納言の下也。然其位中の上ニて最上也。准后ニ御成の事は。又別段之儀也。其門跡ニ候應務と申は。坊官の事也。坊官なとゝ出世と位の事。官位次第之由在之。出世は大僧正ニ不被成候哉。打任ては僧正にも不被成候へ共。其身の行德に依て。僧正ニも被成。大僧正迄は不被成候哉。此衆へは足付たるへし。但時宜ニよるへし。

一院家衆事。青御門ニては定法寺尊勝院。聖御門ニては住心院伽耶坊なとの類。大僧正ニ御成なくとも三方可然候。

一公家衆參會之時。盃を本公の輩。公家へさし申候はゝ。如常下を能く捨て。たゝみに置候を酌三方へすへられ可然候。但又樣にもよるへし。如常式たるへし。

一地下堂上之事。堂上とは攝家淸花以下の公家の事也。地下とは外記。官務。醫師。陰陽。

諸社之神主以下の事也。諸大夫等同前。攝家淸花に在之。公方は御晴なとの時は。攝家の諸大夫を。召御屋被召具事も在之。然に攝家の諸大夫ハ。腰刀をさゝれす。淸花已下の諸大夫ハ刀をさすなり。此差別にて可知也。

一宮々とは伏見殿。常盤井殿。木寺宮。奉行伺問云々。御對面之時も。御緣迄送り申也。攝家よりもふかき御禮也。

右伊勢守貞陸自記也。常照者卽貞陸事也。

伊勢法眼

供笑

以宮內省圖書寮本謄寫校合畢

道照愚草

道照ハ伊勢下總守貞久之事。始ハ六郎左衛門尉。伊勢六郎左衛門尉貞賴之子。

一群參之時。進上之御太刀多候へは。申次取て次之間へ置之。いくふりとは不定。所つまりせはく候へは。みはからひて取申。つかの方を前へ打當て。取申候か可然候。

一御酌仕たる人。次の獻の盃を可持參歟事。可爲不定候。別人可有持參候。御提は酌の所迄ミヘ候所に。置候候て可然候

一御盃取被申事。別の仕合あるましく。前よりの盃を。おとなく持て可罷立候歟。別事は無之。

一燭臺之事。竹のふしの台水臺何も同事候。然共水台本儀ニて常には同事候。

一うら打着用之事。先大口を着て。其上にうら打を着候。帶の留やう。前腰は如常締て取そろへ。後腰の帶。さきのひろきにし卷て留

候。又其まゝ置事も在之。紋之事は家々の紋を付候方も候。大略松竹鶴龜なとを付候。いさうなる紋なとは不付候。色はあさき付候。又其外の色をも着用候。つゆひもの付様も同前。袖の下に三四寸つゆをむすひさけ候。かわハ大畧紫かわ付候。腰の留やう □ 大かた如此。

一ゐほしの事。年れいによるへき事勿論候。なかくミわ（一本ニなかこゆい）の事は。大方十八九までもめし候。當時ははやくめし留候。さひのかわり候事もきわはらはすことも。年寄のまねきなかくそりたるは不似合候。當時はむかしに相替事候。

一よめ入の時。ゐほしもそひ候かの事。何共不存候。別なる事は候ましく候歟。

一よるの物持て出やうの事。當の小袖のことくおるへく候。宿直物ハたゝみやうもひとつ事候。

一夏なとしとミの下をさる事。雖然出入候事は嫌事候。

一御酌何に献々に相替申哉事。献々ニ替る儀ハ有間敷候。献の末にも成候へは。度々にくわへ候ハね其不苦候歟。其も一篇には候ましく候。惣別酌の覺悟さま〳〵在之候

一大名衆與之内に太刀を被入候。外ニ又被持事も候哉。まつ太刀は可被持儀候。自然又與の内へも可被入候歟。其外の事は可爲隨儀候。但用心所に可被持候ハ法の外候。

一猿樂田かく等に太刀被下様之事。相替候事は有間敷候。組様躰ハ少可相替候。太刀刀一度に被下候。（何歟）其も扱ハ同前。

一よめ入之時の長からひつに。はるひと申事候哉。はるひと申事何共不存候。但革緒はかりニてよはく候まゝ。たすけをにつはえひの

やうに仕候て用事も候哉。打任てはなき事に存候

一御かよひ。御酌。御通の時。扇をぬきて可參事候。ひもかわも小袖とすはうの間へ押入候事候。

一各初て御參會に。式三獻の盃取ちかへて。きこしめし候歟の事。何共不存候。有間敷事歟。

一御能の時。猿樂に折かミ被遣候時之事。殿中ニては。舞臺より庭上へおりてうたひ申間。於庭上一人つゝ召出て被遣候。替事無之候。

一御能の時。鞁打腰をかけ申事御座候哉事。腰をかけ申事は。ひろき御庭の舞台にて候へは。不及沙汰かけ申候。又御ゑんちかき御庭。又御前ちかき舞臺ニて候へは。腰をかけ不申候。其時かけ申候へと。被仰出はかけ申候。御供衆の役ニて候。伊勢守なとも申聞候。

一猿樂に御酒被下候事。惣て御酒こをりて末を盃ニ座敷に被置。召出て可被下候　如惣次さるかくのまへ候盃持向事ハ無之候。當時ハ以外緩怠ニ候間。御酌の仕合もむつかしく候哉。

一金の扇平人も可持哉事。金の扇平人ハ持間敷候。又文字書たるも公界へは不可持候。扇にも色々次第候　平氏はそさうなるしつめおり可然候

一壁書

何國何庄事。有致訴訟輩者。尋承爲子細申披

壁書如件。

年號　月日

一移徙之祝儀事。何にても火赤色を嫌事候。

是迄伊勢六郎左衛門尉貞順存分也。

一殿中之日記を付申に。三職をは御名字を不書之。殿文字の事は書之。又四職の事は御名

字をは書之。殿文字をも書之。縱ハ次郎殿。畠山殿の御事也。又能登の守護をも元服名をは次郎殿と申。是をは畠山次郎殿と書之也。是以可有分別也。

一諸家へ爲御使罷向時。上意之趣申渡時。發言に被仰出と申出ニてより其子細を申渡也。但爲御使或傳奏。或攝家なとにては被仰出とは不申して。仰趣ハ。又ハ上意之趣ハと申て子細を可申渡也。但時宜にもよる也。是を發端の詞と云なり。式上裁なとゝも可申之。

一公家方ニては。叡慮叡聞宸慮勅定勅命勅使勅許勅勘勅答勅撰。如此詞可心得也。

一繪を進上之時。なかき繪をは盆に横にすへ申へし。繪のおもての方御前へ向可申し。然ハ外題ハ御前の左たるへし 持參申者の右に外題有へし。又短繪をは盆に竪にすへ可申し。然外題の方我方へ成可有持參候。二幅三ふくの時同前也。

一秀擧御對面の事。永正十三年十月十六日未刻。五合五荷進之。日錄貞久調進如常。御折五合御樽五荷しん上と又名も不書之如常也。於御前は。與へかはゝさめされしとなり。御服むらさき拜領。御いのとの翌日云々。近代の面目之至也。

一常胎黒衣御免ニて出仕。大永八戊子四月廿一日。於方松軒御對面。申次大館兵庫頭殿。御太刀持進上之黒衣出仕。邂逅之面目之至也。衣は聖道衣尻なり。老年十四之御時也。

諸道具數書事

鞍 一口　　鐙 一懸
手綱 腹帶 一具　　鞦 一懸
胸懸 鞅 面懸　　押懸 おしかけともをもかいともいふへし
手縄 一筋　　鞭 一筋
沓 一足　　行縢 一懸

口錄なとには。狸一兎一と書く狸ハ進上
には不成。
鷹 一連一居一聯何も一もとゝよむな
り。
旗 一流 一幕 一疊（一疊とは二ツの事也まく一ツは半まくといふ也）
一（御代始）御乘馬初には。御鞭二筋小笠原殿より進上
之由候。一すじぬり御鞭一筋は。紫竹の御鞭
云々。先年々御乘馬始は只一筋也。
一御成之時。めしかへの御馬をは。あらひくつ
はにて引申。御乘くつわをは。御厩居の者わ
つそくにかけ申候て。此兩條佐左入御物語。
（乙亥九廿三）
一永正八年四月十二日。於吉良殿御所。大内左
京兆申沙汰ニて犬追物有之。御日記を文臺
には不置之。今日貞陸就申て文臺にすわら
さる由。貞久之注置犬追物日記に慥ニ在。
（天正三九廿六）令披見間寫置て。常には文臺御硯を
も雖申出。今日は御硯はかり被申出之由之
注置候也。
一公方樣撿見させられ候時。常に撿見を書所
に。一字あけて御とはかり書之也。（文明十五二月廿日の日記在之）
一同朋衆を日々記に書には。夏阿と二字書
之。
一公方樣御撿見の時。御方御所樣にも在之。（文明十四八月廿六日日記に在之。）
一公方樣御手組の日記調進事。
犬追物御手組事。
一御方御所樣。 管領。
一色五郎。 伊勢左京亮。
おくは如常。（文明十年三月七日在之。）
一浦上美作守則宗。已時所司代。六角油少路に
馬場在之度々犬追物在之。則宗撿見（文明十四六月二日）

一座敷に繪を掛候刻ハ、卷繪を繪の左の方へなしてかけ候。又二幅の時ハ、左ハ左へ。右ハ右へ成樣にして可然候。又卷繪のゆるかぬ樣なるも可在之

一軍陣ニて旗をさきへやるをハ、進すると云、後へ歸るをは。鶴するとて云也、則鶴退の心なり、

一梅壺、藤壺なとゝつほと云事ハ、合を申也。雜合なさゝ同前、

一廣蓋の事、其家々の紋を入候也、然間雖爲新調候ニ、私の紋を入候間、御服をは入不被申候、諸家御成之時者、御紋之廣蓋用意在之、就其古人之物語在之、不及注置、

　若君樣御ふくのもくろく、引合たつに調
　　進年始の事也。

一御おり物　一　、　一御ぬい　一

一御はく　一　　一御おりすち一

一御そめ小袖一　　一御はた　二

一御おひ　二すち　一御ゆかた　一

　　　以上

一於人前こせう。さんせう其外も受用ありに。くき物用捨あるへし、點心の時のこせうも同前

一御くつ御たひをは。左より可參、私にはく時も同前。

一文箱に狀を入事。不依貴賤事也、私ニては人に渡時に、奏者に箱の緒をときて、見せて渡事も在之、不及其儀渡事も在之、年始に爲御使右京兆へ、勢州被參時。馬之前へ右方の中間持て出、京兆緣へ上りて。御文箱を被取。與の間へ被參、奏者秋庭又は別人にも御使之由被申時、御文箱を乍持被申之。御文箱を被渡之、先ニハ京兆へ直に被申之也。至近代奏者に被渡之、高國之御時にて直に頂戴也。

其時右京兆對面之時。文箱之緒をとき。御内書をは蓋をとりて。直に渡申之。蓋ともそへて參候つるなり。扨御内書頂戴ありて。致祗候御禮可申上之由。御返事候時太刀を給て。そと手をそへられ候也。昔は御使の時給太刀をは不頂戴之由にても。近代はそといたゝき候也。退出候太刀をは秋庭預持出。中間ニ被渡たる事も在之。緣までの御禮なり。秋庭は庭上へおり不申候。然に別の所より庭上へ下。就他事物を申樣にして。門外まて貞宗を送申之。近比の仕合なりと申傳也。常住不斷御物語なり。

一進上之披露狀に謹上書。進上書にも。調事勿論なり。進上を除事も常之儀也。二三月に進上候も。正月の日付可然候也。但又所中にもよるへし。八朔の日付も同前。

一何殿樣之樣之字事。正得はあるましき事也。但事により書事も在之。樣の字眞行のそうには開候ても。正得なき事也。能々可被加分別云々。樣はためしとよむ字なり。

一殿中より御折紙備上覽。相個には殿文字不書之。然間奉と書之。私より相個には點をかくる。てんをかくる事は。事により自由の儀なりと云々。

硯箱之圖色々在之。猶別の双紙にも在之。

水硯	筆筆刀
墨	

刀なはさやたさるはの方外へ向なり

筆刀	水硯	筆筆
	墨壺	

色々沙法あり一論にはあるへからす云々

刀硯	筆筆
墨	

一對諸人禮節之事。上中下在之。蹲居目禮平伏之三品也。又兩手をつき御手をつく差別等在之。

一鐙をかゝへ申とある本も在之。押るとある本も在之。かかへ申とある儀は故實也云云。

一段の賞翫の詞也。他人不知之。

一小袖の下かい上かいとある本も在之。又上かへ下かへとも在之。所詮上かされ下かさね。上まへ下まへの事なるへし。然は上かへ下かへと申て可然歟云云。猶可相究歟。

一日笠をさしかけ申事。左右は不定。日をもてよりもさし可申歟。雨笠をは左よりさし申由在之。是も不定の由あり。風雨の時は雨かゝり不申様にさし可申云々。

一二重腹帯の事。常のはるひの長さ一倍にはかるなり。

一重にさりて輪の方眞中を。鞍の上敷の上にあてゝ。腹帯とをしへ兩の腹帯さきを入て。馬の下腹ニて取ちかへて。腹帯さきを又はるひとをしへ。とをして能々しめて。上敷の上ニて如常。一ゆひしめてねちて。兩の前輪の手形にかけて。前輪の前は。むなかいにかけて如常とむへし。當流にはさして不用之。

然其爲心得注置也

一今爲決後世之疑引舊勘聊記之耳。非愚所謂也。書物之奥書に在之。

一產所之引目射る時頌文。此段他流の説歟。

引目射るうふやの前のふるたゝミ
三の的ともなりぬへきかな

引目射る時。弓をかたに引つけるべし。扨歌のかなと云所にて。矢をはなすへし。

一夜蟇目射る時の歌。

蟇目射る君か前なるふるたゝミ
神の心をとりに射るかな

一宮々と申ハ。伏見殿常盤井殿木寺宮。此御衆は竹園と申也。御對面も遂御申事也。

一諸太夫の事。攝家の諸太夫ハ刀をさゝす。清花の諸太夫ハ腰刀をさすなり。公方様御晴の時ハ。攝家の諸太夫を雇被申也。

一樂人の事。豐筑後。山井安藝。豐筑前「申狀に是ヨリ別ノケ條ナリ證文を出帯するをは別進とも書之

一訴論人の事。本解狀とは初の訴狀。此答をは初答と云。又初陣共二問狀重訴狀共申之。此答をハ二答共重陳共云 三問狀二ヶ度の訴狀也 此答を上答と云。三度の陳狀共云。

一綸旨。 帝王之奉書。 天氣御氣色。

一院宣。 院御所ノ奉書。

一令旨。 親王ノ奉書。

一封紙 兩判ヲ仕事。判ノ頭ト頭ヲ向合テ仕之 封ノ廣サ不定

一狀ノ奧ヲ折事。一寸八分トハ申候へ共。ふかく折は尾籠ナリ。可相計

一日付ノおくニ宛所ヲ書事。一行半計置て可書之由。このミよりたるも見にくき也。日付よりおく遠も尾籠ナリ 可相計歟。

一臺下トハ大樹ノ御事。大樹トハ將軍御事也。

バッカトニゴルナリ。又大守トハ其國ノ守護ノ事也。

金仙寺全室常安大禪定門 貞宗
永正六年十二月廿八日逝行云々。永正六己巳年ナリ。

勝蓮院光岳常照大禪定門 貞陸
大永元年八月七日逝行云々。辛巳年ナリ。

法蓮院太巖常隆大禪定門 貞忠
天文五年十一月廿四日逝行云々。丙申年ナリ。

春日同詠陪住吉社壇松有春色和歌

前下野守平常緣

加須兎登毛千代農御字くはりは
登利農奈そた賀き波名 九十九三と
外津氣外之須美奥志 書なり。
能八麿

一懷紙に端作に 和歌兩字の事。哥の字は賞翫可斟酌。凡人は歌の字可書之 倭和の兩字同字ナリ。

一短冊木草に付事。中より二に折。作者の方を

内にして又二にたゝみ、又二にたゝみ、本草の枝に付候。枝のしげりたるかげに。そと結ひ付る也。衣薄のなかきをは、本のくきにも付へし。たゝみやう四になるなり。三にたゝむへし。

一文に巻てそゆる時は、文の内によとたんさくの字かしらを。文の端へなして。作者文の奥になるへし。又常にたゝみて。つゝみても遣候也。

一自他所文に歌をかきて給候はゝ、返歌をも給たる文の、かきたるやうにかくへし。給たる文と返事の、ちかひ候はぬやうにあるへし。

此段は東(トウ)下野守常縁(ツネヨリ)以自筆写置之也。

一女性衆の懐紙調事、端作不書之、勿論季題名を不書して。歌はかり三行七字に。おくさかりに。ちらしかきのやうに書之。猶口傳にあり。

一東屋(アツマヤ) 四阿とかきて、あつまやとよむ也。西下と書て、まやとよめる。四阿ハ御所造りに四方に軒ありて、あまたれ四方へをつるなり。

催馬楽の歌　まやの此三字アルヘシ
あつまやの。あまりのあまそゝき我立ぬれぬこの戸ひらかせ

一きんらん。とんすなと進上ニ仕時は。記録に在之ことく、ふるく候とも唐包可然候。あまりに損候はゝ。上を引合にて包ミ、水引にて可結候。五端とも十端共進上の時は、一端つゝ。せんかうなとつゝむやうにして。其をもとゆひのふとさほとに。二筋紅にして。惣を結て盆にすへらるへし。昔のとんす。きんらんハ。まき候ハてたゝみたるにて。いまハまきとんすにし候間。一端ツヽ包ミテ、惣ゆひをし候也。惣結ハ雨わなたるへし。一端つゝ

ハかたわれたるへし。からいと三斤或は五斤なと進上候時は。ねちたる方を下ゟ成。竪に盆ニてすへ候へは。ねちさるかたふつさりと候て見立よく候。一斤なとにて候へハ。如常横にもすへられ候。

一三物の遊とは流鏑馬。笠懸。犬追物なり。然を近代ハ。流鏑馬稀なる間。犬笠懸歩射を三物と云なり。又五物とは流鏑馬。笠懸。小笠懸。犬追物。歩射是を五物と云なり。

一腹巻を書状なとに。具足と書は悪なり。具足とは萬の物の惣名歟。或樂器の具足。或は射手具足なと〻申之間 具足一兩とは誤歟の由申習す。一領は是なり 非ニ兩字ニ。

一白楮白麻魚網。此三は何も紙の異名也。

一鄰瓦。陶泓。馬蹄。此三は硯の異名也。鳳味同前。

一毛穎。兎毫。鼠鬚。鼠尾。黒頭公此五色ハ筆の異名なり。

一麝媒。松烟。二は墨の異名なり。

一弓をはる時ハ。うらはすの弦わを能見て。すくにかゝりたらは其まゝ置。ゆかミたらは。なをして角の柱に弓のうら筈を押あてゝ。左のひさにあて。右の手にて弦輪をとりてくわへて。弓をひさに押あてゝはり。右の手にてにきりの下をとり。左の手をはそのまま置て。次第〳〵に弓をうへに取あけてかほを見へし。わる〳〵は其まゝ弓を下に押あてゝなおすへし。押なおす時は。立なからも又ひさまつきもなをすへし。北へうらハすをむかひてハはるましき也。かけよりはりて可出。但御前ニてはれと所望あらは。御前にてはるへし。貴人の方へ後を不成。たとへ貴人の方へ後をは成候とも 北へ向て張事あるへからす。はりて後すわうの袖ニて。

弓のほこを押のこひて可出。弦音すこし二三とすへし。

一弓を貴人又は主人に可出には。ちとひきて見て扱可出。ひきて見る時。我前を引として肩まては引ぬ事なり。主人立てあらは提て可出。又は立なからも可出。是は不定。但提て出したらんはよかるへし。式の御的の時は。立なから出事法なり。當座に時としてはりて出は。等輩の人にも弦音をして少ひきて可出。他人の弓をひかされと云事ハ。あれとも。此方よりはりて出てハ引て可出之

一弓をはりて弦をくひしめすと云事。末はすよりまつくひしめすへし。三寸はかりくひしめして。扱其口にてやかてうらはすのかたへくひしめすなり。それもまつ二三寸はかり先。にきりの方へして扱とむるなり。上下共にそとへしてとむるなり。其後さくりの下をくひしめてゆひて。弦を下へこききくるやうにするなり。

一常の引出物に弓計も可出也。こしらへたる弓ならは。弦をもぬるへし。にきり七八寸上をかミよりにて。弓と弦との間をちかへて。弓の前竹の方にて。ひほ結のことくに結なり。にきりをはまくましきなり。たとへまきたるともほとくへし。但當座と所望あらは。はりても可出也。にきりをも可置。白木そはしら木。ひいこきなとを出は。弦は白弦たるへし。

一弓懸に弓をかくるに。はすの方北へかけぬ事なり。又かりそめも北へ向間敷也

一下人にうつほをつけさせて弓を可持様の事。弓をたてゝ弦を前へ成。にきりの下邊を右の手に可持之。肩にかつきても可持之。馬の前に右の方にあるべし。又馬の後にも可

持之。
一弓袋に入たる弓を。下人に持せ候事も。はり弓のことし。又外竹をさきへ成て。かたにかつきて持事も在之。略儀なり。
一大的。丸物。草鹿。笠懸なとのをも。あつちと可云。まとはと云事は有間敷也。但大的なとはかりの時は。的はと云也。それもあつちと云事猶可然也。
一常に人物かたりに弓返と云事。いはれぬ事也。弓をいかへしてと云へし。
一庭乗の時。貴人御乗馬ならは。庭上へおり申て見物可申。又たとへ誰人乗馬候共主人之御馬ニて候者庭上へおりて見物可申。縁の上ニて見物申事有間敷候。
一御主の御走に參勤申時。遠路なとへは刀の下緒をとめ可申。留様は前へ引まはして。腰の眞中ニてとめへし。自然太刀なと帶候時も同前。又さけ太刀の時は。下緒をそのまゝもをくへし。後腰にかい候人も候歟。其は見苦敷事也。
一人數を書たるを讀時。ひとりふたりとよむへし。一ッ二ッとは不讀。又首の注文をよむ時は。一ッ二ッとよむ間。常にはひとりふたりとよむへし。
一弓をたゝしら木とは不可申。しら木の弓と可申。白木とは色々に白木ある故也。曲高弓太平記にあり。
一小鷹のへを三十尋。廿五尋。廿一ひろにも用之。ひねり掉五尺二寸。一尋とは八尺を云歟。
一大鷹の鞭一尺八寸。或二尺壹寸。
一犬飼の杖は其主の口の下に可切之。(個)
一こつちのを大かた二寸。足皮六寸六分。
一架の高さ四尺壹寸。横七尺條。六尺六寸。或五尺五寸。何も白鷹
一慈惠恩問ニ墊懐ニ國の興亡を見るは。政の揩を

見にハ如すとあり。太平記の詞なり。

一藤の花をは。しなひと申たるか可然候。藤のふさなとゝはいかゝにて候。いせ物語にも。花のしなひ。三尺六寸はかりなんありけるそれはとあり。ふしんもなきことは也

一定家。家隆の兩説かはる事。双紙をかくにまつ定家ニハ。一丁を引返してはしより書之。又家隆には。一丁を引返して中より書之。彼兩説のおひわかるゝ事難心得。其故は家隆は既に俊成卿の弟子也。定家は俊成卿の嫡子なり。仍定家爲正統の上は。家隆は其末子として。肩をならふへからさる物なり。雖然今兩流を立て。一双の哥仙といはれし事は聊故有事也。然間さうしを書にも。兩説在之事也。

一大永二六十日。青蓮院殿ハ和州内山へ御退座付て。貞充爲御使御内書持參御文云。

今度御進退之儀驚入候。早々歸室可目出候。猶貞充可申候。恐々謹言。

六月十日　御判

青蓮院殿　殿文字如此也

御上卷　青蓮院殿　義晴上御座あり

御内書直に被渡申之云々。室の字も付て被仰出在之。三日致滯留畢。貞忠御調遣也。

一爲御使諸家へ御内書持參の事。先對奏者爲御使御内書持參之趣申渡時。則申入其主被罷出時。御文箱共に直に渡之申也。或緒をときて渡申事も在之。又其まゝ渡申事在之不定。攝家淸花諸御門跡同前。又以奏者御對面なき子細被仰聞は。御奏者へも渡之。文明の頃御詠爲御談合。後成恩寺殿へ細々成御内書時。御使に參上の時。相待申御詠草をは。御文箱へ被入。直に被渡下御返書をは。以御使被渡候し事も在之。又御參賀ありて。可有

御申候て。御内書箱をも被留置罷出時も在之。又文明十二年の八月五日、樵談治要の外題之儀ニ付而被成御内書候をは双紙箱へ被入候つるを致持参候。暫時待申。彼外題を被遊御双紙箱へ被入。御返事ハ別に被渡候を請取申由貞仍急に注置也。貞元国書に可相見也。

一永正十七庚辰五月二日。從阿州澄元為御使者。三好筑前守之長出仕すわう上下今度澄元御禮之事ハ。赤松兵部少輔義村執被申董保左衛門太夫を被相副。貞陸へ入魂なる澄元進上御鎧御太刀御馬。貞陸への披露状也。義村一札之在之。於庭上三好董保両人貞陸へ渡申也。御塀中門の内北方ニて。申状両通は貞陸直に御請。御太刀は貞遠請取。甲御鎧をは唐櫃共に。御番所の東の御縁にて被取出也。如常拵貞秦貞遠持参。御太刀と申状貞陸御持参にて御披露。暫ありて貞陸庭上ニて。彼両人に御披露之旨被仰聞。次に両人可被御覧之趣被仰聞畢。彼両人御對面の事は、當日の申次たる間。貞遠披露也。依三好御太刀御馬万疋之目録於庭上請取之。御前へ致持参披露申。庭上へ罷下。如常御目にかけ申也。其時は申次一人庭上に祗候。さて又董保進上候御太刀目録を請取。御前へ致持参披露仕て。如前庭上へ罷下候て董保を御目にかけて。さて又御前へ致祗候もうしと如常申上也。其間に進上之目録御太刀をは貞秦取被申也。御鎧をは如常拵申也。進上之万疋車ニて。北の御門まて參候を。直に御倉玉泉坊へ納之。

三好御禮に付て。申次攻衆少々祗候也。

一御奉加帳調進事。

眞如堂御奉加帳。表紙に表ニ八日。裏ニ八月あり日の字の上より書之

慈照院殿様
准三宮
妙善院殿様
從一位富子
常徳院殿様
征夷大將軍　一字さけて

一折に御ひとかたつゝ書申也。

慈照院右大將とはかりも被遊也。

日吉社御奉加帳。　此表も同前。

御同前。但書之無之間不注置。

一細川家よりの奉加帳。

東山眞如堂奉加帳。　上に如此也。

大心院之御事。

右京大夫

右馬助　一おもてに御一人つゝ書之。

城州東山眞如堂奉加帳。　是は表書ニハ不書之。内ノ一折の端に書之。中に御名書也。

右京大夫

一佐々木定頼播磨守。六角定頼之事。内の折の表に如此在之。

城州東山眞如堂。

右馬頭　晴元の御事也

彈正少弼

天文十六表に如此書て

眞如堂奉加帳。

前丹後守。内の一折に一人つゝ書之。但横の端より下に書之。端より上には何も不書之

別注置也。貞遠日記在之

一御末衆の事。もと〳〵ハ御末男衆と申之也。當時御末衆と在之如何。但至今て御下知以下には。御末男と被書之也。

一公方様の御矢をは。おんてうつとも。又おてうつ共申へし。おん共申出とも申へし。習のある事也。殊犬追物の時。撿見御てうつとよはり申事在之。甲乙の習是なり。

一勅定勅語綸言綸旨宣旨。何も禁裏様の御事也。令旨とは親王家或法中之御事を申也。

一公家門跡には。御判をは草名と被仰之なり。親王法親王御草名の事。御書に被遊事は。被遣人之官位ニよりて被遊事也。御書之上卷の表に御判ある儀も。御草名と可申也。

一仙洞とは院之御所の御事也。兆御殿之名也。

一家門と蒔事は。攝家に祗候之殿上人。又は諸大夫御侍等。攝家を家門に被申也。或は淸花と諸大夫。又は侍衆被申也。其外の御公家を家門とは不可申也。其をは本所と可申也。

眞如堂奉加帳。　表に如此。内の折より如此。是も横の筋より下に書之。上をはあくる也。

貞宗之事 伊勢守

貞陸の事 備中守

一無官の人は氏を書。たとへは平貞淸なとゝ書之。

一上の銘は或は。太神宮正遷宮奉加帳。

太神宮造營奉加帳。

眞如堂供養勧進本加帳。

何も其所の名を書之。

一文龜二癸亥七月三日。加賀國白山長吏より。以使僧御禮被申上。彼使僧御對面の事。可爲御座敷歟。可爲庭上歟之由各被申事在之。申次大舘刑部大輔自殿中貞宗へ被成御尋。彼言上には。於可有御對面は御座敷たるへき歟と存之旨御申也。先年出雲國鰐淵寺より御禮之時も此御沙汰在之。其身之出性には。不レ寄ラ解脱幢相の衣を身にかゝれは。其を被敬事なりとて。於御座敷御對面あり。貞親なとも。常に衣躰へは可相替之由申き。但可爲上意次第之由御申也。依今日於御座敷御對面なり。申次之衆爲分。

一家と殿との事。大概無差別歟。但將軍家とは申共。將軍殿とは不申也。又和歌鞠なとの事ニ。冷泉家說。飛鳥井家說と申也。是ハ書状

等には冷泉殿なごゝ書之、家と殿とは事に
よりて書之。

一禁中へ諸大名祗候申事も在之哉の事、雖爲三職御案庭上迄御參なり。大心院政元法住院殿樣依御執奏、御前の御緣迄參拜、希代之初例也云々。

又御參内の時、長橋殿局御在宿たり、其日は御局之傍まで上意、御氣色によりて、御供衆中之少々祗候也、又大内左京太夫義興朝臣、三位の忠節によりて、長橋御局迄參上、直宗相引て參拜不紛儀也、此外更無其儀事也、此旨高倉正三位範久卿被注下畢。

一就入院等儀布衣之役者參勤之事、五位之輩ハ無參勤候、自然役者に御事かけ候時は、五位の當日計六位に謂退候て、參勤候ても不苦候、然に被役者被相觸事は、伊勢守かたより奉行所へ被仰遣候へは。又奉行より役者へ被申觸候、被申遣一行をは號短尺、杉原四切等分にして如此書也、杉原にたてにつゝみて以公人被相觸之也。

就相國寺入院

布衣

本鄕宮内少輔

年號月日

一就入院并堂供養等之儀、御成如常、布衣兩人殿上人兩人御出、奉行兩人、直垂由により可相替歟、雖然役者は此分、面々も祗候也、

一諸家へ御成之時、亭主に御太刀被下候ハヽ、被持候御劔を被下候歟の事、御劔御座敷に被置候儀被下之、然ハ又一段之御太刀を進上候、其を則還御に被持候、又伊勢守別之御太刀を持候て被下之事も在之、一篇にはあるへからすと也。

一御劔を右にはき申事、馬上にて持申心ニて。

然間又御供之時。うつほをつけられ候ても。御釼之役者は。うつほを御付候はすは。右に釼はかれ候故なり。

一殿中へけいせい。しらひやうしは不參候。おなし遊女ニて候へ共。加賀女は殿中へも參由候。傾城白拍子事。殿中へは不參候。自然御陣なとへは參候歟之事。其段は何共不存知候由在之。

一遠路へ御成之時。御供衆乘替引事候はゝ。ほとをゝき候て後に可引候。御供衆なとの中へ引まセ候事不可然候。馬數事。遠路ニて候はゝさもあるへき歟。然共さのミあまたハ有間敷候。

一御配膳と申は。御膳をすへ申事ニて候。殿中ニては。御供衆之御役ニて候。御末より持參御供衆へ渡す。是をは御末の御かくこと申候。近年は御格勤と申者無之間。御末男同朋へ渡す。同朋衆より御供衆へ渡申。昔はなき事にて候。又御祝言の時は。上臈中臈御ミやつかひ候間。御手長の役參勤候。椀飯之時ハ殿上人御配膳の間。是も御手長參勤也。

一御供衆弓うつほ御付候事は。鞍馬高雄八幡大原野大原。此在所へは必々御付候。於洛中も雪野へは御成之時御付候。御供にてなき時も。雪野へは御付候事。

一大かたひらの時は。つゝら切付を可被用候法ニて候。家々の紋又は何にても。うるしにて黑くかき候。鞦はおり尻かい本儀にて候。

一同朋衆は太刀をは不持候。打刀計持たせ候。小太刀をは不持候。小者は馬之さきへ走候。打刀をは。馬のわきに中間に持せ候。當時は相替事候間不存候。法は如此候。

一ゑほしかけの事。くミにて仕候か本儀ニて候。其故は御はれの時てうつかけと申は。ゑ

ほしのこゆひをときて。てうつかけに用たる躰ニて候。こゆひは常のことくはなくて。五分またうに打たり組ニて候間。馬尾本儀と申人は難心得候。あせをはしき候とて。近代故實ニて候。用候人も候歟。略儀ニて候。

一刀のつか。いとにてまき候事ハ。ゑほしかみ下の時無御用候。かわにてまきたるは。中〳〵不及是非候。自然當時いとニてまき候を御さし候歟。略儀ニて候事もさけ候へは。一段の晴ニて候はすハいとをは用候歟。

一馬之腸に太刀二振被持候事は。由者方に限候事の由うけたまわり及候。自余にはなき事にて候。めしつかはれ候太刀は。各別の事にて候。

一諸家へ御内書の副状申事。種々故實在之。常式には。何々御進上候旨令披露畢珍重ニ候。或御鷹又は御馬なとの時は。御自愛不斜候なとゝ在之。又嘉例なとの儀をは。不易之儀珍重候。たとへは御鷹一連御進上之旨令披露畢。仍被成御内書候。御面目之至御祝着令察候恐々。大かた如此。或御祝恵之旨相心得可申之由なとゝ當時被認方も在之由。太不可然候。爾重可分別事也。難注置也。

一御内書之御請の事。御文箱へ不可被入之。御内書箱をは。御使へ別に可被渡申也。御内書持参之時。自然於座敷畳の上に置申事はありとも。縁なとにて縁に置申事は不可在之。雖去儀も在之者。扇等の上に置可申。縁に直ニハ不置也。

一御車にて御参内の時は。御車の後に打刀を持て御供衆被候也。

一花御所。御寝殿に後土御門御座より於彼御殿は。萬之御祝言参也。坑飯も此御殿ニて参也。就時は御前以下は殿上人参勤也。御手長

巻役御供衆もうら打にて祗候。三めの御盃を、其日申沙汰の人頂戴なり。

一此御座敷の御たゝミは、まはりしきなり。此敷様を存知たる人ぁ有間敷由。御所侍直見ナウミ常に申たるとなり。此御殿をは直見ハから〔い〕申云々。御揃也以下をは、御承仕つかまつる也。承仕は今に在之　伏見殿に不見と申者御承仕の子孫なり云々。

一殿中之蓍節井蓍人　ミヤウヒの事。勿論書よりの御法度雖在之　猶以被定置法則ハ　鹿苑院殿様の御代ニ以條数被定置訖　爲御物具中不出の御式目也　應仁一亂に紛失云云　此段常々源吉曾仰聞しさなり。貞伊も同前に物語申たる由貞遠注置内に在之。

一禁裏様へ御進物之事。一かとの御時は、御劔一腰、砂金十両其御目録に調進勿論なり。當時砂金まれなる間、黄金ニて納申之。御目録に黄金と不致調進云云。

めてかしらさ言。
一
三
かり屋
二
◯
四
撿見　是を四のかさゝ申也。猶以子細在之。
弓手かしらと言。

一犬追物の繩。円かしらと言事、面此自然見物仕候、かやうの事不心得してたちまち失面目事在之。

一やまはりの日記の事、八廻と書なり。朝倉に被遣候返書に、八廻と書遊被遣候也。

一矢しるしの事。うるしにて名乘計を。ちいさく可書之。しるしの所は例式のとさく羽中三方にすへし。又ハ本はぎと。おつとりのふしとの間　走羽のとをりに可書之。又はくつまきの三ふせをきて。是も走羽のとをりに可書之。名乘の下の字と書とめの間。くつまきのきわより三ふせなり。羽中には三方に

可書之。其外一所也。走羽のとなりに可書也。又宮道氏なとは不可書之。名乗計二字可書之。惣別矢しるしの在所は三所也。何の所に可書共。其主の心に可任之也。我おい矢以下の矢しるし同前也。

一御前へ打かけゑほしの事。俄の儀又おゐ次ひたひつけなとはなれたるをハ。被御覧分間敷間不苦。かねての出仕定たるに。打かけゑほしハ努々あるましき事なり。此段慈照院殿様度々被仰出しなり

一御成の時御座の事。兼てしかれ御座には御さなく候。女中衆の御局へ御成の時も。御座の上ニハ御座なく。慈照院殿様如此也。

一御能の時。太夫に上へ罷上候へとの事。毎々直に被仰出候。また誰々に申候へと仰の時は。御座敷より仰事も候。御とひ能の時も如此。此段も同御代の御事也。猶一巻に具被注置候歟。

一御折二合参候時。まんちうを一番に出候歟。又魚物を出歟の事。前後不苦。惣別先ニハ御おりの物を。御主御所様きこしめされたる由誰ニも被参候事ハ。昔は無御座候。然間まんちうの御おりさこざ候には。御はしをすへ不申候。此頃は御はしすはり申哉由。貞辰不審候趣。貞孝かたへも相州より申上候つる也。猶別紙在之。

以上百四拾弐ヶ條。

道照之事也。貞順之父。

伊勢六郎左衛門尉

貞久

全室ハ老臭書に在之。

全室は伊勢守貞宗之事也。

此等子細未弁之由。古人の抄にも載られたり。たやすく人の弁しるへきにあらさ

るにや。しかりといへとも。かやうの名目ある事をしらねハ。時によりてはいまうの事あるによりて。いさゝかことの次にしるしつけ侍なるへし。大かた萬の道。名目をなりとも。せめてしり侍らては。其道にたつさはりぬる甲斐も、あるましき歟。されと此道におきても。更かきり有ましき事なるへきにや、世間流布せる諸抄をたにも見わたさて。此道の有識あるやうに申侍る事あり。色々冥覽恐あるへし。さりかたき所望によりて。事のはし〳〵を、意得かほに筆にまかせ侍る事、厚顔きはまりなき子細にて迷惑し侍りぬ。

一永祿八乙丑正月五日、午刻に細川兵部大輔亭へ爲北野還御御成在之　御馬なり、御供衆歩行也、御能在之、御手長之分也。御盃七ツ参る。進物三ヶ度進上之。不及注之。御能始申事

大舘伊與守樣躰相違之間。爲後見如何候間不注之。御通御部屋衆申次番方少々舞台のらうそくしんもしんとり一ッ在之間。一人ッヽ三ヶ度に被取之畢有ましき也、御相伴衆、近衛殿、久我御方、久我入道殿。御侍者御所。廣橋殿。飛鳥井殿。新宰相殿。武田人道

續群書類從卷第六百九十一

武家部三十七

中嶋攝津守宗次記

正月一日を元三といふ事ハ。年の始。月のはしめ。日のはしめなる故に。元三と云。又五ヶ日と云事は。正月三ヶ日。七日。十五日。これを五ヶ日と云。

一すわうは。かまの色は。春は柳色。夏は水いろ。秋はひは色。冬は黒いろ本なり。

一四月一日より。あわせをきるなり。新しき袷をきる時はあわせ計を着るなり。ふるき袷をきる時は。したにかたひらをかさねてきる也。若き人は。ゑりを卷なり。しゆくらうハ折てきる。わかき人ハ下にきる時ハ。おりてもくるしからす。

一五月五日より。かたひらをきへし。もしさむき事ありとも。あわせをきる事なかれ。但ししゆくらうなとハ。下にあはせをきて。かたひらをかさねてもくるしからす。

一ゑりをおりてきるものと。まきてきる物と分別すへし。帷子あわせなとまくなり。又うす小そてなとも。一きる時ハまくなり。繻物わたいりのものは折てきるなり。

一いくつもきて。二ゑりか本なり。むかしハきる物の數ほどゑりを見せてきる事もあり。當世はきらふなり。

一九月一日より八日迄。袷をきるなり。同九日よりもよきいうす小袖をきるなり。

一十月一日よりわたいりの染小袖本なり。御前にてあかれつむきを上ゑきる事くわんたいなり。但ねりのあかねに染たるハ苦しからず。

一かたきぬはかまにて出仕の御ともに有時は。かちんのかたきぬはかま本なり。善惡に御はしりの時のよのはかまに。別の色あるへからず。かちん本なり。

一あかききる物と。しろきもの重てきる事有へからず。惣してあかき物をハ下にきるなり。女房衆ハあかきを上に着もくるしからず。

一御はしり時。あわせをきるに。下にきるもの有の口傳。

一はかまをきる時。かたきぬの事。袴へあしをいれて。いちに肩衣をきるなり。きるものゝゑりと。かた衣のゑりとをなし物にきる事本なり。はかまを着るときは。左の足よりふミこむへし。ゆめ〳〵右のあしよりきる事なかれ。又足を入ぬさきに。前こしをあつる事。大に嫌ふ事なり。色をきる時。足を入ずして。まへこしをきて。後に足を入るゝなり。

一同手をとむる事。前後のひほをひとつに取。右のかたの前の帶に。下より上へおしこむへし。左のかたには。ふさを一疏へし。これも前の帶に。下より上へおしこむへし。はかまの上の刀の事。前こしうしろの帶に。一すちにさすなり。但きうしの時ハ。ほそ帶一

と前の帯とにさすなり。

一御前にかしこまる時は。我左を貴人の御覧するやうに畏る事本たり。努々右のかたを見せ申事なかれ。然といへ共。主人の御座によるへし。其時ハ主人の御方の手をつく事本なり。

一座敷にて參會の時。座敷の上の方のひさを立事。努々あるへからす。

一座敷にてはなをかむ事。引合より紙を出して。直にむかふを見るやうにかむ事本なり。脇へかほをふる。くわんたいなり。但座敷の下に人なくは。少座敷の下へかたふくやうにかむなり。はな紙をおほくたゝむ事くわんたいなり。十枚はかりより内を四に折てもつなり。國の守殿ハ。杉原一條折て。御持有之。一條とは十一二枚のことなり。

一座敷へ主人のはなかみ持て參る事あり。きりめを我前になし。右手にもち。すわうの袖の内より。貴人の右の手へ參なり。

一座敷にて貴人に物申事。貴人の右の方へ寄て申なり。又我聞時は左の耳に聞ものなり。

一主人に扇を持て參樣。左の手にかなめのあたりをもち。あふきを立て參るなり。

一扇のさしやう。太刀と脇差との間にすくにさすへし。扇のすゑ二寸はかり見ゆるやうにさしこむへし。

一あふきに物をすへて參らする事あらハ。あふきのうらにすへへし。重きものならは。左の手を下におき。貴人の前にかなめを我前になるやうに置なり。

一御まほりなとを持て參時。あふきの表にすへ。まほりの緒をもちて參なり。ゆめ〳〵左りに扇を持事なかれ。

一扇にそうしそへて參る樣。柳枝のかしらを

せうの粉をしるへ入かきまわし。是ハしるをすひ。其後身をくうへし。

一うさんをくう事。箸をとり上。右の手にてこせうを取上。汁にいれ。箸にてかきまわし。うとれを二はし三箸いれて喰へし是よりおり〳〵しるへ付へからす。

一湯つけを喰事。右の手にて湯をうけて下に置。其後。右の手にて箸を取上。飯を少むかひへおしのくるやうにして喰へし。汁すわり候ハヽ。箸を取上をし。右の手にて取。左へとり渡し。うは置をおしのくるやうにして。扨みを二口三口喰て。しるをすふへし。汁ハいくたひも請取。さのみ汁すう事なかれ。

一湯つけの御まはりの喰やう。何にてもあれ。一番にしるのたらぬ物を喰へし。のちはいかやうにもくうなり。

一あほそハあほもみふりたゝます。此外いつれもしるのたる物をハ。湯つけならハくうへからす。

一ほし飯をくうやう。水を請。其後。はしを取上ケ。ほし飯をかきまわし。さら〳〵となかし入て喰へし。塩をのちにくふ事本なり。一番に大口にくふは。必すむすする事あるなり。小くちに水に副てくうなり。

一はうわんを喰事。右の手にて汁を請下に置。はしを取あけ。うハ置を向へおしのくる様にして喰へし。いきをする事なかれ。

一ちまきを喰事。左の手にて取上。ふさき方の上のむすひめをとき。其次のむすひめを下へおしこくる様にして。前より喰へし。

一まんちうをくう事。まつしるをうけ。そののち箸をとり。左の手にてまんちう取上て。二ツにわり。右の手のかたを下に置。左の方

を喰へし。汁すう時ハ。箸をとりなをし。しるをすう。右の手にてすうへし若人ハ其まま丸なから。手に持てもくうへし。

一餅をくひ様。二に引わりて。左のかたを下に置。右のかたをくうへし。

一赤飯をくふ事あらハ。箸を取あけ。一箸計喰。そのゝち手にて喰へし。御前にてハ初メより手にてくうへし。

一かむをくう事。てうにもりたらハ。てうにくう。はんならハ半にくうへし。

一さうにをくう時ハ。貴人の御前なり共。まつ取上すあしうちに置なから喰へし。其時左の手を。せむと我とのあひにゆひさきを。右へなるやうにつきて。うは置よりくうへきなり。但所々より其座の主人に随ふへし。去なからうは置なりとも取あけすして喰。後にハ人なとに取上てくうへし。惣別さうにのしるすう事なかれ。

一にし本せんに有時ハ。取上すして。其儘喰へし。ふたをハ。かひときそくとのきわに置物なり。又引物に有時ハ。取上てくうへし。

一惣して飯を喰時ハ。さひこし。せんこし。はしなまり。さいのさい。しるの又すひ嫌ふなり。

一膳こしとハ。二のせんをくひて。三のせんを喰をいふさいのさいとハ。菜をくひ。其箸もて次のさいを喰を云。箸なまりとハ。いつれをくはんそとするを云。さいこしとハ。はし一ツ置て。わきの菜をくうを云。

一しるいくつありとも。大しるをかけてくふへし。其外の汁かけて喰事なかれ。但しうしほにのしるは。かけてもくるしからす。

一ひやしる請て。やかてすう事なかれ。飯をくひてすう物なり。

一すひ物はいくたひすわり候共。まつ箸を取あけ。みを喰。置さまに汁をすうへし。努々
一番にしるをすう事なかれ。但物によりて一番にすう事あり。口傳有
一二の膳。三の膳のときは。左の方をハ左の手にて取。右の方をハ右の手にて取上るなり。
一御前にてやき物をハかくの折敷なから取上てくうなり。これは鮭の魚之時なり。
一鷹の鳥あらハ。箸で取たをし講て禮をして。扨飯を喰て。銚子出てあらハ。はしを下に置。さらともに取あけ。手にてつまミくうへし。努々飯に副て喰事なかれ。但心安所にてハ。禮をして飯に副ても喰へし。貴人なとハ箸にて喰てもくるしからす。
一御前にて肴に鷹の鳥。たかの腐なと下さるゝ事あらハ。いかやうのしやうしなりとも。さしいたゝきたる事本也。

一座敷にて盃をしたむ事。さしきの下の方へしたむへし。
一めし出し時。まつ右の手をつき。左の手をあけて。其後。盃を右の手にて取上。酒をうくる時は。兩方のひちをつきて請。のむ時は兩方のひちをあけてのむなり。御酌なとにて下さるゝ事あらハ。肘を付なから呑へし。
一軍陣にてめし出しあらハ。左へまはるへし。又右へまはる事も有。酌くわへの人もむすふことなかれ。
一三幅の繪かくる事。中をかけ。次に客ゐをかけ。其後。主ゐを掛るなり。佛は軸をそろへ。ゐさんハ上をそろゆる物なり。
一鞍を御目にかくる事。くらの跡輪より右の手をいれ。左の手にて前輪の山かたをおさへて。鞍の右を御目にかくるなり。
一尺八を人に渡す時は。吹かたを我前になし。

うた口を下に成樣に左の手に持。すくに渡し申なり。然れハ出して上になるなり。

一笛を御目に掛る時ハ。御前にて家より取出し。右の手にて横に持。かしらの方を。貴人の左へなるやうに渡し申なり。

一らうそくのしんを取事。若しんとりなくは。小刀のもとにて。五分程殘して取へし。みしかくとりかへは。かならすとりけつなり。かうかいにてとる事あらさきにてつき。さてかうかいのさほにてうつすへし。

一あんとむに油さす事。まつふたを取。横に置。客人の方へかけのならぬ樣にさすへし。

一主人客人。碁すく六あそはす事あらハ。まつ盤を持て參り。其後。こけのふたをあけて。白黒を見分て。晝ならハ黒を客人の方へをき。夜ならハ客人の方へ白をまいらするなり。すく六も此心得同前なり。

一具足を御目に掛る事。唐櫃の蓋をあをのけて。其中に置。持出るなり。然れハ具足のむないたを我前へなる樣にするなり。御目にかくるときハ。射向の方を見せ申なり。其後右を見せ申ものなり。

一甲を御目にかけ樣。左の手にのせて。右の手にては。見あけのいたをとらへ。主人の右のわきに置。射向の方を見せ申ものなり。

一喉輪を御目にかくる事。輪を右の手にて持貴人の左の手へ渡し申なり。努々手先を持事なかれ。

一常に矢の取所と云事ハ。射付の節の事なり。

一ほうとうはいたて御目にかくる事。左の手に前後をひとつに取。貴人の前に置申時は。前こしの方を。貴人のかたへなる樣に置なり。

一籠手を御目に掛る事。右の手にて手崎の方

を。貴人の方になるやうに持出るなり。見せ申時は。手さきのかたを。貴人の御覧しらるゝやうに置申なり。

一蓋上の盞の事。唐櫃のふたをあをのけて。其上に左右のまきれぬやうに置。はとむねを。貴人のわきへなるやうに披露申なり。盞を引そろへてハおかす。

一硯を持て参事。左の手に硯とる。右の手に紙のきりめのうちになる様にもち。少硯よりあけて持て参り。貴人の右の方にすゝりを置。料紙を左のわきに置申なり。

一あふきを五明と云事。あつき時つかふ。第二に祝言に持事なり。第三に御座敷にて。物をすへて参らするなり。第四に刀なくして。敵をしりそくるなり。第五に天照大神なり。其故に扇を賞翫する物なり。此外に五明といふ事口傳あり。

一小刀を渡様。右の手につかをもち。はを其方へなる様にすくに立て渡すなり。賞翫ハ左の手にさきのことく。はを向て渡申なり。

一主人に笠をさしかくるやう。貴人の右のかたよりさしかけ申なり。左の方より指かくる事なかれ。然れ共馬の上へ笠さしかくる時は。主人の左よりさしかくるなり。是秘事なり。

一沓をはかせ申時ハ。左よりはかせ申なり。はく人ハ。右の手にて。はかするものゝ左の方をおさへへし。右のかたをはく時は。左の手にて右の方をおさへへし。

一風呂にいる時ハ。左の足より入へし。出る時ハ右の足より出へし。惣して風呂にて横にいて。あかをかく事なかれ。

一女房衆こしに乗る時は。右の足よりいるゝ。風呂もおなし事なり。

一路次にてこしに行會たらハ。右へ退て。我左をこしをとをすへし。馬乘たらハ下馬をすへし。あきこしならは。右を通すへし。下馬なくともくるしからす。

一用心する人のうしろをハ。とをらぬ事なり。とをらハあん内を申て通るへし。

一夜はさきへ行事賞翫なり。橋なとも用心する人ならハ。一たん禮をして。さきへわたるへし。

一刀を渡申事。つかのかたを。人の右へなし。はのはらをむかひへなし請取時。我かたへひねりなをし渡すへし。さけ緒をちぬやうにいたすものなり。

一野かけにてのくきやうの事。さかなをとりてまいらする事あらハ。各の前へ持て。くきやうを參らする物なり。

一あかきあわせをきる時分の事。男ハ廿五の年にてうらこうはい。又五十五よりきる。其時はうらの色かはる。口傳あり。

一刀のさけ緒ハ。ほんならのきつなをへうすゐなり。それによりて我下緒を切事なき事なり。

一枕をなをすに死生の事。まさのかたをいきまくらといふ。いたのかたを死まくらといふ。口傳あり。

永祿元年閏六月十四日　中嶋攝津守宗次

相傳　國木原　春□

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

女中衆へわたり申候てうしひさけハ。わたし申やうに取なをし下に置可申候。手をそへ候事いかゝの儀なり。

一馬上にて傘さす事左なり。大指にかけて笠のゑを取。弓をはさミたるやうに持なり。弓鞭をつく時ハ。鞭を馬のかたへ向候て。左の手にて弓に手綱を取そへ。左の手にて鞭をかゝへ乘なり。

一さんぼうせんの事。殿中にてもまれたる御一獻にて候。さして習ふにさうさなく候得共。三峯膳の出候ほとなれハ。一段大馳走不及自然候。先四季の色の山を造り。一季を殘して。三季を造り。過去現在未來をかけて喰樣南やうに申候。一にハ當季を殘して。餘の季をくふへしと云。三季なからくつしてあけられ候。いつれをくつされ候哉。人にしらせしとの故實と申候。あけられ候時。そゝとさきをいろひたるやうにしてあけられ候つる。喰樣を人にみせるために候。箸をハ座敷にてかけ候。すい口南へなり候方におきくるミあるへし。

色々口傳有。

一餝飯の事。

夏赤
春青　土用玄黄　冬黒
秋白

はうはん如此もり候。飯の上に此色なきさミて置なり。精進本なり。又魚物にても候なり。御まへにて汁をかけ候也。

一かんの名少々。

三ほうせん　ろちやうかん
へつかん　こんせんかん
ちくやうかん　はゝきよかん
すいせんかん　けんひんかん
すいきんかん　さとうかん
さとうやうかん　やうかん
うんけつかん

此ほか有へく候。まんちうハ點心のよし。但難定云々。

一れうりの物少々。かまほこ鯰を本と云。是蒲の穂に似せたる心なり。

一なまつのさゝら切と云ハ。尾のかたよりはしめて。一刀つゝ切のほせて。とりなをしかしらをたてさまにわり。切つゝけてにたるをいふなり。

一かけいりハ。鯛の身をすりゆるめ。おしきにても板にても付て。板を上に付て。かハらけてゆてゝ。すいせんのことく切てすへ。みそをかへらかして。鹽さかしを心みて。青みを入れ。其後。魚を入候なり。

一鯛のくわんさうハ。せのひれなり。串にさしあふ様なり。

一打海老とハ。ゑひをなまのかはを引て。板の上にてこまかにおしねやして。上にくすの粉をまき候ておしまハし。うとんのことくなるを切て。みそをかへらかし。さと入まいらせるなり。

一卯の花なますハ。なに魚にても。ぬたにもところ〳〵に作りたる身を置たるを云なり。

一羽ふしあゑハ。きしの鳥のはふしをこまかにたゝきて。しやうかすにても。わさひにてもあゑて參るなり。れうりの事種々有之。

一まな板の寸法の事。

一長さ三尺一寸八分。一廣さ一尺七寸貳分。

一あつさ二寸。　一足の高さ二寸八分。

足の付やうハ。切目より内へ一寸八分入へし。平より内へ八分入て作なり。但流々多之。

一貴人の御前にて。れうりに金輪すゆる事あり。足一貴人の方へ向てすゆるなり。

一主人貴人の御前にて。鳥魚燒事あらハ。先炭の火にて。火鉢等にてやく時。おきを前へかきハけて燒はてゝ。其やきたるおきをハ。おきかきにて取て。なまくさき分を取て。きよきおきへ炭を置つきて可罷立なり。故實なり。ちん香なしたき候事一向不可然なり。又はまくりを燒候ハ。とちめを取て燒へし。五六度あわをふかハ取あくへし。

一鷹の鳥の喰樣。同かいしきの事。

なんてんをしく事ハ。不苦といへ共無子細。かんなかけにすゆる。ふか〳〵といたゝき。過分のよし申。箸もちたる方の手にて。箸持なからつまみて喰へし。二三喰て其後ハ。はしにて喰候てもくるしからす候。

一客來の時。火はちゆるりに火を置事。陽の火陰の火と云。きへ候てハ陰なり。おこりたつハ陽なり。置てしやうし入申へきなり。

一門跡へ御成にハ。御見御宮つかひ候さけもとゆひなり。

一狀を主人貴人へ參するハ。左の手に持て出可申候。右の手をつくへし。又軍陣にてハ

状をたてに参候となり。申事ならハ先申入ての後。状を披露可申候なり。但可依時宜なり。

一装束の事。若き人も。年のほとよりくすミたるハよきと申候。わか／＼敷ハ田舎人しく候。又大名の内衆ハはたこうはいなと不苦。是もゑりしほり候へし。奉公の人なと着する事不可然。とほとふミあかねハ年よりて不苦。惣してちいさき紋。かのこなとゆいて着せられ候。無紋の小袖狼藉なり。入道ならてハいかゝに候。犬追物の時ハ。いかやうにもわか／＼出立れ候てくるしからぬ由候。但射手のやうによるへし。

一いしやうの事。

三月中ハ。袷うす小袖たるへし。四月一日よりあわせ着候事定候。惣別おり色ハ。ゑりをも袖をもしほりたるを着する。紫色公家衆ならてハめし候ハす。絹のあわせを本と申候なり。昔ハそめて着候。きぬの時ハしほらす候。五月四日まで袷。五日より男衆ハかたひらなり。女中衆ハ五月五日も。ねりぬきをめし候。こしまきもすゝしからん。六月一日より七月中かたひらをめし候。八月一日より又ねりぬきこし巻染付の小袖をめし候。男もむかしハ八月一日より袷を着し候となり。今ハ九月一日よりあわせを着し候。九月九日より小袖を着し。又十月亥子にハ男女共に紫の小袖を被用候。殿中も如此候。又ぬめのこうはいの事。内裏武家の御所に宮つかひの女中ハ。御とし廿一の五月五日の年時まてめされ候。又云。廿五とわたく男ハ十五歳迄着候。それも年よりもせいたけにより掛酌有へし。是ももとハ。ゑりをしほり申候となり。

一北けんつむきの事。もんの付たるハ。上へも參候。出家入道同朋勿論に候。ゑほし上下の時。かりそめにも無紋の小袖不可然候　又猿樂ハ不苦候。既にからおりも着候事候　又武家に大かたひらの事。此時又白き小袖を被着候　絹たるへし。又むらさきうらの事。しんしやくあるへき儀と候。

一公方様御ふくとハ。織物の事候。色御紋ハ不定候。白きあや子細ある事候　おりすちハ慈照院殿御代まてハめされ候ハす候由候。又から織物の事。公方様の外ハ。御臺様めし候。又日野殿。三條殿女中　管領の御母御免にてめし候。又三職へ管領御存候てハおしおしめし候。

一たゝのおり物の事。御免なくてハゆめ〳〵着候ハす候。又すちとんすなとハめし候。かうしをハ。是も御ゆるし候ハんハ。女中もめし候ハす候。

一御ふく拜領候てハ。久被着候をき□と申候。

一嶋おり物の事。地下人着候物にて候。

一かけもゑきと申候ハ。こんやにてそめ候。色色の紋のつけて。もゑき黒にて染たる小袖にて候。又加賀梅染の事。面むき被着候事くるしからす候。無もんハ可有斟酌。

一丸すゝしの事。御ふくハ不及申。大上らふ小上らふハめし候。中﨟はめし候はす候。たま〳〵もめし候事不可有之候。又一重すゝしの事も。一段の賞翫の事候。

一公方様へ色つかひ御申候。大上らふの御も一重疊にて候。小上らふうらつき候。

一いにしへの帶ハ六ツわりにて候。慈照院殿御代より八わりに被成候。

一三つゑりの事。兒若衆同朋又年寄たる人ハ。自然くるしからす候。惣別あわせをハ。數に

不被人候。二ゑりらうせきなり。一ゑり袷と小袖との事なり。

一つしか花又はゝの事。女房衆兒なとの被着候。男衆も着候ハん歟。十二十三まてハ男も着す。成人のほといによるへし。

一男の夏のはれハ。白きかたひらなり。こうちしろハ。これも若衆の時ハ着候。

一かたひらに袷のりんを付候事。もゝたち取よきとて。又ハ身にあせのつき候ハぬとて。御はしり衆なと被着候事なり。

一はれの時はたにかたひら着候事ハ無之事候。袷の下にかたひら着候事ハ不苦候。

一はれの時ハ。うらうちすハうはかまへの日よりゑもんとり候て。當日に着よきと申候。大かたひら同前。

一ひたゝれの染やう。先以あさきたるへし。もん白きなり。ぬいめつけなり。また彈正判官ハ地をくろく。もんも蝶を被付候。餘の官人ハ其儀有へからす。常のうら打ハ。せいかう。又をのさめやう。前にて常のことくむすふ。ささをひろけ。かくのことくのおひを丸くつゝみて。上より下へおしかひ候なり。□□如此なり。公家ハ一重ひたたれなり。此時ハ御下すかたと申候て。常に武家のはかまかたきぬのところなり。

一大かたひらの事。一重ひたゝれに。下にかたひらの白きを。こしより上に。のりを一段こはく付てきかさね。ゑもんを取なり。惣別白きひたゝれを被着候。是ハ公方にても御元服なと一段の御祝に被着候。また薄にて家々の紋を付て被着候事も。昔ハ有之事候。きくとちハかうよりたるへし。刀ハさやまき引めさけを。年寄も火うち袋ハさけへからす。又昔一段のはれにひたゝれを。金みかき

にもせられ候て着するも。大かたひらにかさねられ候。とほしかけも一寸またらに。白黒かちませて被用候。ちとほそきほとにこしらへ候。惣してゑほしハ。こゆひなきものならて。うつかけを打かけゐ心なり。それをこゆひと云なり。大かたひらの時ハ。白太刀を被用へく候。太刀うち刀にもうてぬき入ましく候。返しもゝたちとるへからす。道のしゐき時ハ。とさすへからす。つゝら切付おりゑりくひを可被用候なり。

一すはうはかま。かたきぬはかまのもんのる目にたゝぬか可然候。上下かハりたるハ畧儀なり。但十四五六まてハくるしからす。又奈良御參詣におの〳〵からまき拜ひやうもんの上下を被着候。惣別ひやうもんハ。御禁制の儀候。其故へハ御はれの時。可被用ために候。ひやうもんは。三色に色へたるを申候。又たゝす河原の勸進能の猿樂共。一日はからまき。一日ハひやうもんを着候。稍々草木の葉色々に色とりたるを。ひやうもんと申候なり。

一すハうハ越後布。六月七月兩月の儀候。八月一日よりあつすはうにて候。すきすハう御免とて。常に越後布にて被用候ハ。いかゝに候歟。惣別昔も御免候ハてハ越後布にてハ無之候。犬追物にハ御免候はねとも。すきすハうを被着候。冬も可然候。

一十徳の事。昔ハくすを白くても染ても着候て。上に帶をし候つる。うちかけは御きんせいにて候つる。むかし犬追物にも。ゑほしをもたせ候て見物申候つる事に候。

一太刀打刀作りやう。金作ハ御きんせいにて。金作と云ハ。おりかね。くしかた。つかくちなとも。金にてこしらへたるを。金作と申候

なり。うちさめのしつけの事ハ。中々もと房小者以下もちいたる事なり。

一公方様御こし物。金の所をうるしにて。ひやくたんのやうにぬられ候。惣別金のやき付にて御座候　御さけを。紅と茶一寸またらきも参候へ共。さのミは見及申候ハす候。普廣院殿富士御覧にさゝせられ候御こしものハ宗近にてハ小刀同作。さやハ貝と金石たゝみ品のやうにて候つる獅子作りにて。おりかね。くしかた。つかゝしら。ふち。めぬき。かうかい。こしり以下に獅子五十疋すハり申候。金にて候つる。

一公方様御打刀ハ。さや蒔入申候　かなくやき付。めぬき桐。巻糸茶こん。又ハあさきにて御入候つる。同御劒もさやふくろ入申候。寸ふくろと云候歟。柄琴の糸。ぬりかなく。帶とりあしあいかんきう。惣ハ淺黄の布。いくふりも此分に候。御ひらさやと申候ハ。御しやうそくの時もたせられ候。是ハ金作にて結構なる御劒に候。公家たちもひらさやをハ。分限なと結構に御こしらへ候。

一公方は御はしり衆なと金作りの太刀取可然候　覆輪なとも黄なるいかゝのよし。金仙寺被申候し。

一わたくしさまのうち刀をハ。ふんるいなとにけつこうに拵可申なり。

一烏帽子上下の時。つか巻たる刀ハさし候ましく候。

一我刀を人々見候ハんと候ハヽ。小刀をぬきておき可出候。又主人貴人へハ共まゝまいらすへし。

一曲水酒宴の事。人数ハ不定。流遠き十間ハかりも可在之歟。河端に丸居候て。詩歌被詠之。先題を取候て。河上より盃を流され

候。其間に詠歌を詠置を取上候て。短冊に調候て罷退。一人ツヽ次第に此分なり。悉如此候て。又河端より少別の所に。座敷を構候て披講候て酒宴有之。管絃も有之事。尙以盃をハ盆にすへて酒を入てなかされ候。河上酒を入所をハ。木ふかくみえぬやうに被拵候なり

一扇は廿本を一包と云なり。但十本とも　細川殿より公方樣ハ年頭に進上と十本なり

一鶯。貴人へ御めにかけ候事。籠桶のさきの方を御前へむけて。左の手にてふたをあけ。籠桶の上にあをのけておくへし。さて籠おひを取へし。とさしハ板めにたすへし。奏者に渡候時。取出みせ候て。丸輪の方をさきの方へなして。籠桶に入て緒をゆひて可渡なり。

一造り花の事。梅。かいたう。白桃　からもゝ。仙翁花。すいせん。花しやくやく。せき竹。ききやう。姫ゆり。菊等なり。公方より禁裏へ御進上の草花。定て一枝花瓶に入參候。

一人に名乘の字を出事ハ。上の字貴人のならハ。下を一字出へく候　上の字別儀なくハ。二字書て出へし。人數によりて上下の字をつくなり。但下の字を出候事ハ。下手人の儀候なり

一火うち袋ハ四十以後よりさけられ候　それもはれの時ハ可有斟酌。

一禮儀の事。しきたい三度まてハ無子細。それ過てハ還而狼籍なり。

一若人ハ弓。鞠。歌道。兵法。包丁。又當世はやり候つゝみ　大こ　笛。尺八。音曲等の事稽古候て可然候。うたひハ文字のあつかひ。口の内の口傳肝要なり。覺へ候四座ともに。諸ハ觀世又三郎せうせいと云なり。又太夫三郎ゆうけん。其兄に四郎八郎。此四五人無比類お

もしろく候し事に沙汰候し。そのほか色わけ吉源四郎虎菊なとゝて。古き猿樂のめい人候し。田樂にハ榮阿。聲にて音曲も能よし申候つる。尺八にハ文阿字阿なとゝて無類よし申候つる。又若人ハ酒宴に一さし舞候も其興有し。しろうとにハ一色の匠作。又ハ秋庭なと座敷舞興あると候し。又犬笠懸の事ハ。たれも存知有へき儀候。人によりて稽古ハいかゝのよしに候。馬ハたれ〳〵も稽古有度事候。馬達者なるまて人によるへく候。又手習第一と候。手もわろく餘に人文盲なるハ。せうしに候。學問肝要候。又立ふるまひのふつゝかならぬやうに心かけ給ふへし。兵法なと心にかけらるへく候。萬無油斷によく候。又連歌うとく候ハ口惜候。碁將棊以下も一向しり候ハぬと興なく候。双六ハ知候ハてもくるしからす。諸事けはしく候ハぬやうに。何事も仕たれるゝ然ハ形義本にて候。

一あしなか禮有まし。

一よめ入に。さる毛馬。さる皮うつほ。海なしの鞍不可用。

一妻むかへの事。色々申候へ共。先初日より二日まて男女共に白色を着せられ候。三日めに色なをし候。當時女房方より男のかたへ引出物有之儀候。

一元服の引出物の事。本式ハ弓。征矢。鎧。馬太刀の事申に不及。矢に切付の羽をハ不用候。いつれも祝言の時聲のひゝきの悪敷ハ斟酌候。わたましの時ハ。赤色ハ不用候火性の馬もまいらせす候。

一から笠の事。公方様の御日笠ハ。御小者にさゝせられ候。雨笠は隨分の衆ならてハさゝせられす候。私のかさハ中間小者ニさゝせ

候。又傘の骨を赤うるし。塗にハ墨をさし候事。人の内衆たる者ハ不可用之候。小者中間の事は無是非候。是もしきしやうの時ハかハるへく候。其時ハ黒笠ハさすましく候

一傘袋のこしらへやうの事。ふくろの長ハ笠によるへし。上ぬいのとす分一尺二寸。しやうそくかわの長さ同前　かわのさきをけんさきに切へし　ぬいのとしたる所に付へし。布ハ三の又ハ二の半にもすへし。少さき細かるへし。しやうそくの事。黒皮上五めん下に成へし。竹をわりて穴をあけ候て　皮へとをすへし。しやうふかわ本にて候。もししやふ皮なけれハ。黒皮にてもすへし。是略儀なり。

一傘袋口傳有之（圖在下）

一公方様御こしの時。御劔御輿に入候なり。走衆六人左右　每度圖取なり。左の角さき賞翫なり。中くほにて候。

しやうふ皮五めん　三野也

折かへして一尺袋のやうに布二ツをぬふへし

黄とち　三つにあり

しやうふ皮にてぬふへし　この一のはかまのすその　とくぬふへし

しやうそく皮は　あまりたる布の　上に付へし

又御旗の時は。路次名所をも御尋候間　不斷参つけたる人。左右に可参候。御手本なとも参らせ候。角きハは佐々木名字の　衆子細候て参られ候　角さきハ赤松名字の衆。又ハ伊勢名字参勤候　第一つのにハ。第二つのさきまてハ中たるへく候。

一雨ふり御時。御こしにゆたんかけられ候事ハ見及不申候。但一段風雨の時ハ。かけられ候由候。其時　御供衆も笠を御さし候なり。

一大方にて わうはんの時。殿上人一人御參候ハヽ。御前の御宮仕へ三獻めの御盃は。其日申沙汰御頂戴候。又此時の御酌とられやう。その御供衆覺悟ありかたき由。常々金仙寺侘言候し。又御圭殿をハ 御所さふらいさ御承仕としつらい調申候。又椀飯の時。御たゝミの敷やうの口傳。人もなく候間絶候ハん由を。御所侍の直見さ申。古き者申候し。

一輿よせの妻戸の 上重ね下重ねの事。武家にハ御こしのよる左を上と候 御成の時。御劍のやく御妻戸 左に祗候なり。又私にてハ御こしそい 兩人の時歟。妻戸の上本うちたる方賞翫の事なり。是左也。右ハ下手なり。女房衆ハこしにめして かいしやくの衆。こしをってさ御たゝき候。其時。御ゑんより兩人かき下し。こしかきにうけとらせ候なり。但公方のハ。御こしかきハ かりあつかひ申候なり。

一車にめす時。車屛風とて。くるまの内にたち候。女房衆の時如此歟。

一御幣參する事。神前にて神主の手より立なから請取。左の方をあけて。右をさけて持。御前にて畏。御へいを取なをし。我右を高く持。上の方をとらせ 申へし。御座のかたへかみのなひくやうにいたゝかせ。請とらせ申へきなり。また給候時ハ。ちうにてまた取なをして。もとのことくに 左をあけて持へきなり。

一太刀折紙にて禮者の事。うけとりて 對面候へハ。太刀折紙も。人の左の前に置て 禮者に申さきへ立て行。ゑんに畏て 見參させ申候。貴人なれハ太刀折紙請取申候て 出向取申。座敷へしやうし入被申候時。太刀折紙かくと申を。御仁躰によりうけとり いたゝき

被申を取て入候事も候。次第仁により申へく候。また人にわたし申とき。先意趣を申候て。其後。祝義ハかりこて。太刀折紙をわたす。折紙左。太刀右ならたるかたを。人のかたへなし。しろ紙を置て。其上に太刀を置。古實多之。貴人へ、つかハすも。左の手をそへ候なり。また折紙をことひろけてみせ申事古實なり。主人へ披露も其分なり。

一歳暮に公方へ諸家より進上の魚物ハ。もくろく一度に。十二月晦日に披露候。めい〳〵にひろけて御目にかけられ候事。古實にて候。

一式三獻三のさかつきの時ハ。片口の銚子本にて候。公方には節朔にもかた口にて候。白めつきなり。御祝にハ白酒にて候。私にもかた口の事無子細。口つゝむ事ハ。かた口なき時の事なり。三々九度の心にて入へきなり。

此時提ハ出候へとも。くわへ候事無之。但家によりて候てかハり候か。

一てうしわたし候事。貴人へハ。銚子をとりなをし。長柄のかたをさし出申時。てうしのかしらを持なり。わか身をしつめわたし申候。てうしの頭を右に取。なかへを左の手のひらにすへて參候。また兩の手にてかゝへてさし出申事も候。又等輩へハ銚子のかしらをとり。かた手にては長柄のつまのくしの下をもちて可渡之。また女房衆には。兩の手にて。てうしのかしらをかゝへて可渡由。貴殿被仰候。色々口傳在事なり。

一めし出にハ。扇をぬきて置。あゆミやう少しさしうつむきて。さかつきを上引なとすへからす。したをすつへからす。いたゝきておかす。そのまゝ置て可立なり。貴人の方を一目より外ハ見へからす候。もし貴人ものを

被仰候ハヽ。盃を下置て承へく候。
一主人貴人の前にてハ。親兄弟の盃にても いたゝくへからす。
一貴人に折かハらけのもの。肴をとりて參事。たとひわか盃を御まいり候とも。若輩の衆ハ貴人へ肴とりて參事 斟酌あるへし。惣別肴ハさし候人次第にとりて まいり候なり。めし出なとのときに。さかなつか ハされ候人ハ。こしつかましき宿老。またハさもとある仁たるへし。肴ハはさみよく。またハくひよきやうなるをはさみ可被遣之候。又右の手に左の手をそへて被遣候 また左をハたゝミに付て。右にてまいらせ候事も。大器は同前たるへし。かた手を付事と。かたてをそゆるものとなり。
一殿中にて攝家門跡 大臣家ハ四方なり。公卿ハ三方なり。武士の衆ハ三方中に不及。もとハ公方にて 家門跡渡御の時 武家の衆ハ御相伴に參勤無之候へし。武家は足付可用候。
一近衞殿。一條殿。德大寺殿。花山院殿 轉法輪殿なとゝ和歌または。鞠の御會に。武家衆各まいり候時。攝家門跡ハ四方にてまいり候 大中納言ハ三方にて候。武家の衆ハ足付にて候。攝家門跡の御前ハ。殿上人御はいせんにて候つる。又大中納言以下ハ。諸大夫またハさふらいもせられ候。武家衆へハ御さふらひはかりはいせんニ而候。官務なとも參られ候 又清花の御前をハ。殿上人諸大夫にて候 又日野殿。三條殿。內大臣に御成候へハ。殿上人御はいせん。冷泉院殿 甘露寺殿飛鳥井殿。高倉殿。宰相事なり。御會にハ大臣家御出候へハ。前のことくなり 又八幡善法寺被出候時。三方にて候つる。めしもかハらけにて候つるなり。

右一冊者、伊勢守貞孝之家臣河村權之助正秀入道誓員之所記也、誓員者天文永祿年中之人也、

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

河村誓員雜々記

祝言の事。

いつれも本式之儀ニハ。先式三こんまいるへし。其後、一こんに成候て。さらにまいり候て三獻過。ゆつけまいり候。獻々にハゆつけハ。獻のほかにて候。御ゆつけ過。中酒も不參候て。あかりくわし出候て。其後。御さかつき出候て。こん／＼まいり候なり

一常の祝言にハ。初番に三のさかつき。これハ引わたしと云なり。其後さらに三こん過候て。めしにてもゆつけにても參へし。よめむかへなとにハ。湯つけハ出ましく候。めしたるへし。惣してハ此時も本式ハ。式三獻たるへし。手かけ又きやうしるかけと申て。餐ハ五ほんたて。三本たてまいり候て。くこまいり候なり。

一をくりむかひのよめ取にハ。色々いむ事あり。先かへしもゝたちとらす。すそをひきいたし。はかまハかりたおひにてとるへし。さるけの馬にのらす。うみなしのくらにのらす候なり。

一きやく人しやうし可被申時。長老西堂ハゑんへも。又ハ家のかまへによりて。庭へもおりてしやうし入申へし。又武家も貴人にをき申てハ申に及す。庭上又ハ門外へ出ても。謹て請し可被申なり。

一送り可被申事。一段之貴人にて御入候ハヽ。たゝ御跡に付て出申。門外まても送り可被申。其外ハ座敷にて一度。ゑんまて一度。又其末へ三度をくり可被申 又座しきにて一度の座も可在之。又貴人へは両の手をつき申候て。ゆひをかゝめ。たゝミに付。いたにても庭上にても如此。其ほかハかた手をつき。かた手をハひさにをきて かしこまり禮儀有へし。左右の事ハ。其むきによるへき也。

一いつれもかよふの時。つめひらきかん用なり 左右へハその座しきむきによるへき手をつき。ひらき申時。少しにしり候てひらき。さてかた手をハひさにをき。かた手をつきてひらき申へき也。

一對面の時。かほもちハ凡一間ハかりさきを見るやうに。あふのきもうつむきも候ハて向申へし。又立ての時ハ。二間々半ハかりさきを見るやうに。かほもちあるへしと也。惣別かほもちたかくもつ事。見くるしきことなり。又貴人へまかり出。御禮等の時ハ。さしうつむきて參。御禮可申なり。

一他家衆ゝ禮儀之事。たけよりの使者へは。其人たいによるへし。常式にハ。かた手をつ

き。其趣を申わたさるへし。
一攝家淸花の御つかひは。一段しやうくわん勿論なり。門跡等の事。同前たるへし。攝家の御書をハ。いたゝき拜見有へきなり。
一さかつきの禮儀ハ。先三度有へきなり。但平人へハ一度。又ハゐしやくまても可有之歟。時宜によるへし。
一貴人の御さかつきいたゝき。口をそゆる事ハ。一段之貴人の御さかつきたるへし。兒わか衆のハ別儀なり。但人によりちご若衆之盃をもいたゝき口を御そへ候事ハ有ましく候歟。
一女中衆之さかつきをいたゝき口をそゆる事。貴人のにても有ましきなり。
一他家の使者に太刀を被遣候事。大名等の御つかひならハ。自身太刀をとりて可被遣候。常式之人躰へハ。内之者もちて出候て。禮儀可在之なり。
一一段の貴人より御使にて。御太刀等被進候ハヽ。御つかいに候へ。參候て其太刀をとりて。御いたゝきあるへく候也。其時。先そうしやにわたされ。對面之時そうしや持て出如此と申時とりて。そといたゝき。又別人。其太刀をとりたるかよく候なり。
一貴人御つかひへさかつき出候時。禮儀はて候ハすハ。かならすしやく候て可在之。其時御ひさけハ。家老の衆又ハ同名衆たるへし又さかないたされ候ハヽ。てうしを下にをき。亭主取て被進候事。無子細事なり。又さかなとたれにも被申候事も可在之。其時。内衆うちまかせてさかないたし候事も。不可在之候也。
一さかなハさかつき御さし次第に被出候事可然候。但下はいより進し候事。しんしやく有

へきなり。
一少路を馬にのせられハ。主人もつくはひ候
て可被御覧。但時宜によるへし。
一人前にてめしをくう事。きとしたる所にて
ハ、さはとゝる事有へからす。是ハわたくしの
事なり。もし寺にてハ。さはをとり。又せん
へわけぬ、といふ事あり。これも時宜による
へし。さ候てもくるしからぬ事なり。
一同めしの汁すう事も。二口三口過ての事な
り。
一同はしに飯の付たるを。はしをよこにして
くう事。見くるしきなり。
一あつきものを。口の内にてくひかね候やう
にくひ候事。見くるしきなり。
一物をくひなから物をいふ事。見くるしきな
り。
一同ものをくひてのみ入候ハぬ間に。酒をの
ミ候事。見くるしく候なり。
一同一番にやき物なとくう事。如何候なり。
一かまほこハ。本に手もとなとにて候ハヽ。右
へきそく有へき間。はしもちたる方にて取
あけくうへし。又二に左へきそくむきてす
へ候ハヽ。左の手にてとり上くうへきなり。
一同このわた桶ハ。左にてとりて。はしにてく
うへし。おけなからすう事有へからす。一段
の年老なとすう事あるか　似する事有まし
きなり。
一同手とをき物くうましきなり。
一同はさみにくき物。しんしやく有へきなり。
一のうのしはいにて。少たかくさうたん有ま
しきなり。
一酒をも。のうのしはゐにてハ。いかにもよ所
へ見へぬやうにとのむへし。見へてもくる
しからねとも。うちまかせて酒なとのむ事。

しはいにてハ不可有之事なり

一同時口わるなとの事ハ。ゆめ〳〵有ましき儀なり。

一同時きやうけんなとわらふ事も。いかにもしのひてわらふへし。殊座しきなとにても。うちまかせわらふましきなり。惣別雜談等も此心へなり。一段くすみたる。さやうの時あしかるへし。たゝ心をゆるすと見ゆる事。ふきよふの至なり

一又はらのたつ事を。色に見せぬもふかきにて。一段と見ゆるなるへし。

一非しやうきの勝負。手を見さしさ、一段とからかひ。見くるしきなり。

一同少もすたう事有へからす。石をよせ馬のすちをちかへ候事。見くるしき人の心得候なり。

一第一人ハ。自筆の狀を他所へつかハし候事。一大事と心へらるへし。もしおちと候へハ口おしき事なり。人ハ曲事出來ある物なり。

一書狀に人にしたゝめさせ候を。よく可見事なり。よみ候ハん判形書候事有へからす。判形ふた〳〵と有へき事不可然。判形たしなまるへきなり。

一人に字をつかハす時ハ。引合我字を二字書て出へし。中ほとに可書。もしすい分の人ならは。中ほとより字をさけて可書なり

一攝家門跡等へ不慮に路次にて參あひ候時ハ。かうへを地につけ御禮儀候事は。人によるへし。奉公之あとの仁躰ハかしとまり。ひさに手をおきて。いさゝかかうへをさけ。御禮可申なり。

一長老なと座しきにてハ。一段うやまひ被申とも。路次にてつくはい申候程にハ。有ましきなり。其時ハ一段とこしをかゝめてうや

まい可被申なり。いつれも座敷にての事か
ふるへきなり。
一めしつかひ候さふらいに。足なとあらハす
る事もし自然いそく時なと可有之事たし
なミなき儀なり。分別たるへし。
一一段之貴人。御こし物を見せられしをぬき
候て見申候へと候ハん時は。左にてつかを
もち。ぬき見申へきなり。平人のハ右にてぬ
くへきなり。主人のハ左にてぬくへし。かけ
の事ハくるしからす。御前にての事なり。
一馬上にてこしに行あひ候ハヽ。馬をふかふ
かとのりのくへきなり。
一同なににても。のり物ハ馬と馬之事ハ。高下
により其あつかひ有へし。こしハ下輩のに
てものちのくへし。不然ハ下馬すへきなり。
一せむる馬にハ。禮義無之せめ申候ともいふ
へきなり。其時。あしたはき候ハヽぬくへき
なり。
一あしなかにハ禮義なし。人のしきかわに座
して候共。とをる時。あしなかハぬくましき
なり。
一馬上にて笠さす事。左にてさすへし。目とを
りにゑをもつへし。わすれて右にてさすま
しきなり。日かさも同前たるへし。
一笛ハかしらより出へし。尺八ハあとより出
なり。
一太こハひらに可出候。つゝミハ人のうつこ
とくに可出なり。
一花を人に進し候ハヽ。其まゝ木草をすかし
候ハて可出候。草花も古柴を取候へは。ふる
花に成候ゆへなり。
五十ヶ條有之。
右御聞之內。又者今川了俊之大草紙等各五
十ヶ條寫進上之候。聊無申事在之。殊夜中書

寫仕候間　不可有其實　可被停他見者也。

天正五年十二月八日　　河村入道花押

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

続群書類従巻第六百九十二

武家部卌八

澤巽阿彌覺書

伊勢守殿御系圖

桓武天皇五十代 號柏原帝。

葛原親王文部卿。

高望王上野介。 始賜平姓。

國香常陸大掾。 平將軍 始良望王

貞盛陸奥守 鎭守府將軍

維衡從四位上。

正度平將軍。

季衡正五位上 下總守。

盛光右京少進。

盛行兵衛尉。

頼宗伊勢守。

頼俊兵庫頭。

俊經肥前守。 義兼御代ヨリ。

俊繼伊勢守。 自是名字號伊勢

貞爲　虎福丸。始貞景。兵庫助。號忠齋瑞芳院殿。

貞興　一郎殿。郎心院殿。

貞

貞長　七郎左衛門尉。因幡守。又加賀守。法名照心　因州のはしまり貞行の弟也　御供衆ニ被召加也。

貞淸　左衛門。十郎。

貞安　與一　左衛門尉。上野介。

貞祐　孫九郎。

貞弘　與一　左衛門尉。

貞則　與一。左右衛門尉。上野介。

貞直　七郎。左衛門尉。加賀守。

貞勝　七郎。因幡守。後仲ニ改。

貞誠　左衛門尉　備中守。因幡守。

貞榮　因幡守。左京亮。[illegible]ニ改

貞倍　因幡守。

貞常　傳五與十郎。左京亮。因幡守。

貞重　傳左衛門尉。

貞房　下總守。次郎左衛門尉。加賀守。貞長二男　貞直弟。

貞枚　次郎　左衛門尉。下總守。

貞賴　次郎。左衛門尉。下總守。始貞仍。法名宗五。大双紙作者。

貞彌　又七郎　左衛門尉。貞長三男。

貞熈　七郎　左衛門尉。備後守

貞雅　五郎。駿河守。貞長四男照安

盛經　八郎。

敎經　肥前守。

經久　因幡守　法名心光。

盛綱　孫九郎　左衛門尉　備中守。

盛景　彌八。

守殿後ニ入させられ。宗吾と申。大双紙之作筆集也。又六郎左衛門尉殿貞久と申。何れも御申次なり。五ヶ番之帳々被遊。此御舟人ハ萬御意者なりと云々　御わかく候間申置候。古記録を御覧ニて可被思召合候。度々亂ニ失果申。自然又ハ流布之物は、ゑり可申候なり。

公方様御名乗　御當家御代々。

尊氏　等持院殿様
延文三年四月卅日薨。五十四歳。
後醍醐天皇御時也。建武元年御上洛。尊の御字ハ将軍家御拝領にて御座候由申候。但如何。私凡聞書其趣如此。又年寄たる者に御尋可有之。

義詮　寶篋院殿様
貞治二年十二月七日薨。卅八歳
後小松院御時。

義満　鹿苑院殿様
應永十五年五月六日薨。五十一歳
小山殿稱光院之御時。

義持　勝定院殿様
應永卅五年正月十八日薨。四十三歳
同御時。

義量　長得院殿様
應永卅二年二月廿七日薨。十九歳
御花園院御時

義教　普廣院殿様
嘉吉元年六月廿四日薨。四十八歳
御花園院御時。

義勝　慶雲院殿様
嘉吉三年七月廿一日薨。十歳
後土御門院御時。

義政　慈照院殿様
延徳二年正月七日薨。五十六歳
同御時。東山殿と申。

義尚　常徳院殿様
長享三年三月廿六日薨。二十五歳。
後柏原院御時。

義尹後植。恵林院殿様
大永三年四月九日薨。五十八歳。
後柏原院御時。
シマノ御所様と申。私ニ云。大智院殿義視と申ハ。公方あり。或人申ハ。御家督ニハ御すハりなくとやらん申候。

義澄　法住院殿様
永正八年八月十四日薨。卅二歳
後奈良院御時。

晴賢――――――――尹賢
|
藤賢七代。

一大舘殿。伺氏。常興。伊與入道殿。御供衆也。
一藤孝。一色式部少輔殿。御供衆也。
一信孝。上野民部大輔殿。御供衆也。

蜷川元祖ハ不存候。覺長申候。

親元 新左衛門尉 不白卜號。
|
親孝――――親順
|
親當
智蘊と申候。身はいつのけふりのたねにのこらんといふ名歌を作りし人なり。北野天神末社けふりの宮と申候。
|
親俊――

――親長 道標卜申候。
|
親光

一むかしの御内書。同副狀案引付。

連々被仰出候朝倉彈正左衛門尉事。此時馳參御方致別忠候樣。早々計略肝要候也

應仁
九月卅日　御判
伊勢とのへ

前文欠脱歟

參御方致忠節者。可有御褒美由。被仰出候。恐々謹言。

九月卅日　伊勢守
貞親
朝倉彈正左衛門尉殿

一同御内書之事。

越前國凶徒甲斐八郎以下沒落云々。連々

計略合戰尤神妙 彌殘黨等可加誅伐候之（伺置歟）
也

八月十五日　御判

朝倉彈正左衛門尉とのへ

越前國因徒甲斐八郎以下沒落之由。併忠
儀神妙候。猶以殘黨等不日可致加誅伐候。
依成下御內書候也。恐々謹言

八月廿二日　（細川殿）勝元御判

朝倉彈正左衛門尉殿

一此前條之文書并。御文章等可有御覽候。この
文躰在之 細川家書札方貞親へ 御談合世上
之御一卷 わたくし留所持して候を 忝舊樣
の御時かし上申候 いかにもくるきほうこ
のうちニ書申候。御らん有へきよし仰候間
まへの大さうしのおくに 只今のとく料紙
あまり申候間 御筆にて寫候事は。御なくさ
みにと申上候 しかれはほとなく御死去に
て候つるまゝ その淵底をかみさま御存知
之事候間。於妙ゆう尼まて本の事申上候。な
にと哉らん。御申のまゝかみさま候て 御す
きなされ候まゝうちおき申候。只今ハ書札
方ハ不入事ニ候へ共。古法被望候者も候は
んか。又壽命不存候間。昔後に御らん候は
ゝ。きたあてうせハ申ましく候。御物のうち
に御座候半まゝ むしはらひの時 おほしめ
しいたし候へく候。

一不入御事ニ候へとも。ふるほうく撰申時 見
當候間如此

政所方條々引付（文明十四 閏七）　親元

一同前本鄉與三郎申借錢之事。就五分一牧納
被成奉書之處 鏡士寺町不能承引 お國（若州）
譴責々々重而可被成奉書之由 以書狀申
親元日記 大帖御座候を 古筆先年はやり
申候時。きれ／＼ニ取くつし如此ニし 私

もやう〳〵是を取申候。

一御判の物留。

御判

伊勢守貞親被管人等事。不慮罪科出來之時。雖非給恩。於彼跡者所宛行貞親也。自今以後宜相計之状如件。

康正二年十一月十五日

一貞親之一札と申ハ。貞宗へ被爲參候御教訓之御法度之御一箇也。おくに御歌あり。

子を思ふ親の心のやみはれていさむる道に迷はすも哉。

是貞親樣の御歌なり。

此御双紙二冊まて。空齋樣に御坐候つる事。

一冊は福山に被仰付。惡筆なから寫上申候也。是切ニ可被成御覽候御事。

一貞國御自筆之中に。水花といふ題にて。

かち人の渡るもすそや匂ふ覽櫻なかるゝ山川の水。

惣別之櫻のにほふと云名歌證歌のあるよしを。連歌師世捨人も申せしか。古歌ハ不存候。さためて此御歌の心なるへし。御代々御歌人集歌つくはなとにも入させられ候まゝ。御歌なともあそはされ可然存候。憚御免。

一空齋樣より福山ニ被仰出。祖父澤巽阿に御尋之時申上之記。

于時壬子七月十五日巽阿八十四歳爲留寫置者也。右反古撰出。此空地ニ書之

正月朔日。

一御扇御繪福祿壽桐鳳凰御進上。

一御出仕御うらうちなり。御小袖御拜領織物也。

一御中間ゐほし上下なり。御黑太刀被持歟。

一御刀者長刀不持。御雜色御弓うつほ等不著

也。此時節御小者七人有之。番智（替）ニ二人ハ被殘置。五人被召連歟。公方樣御小者六人參候故なり。諸家此分也。

二日

一御出仕同前。三日如此。

一御乘馬初御手綱腹帶鞦各紫。御沓。此三色臺にすへ御進上。横河掃部助調進之

四日

一御出仕御小素袍御小袖染色。又ハ織筋等也。

一御中間當御太刀被持事。

一御刀者長刀持之。

一雜色御弓うつほ也。

七日

一御出仕。三ヶ日のことし。

一御吉書案 御調進 杉原正文 御用意ニて 御參候。御判御申出されて。細川殿に御使として御出の時は。小すあふなり。

御內書箱。御中間年寄分ノ者持之。御馬ノ右ニ參

一細川殿御見參候て御太刀を被參候。

一細川殿則御禮ニ御出仕。是又御小素袍也

私ニ云。御參候て御太刀御進上のよし承及候。又私ニ云。御判始御吉書。貞孝樣御自筆御調進を見申候。御內書御料紙引合一紙ハ上卷也。上下如常たゝみ折て。上ニ長々と。

新年嘉慶雖事舊候。不可有際限候。祝義則面候。猶貞孝可申候也。

正月七日　御判

細川右京太夫とのへ

むかしハ不存見不申候。是は見申候間如此。

八日

一御精進ほとき御美物御進上鴈一。鯛五。御日錄蜷川新右衛門調進。御使當番每月何にてもあれ兩種如此。法住院殿御代ニ。八日と廿七日ニ御進上也。

十日

一御參内御供。

一御打刀少うてぬき有之。御敷皮覺悟之事。

一還御殿中にて御太刀金。御進上之事。

十三日

一御節ニ御美物兩種御進上。

十五日

一御出仕。

一二月十五日遺教經御捧物（ボウブツ）百疋御進上。楢葉（ナラバ）殿へ渡申。請取狀折紙也。

一初白瓜數十折ニつみ。せんたんの葉しきかさり申候。御使當番近年は巽阿。

一同色瓜同前。日は不定。

一五月五日粽百美濃田。相河田。取合御進上。御末女（ビジョ）白川殿へ渡申候。巽阿。

一七月十四日御燈呂御進上。粟田口へ御誂也。但代百疋。

一十五日。蓮供御折一合。五寸紙立（カウダテ）白。

一鯖一さし。鰺一さし。蓮の葉につゝみて臺にすゑ繪有之。松井鶴龜

一御箸。引合ニ包て臺繪同前。

一六寸四方御折十合。紙立白紅。御美物五合さ御精進五合ハ。御まな御まはりたゐつ間。花にてかざらず候なり。此色々信濃調進注文有之。

一柳三荷。巽阿持參。

右惠林院殿樣御代。兩三ヶ年御進上也。

万松院殿樣御代。始兩年參候つる。

八朔方事。

一御太刀一腰。糸御香合一。御盆一枚。御日錄御

自筆。御香合一。御盆等千疋にて仕合セ申候也。横川掃部助宗興承之調進。
一於殿中御點心料 五百疋下行 御憑かたの衆へ御振舞也。
一鮒すし數廿。熨斗鮑三百本。八朔方より信濃へ渡。
一御酒奉行人次第。八朔方より出。御屋形八朔奉行蜷川藏人 親忠 横川掃部助 宗興 右筆横山雅樂助 諱 賄方諸下行役者
林次郎左衛門。中村三郎左衛門尉。自阿彌。

節分方事

一御太刀一腰。金 御馬一疋以上。御自筆也。
一式三獻料　百疋　中島調進之。
一御一獻料　三百疋　太田彌左衛門ニ渡之。
鷹一。鹽引一尺振。海鼠 但到來次第。鱈到來次第。太田かたへ渡之。
一御らふそく大三丁。小十丁渡之。
一御土器物と御四方信濃調進。
一柳三荷。
一御船事。上意大引合。其外小引 御下迄ハ引合。御末女杉原也。
一御すへりの供御々膳御拜領也。
一歳暮御美物七種。永正比木村奉行時。蜷川新右衛門へ納申。其後五種巽阿。近年者三種宛。御目錄御自筆。

丑未御德日御進物事。

一丑の日ハ。餅大折一合。大豆粉を引合に包。わきに置なり。信濃調進百疋。未の日ニハ。御太刀一腰。金 杉原十帖御目錄無之。
一御所々 南御所御案文御進上。
諸大名御供衆 御進上之義也。兩年つヽき申者也。毎月五ヶ日在之。雖而御人數を書立られ。番を定られ御案内有之。御同名六郎左衛門尉殿貞久御馳走候歟。

右雖御所役多。巽阿拙者執沙汰申分。思出次第記之。又御服方年中御進上分。別紙調置者也。

永祿六年四月五日　　澤巽阿判

福山新五郎殿

此正文。祖父巽阿自筆。空齋様之御時上申き。是また只今留を寫候て進上申候。自然ニ御覽候へく候。

一御ふた所さま御なのり。蜷川道標の付申されし候。たうへうへも。御ふみ御さかなつかはされ候事候。私ニも御ふみくたされ候事候き。又しきてうのへうしおほせ付られ候時。

御書之上つゝみに。

またたうへう御はて候よし。かすく〳〵いもしニ思ひまゐらせ候。これにつきても。こたちのなのりの事も。そもしの御きもいりて。きとくなる事とかんし入申候。かしく。

うは
ふく山殿參る

定德政之事。

一けんふのるい。ゐさんの物。しよしやく。かつきのくそく。かく。さうく等をき月の外十二か月たるへき事。

一かうせんたりといふとも。利平く八へゆくへし。但伊勢講はゆくへからさる事。

一ほん。かうはこ。茶わん。花ひん。かうろ。かな物以下廿か月たるへき事。付ふくのたくひ廿四ケ月ノ事。

一米とくならひにさこく等。七ケ月たるへき事。

一あつかり狀たりといふとも。文言のさたりひやうのうけ取等によりてゆくへき事。

右條々さため置るゝ所也。所詮十分一をさたし。はく中におんひんにとるへし。か

うく〳〵の儀に及はゝ。をきてといひ。とりてといひ可被處嚴科者也。依如件。

永祿五年三月十八日　左衛門尉在判

沙彌定秀在判

貞宗樣御書に

夏菊賜給候。驚目候。賞翫無比類候。猶以御芳信爲悦不少候。恐々敬白。

六月十一日　貞宗御在判

河原院御報

此正文。空齋樣に進上申候。定可有御座候

一叉節分方之事　一通。

節分方御一獻之事。

一御太刀一腰金　代二百疋。私ニ云。金さハ金ふくりんい事。そさうなる御太刀にて候。又糸さはいと卷之事。

一御馬一疋　御目錄御自筆。

一式三献料百疋　中島渡之。

一撰御料三百疋　太田方へ渡之。

一馬一

一鷹引一尺

一蛤　一桶

一振鼠一桶　何も到來次第

一土器物　五色　但壹二　信濃調進八百文。

一柳三荷　代九百文　中與かたへ下行。

一らうそく　大三丁　小十丁

一舟之事。但大引二小引　其外御繪蠟川新右衛門方。

一殿中御うちまめ　代二百文　但下管渡之。

御要脚方合六貫百五十文

大永五年十二月日

一德政高札一通。右ニあり。惣別政所方之御法度之條數大事物一篇有之。追而撰出。一二年も存生仕候者。進上可申候歟。但今晩も不存候。か樣に申出候と可被思召出候

一具々御物ニ何申。殘申候を不存候間。心ハ殘

申候。しかれとも右大双紙は。天下ニかくれ
御座なく候間。御秘藏可被成候。おもひのこ
し候事無御坐候。切ニ御覽めてたかるへし。
一御料所攝津國富田庄御公用事。近年有名無
實云々。太不可然。所詮田畠公貢員數幷諸人
組等之儀。恣掠庄內輩有之者。速加成敗。如
先規於公物者。嚴密可沙汰渡伊勢守貞孝代
旨。對木津芥川被成奉書歟。被存知之可被加
下知由被仰出候也。仍執達如件。

五月廿七日　盛秀　在判
貞廣　在判

右京兆代

一正月の御ふく。十二月晦日ニまいる。目錄か
なにあそはし候也。

御ふくのもくろく

一御かう　一
一御おり物　三
一御をりすち　七
一御そめ小袖　三
一御はた　三
一御こをんそ　一
一御かたきぬ御はかま　二く
一御ゆかた　一
一御おひ　二すち
一御あかふくろ
一御はたのおひ

以上

女中衆へまいらされ候也。近年ハとう
なう衆ニもたせられ候て參候也
御もくろくは御自筆なり。近年ハ大略右筆
正秀調進。引合一枚ニたてに書て。上を杉原
一枚にて横に卷申候也。

御方御所さま　くはうけん院殿樣御事

御ふくのもくろく

一御切り物　三

一御ぬひ物　二

一御はく　二

一御そめ小袖　三

一御はた　二

一御ちやうけん　一

一御ゆかた　一

一御あかふくろ　一

以上

いつれも御々中乗へわたし申され候。まへ／＼横川掃部助もたせ候て　御局まて参る。すみかはことて。竹にてあしろくみたる物に入也。二おりに入候也。

一天文九　十二　卅

御ふくのもくろく

一御かう　一

一御おり物　一

一御おりすち　七

一御そめ小袖　一

一御はた　三

一御こほんそ　一

一御ゆかた　一

一御かたきぬ御はかま　一く

一御をひ　二すち

一御はたのおひ

一御あかふくろ

以上

私ニ云、御あかふくろと申は。きぬのはゝの廣さを、四かくに四はうニ一重にて御坐候つる。おもしろくねりくりにて打たる物にて候。口にぬひくゝみ候。ひきしめかやうなる物に候。今は寸法知たる見たる物もまれニ候か。

一武具を着する次第の事。

一番　なしうちゑほし
二番　鎧ひたゝれ
三番　御はゝき
四番　御はら巻（御はらまき取て進まて也。主人のする事也。依子細有なり。）
五番　御すねあて
六番　御籠手
七番　御脇立
八番　御鎧
九番　御つらぬき
十番　御刀
十一番　御劒
十二番　御帶也
一御旗指の事　他家には。多分中間雜色等さゝせ候哉。御當家にハ可替候
一御供衆御觸折紙
次第不同
細川右馬頭殿
畠山次郎殿
大舘兵庫頭殿
細川九郎殿
一色下總守殿
細川駿河守殿
伊勢備中守殿
伊勢左京亮殿
來五日晝時分
私宅に御成御座候
可有御參勤之由
被仰出候
七月廿九日　　伊勢守
一御元服以下條々（攝津殿さ中ハ。御元服の御役御家也。）
一御前御倍膳（理髮打亂泔坏）等役人被勤。各〻直垂。
一御手長并管領御倍膳。先度注中分各裏打
一御判始御硯役人。（直垂。大帷）

一就御元服。伊勢守殿御取役無之候。但猶可被相守候。

一評定始御沙汰始并御判始當日可被行候。

一將軍宣下 廿四日 廿五日 廿八日 未定。大畧可爲廿五日候歟。追而可申候。

攝津殿より注來。大永元十二三

此正文正筆。于時 天正十三年三月十八日 兵庫頭樣 空齋様御事也 進上申候也。定而可有御座候。但失申候歟。重而留如此。

一節分方之事。

節分御一献方之事

一御太刀　一腰 金　代二十疋申付之。

一御馬　一疋　但近年ハ代三百疋也。在富方へ渡之之

以上

御日錄之次第如此。但御自筆。

一御式三献料之事百疋。近年は中嶋に申付也。

一供御料事　三百疋。太田孫右衛門尉方へ下行也。

一鳫　一同太田かたへ遣之。

一鹽引　一尺。同太田かたへ遣之。

一鱈　一桶少。同太田かたへ遣之 但到來次第也。

一ふりこ　一桶。同太田かたへ遣之。

一御かはらけの物數五。但臺二也。信濃へ申付之。

一御樽　三荷定。但御用次第申付之。中奥かたへ下行也。

一御らうそくの事　但三丁　小十丁

一御舟の事。但大引二小引其外杉原數ハ不定。御料紙。蛯和州へ遣之說調進例年如此。

一殿中御打大豆事。於供御所調進。御下行代二十疋ニて。下笠次郎左衛門尉ニ下行之注文等在之。供御之御すへり御拜領也。

大永元年十二月十三日　巽阿判有之。

右正文。兵庫樣御進上之定可有御坐候。うせ申候歟。小記留共略之。

一貞孝之御調進節分御舟繪所ハ。一兩年上京小川扇屋にて被書之説。又其後狩野法眼弟子ニ峠右近巳下仁御被管人御扶持人候。其峠にかゝせられ候。又そのうち。公方樣光源院殿。御代に。某福山新五郎時御舟の繪の事。公方樣朽木より御上洛。二條妙覺寺ニ被成御坐候。其時貞孝樣ハ御宿妙蓮寺と申所に御坐候。公方樣と御臺樣ハ大引合御舟二ッ。又御造子御所々々樣へ小引。上﨟中﨟御末女まてハ。杉原ニ入。次第およそ調進。或時節分御伺公候て。御入候へは御所々々樣の御舟不足にて。俄に福山繪筆持て參れとの御使被下。二條春日局さま御ふんにて。不足の御舟を書申候。彼節分御舟圖。相國むかしゑつ有。それにて調申候事も候し。

一節分方御一獻も。伊勢守殿御役にて候。豆御うち候事御座間計。殘る所ハ御雨朋衆の御役にて候よし承及候事。

一白紙少餘空地候間。ふるき反古之留書若落字候半歟。

此御法度。むそう國師より尊氏將軍樣に。

武士人倫可覺悟事。

慈悲　正直　堪　思案　等

和合爲城　油斷爲敵

一不漏貴賤。可愛人間事。

一學問書筆嗜兩道可知金言事。

一專合戰軍配可嗜弓馬事。

一不亂主君父母禮儀可存忠孝事。

一哀憐百姓可致憲法沙汰事。

一詩歌管絃蹴鞠亂舞大概可存事。

一辨生死無常因果可念後生菩提事。

一尊崇佛神修造堂塔可願家運事。

尊氏守此義治天下。近年大内政和守之治國畢。

一反古之留ニあり。不入事に候へとも、女躰御
開なされ

就都鄙借錢、近日洛中洛外猥之由言語道斷候。所詮向後非分儀申懸族有之者。支證可令注進候。以其上堅可申付之候。恐々謹言。

三好下野入道宗渭

十一月廿七日　石成主税助友通

三好山城守康長

上京地中

今度退散諸侯之衆被管人并伊勢守牢人。京都徘徊之由。有其聞。隨見合可被加成敗之上者。足弱等扚〔拘歟〕置、預物以下渡遣輩在之者。爲町衆相支可注進。若於令用捨者。可被行其罪之由候也。仍狀如件。

永祿八

八月廿日　元治

長清

上京中

一ふるき抄物もちたる人候間。何にても見當候ハヽ、重而書寫進上可申覺悟候事。

一悪筆付憚共可被成御免候。進上申度ニより。慮外又人のあさけりもいかゝと存候へとも、如此ニ候。仍如件。

辰

月日　書寫之上

此一冊者、京都將軍之同朋衆澤巽阿彌之覺書也。慶長年中迄存命ニ而有りし老人也。伊勢兵庫貞衡若年之時。京都將軍之故事共尋問ニ付而、此一冊書記贈之者也。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

懐妊着帯之事

一月水止り。五ヶ月目に。吉日を撰ひ着帯すへし。其前に局かたより。里へいひ遣し用意さするなり。是垂乳母の方より遣す法なりとさいへとも。時宜によりて。子孫繁昌の老女をたのみ。調用る事もあり。

一帯仕立様の事。生絹八尺につき五にたゝみ。七五三又ハ三針刺にして。糸の端をとめす。鑄香を添遣也。秘密の傳に。米八十八粒。さされ石五ッ。大豆一粒を二ッに割。内の左右に文字を書。口傳。糊にて合。三色を紙に包。其上に

　摩迦盤若孕女の子を産而

　　多経袞筒産の紐解。

如此書付。帯の内へ入事秘事也。扨祈念所へ遣之。吉祥如意の法を修し入なり。極秘の法也。條々口傳あり。

一帯する方角之事。女は玉女へむかひ。男は間神へ向ひ。男帯を取結晶をして。左の袖より女房の右袖へ渡す時。三度唱る祝歌有。女房うけ取結。祝儀あるへし。

一祝終て。此時より蟇目の役。篦の役人。乳母なとも定置もの也。

一着帯の後。参宮せぬものなり。

一誕生の後。右の帯を練形にかにとり小紋を付。紋に鶴亀松竹を付。裏にも右のきぬをつけ着する也。是は産着にはあらす。かにとり小袖と號して。態と着初さする也。世にかざりきぬ共いふ。染たる紺屋等へも。引出物有へし。

初產着仕建之次第

一初產着の事。地は白綾練。紋所ハ鶴龜松竹家の紋を。銀薄にて五所紋にすへし

一長二尺七寸。身は一幅。襟は袖より取へし袖の長ハ身半分。紐ハ身のたけ。幅は二寸より三寸の間。何もくけ紐。友裏三尋。三所閉るなり

背中の三の推の通に　如此二寸五分四方。　かくのことくにも。友地を作り。内に五佛の御名と。五穀の御にて。貴僧に書しむへし。針目の數十三。間月有年には八十二。男針。女針。男女に隨て用へし。

端は縫放し。間五分宛五寸程縫へし。右何も綿入なり。三重もあらは。厚板一重も可然なり。

一同疊やう。背通を常のことく竪に折。左右の紐を一ツに合。右へ廻し。袖の間より左の襟まで。圖のことく迴し。又跡へ袖のきわまで

戻し。襟の方にて納。三所閉へし。閉やう口傳。

一初産着包白綾生絹五幅五尺、或ハ三幅三尺。表に鶴亀松竹。銀薄にて大形に書也。

一同包やう。角と〳〵を取、左右にひたを六ツ宛とり。女結にして又角と〳〵を取、男結ひにして。上に紅粉を付へし。左右のひた十二なり。

胞衣納之事。

凡篋の役人は。母方の者勤来るといへとも。近代に至てハ。其家の舊人果報伊美敷人を用事を。故實となせり　是又時の宜に随ふは。いにしへの教なれは。をのつから禮にも叶ひ侍る歟。餘も可准之也。

一公卿に散米山椒をませ敷て。中に五斗入の土器を一重にして。其内へ青のうふ石一ツ入。前にハ陰陽の篋先に。熨斗。昆布。麻苧へむすひ紙に包。右に搗栗。左にハ男女の蝶を畫し紙一重。かくのことく調置。臨産之節。後見の女中へ渡すへし。

一子出胎の時ハ。此文を唱　又産所にも書押へし。中央利益堅牢地神許出胎哲女子の時ハ。被子一決好　父愛敬如此唱へし。又衆人愛敬不背我育と。此八字。盃に書て洗滌すへし

又誕生の時。口の内を綿にて能拭ひ　黄連甘草等分にして。絹に包含すへし

一取あけの老女。其日の玉女の方へ向て。臍の緒をつくへし　男子ハ左の足　女子ハ右の足に懸へ麻を以て二所ゆひ　陰陽の篋をあて。結ひし間をつくなり　玉の緒より出る血を指に付。子の唇にぬり　その綿にてぬくひ取へし。其時。老女　嬰児の長命果報伊美敷昇を繁昌と唱る也。老女　此となへをしらさる時は。後見の女中　側にて唱へし。其時。散米

を坐中へ打蒔。のし。こんふ。かちくりにて。何も坐中の面々口祝有へし。若難産之時は。押桶を出し。幾度も底をぬくへし。押桶は十二又七ッ二ッも有へし。

一うふ湯水汲方角の事。其年の生氣の水あるゐは。生時より七ッ目の方の水。又は東方より流水を用へし。湯の中へ金銀の箭を入へし。

一うふ湯ひく方角の事。天醫か福德の方へ頭を向へし。湯舉の時ハ。東へ備へし。

一湯舉の身數拭の事。摘綿五袋兩の端を能のし三所に紅白の糸を以て。鶴の羽。菊の葉をつゝり付へし。若葉のなき時は。枝を用へし。是を湯舉のきせわたといふなり。其後。かにとり絹をきせへし。口傳調様別巻に有。

一胎衣納様の事。水を以て洗ひ。其後。酒を以そゝき。蝶紙にて包。土器に入。蓋をして青絹にて包。桑の小弓。蓬の箭。昆布。かちくり。洗米を添。胞衣桶に入。白布にてつひ。又箱に入納る也。

一初産石筐ハ。閾下に深く納る也。是重ての繁昌を傳と云儀なり。（待イ）

一胎衣納る方角の事。其年の玉女の方の地三尺六寸掘納也。男子ハ左の足を以て三度。女子ハ右のを以て二度。地を踏て。天長地久。御願圓滿。此土安穩（男子ノ胞衣 女子ノ胞衣）と唱へ。其少脇をほり納へし。

一何れの傳とはしられ共。産所の下に胞衣をも埋と云傳有。然といへとも。家流にあらされはわきまへかたしといへり。

一獸のほらぬ所に納へし。若堀出せは。其子。顚狂ならしむ。虫さし喰時ハ。惡瘡たえす。（又瘡）烏鵲食すれは。死をにくむ。神社墓所に當なとの邊に納る時ハ。其子盲となる。流水の地

邊に納る時は。必水に溺て死。井邊水出る所に納る時は聾と成。道の邊は果報つたなしといへり。然るときは能々所を撰むへき也。
一上古の傳に。大人高位の胞衣は。桶箱に納め。高所に置。誕生の日。神酒供御を備る也といへり。
一人王十五代神宮皇后。異國退治の御時。筑前の國三笠の郡にをゐて。應神天皇を降誕したまふ時。胞衣を箱に入納給ふと也。今の箱崎の八幡宮是也。誠に濁世末代の凡下たりといふとも。妄に納ましき胞衣也と云々。穴賢秘すへし。

右一卷者。小笠原長時公。信州御沒落以後。予此道晝心緒。於御側御傳授令書寫訖。不可有他家類書。雖然。依不御執心淺懇記進畢。妄不可有外見者也。
岩村意休
重久

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

宮參之次第

男子なれハ。誕生の日より三十一め。女子ハ卅二日めに宮參なり。
一一の先へ騎馬一騎。其跡にゆみの者十人も廿人も立へし。弓をかたけ。靫を付て。はをり袴を着し。返し股立を取。あし中をはく也。
一次に引馬。卷髮梨地之鞍鐙。紅の大房を掛て。手綱ハ紫也。熊ひやうのあをりをさすへし。式々にはあをりをさゝぬもの也。兩人口をとるへし。
一侍一二人も。上下を着し馬に付へし。
一次に持鑓何本も。次に長柄のから笠。白き袋に入持へし。次に挾箱二ッ。
一次に弓一張ニはつし。袋に入て。次に墓目一本持へし。是は誕生之時。射たるゆみひきめ

也。士歟被官人。上下を着し返しもゝたちをとる
へし。
一次に局乘物。若子より先に□□侍二人。脇に
付へし。
一抱若子を御乳の人抱て。乘物に乘へし。若子
ハ白小袖。乳母ハ色小袖着すへし。左の脇に
刀。右に脇刀を可持。役人上下を着し候也。
乘物の上にハ守箱を可入
一乘物の上に。朱歟米傘を指掛る事也。
一若子乘物の先に。歩立の侍十も廿も可立。
一乘物の左右にハ。騎馬侍歩みて□多付へし。
何も上下を着。返し股立也。
一次に若子のて分の人。騎馬にてともなり。
一醫師藥箱を爲持。騎馬にて候也。
一次に騎馬五人も十人も乘へし。
一次に家老分の人。跡に一人乘也。其跡に足輕
十人も廿人も。押へに立へし。

一宮にての次第。門の口々に警固の侍を爲立。
社壇の左右も。辻堅めを置渡し。舞殿にも新
敷疊うすへりを敷。それへ若子ともに上。神
主出合。さま〳〵の規式有へし。
一神主所へも。侍肴。小袖。金銀にても遣すへ
し。吸物にて三寸を。若子にいたゝかせて歸
るへし。
一宮參り戻りにハ。祖父の方へより。それにて
献酬のいわひ有。祖父も引出物を出すへし。
祖父なき人は。其家の先例の家老の方へよ
るへし。我家に歸うへも。又色々いわひ有
之。

婚禮之時。姫之寢道具仕立樣。

一夜物一ッ。地白りんす。後に蓬萊龜を縫。か
めの甲の上に。鶴龜松竹をぬひ。家の紋を散
し。色々の糸にて縫候也。又一つは唐織也。
如此夫婦の分四ッなり。

一ねまき地。黒。へに。色々の紋をくし（つ歟）。是二ッ。

一こさ二枚。四方を段子ニて縁を取也。羽二重かさらしにても。地を濃淺黄に染。其に松竹鶴龜を縫。

一紅梅にも染候て。裏に付る也。

一へり取様　如此枕の方に房を付るなり。

竪横のへりをすしかひに取合候なり。

一上下をまきらかすましきために。房を付る也。裏を表に敷ましきため。裏をつくるもの也。

一枕二ッ組もの也。鏡板兩方に有。其間をくわんせよりにて。こまかに組。巾をつゝみのしらへ掛たるやうニ。りうこなりにする也。其上を朱うるしにて二篇はかり塗る也。兩鏡板は。眞黒塗にして。横をまき繪する也。是は其夜いわ井までの枕也。此外に色々の枕有。

一其夜。枕本に立る屏風。白張にして白あやもて縁をとり。胡粉のゑのくにて。鶴龜松竹を白く畫也。

一奥にていわひの終を則床を取也。北枕本也。男ハ東の方。姫。西の方に床を取るへし。各ふとんを二ッつゝ敷て。其上こさを可敷。男のは上の方より敷。姫のはすその方より敷。枕本に守脇刀を置。刀は床に上置也。

一よるのもの幷ふとん畳様口傳有。

一夫婦の小袖畳なをしやう。男のハ（倒置歟）上かひ上。姫のはけかひ上にして。三ッにて畳。御脇に置へし。

一おくのいわひ終と。則姫へ手水を進す。たらいに裏白　小松の枝をしき。青小石をゐつか

なわに置。其上に湯次を置。持参して懸る。手拭は手拭にかけ（かけ脱歟）て。わきに置也。此うら白ハ里より持参すへし。

一局さしつして。まつ嫗より先に御枕成する也。扨男の方へ與へ御入候得と催促すへし。朝ハ男より先に起るもの也。

一傘袋并弓袋之圖之事

ふうたひの頭の廣き一寸八分　勝木のやにて革な合る也　御発革壹分計出す也　但黒革な引こませ候也

妥より縫初るなり

うつたれ一尺。裏表にひた十二取也。
ふうたひ笠袋さ同前也。

如此菊とちのきくハ。縫初次第に縫也。
緒ハ。黒革にても。又ハねりくりにても付へし。
但革にてする時ハ。劔先にする也。

一菊とぢ兩房一寸宛。中は八分。合て二寸八分也。

一廣サ一寸也。

一くヽりあまし六寸也。又八寸にもする也。仕立候て。出陣の肴組にて酒獻々あるへし。

唐笠之圖。

一唐笠ほね六拾本本式也。日本を表す也。

一唐笠かみハしゆたるへし。ゑの長さ拾壹尺。上下を藤にてつかふへし。上之數二十八。是天の二十八宿を表ス。本は三十六。是は地之三十六儀也。是を表す。右之色ハ黑うるしたるへし。石付ハかねに而はるへし。紋ハ石付計なり。

一上のかしらのはヽニて。九七五と籐つかふへし。

一此笠ハ公方樣計之儀也。可心得。

張弓之大事

一人前にて弓を張事。北にむかひて張事を凶。東南を本とすへし。

一主人の御前にてゆみを張事。我後はしをぬやうに心得へし。

一主人の御弓。又平人の弓なりとも張事あらは。張所何方とうかヽひてはるへし。是道なり。

一立居直なるゆみ。にきりを取て張也。別而手の內覺あり。

一弓のはの事。本中六寸と定る也。但弼とさくりの間なり。

一弦をかみしめ。すへの裏筈をかヽゑ候者の

やくなり。本筈ハ。張手か又は弦かけのやく也。

一張手弦かけ指渡りて。三人して張也。此身なりの事肝要なり。四五人して張事も有。先ハ弓によりてなり。

一ゆみ幾人張と云事。いわれなきやうに中ならはし候。たとひよはきゆみなりとも。一廉ある弓をハ。女三人して張なり。分ある弓ならは。四五人にても張なり。

一いかによはき弓。人數人と云とも。あら木の弓なとを張と云事如何にて候。弓はりにてしなひつるを以はるへし。

一さしわたして人の知事なれとも。他人のゆみを不可引と云事。第一の心得なり。すひき二三日する物也。張おろつき候故なり。心得へし。

一銚子包樣の事。一のせめに。ゆつり葉一枚。

松のは少重て。葉元をわたりの方へ出し候て。其上を紙にて順に可巻。松の葉の上に装束紙有。

男てう
瓶子

女てう
瓶子

一巻口の數。廿七も又ハ貳拾八も巻也菊の金の上に。巻目一ッあるへし。

一渉りの結目の事。手前より男結。扨女結に可結。十二月の時は十三。十二月の時ハ十二結なり。結目のはし五分宛置て切へし。ふくさこうより也。但長柄のこうよりは。水ときをするなり。

一とひの尾付候口の巻口數三巻也。餘はこうよりをより合。わたりに結付る也。こうより何も二すしなり。

一提包様之事。ゆつり葉松の葉。右同前。巻口七ッ。又ハ九ッも有之。松の上に装束紙有。

一瓶子口つゝみやう有口傳。

一銚子包口傳の事。

一公家衆御來臨。又將軍家御成の銚子ハ。渡りを六ッ。長柄十二留尾五寸。逆口九寸。提子十二留八寸。

一眉直。黑齒日。其外の諸祝儀にハ。長柄十二。渡り十二。長柄の留六寸。逆の口七寸。提子十二。留八寸也。

一出陣ハ長柄廿七結くさり口傳。留尾七寸。渡り十二。逆の口七寸。松柏椿なとを餝付る提子十二。留一尺二寸也。

一皈陣ハ長柄七ッ。結様口傳。留七寸。逆の口一尺。渡り十二提子九ッ。留尾一尺五寸

一血祭の時ハ。長柄十逆結。此時ハ順の口を包ふさく。留尾七寸にして付。其上に紙を五寸

に切ちゝみ刀を九付る。五佛と九字の表相也。畳摺ト留尾なし。渡ハ九ッ。提子八ッ。これを留尾なし。留尾付る所ハ。鉞形紙を付る。松椿にて餝る。

一佛事。移徙幕日の時ハ。長柄ハ五。留尾五寸。渡り十二。通の口九寸。提子十二。留尾一尺也

一堂塔供養の時ハ。長柄九ッ。渡り六ッ。但下を紙にて此時は包なり。畳摺の留一尺三寸。装束紙五寸。長柄の方へ出す。提子結目十。留尾ハ一尺。装束紙六寸。口の方へ出すなり。

一正月ハ。根松。裏白。藪かうし。紅葉を付る。正月七日の節句初には。柳の枝。梅。薹のみこを付。三月三日ニハ。桃の花。椿葉。南天の葉。五月五日にハ。蓬。あやめ。いはらにて餝。七月七日には。梶の葉。五葉の松。撫子の花を付る。八月朔日ハ。稲穂。野菊。九月九日には。菊。紅葉にて餝。十月家には。銀杏葉。菊紅葉を付る。

一十一月十五日には。根松。根笹。椿。山橘なとにて餝へし。

貝覆之次第

一貝覆を第一の賞翫とする事。唐の詩人白樂天。日本の智恵を計んとて來朝す。住吉の浦に着時。明神翁に現し出給ひ。樂天と詩歌の問答有。樂天。感に絶歸唐せし時。明神。磯のかひからを以。もうこ退治の戰をまなび。神變を見せ玉ひしかは。いよ／＼肝を消し歸帆せし也。是より此業起る。樂天渡りし日甲午也。故に年始貝おゝひ。午の日を合とす

貝桶一對同し大きさなり。角にもすへし。

うらたへ宜よしてかくのとくあしのうちよ両方よ四ツ穴を明るなり

紅八ッ打の緒一筋を入違ひにして一方ハわき也。それに一方の緒一筋かけ。上にて引ときに結ふ。口傳あり。緒すきに大房を付へし。

此緒通しの穴に。金めつきのしとゝめ坐あり。

一貝桶大小有。故に寸法不定。よき恰好にすへし。やろう蓋にして。中高く鏡の家の蓋に。間口の合目に。少玉縁あり。塗樣ハ眞墨塗。梨地好次第也。蒔繪有へし。住吉の景をまきゑにするも故實なり。

一上家は四角にさし出し。かふせ蓋にして。四方より緒を通す。上に唐織の覆有。一對ともに入わく有也。

蓋ノ内金。

身ノ内銀。

かた〳〵つゝへ分て。おかひ一方。又めかひ一方の桶に入。如此ふせ丸く幾通りニも并段々重へし。かひの數百八十也。陰陽にわけ。以上三百六十たるへし。

一貝の外をよくみかき内に金銀の箔をおき。源氏のゑ。四季の草木の繪なとを書也。身と蓋と對のゑからに書へし。

一上臈貝覆の時。疊の上に并るも。右繪圖のことし。并初ハ正中より并出し。段々順に并へし。中のならへ出しハ十二貝。丸く并始也。閏月にハ十三并出也。

一疊の上に并るかひを地と云。雄貝也。雌貝を桶より一ッ宛取出し。地の眞中に置也。たし貝といふ。中の明る處に伏て置もの也。

取樣はたし貝の對を見出したらは。地の貝を右の手ニて取。甲を外へ。内を掌の方へなし持。たしかひをすへひて取。片手にて合するもの也。數を多く取たるか勝なり。對にてなき貝をとる事。大なる耻なり。其貝は又地へ戻し置へし。是にハ過錢を掛る約束有。

一納る時は。雌貝より納め出す時は雄貝より取出すなり。おし貝ハ客人の役也。客不見出前。唯の人は斟酌すへし。

小笠原大膳大夫
長時

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百九十三

武家部卌九

體記抄

從他家申樂、田樂等來事、從節ニハ可相替。さのみ慇懃ニハ在間敷候。如此頭大形相定る。奏者之時もたゝ可意得候。申樂之内にても、公方申樂、又太夫座衆に深淺有へく候

一出家奏者同宗によりて可相替。就可依御仁躰、宗々によりて替ましく候。位に寄て崇敬之淺深有。宮仕も出世之內に高下有。心得同前也。

一太刀折紙ハ、先折紙を請取。後に太刀を請取候。

一折紙と目錄に注文聊替候。常に馬太刀之は目錄也。

一履之下に銘付。參御馬如常。糸卷なれは糸と付候事候。又奥に仁躰によりて、名字計も書儀候。要脚を被參。万疋より書候折紙之札違候。馬太刀之目錄に。要脚なとあらは。千疋万疋より認候。是を折紙と申候。書札に仕鳥目千疋。鵝眼万疋書加計候。それはおもはしからす候。公方樣御成時。進物を翌日送り進上之注人にハ。數を認候へは。要脚を

も書加勿論候。中樂舞に目錄注文にて遣候事如何候哉。折紙は千疋万疋と認候。折紙ハ可爲引合。小高檀紙なとは努々有間敷候。

一折紙とは。千疋万疋被認候を申候。注文こは。一何色々こ認候。目錄とは馬太刀なと認候を申候。折紙如前申可爲引合候。

一太刀折紙を。他家貴人より之太刀折紙ならは。使節にも候はゝ。奏者可渡申候。又自分ニ可進候ハヽ。見參候時可持參。又奏者披露候て。後に懸御目儀も可有之。可依時宜。

一太刀折紙條多。主貴人へ參候時。持參之樣躰如前申。太刀廿振なとに成て所狹やうに候はゝ。申次なと次之間へ取出候。公方樣にては。百二百人御太刀進上之時にハ。申次。次之御座敷へ取候下々之心得も同前に候。奏者申たるは。其まゝ後迄披候事も。奏者申次仕候事も御入候。公方樣にて奏者と申儀なく候。申次と申候。

一女房のかたへハ。折紙かなに認め。高下ニ替事勿論候。料紙是も可爲引合候。

折紙如此。

上さまへならは。如斯あるへく候。

・しん上

くゝゐ

たい　一をり

のしあはひ　千ほん

御たる　五か

以上

さた淸

從女房目錄折紙意得同前。男よりの折紙ならは。千疋万疋なとも。かなませに書へし。

一女房衆より申樂田樂へ。折紙認樣不可有別紙（儀歟）千ひき万ひきなと有。引合たるへし。

一御膳ハ如昔は參候。近年不及見候。

三　　三　　七

五七　　五

御前一　　同一　　四

四六　　四

二　　二　　六

七め二様に候へとも。此分可然候なり。

一主貴人江銚子渡事。長柄の方指上可參。提も此心得なり。御酌なとにも。銚子たゝみに不付參候。

一召出に參候に。扇を拔。紐をは小袖と素袍の間へ入。御□次第ニ可參候。御酌銚子に酒なくは。何時も加候。さいこしに加すましき候。せはくハうちへ手を懸候事候

一前々御酌之仁。次に盃持出かきらす不定。前之提之人加之。酌同前。献數參候て御盃可參時。御酌もくわへ。餘仁も可仕候。不可有別義。又提は同坐中又せはくは。別之間にも。何れに酌の見へ候所にあるへく候。

一御盃取持時前ニ。盃何となく持出也。

一惣別折等をは。四五献めに可出。但時宜に可依候。一度數をもいたし候。賞翫の人餘多候へは。其御前へ御盃參候時參可然候

一臺にすはり候盃たへて。いさゝか時宜を仕りすへく候。理運には有ましく候。下に置は酌取て居候。此時召出候て別之儀なく候。

一三□貴人の御前のよりたへ申候。但三さかつきの臺と申も。是有事候。

一取違之事如常。不有別儀候。

一配膳は諸侍之役なり。たい所之役ニはあらす。於公方様も御供衆隨分之役也。國々之習不存候。

一廣蓋之事。無別儀候。小袖上下一ツ宛入候。先袷。其上に小袖うちうちと次第有へし。小袖袷の下閉候事。數餘多候時之事。

一何も申樂舞ニ。田樂等之遣樣色々にかはるましく候。公方樣にて御服以下廣蓋なれは。御前よりおりて被下候。蓋にすへす遣候か可然候。又上下裏打候ハヽ。つゝみ樣小袖同前なり。公方樣にてハ□服迄にて候。上下之沙汰は。自餘之在所にて之儀也。又能半には。何も遣候ましく候。前後可然候　座敷酒之時可然候

一らうそくの臺。右之手に持。有間なとの大成は。諸手にも可持。しんハ臺なから取候　とりにくきならは。おろしても取候。非一篇候。

一竹の節之臺と申事。そく臺と申蠟燭之臺之事候。此內にて竹之節又木の臺なと申。何も同事候得とも。木の臺本儀候。有明の臺重々ある事候。

一能のろうそく。先御前座敷へ參。扨舞臺之先御前之方より可參候。しんは臺なから取候。取かへ候ハ。左にて披。さしかへ候をハ。ともしなから持罷退候。

蠟燭臺しんの次第此分なり。御坐敷の左の方より取。次第に如此。又御座敷之樣により。二の方一にもかへて取なり。坐敷へ

うしろ不向。

一舞臺のかゝり在所庭之様によるへく候。大略左右。此分たるへし。

一貴人主人に刀渡申候様。うやまひ柄の方を貴人之方へ。下緒取添進候。殿下ハ柄候様に請取戴申候。則退出。前之刀ハ下人に遣候て。指申候處下候とて。さし刀人に出候不可有之。等被請取進候。可心得候。

一太刀刀は。太刀之上に。刀下緒取添行なとも同ことくに可參。注文ハ太刀刀之次第すへき歟。

一折紙に。太刀刀代物事加認候事も可有之候。細々にはなき事に候。太刀も刀も銘付之作様まてハ。除こゝかねる様に候歟。但注文なとにて。遠所又奏者なとに渡候ハヽ。小刀なと迄も可注候歟。

一他家へ使者に參。御盃被下時。太刀折紙等可進時分不定候。盃參由申參儀もあり。可依時宜候。又能過。申樂小袖素袍遣候事も時分不定。使者として遣候には。申次又知音の人なとなにかし遣候と申可遣候。直に遣候如何。時宜によるへく候。

一式三獻酌給仕不可立。別儀也。

御前　一ひきわたし　式三獻
　　　二うちミ
　　　三わたいり

一式之引出物とは五種なり。御成之時は。只前よりおかれ候。たゝ披露之時は。目録を以て被申入候。御馬引渡すを請取なり。御太刀。御弓。御征矢。御鎧。御馬目録之次第此分。但流に依て聊可相違。先馬を渡候。御鎧なければ腹卷をも進候。目録にも腹卷と書。御馬も鞍置申候へは。御馬一疋毛付印　御鞍置と書候。

御成之外又座敷に置申事も可有之候。置所難定。惣別之引出物には數不定。式々は如右也。

一うら打。先大口着。其上ニ着候。帶前腰は如常結。又取そろへ。後腰の帶さきの廣さにて巻留候。又其儘結下置候も御入候。又紋不定。家々の紋松竹鶴龜も御付候人候。いさうなるは不可然候。色不定。大畧淺黃なり。露紐付樣如常。袖の下に三四寸露結下候。

腰のとめ樣如此。但革大畧紫革。

一輿よせ樣躰。よめ入とて。其時も同前候歟。但家によりて。舊規を其儘用事。何にこしよせ役人に。女房より引出物有儀候

一馬上の御供の時。うちこみの騎馬勿論候。つかひ騎馬と申事候哉不存候。公方樣大將拜賀時。在之事候。騎馬もさやうに候歟。不及見候。小者中間房雜色次第如此。

小者 [illegible]鞭ゆかけ　雜色 弓うつほ
房　馬同同　中間同同　厩者傘持
小者 打刀　中間 太刀

馬上にて召具此分大方此分ニ候。

一小者餘多申候へ心得同前事候。但四五人迄不苦候。六人過てハ有間敷候。當時大勢不可然候。雜色弓うつほ付候。中間よりは下。厩者よりは上り候。公家方には中間を雜色と被仰候。式裝の時は役者餘多候間取持候事候。主人うつほ御付候へは。雜色所に弓袋可有之。中間餘多も意得同前。其持具足。主人御供之時。大太刀まては不苦。鑓は遠路へは

不苦候 用心は別事候 當時は近き所へも御持せ候。走衆之儀不可有別儀。公方様之六人之内 左殊になかえのきは上り候。次にさき。次ニ中下り候。御車は角きは上り候。御與同意得也 立所と高外は圖取にて被参候。

一書札之事。貴上も依仁躰也。何れ直には不可参。出家一圓前門跡ならは 坊官方へ付状たるへく候。字によりてなり

一申樂輩ニ田樂等には 御小袖十かされも五かされも給候事。廣蓋に入てたり 只も別儀有へからす たゝみ様以下如前。左に持上候被抱候なり。

伏羲　神農　黄帝

三皇

少康〔昊〕　顓頊　高辛　唐堯　虞舜

五帝

一從大名。申樂へ直書仁も有へく候か不及見候。自然依忠感状ならは。遣候事勿論か不及見候間。文躰無覺悟候

一主人御前一家一族に被参候は御提 一家の内者なとは隨分儀ニ候。

一亂酒之時分ハ。高下不同候とも。後にハ人々如御座敷へ御肴すへ可申候。いつくニても不苦候

一押物の事。勿論ニ候。御酒するつかたに出候ものにも。貴人主人より被下時。受用可申候 時宜不可有別儀候

一鐙左上手 跡ニ出る 右下手 さきへ後様ニ歩み出やりて退出。左の者引直す 左の御方二三尺のけて。少御前へよせて置候。又座敷により心得事。

一高砂勿論候。積すなと申候儀。さも候歟。不存候。橘の木大名方庭に植事。是又不存知候。

一紅梅之事。男十五歳。女房衆ハ廿八。五月五日之まん時まて着用。近年々寄めす。不謂候。ほうたん色は。四月一ヶ月ニ限る。女房衆廿歳迄召候。練貫ほうたんは。男ハ十四五。女房衆ハ練貫いつまても召候　柳色。淺黄空色。檜皮。緋。萠黄等限りなく候。年去年寄ハ緋淺黄なと相應か。惣別。袷もかたひらも。白か難なく候。袷にも小袖も。下に帷不苦。汗をはちく爲なり。

一烏帽子なかくみ。大形十八九迄さひのかはり候きはもなく候へは。年寄へり高くまねきなかくそりたるは不似合候。何も當世かはり候。

一あふきかなめの方可參候なり。

一よめ入の時。せうめいたきやう。何共不存候。同小袖。袷上下。烏帽子ヵ出事。勿論なり。小袖以下たゝみ様如常。烏帽子置様。何とも不存候。渡様別儀在間。以下闕文

一おんそ筵枕なと持て參様とて。別儀在ましく候歟。下ぬくひ鏡なとも同前。とかんそ如常。下へゑり成へし。何となく持なり。

一社參事。神主出。御幣立なから取。左を上て紙を左に指上。右方を下て。御前に畏り取直し。我右を高く持上。御請取候貴人の左方へ紙成るなり。御三禮の後。請取直と。左を上て神主ニ渡也。此役精進也。又御酌取様もさかなの儀も不可有別儀。神前へ後其向ましく候事也。

一車樂に小袖上下袴遣候儀。酒之座敷にてかき遣し候間。たゝますに人數餘多有時も。持様當坐ミて可爲時宜候。貴人なとの上ニハ可有斟酌段故實候　坐中にて遣ス人を取次申候ハ、左ニすへ右にてかゝへ候。素袍ぬきて後。別之を不着。下計にていつ迄も有へ

く候、
一通り様に、貴人之方の手をつくへし、両手もつくへし。双方に貴人あらは、勿論もろ手也、
一みすさいの内に懸る内へ、まくやかき内に有て、さき外へなるなり。神前は、さいは外に有て。内へ巻、かき外に有て、さき内へ成申候、おろす無別儀候、
一部出入、大に嫌事也、妻戸不苦、つまとしとみあくる事不可有別儀、戸なと部はつす儀も有也。雖然、出入不可叶候。
一硯料紙ハ硯の上に紙を置候、文臺あらは、その上に硯料紙可置候歟、
一目録に。手綱なと書候事不存候、
一書札ニ馬太刀注文なと書加候、毛付印も勿論に候。手綱なと書加候事如何にて候也。
一御酌覺悟。二献三献之内にては。替儀あるましく候、自然献々末に成候てハ、度々に加候はぬ事に候、それも一篇に非す、惣別心持にて候
一馬上御供時、公方様にてハ、御劍役者右に御帶し候、又右ニ如常々御持候。今は近所へも御帶し候、不謂候、御輿へ入候事も候。只可心持候、大名は輿馬中間持候、御とり候へは□人被持候、此中間は輿馬何も左方少先へ走候、中間にも少腰をかゝめて可渡候、持候外用心に、輿に太刀入事も有。是は法外に候
一女房衆の小袖。中業以下ニ被遣候、さらに不持候、いつくにても、廻舞臺へ女房衆ハ持て被遣ましく候。
一主貴人。中業に太刀被下時も如常、但様躰可有用捨候、左右不可有別儀候、太刀刀一度に被下も、披閣前なり。
一乘替御供之時も。遠所へは可引候。騎馬餘多

可有之中へ引せなと候て不可然候。猶遠く跡に少引候馬數之事。參宮なとはさもあるへく候。近所へハ如何にて候。

一よめ入になかもち腹帶と申事。何共不存候。但くわんにつきたる革の緒計にてハよはく候間。布にてたすけ緒を。腹帶のやうに仕候を申候か。是はつねにさやうに候。よめ入には肩前に候。又よめ入式之用意。家々舊規用付たる事候。女房方委不存候。

一主貴人光儀に亭主出合可申所之事不定。互可然仁躰也。庭上又門外までも可出候。御成にも依亭主淺深有之。進物獻にもはさめても進上なり。披露仁躰ハ亭主可有持參事。門役辻固は大名にては。守護代等隨分之仁物候。式と進物之事ハ。前に如注候。其外ハたゝ進物迄に候。

一寺家へ貴人大名等。しやうたい被申ハ。寺家之喝食給仕候。雖然。さやう之仁躰なき所に候ハヽ御供衆公方樣ニは無御座候。かた口之事も御祝儀之時用候。

一式三獻之御盃とりちかへ。開召候と申事。何共不存候なり。

一太刀はきの次第。前に如申候事。左なかえのきはあかり候。大名之太刀はき可爲同儀候。

一申樂に。折紙以下被遣事如前候如常候。又千貫なれは十ヵ疋とかき申候。公方樣にて音曲申候時は。從舞臺御庭へ下り候間。庭上にて被下候。代物積候は。持て出たるまゝ舞臺之はしよりさし合ぬ樣ニ。在所ニ可然候。持出仁躰人數不定。御供衆なと隨分之御方御持候。五百疋千疋引さけて御持候。若年の人ならす候。又上役にて候。

一能初め候へと申事。樂屋ニ向はやハしめ候へと申迄に候。同ハ能乞候事も。今一番と申

までに候。公方樣にては御供衆庭上へ御切り候而被仰候。又御椽より被仰身も御入候。床机ニ腰懸穀仕候ハ。廣き庭上之舞臺ハ理運に候。御前又御椽ちかき所ハ。かけ不申候を。かけ候へと被仰出かけ申候

一年始之昔札之事。種々可任之儀。普通ニハ爲年始御祝儀。何々致進上候。宜預御披露。改年。年甫。新春。青陽等々可書候歟。主貴人ならは。可爲付状。於等輩者直書可有意得

一申樂等に御酌當座来座に。何公申候間。御肴參盃通申候。申樂之前へ。盃を持たへさせられ候は。あやまりに候哉。御待候へは罷出たへ候。今は緩急に候間。仕合六ヶ敷候也

一作事ニ行。普請奉行ハ。公方樣ニては奉公人御沙汰候。門役奉行ハ右筆方之奉行仕候。作事奉行ニも。自然材木等ニ付て。奉書なとなさるゝ儀候間。右筆方之被加候。但作事奉行。普請奉行と計御尋候。

一よめ入之時。惣奉行付御物奉行事。此奉行之事。何共不存候。家々仕樣可有之候。是非を難申候。

一どうぼう披之事。とうほうの事。二利ともに其作可有存知候由。披之事是非難申。高下之事も同前候。

一他家へ以條數可申渡覺悟。不可有別儀候。頭書不然者意趣をこと／＼く注可申候か。時之使枝賞文從主人被注遣へきか。人々可爲覺悟。是非難申候。貴人へ直に可申事ハ。可依子細。文箱取披不可有別儀候。

一是貴之事大名諸家の人はかれ候。不可然候無御免誰もはくましく候。若年の人も不可然候。病者は不及是非候。色々染革不用候。まきふとんなと能候。諸家之儀も。主人ゆるされ候へは不苦候。

一みかきつけ扇、平氏之人ハ無益候、字書あふきの事。御かき候仁躰によるへく候、事の樣なる人の書たるをおし出可被持事如何候哉、但うち〳〵不苦。參會之時はさも有へく候歟。

一家之棟上之時。式之祝儀付て太刀馬以下可渡仁躰、時宜によるへく候間、是非難申候。太刀馬被下仁躰により。直にも可被遣候、馬ハ厩者も可引渡候也、御成之時は、御馬鞍置

一家之衆又家之子被懸御目候。棟上之儀者可依時宜候、一途ニ難申候。名代之儀も同前。御さかな次第不定候也。

一長道具披露無分別候。奏者、次の間なとに立置披露申候。主人被御覽と被仰者、可懸御目候か、せはき座敷へ長具足用捨可然候、等輩同然候。

一諸大名御出仕次第と申事。あるましく候か。

御出仕候て、あまたも着座之事は、高下次第是非難申候、御相伴衆と申は。御參次第と申候。

一三職ハ上ニ當職、次に前職、其次御着座候。三管領計此分候。當職ハ御判初評定始等時。

一人御着座候。同頭人奉行もうら打ニて着座候。

一公方樣ニて御一献之時、御肴參り候者御配膳と申候、御供衆隨分御沙汰候、御人數不定候、御祝儀之時。上﨟、中﨟御宮仕の時ハ、御手長に申て、奉行方御沙汰候。御手長まてハ又御末の者共取次申候。

一御供衆次第御名字之事。公方樣御供衆御名字。古今數十人御入候。委ハ申かたく候。右御參候て。當時無御參方もあまた候次第之事。各意趣被仰候間是非難定。

一御わうはん朔日管領、二日土岐殿。三日京

極殿と六角殿隔年、七日赤松殿。十五日山名殿也、寢殿において式三獻參候て、御盃頂戴候、御禮進物式之進物、御酌殿上人ニ候。

一雜色公家にてハ中間を被仰候、其時は、高下の沙汰に不及候、武家ハ雜色下り候、

一奉行衆着座の事。披申樣可依事、難申候。

一女房衆へ祝義ニより文之事、不可有別儀候歟、文章めい〳〵に難申候、先かな書勿論候、女詞を男より書ましく候、男の詞をそはらけて可書候、當の文も同前也、高下の替不及申候、上書ニ申させたまへとは敬人にて候。同儀なるしらるへし。次ニ候らへ計ハ下手へにて候、是ハ大形にて候、高下淺深樣々之事候。上卷之事ニ卷用申候、一枚を折用候。略儀に候、捻めに墨一筋長々と可引候、遠所へハ上卷のうらに月日少々書日也、

一式のたて文、樣々可有心得候。たて狀、何をさして可申哉、謹上書披露狀も候、又直書も候、申定かたく候。

一從大名三管領へ被進御狀、依仁躰可相替候、折紙同前候也、目錄も仁によりて。御太刀に御字を取調候、奥に名字名乘書方も候、

一御成之時、普通之仁。門外へ御出候、又獻數ハ不定候、進物悉持參候、手長之儀御配膳之御供衆迄、内衆隨分の衆手長可申候、

一折紙に馬代遣ハ、一疋と計書も前に如申候、取次候仁も、能々此馬は代と申たるか能候、

一すき素袍六七月着用候、兩月の外、公方樣御免にては公方人御着用候、又内々にてハくるしからす候。

一番帳書樣之事、付壁書之調樣之事、國々庄事は致訴訟輩ヲ、以尋承爲子細。猶申披壁書如件。年號月日奉公書札等之事。奉行之事ハ。常に諸奉行調候不及申候、制札同前なり。

一御移徙。樣々意得あり。衣裝馬以下之儀。前々如申候。又人の名字も可有用捨候。公方樣ニ而も肥田瀨(ヒダセ)なと申人は。出仕もなく候。祝之儀式。家々により可相替候歟。公方樣にては式三献三本六立五 巢折なと色々參候。同禁句等可意得候。

一受領官途被下候時書出。急度書出 以下の事無之候。自然田舍遠國へは内々書出事候。又直書にて被仰事も候。其時は受領之事。依望任因幡守候なり。如此令任候。受領を被書候て可被遣候。 月日因幡守殿内者 書出准之可心得候。大略は何に被任申候得ハ。其御禮申計にて候。中間等に同前なり。

一領地被下時。御書調樣之事。公方樣之義。奉行人奉 書にて被仰付候。又御判之物御內書なと被下事も候。普通之儀ハ奉書にて候。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

故實聞書

御成の時。御さの事。兼てよりしかれ候 さりなから其上には御坐なく候。但又しきによるへし。また。女房衆の御つほねへ御成の時も同前なり。

一御能之時。御前にて大夫に御折かみ下され候時。公方樣よりくたさるゝ時は。なにとも申さつつかふなり。またためん〳〵よりつかわさるゝ時は。たれ〳〵よりたまわり候よし申事に候。

一いつそくきりにて出仕候へは。上下たるへし。御くしはやされ候わぬ前は。ちやうけんもちいられ候事は。人により候。しゆつけになるへき人は。人によらすちやうけんにて候。

一折かみには。千疋。二千疋。五百疋。万疋とし

たゝめ。又しよさつ等にハ。青銅。鵝眼。鳥目と調申候。折かみと書札とかくのことく替り候。さたまる様之義者誰々も存事。

一御能之時。大夫上へまかりまかり候へと御らるゝ事。まひ／＼のきに。公方様直におほせらるゝ事も候。又は誰々申候へと御候時も。御さしきより御らるゝかたも候。くけ大名して御らるゝ事はまれに候。たひりやく御供衆をもつて御出さるゝ。御供の内よりにもしんたひによりて御庭へをりて候て申さるゝ「□□」方以下一行半闕文

（脱文）

一てうしのさつゝみ候事は。公方様には御坐なく候。御ゆはいの時はかたくちを御用ひ候。

一御はうの物之事。酉の一こんにはかならす参候。

一みな／＼さんくわいの時。大勢候へは。酉ほうへ盃出る。きそく殿中にハ御坐なく候。

一御供之時。かたたつなにてめし候事。ゆめ／＼あるへからす候。

一主人の御前にて。今日はしやうしなと、申事。これあるへからす。御たつれ候とも。一往ハしやうしにては御坐なく候よし可申。かさねて御たつね候はゝ。有様に可申候。

一御にしみ左を参候者あかり候。それにより執しくめしつかわれ候物。左を参候。

一御供候時。さきうち二三きをかられ候時之事。やかてのられ候へは。のとりの乗立、な／＼おり給へは。御こしにをくれ候間。たゝ乗り候て。あとしゆハ参候ぶしかるへく候。さりなからさきより二三き下馬候て。其間久しく候へは。残りの衆も下馬候。これハほそ道なとにて。十き廿きの事にて候。

一公方様よりをり物の御ふく御たまわり方は。御しやう衆(く献)たるへく候。御供衆なとのうちにもはひりやう候事。一たんのきほにて候。

一正月二日大めい出仕候。御太刀参上のかたハ。われとちさん候　御太刀参上のかたは。

一くわんれい計御参上候。其内は。山(たけ脱カ)な(はカ)との正月十五日御参上にて候。

一たひのさかつきのたへやう之事。左へ候て。やかてたいにすへ候。只しりうんにすへ候へは。何とやらんしきもいかかに候間。まつたゝみにをきゝ様につかまつり候て(し脱カ)　扱又。たひへすへ候。かやうたひなをし。かるへく候か。又さかつき二ッ三ッも候。それをは二ほし三ほしと申。其時は。まつ主人の御身ちかきかたよりたへはしめたるか能候か。したひにはしへたへ候。たゝしりう／＼によりてあひかわるへきか。又こんくたされ候。すゑ／＼の人にくたされ候時も。御さかつきはなく候。又貴人等は御参候て。すなわちたいにをかれ候。皆置候て。心を仕候てしき能候事ハ。平人の儀に候。

一太刀かたな一度にひろうの事。大刀にかたなを取そへ。太刀の上に刀をおくへし。太刀の出し様はつねのことし。刀も太刀も(衍カ)のそりのことくそへ。との方うへになるへし。

一はしりしゆのかうけ之事。御こしくるまの時も。左を参る人あり候。御くるまにては。くるまのさきはあかり。つきにさきあかりには。したいに中はかりにはしりしゆに高下はきつとこれなく候。さひしよに高下是有事か。それによつて。まいまいくしとりにまいられ候。御成之時之儀に候。

一貴人の御前をまかりとをり候時。手をつき

御禮申事。つねの義候。南方に御坐候中をこをり候はゝ。南の手をつき。御事うけたまわり候ていなをしかるへからす候。かやうのきは。誰々もかくこ候へとも。しやくはいの人には。なか／＼申きかせへきか。

一しやくの時も。めしたしのときも。扇をぬきて。ひほをおさめてすわうのあひへおしいれ候。かたひらの時も同前なり。

一御盃をちさんしてをく事。貴人の右のわきに置へし。但座敷の手遣によりて。あひかわるへきか。南方に御坐候時は。南のあひにおくへきなり。

一御しやく仕候内に。物仰らるゝ時は。御てうしのなかへを地につけ。さきあかりに持。うけたまはわるなり。又久しくおほせらるゝときは。右にてうしを持。左の手をは。つきてもくるしからす候。すこしの間ならは。左右にてもつくへきなり。

一一そく一本披露之事。主人の左のわきに置て。さて卷數なと候ハヽ。いたゝかせたてまつりて。もつて去て。つきの間に置て。さてたいめんの事をさた申すへし。くわんしゆを御前に其まゝ置事。くわんしゆのさき御かほなとにあたらぬやうに。是を心得へし。いたゝかせ申て。やかてくわんしゆのさきをおり申なり。

一進上の太刀をおく時は。さしよりて右の手をは。さやの下へ入。左の手をおしあひのへんを。さかてになるやうに持。左のわきにかいこうて。つかの寸をいかにも／＼。たかたかともち候て。まかり立て。つきの間におくへし。さやはしり候はぬやうに心得へし。

一主人を申入時。ていしゆに太刀を給る事。さか月をたまはり候時。たいりやくつかはさ

るゝ。又ていしゆ。さか月をしんしめしあけられ候時。聞召て後に。御太刀にて御禮申候。

一御成之時。御けんのやく人に。弓うつほはつけられす候。さつしゝ又は馬屋の者。御さしかさもちのいてたちやうの事。只々いつもの人ふまてにて候。但御はれの時は相替るへし。

一ゑほしかけは。馬のをか本にて候よし申。くみにうちたるは。きんねむの事なり。

一刀のつかまきたるは。はれにはさゝす。まきたるかたなをさし候事は。りやくきにて候。

一うらうちなとの時も。すそをはくつへ入候ましく候。ひたゝれのすそのくゝりをは。一すん四五分ほとしめしたる能候。

一うらうちの時。しゆつしのとき持參する太刀。くろ太刀にてあるへく候。同もち候ちうけんは。主人の左の方身とをりにてあるへく候。

一大かたひらにてしゆつしの時は。中間まへぬ左右をねり候。大みやうは十人。其内ハ六人あかきひたゝれにてねり申候。此時も太刀ハ可然候。たゝ一ふりもち候。六人中間之内。一人もち候。

一大かたひらの時。さし候わんする刀ハ。さやまきにてあるへく候。さやまきなくは。中間なとは。禮しきの刀もくるしからす候。主人はさやまきしかるへく候。

一公方樣の御前へ。大名の内の者めし出され候時は。しらすにて御目にかけ候。其時。御馬太刀進上候也。おゑんなとへめしあけらるゝ事。一たんかたしけなき儀に候。御さかつき被下候わんするほとの義にて候はは。御ゑんにてくたさるへく候歟。此時はた

とへいさん御鷹巾上候とも。御さか月くたされ候ハヽ。かさねて御鷹巾あけられへく候。

一公方様の御はしり衆は六人。又小者も同六人にて候。其したく〳〵の人は。小者は三人四人の間。しかる義なり。但しんたいにより。五人はかりもくるしからす候歟。

一ゑほしかけの事。大かたひらの時は。かならすめされ候哉。

一つゝらきつ付に。ゑをかき候はぬをは。晴なとのときはめされんはいかん。ゑのくわぬにはうゐしにてかき候て。つねにめし候也。

一門屋具さしかためとしそへなとには。小太刀もちたるか可然候。つは。かたなはめにたち候。なかきもあしく候。只小太刀かよく候。

一もと〳〵は。ぬりたるくつわをもちいられ候。きんねんはしらみかきにて候。

一貴人の御さかた被下候て。則いたゝき候て。はやくもちいへきなり。たへ候て其まゝくわいちうする事。らうせきなる事。又一たんのしやうしのときは。たへ候ていをつかまつり候て。ふところへ入候か。よきほとならは。はやくもちいられへく候

一御前へうくひすの事。ちいさんの様躰ハ。こをけのさまの方を御前にむけて。同うくひすへゑたわのかたを。こおけさまのかたへなして入候なり。同こをいを仕候。さて御まへにて御目に懸候時は。そとこおけのふたを取ておきて。さてうくひすへあけて。左の手にてこおけのふたをあけて。とおけのうへにおきて。まるをを御前へむけて。（うく脱カ）ひすをこおけのふたのうへにおきたる時は。こをお

いそと取。さてこおゝいおは。おしたゝみを
ゝき候也。又そうしやに渡候時は。まゑもふす
ことくこをけより取出して。ふたのうへに
おきて。まろめをそうしやのかたへむけて。
こおいを取て。うくひすをそうしやに見
せて。やかてこをけへ入。ふたをしておゝむ
すひて渡し申候也。此外はさして時宜無之
候。但色々やうたいこれあるよし。

（以下闕文）

一きよけんのやくは。うつほは付す候。太刀を
は右にはき候間。かくのことくに候。殘り之
衆ハ。皆々つけられ候也。

一長たらく之事。出仕なとにはいかた（ゝカ）。さやう
ちうすき候ハ、。其時はもたれても苦しか
らす候歟。又野太刀之事。奉公衆なともち候
事々存申さす候。面々の內の者はもち候。

一御供之時は。のりかへひかせ候事。遠所へ之
事なり。くらをおきて。あとに引せる。くら
おゝいをするなり。むなかひをもつて。くら
おひをからむ事。これはくるしからさる事
なり。但ありてもなくてもなり。心にまかす
へきか。同のりくつわをはつして。あらひく
つわにてひかせ候事も候。いつれもくるし
からす候。

一うつほをつけて夜に入。遠道山中なとにて
は。そてひほを。うちたちのことく。其さま
あるへし。うつほのふたおもあけて。うしろ
へこすへし。

一下馬なとくるしからすといへとも。さすか
いかかのやうに存候へは。乘馬なから左の
くつをぬきても。持て禮する事も有。

一とうはいの人。としにてのり馬の人にあふ
事有。ゆゑしなき人。こしにのることと。しゆ
うなるゆへて似人のり馬にてゝともこしに

參たる人より。おもく禮をせられ候て可然わけて禮をする人あらは。乘馬の人も其まゝ禮すへし。

一路次にて女房衆。こしにてかへらるゝにあふ事。まい〳〵是あり。其時はうちよけん方あらはよく〳〵へき事可然候。同道をかへらぬやうにすへし。

一かたゑみのあふみの事。いつれの人も被用候。但しらきのなとには。用捨あるへきか。くるしからすとは申なから。むやくに候哉。

一うつはをつけ乘馬の事。いぬをものゝ時のことし。ひきめとりそへぬはかりのちかいなり。弓つへをつきて乘候也。

一うつほのミのさしやうの事。七ツの時はそこに二ツ。中三ツ。かり又二ツなり。いつれもみよりあかりなるへし。とを矢をさす事あらは。そこにみよりのかたにさすへし。しせんにしめをうつほに人事あらは。ほかのかたに一人て。又九さす時は。そや七ツ。かり又一ツ。みよりあかるなり。十一さす時は。かり又三ツさすへし。三ツつゝしめとをりにさすへし。かり又二ツさし候はゝ。そやをは三つゝ。三ツとをりにさし。かりまたをは二ツさすへし。十三時は一ツさしかくして。かり又も三ツなり。いつれも三つゝとをりにさすへし。又かふらをさす事あらは。ならへてさして。其上にさすへし。此儀はさるかた申わけられ候間。しるし候間可然事とも。又はあしき事とも申。かた〳〵も候か。されとも如此候也。

一うつほのみの數事。七ツ矢。九ツ矢。十一。十三。七矢の時はそや五ツ。かりまた二ツ。九つ矢の時は。そや七ツ。かりまた二ツ。十一の時は。そや九ツ。かりまた二ツなるへ

し。十三の時は。そや十。かりまた三ツなるへし。是も人申わけ候をうつし置候間。中々さういたるへく候。くわけんあるへからす歟。

一あかね手綱之事。つねもちゐ候。本しきの時は。うちませ又はしろきをもちゆる事も。これ又有。事によるへし。

一馬上にて人にあひてれい義の事。貴衜には我馬をはやく留て。道せはき所にては。わか馬をうちのけて。道よきかたをとをすやうにあつかふへき。禮をする時は。手綱をくりよせて。馬をなをして禮すへし。

一うつほにそへてしんとうさす事。一ツ。三ツ。七ツなり。又あまたさす時ハ。ひとつにとりてもさすへし。一ツさす時は。とむへき羽をもちゐへし。三ツさす時は。さむきうちむきくみませて。内き二ツさけへし。此義。九州の人。かくのことく申されし間。まつしるしおき申候。

一貴人さをり有時。弓うつほつけてかしこまり候時は。左の手にて弓のにきりのうへ四五寸とりて。つるをさきへなして。本はすをつきて。左の手をつきて。かしこまり候なり。にきりより上五寸計左にとり。つるを右へなし。とたけを左の方になして。ひきに弓を御置候てかしこまり。うらはつまへゝむくへく。つるを右へなす事。一たんひしや又うちなからやすむ時は。むねのそのをりに。右の手を上へなして。本はつをつきて。弓にすゝてうちかくるやうにして出るなり。九州のしん申わけられ候。

一しんとうを三ツさしたる時。しせん一ツぬきていたる時は。二ツ有へし。二ツハさゝぬ事といへとも。ふちさしそへ候へ。三ツのし

ゆんにて候間。くゐしめさす候と申され候。
一ツぬきてうつほに入なり。うはさしには。一ツ有やうにさすへし。なを口傳有。此儀も同前之由被申候。

一うつほをつけてあゆみ候時は。弓は左にきりこふ上を取。つるを下へなして。ひつさけ候やうにもつなり。

一はり弓を貴人へ參上の體樣之事。左の手にて。にきりの下を取て。貴人の左の御方にめさるゝやうに立て。さしいたすへし。いなからめすには。わか右の手を下へとりさけて。まへゝうつふくやうして參上すへし。たちなからめすには。左のひさつきて。右のひさをたて。弓をさしあくるやうにいたすへし。又立なからもまいらするなり。人の中をしゐし候間。定てあひちかふへく候也。

一はり弓をもつ事。にきりの上をとり。つるを下へ成やうに。ひつさけてもつなり。又つるをさきへなして。立てもゝつなり。又みなへつのとき。たつてもつ事いかゝ候哉。

一はつし弓の事。たてゝ持には。にきりのちと下をもつなり。袋に入て候時も同前と存もちてゆか一人なるとおほへ候へは能候也。

一矢を貴人へまいらせ候する體樣の事。左の手にて。なか程をとり。右のかたへ。ちとなひくやうにあてて。さし出す時はとをめされは。御きしよくをみて。左の手をとりさけさし出すへし。いなからめされは。たゝみにつけておしやるやうに。まへかたふきにくみて出すへし。立なからめされは。左のひさをつき。右のひさを立て。さしあくるやうに出へし。人の中をくゐしゐし候間。是又相違有へく候也。

一弓はかりの時は。出す物は左にて上を取。右

て下をとり。うけとる物は。右の手にて出す人の左右のおひを取。左にて又下を取。そやまとやしんとうの時も。先弓を出す。その時は右の手にて。弓のうへをとり。左にて下をとり。請取物は。出す人の左右のおひを。左の手にてとる。右にて下を取。さて常のことく矢を出す。左右の手にて中をうけとる物は。左の手にてはかりとるなり。是もさる方巾わけられ候をしるし巾なり。又からうけにより。左右を持てゝ可請取也。

一公方様御弓うつほの事。御弓は右を参なり。御小者もつへきなり。御うつほは左を[illegible]。御小者つけへきなり。御ゆかけの事は右へし。いかゝ候哉。但是も御小者くひにかくへきなり。御ふちは御馬屋のものさすへし。公方様よりさたむねへ御尋の時。此ふんあひしるし参上候也。

一公方様ミをく御成之時。御弓袋もたれ候。ふし御らんの時。御弓袋のいろは。あかねにてましましつるよし承り及て候。

一公方様御さんくうの御出立の事。御十とく。御こはかま。いつも色々むらさき。御もんはきり候。御供衆出立之事。同十とく。こはかま。十とくの上におひをして。こしあてをして。太刀をはき。うつほをつけて弓を持。れんし。伊勢の貞親は弓にしめを持そへたる由承及候。

一弓袋の持様の事。そうしてはり弓をは。つるをはさきへなしてもつなり。そのことく袋に入たるもと竹の方を。我かたへなしてもつへきなり。是は常の事にて候。

一うちこみの御供之事。もと〳〵の御成にはさい〳〵御坐候。今はまれに候。うちこみと中ハ。そうの小者をは。いつれも皆々先へは

しらかされ、中間をは各あとにめしくし候。したいふとうにまいらせ候。

一着座すへき様　主人は身をゆるく心をつめて持候得は、ゆふけんに候て無越度候。宮人は身をも心をもつめてもちへき事なり。

一着坐の身なり之様　股にひちをもたせ。片腹を股とひちとにうけて、さしきには居り候事なり。左右とも膳前にて候　直に居候はんする事は、見喝食之外有間敷候　たとへは主人にて候とも。終日の會の時、さのみ皮よう計ハ居かたく候間。心得候てふるまひへきに候。心をしつめて可承事にて候。たゝ左様之時は。口の前のたゝみを見候て居候か見よく候　或は窓戸口より眺望に心をかけ　或は坐敷の顔を見なとして　御句遊候を承留ぬやうに。早々に候はんする事。第一可然候。万これを以下闕文。

一座敷之出入之時、ゑりめひろく板敷落なとふまぬ事にて候　ひちをひさにそへて。こしをすこしたわめて、もゝと／＼すり合様に。心を持て　あゆむか能候。左様に立振舞候へは。はかまにけつまつき可有を、けほこしなとする事有ましく候。そのうへ見所もつき候、至て身をゝくことことしく候なり。

一貴人の前にて　若衆高物語申さぬ事にて候。御尋事候て。しつ／＼とかたり申へきなり。めくちを引て、大口あけて雑談なとは、若遁世者の能にて候、若衆のうち合候て　一言も物を申候はんする事。比興第一候　宿老なとはくるしからす候。

一惣領より一家一族の方へ書札の事、各別の庶子にて候はゝ、何殿と書候て。わか宮計書度候、同名字ハ不書事にて候。

一従主人友人之方へ書札の事。何某殿と書候

て名乗計を書候様又折紙なとならは。何所
よりなとも上に書候か能候。
一惣領へ名前之庶子より書札之事。いろ〳〵
□□ご書て。上には遠州へ参。武庫へ参人
々御中と書て。名乗裏の家計をいんきんに
書て可遣候。中書様參。御返事ならは。御報
と右へ寄て細書と。左へ寄て人々を少大に
可書候。君名をも不書。只御報と計もよく
候。
おもひ外には繪に書候女の様に候へく候ハ
ゝ。人と嗜にても毎度用舍人はかと〳〵し
くふりしく。況や男たてをして。直垂の袖を
せはくして。刀の欄をあらかはりてゝとし
て。劒の柄を引合よりさし出しなとし。わら
ひし者切候はん。切候者笑候はんするなと
の日様其粧して。氣色こと〳〵しき人候時。
金吾様常に仰候て御笑候き。味噌のみそく
さきハ魚の腥はくわれぬ物にて候し折々
仰は。氣心は百千さし候て。眼をいと〳〵け
ひちをいか□かし候へはとて。更に人それ
にハ急(恐カ)ぬ物にて候。只おそろしき仕儀にて
候。返々後生を心にかけ。身のほとを心得て
候へは。いかなる難所も通り。さらにしやう
たいなき人は。心得ぬ事にて候。金吾様仰候
し。
一長搭之金中通らぬ事にて候。ハしくより候
てあゆむへし。
一貴人の御そはを通候時。またしき所にこゝ
み候事。みくるしく候。鶴のあさり仕候時の
ことくに候て候。いつもの様に搭候て。心
あたりニて下をつきて。やかて立候て あゆ
み候こそ見よく事候へく候。只人にまかせ
て着座しるこそ見よく候へ。
一さしよりて物を云も。座敷の上下の禮を仕

候も京人御禮仕候は。柳の枝の風にしたかふ樣に候。在京なき人の禮仕候ハ槙の木の霜折しゝやうにゝふり風情より物云聲故さしおかへ候ハんする樣に無實に候。如此の事共ハちと聞候者。惣て京の人以下聞支。

一傍輩之方へあまた參會候時たいしゆへの禮を持參候て。客人としてさま〱の禮を申合物いひ禮儀仕候共。目禮計にて其後。座敷もさたまりていしゆの禮も申承候てのち。物をしらぬ人へ禮以前の返事を申か能候。座敷も定候ハヽ御座之時は。人にひそかに禮を申物語なと申くるしからす候か。貴人の御前にて。ゆめ〱有へからす候。一禮ハ貴人親方に任せることそ禮にて候へ。いんきむにふるまふはかへつて無禮にて候。惣て禮は三度に候。過へからす。

一男のおとこ立仕候こそ以外見くるしく候へ。おとこは内にて鬼神をねらはさゐ候はんするとこ

一女子の庶子より惣領への書札之事。恐惶と書候て上に北方へ參。高木へ參。其所を書候て。人々と書事も候か。貴報と計以前之樣にも書候。親類兄弟え書札にも。是にてあらけん之事。いかにも散候て可書候。禮帋なく候者。裏をのそきて。又言をこそ裏に書候すれ。らいし樣候としらへへく候。書とゝもに御披露を申上候狀にて候者。奥屋こと〱く私の文樣書候て。一かう上の字を略にて書候て。恐々と書て。時分代官又ハ近習者名字書候か能候。其時は此むね披露とも不書事。

一從聟舅への書札之事。ゆめ〱家なと片腹いたくおもひ候共。聟になり候上は。恐惶と可書候。

一其女房は吾女に候へく候程に。書札をしとけなく書候か能候。聟の方へもむこの父の方へも。我婦之事書候て遣る時は。子にて候物なと書候はんする事。不學候へく候。御前と書候事。殊女中(脱文)可有候。聟之父方へハ何某所御前と可書。

一主人親方之前にて。私さしてとかく禮を一申さぬ候(闕文アラン)

一物を食候時。口音高く不食事にて候。但亭主なとのをと料理候て奔走候時。口音たかくたふる事にて候。其さへ若衆なとは。時の義によるへし。

一小路金巾不通事にて候。若中を行候共。人に逢候はゝ。はしへより候て。禮をするなり。

一ひや汁給様にすはぬ事なり。それをひやしるこほしと申也。

一汁つけに汁を添候を。口傳に申候へとも。させる様なく候。只汁をすわぬ事にて實計食候。

一疊紙折て進候はんする時は。三に折て。又よこに折て。折めをしかとハ付ぬ事と申。猶折様候歟。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百九十四

武家部四十

鳥板記

一鳥を板にすゆる事。惣別包丁の事は。進大。大草兩流あり。鳥のくびを。鳥のひたりの方へ作てすゆへし。出候同し事成へし。又雉子鴨なとの頸ひを。同臺にすゆる事あらは。いくつもならへてすへし。同事成へし。鷹の鳥又は鐵砲なとにて打たる鳥は。田の物山のもの何れもあけて出すへし。其時は前にあることく。かいくち矢めを。人の方へなして出へし。

一筒を人に可出事。別條なし。然ともふゑは古き物にて。一段をれやすきなり。如何にもとりあつかひを靜にすへし。家に入たらは。家ともに出へし。若ぬきて見るとき。主貴人それを見んとあらは。うしろの方を我（上下闕文）

一小鼓出す事。是もむきとしらへなこを持てありく事。一段嫌ふ事也。しらへちともちかへはならぬ物也。持所を上へなして。うつかたを主人の方へ成樣に。うたぬかたの輪をもちて。そこ御前へ置也。かりそめにもかわしらへいらふへからす。

一大鞁の事。是も小つゝみと同前。乍去はしらへなと持ても。しめて置ものなるあひたくるしからす。然ともたゝ小鞁のことく持たるかなんなき也。筒繩を掛てもつへし。

一太鞁の事。太鞁を右の手にひつさけ。はちを二つなから左にもちて出すへし。扱人の前にはちを右に。太鞁を左に可置。又我太鞁を持て出る時は。右の手の太鞁に。はちを持そへても出るなり。但舞臺へ出る時は。ひたりの手に前のことく。大こにはちをもちそへてもちて。右の手をはくし掛りにてつきてとをるへし。

一ひわを人に出す事。人のひく時の樣にいたきて。くひをひたりの手にて。たてにきりて。右の手。はちめんの上へこして。いその方をかゝへて。たいの方をたゝみにたてゝをしまわし。ひわをあをぬけて海老尾の方を。左に成樣にわたすへし。

一まんちうのくひやうの事。先惣なみに汁を請て先待へし。扱そうへしるをうけわたしたるとき。右の手にて。はしを二つなからもち。まんちう一つとりて。両の手にてわりて。ひたりにもちたるを下にをき。右にもちたるをひたりへとりわたしわたして。右にてはしをもちなから。左に持たるまんちうをくふへし。いまたくはんさおもはゝ。前に下におきたるを。又とりあけてくふへし。はれ〳〵しきときは。明たやうにくひたるものも。はしを下に置て畏り。ひさをなをしわろし。扱てうしの出たるを見て。そうのもて。酒をしきたひあるへく。年のよりたる人なとは。しるにかうとをも入。又は事によりしるなとすふ事もあれとも。わかおさなき人は。しるをすふも。何と哉覽見にくし。又

しかうと以下をつれたるもわろし。是はまんちうにかきらす。うんとん。そうめんなとの類ひもおなし事なるへし。やうかんも。まんちうもおなし事なるへし。

一さうめんのくひ様之事。別條なし。但さいの除やうに。すこしむつかしき事あり。さきに三つさいあり。其中のさいを左へやり。右のさいを中のさい のところへやりて。右のさいのあきたる所へ。さうめんのいりましきをやる也。さて折敷に上へかきれてしくへし。是も前にしるすことくつゝみてあるかうとをは。わかおさなき人はしるへいるへからす。其儘くふへし。是もまんちうのことく。まつしるをそうへ請わたすまて。しるを請て下に置て可待。扨うけわたして後はしをとるへし。おさなわかき人は。餘なかきをそのまゝくへは。はてしもなく。何と哉覽見くるしきなり。しるのうちにて。みしかくきりて。くひたるかよきなり。さいしんの折鋪をひくも。おさなき人は。餘けいたゝしくしんしやくはせぬかよき也。たゝひくはすとも。人のさいしんをひかは。そのまゝをくへし。くはぬは更にくるしからす。かやうの事は。さうめんにかきらす。萬にわたる事也。餘所事くるしき様なれとも。書のする也。

一さうにのくひやうの事。別條なし。上をきをくうへし。もちいなとをわろくくへは。かたくてくはれぬ物なり。又くひ掛りてくはすして置も。何と哉覽。あたりて見くるしき物也。とかく何も見て。くひにくき物は。はしなとにてむしりにくきさう成物は。いろわぬかよき也。

一小番を人に出す事。二折にすへし。上かへをを上へなすと云さたもあれ共。それはわろし

下かへを上へなして。二つに折て。ゑりを人の方へなすへし。二つ折の折め。我右へなすへし。あはせあれは。かさねたるかよき也。小袖計なれは。いくつあれとも。かさねすして。おなし樣にたゝむへし。又臺につむ事あれとも。少こゝろにゑりのかたへよせておめらかして。かさねてつむへし。又ひろふたもしはからひつのふた。なとに入て。出てわたすへし。其ときも。先ひろふたからひつのふたを下に置て。上なる小袖計とりていたすへし。右の手にては。ゑりの方の下をかゝえて出すへし。さるかく。てんかく舞まひなとに出すときも同し事成へし。又帷子なともかはる事なし。同前なり。又はかま。かたきぬの事。はかま下に前こしを上へなして。二つに折て。よこに置。その上にかたきぬを。小袖のことくにゑりのかたを。我ひたりのかたへなして。はかまの上におきて出すへし。是も物のふたにすへたらは。ふたをは下におきて。上はかりとりてわたすへし。かたきぬ計を出すときも是もおなし事違ふへからす。はかま計出事有れとも。おなし事なり。又野山なとにて。何もすゆる物なきとき。あふきにもすへて出すへし。但あふきにすへたらは。扇をは下にをきて。上なるかたきぬはかま。或は帷子。とうふく以下の物計をとりてわたすへし

一肴樽披露の事。まつしやうしんの物より上におき。次に鳥を置。さて魚を置て。つぎに樽を置へし。かやうにならへて置て。つかひをもよひ。又はその主をもよひて。けんさん有るへし。たとひ狀文にてもおくるとも。披露の仕樣同事たるへし。

一湯つけのくい樣の事。是も先湯をかけて惣を一合先下に置て。さしきの衆こと〳〵く湯をかけ渡し。扱はしをとりてくふへし。めしをくひて。扱ひたりの手さきに。かうの物有物也。まつそれをめしのくちにくふ。それより後は。いつれのさいをくひてもくるしからす。しるをくふ事。年なとよりたる人は。すいてもくるしからす。わかおさなき人は。しるをすふ事わろし。しるのみをくふ事それもくるしからす。さてさいしんをは。如何程も我こゝろまゝにかけへし。しやうとくは。ゆつけにかきりて。くひはてやうあとに殘さす。皆くふ事本なり。さりなからそれも年のよりたる人の事なり。若き人なとは。殘して更にくるしからす。

一めしのくひやうの事。是も別條なし。さりなからめしをくひては。まつさいの眞中なるをくふへし。さいは如何程あらんとも。一番にまん中なるをくひては。後にはいつれをくはんともまゝなり。いつれに是も前にしることく。くひにくきものはくはぬかよきなり。二三のしるありとも。餘り手遠なるを。及越にてくふはわろし。さやうの事は。しるすに不及。たしなみに有事也。

一鷹の鳥のくひやうの事。はしめを一きれはしにてはさます。手にてくふへし。のち〳〵ははしにてくふへし。それも鷹の鳥とことはをつかわねは知かたし。ことわり有ときの事也。忝といふ禮も。年のよりたる人なとは。禮をいひてよし。わかき人はなとは。あまり禮をいひたるも。こひ過てかへつて見くるしき事有也。

一すひ物くひやうの事。銚子出たるを見て。扱持上て人ことに。先しるをすひて後にくふ

也。是もわろく。先しるなをすはぬ先に。そとみをくひてのち。しるをすふへし。是もわかきものなとはあまりすふ物なとを。つよくみなくふ事もわろし。見計てよき程にくふへし。

一かたなを人に出す事。むかしは下緒を。折かねの上くりかたの下まて。まきて置て出したり。今はさやうに仕たるはわろし。たゝ其まゝなりなから。かたなにもちそへ出すへし。置やうの事。太刀のことく。むねのかたを人のかたへなして。よこさまに置へし。もし又主人なとの人に遣はさんとて。とわれは向ふより出さは。右のことく又主人の左の方より出さは。むねの方を主人のかたへ成やうに出すへし。又右の方より出事あらは。はのかたを。主人の方へなるやうに出すへし。是ははやすくにさゝるやうに出す心なり。太刀もおなし事たるへし。惣別何を出すとも。中にて人に物を出すときは。ひたりの手を先になるうやに出すへし。但前にしるすことく。右の方より太刀かたな出す時は。右の手先へならぬはかつてわろく。ひたりより出すときは。必々左の手先へなるへし

一わきさし出事。是はむかしは。ちいさかたなたるなり。わきさしなき物なるあひた。かたなと同し事なり。又刀脇さし太刀かたなのことくくみて出す事。是又昔はなき事也。乍去當時かたな脇さし一度にいたさは。太刀かたなのことくくみて出すへし。脇さし上に可有。これも無定法間。何としたりともくるしくも有ましき也。

一御簾かくる事。神前の御簾は。かきとまるそとにあるへし。人間のかくるみすは。かきこまるうちにある物なり。然間。まく時も内へ

卷て。内のかきに懸る物なり。若かきたき時は杉原にても。別の紙にてもたゝみて。御簾の間へ入て。是も内へ卷て。其かみにてゆひて置なり。えんへ出て。そとより内へまくへし。つくはひて卷こむへし。

一人の前へ出て禮をする事。先扇子はぬきて出へし。座敷をありくに。餘りねりたるも見にくし。又餘り足はやに歩も見にくし。よき程に歩て。扨主人を見付て。膝をつくはい。主人との間近くは。さいよりこなたにて禮をすへし。主人との間に。座鋪もいまたへたゝり。程とをくは。さいより内へはいりて禮をすへし。年のよりたる人なとは。兩の手を合せておかむやうにして。ゆひ先をくみて禮をしたるもよし。去なからわかおさなき人は。左様にしたるは。餘りこひ過てわろし。兩の手のひらを。たゝみに付て。禮をしさまに。兩の手を我か前へ少引て。扨禮をすへし。たゝみにあたまをつくほと。いかにもいんきんに禮をすへし。餘又久しく禮をするもわろし。又あまりしやつきやくにあたまたかきもひろうにわろし。能々心を付て慇懃にすへし。歸る事は。前に注す如く。いつ方へ成共。近きかたへまわるへし。左右何方へ成共。まわる方のこなたの手をつきて退へし。右へまはれは左。又左へまわれは右の手をつきたるかよし。立様かん要也。書のせ難し。

一まな板かきて出る事。賞翫の人きよとうの方をかくへし。いた紙も先折かみのことくよこにおりて。其折めをは前へなし。それを又二つにたてにおりて。その折目は。きりての右へなるへし。きりての左の方にはしを手かたを上へなして。二ッならへて置。かたなのうらを上へなして。箸の右の方に

ならへて置なり。又流によりて。板紙のたてのをりめの内へはしを入て。其上に。かたなおもてを上へなして置流もあれとも。大草流にかきりて。其儀なし。扱両人して。板をかきて出。魚かしらの方。先へ出すへし。さて跡かきたる人は。頓て退なり。魚かしらの方かきたる人。板のゆかみ又は板のかたひくなるを直すへし。かたひく成るたをりかぬれたらは。鼻紙をかいて能々ろくにすへし。此こときも。のきさまに手をつきてかへるへし。左右の手の事は。前に同し。いつれもときもちかうへからす。

一板紙の事。大略板原なるへし。若引合なとする事も有やらん。近年不及見也。或は鶴白鳥の時も。別の事なし。去なから此時も。先かきたる人賞翫たるへし。

一包丁はてゝ後。本のことく両人して。板をかきて歸る時鼻かしらの方かく人。まなはしをとりきたる魚又は鳥なりとも。よく／＼くつしてかきてのくへし。是はいたくはりを人に見せしかため也。それもあまりとこまかに念を入過たるもわろし。大□能程にすへし。

一御とをりも出。又はおり臺の物なとを持て出たる時も。かえりさまには。貴人なとの前のとをりならは。かならす手をつきて通るへし。いつれも役にしたかふ時。斯様には手をはつかぬ也。かへり番の事なるへし。

一こしそへの事。左の方賞翫也。左のうちにてもつの本とて。こしのきは。なを又しやうくわん也。

一神前にて御へい請取。主人にいたゝかせ申様の事。神主のかたより立なからうけ取。左の方をあけ。右の方をさけて持て。御前にて

かしこまり。御へいをとりなをし。我右をたかく持て。うへの方をとらせ申へし。主の御左の方へ。へいかみのなひくやうにうけとらせ申へき也。御拝過て給時はちかにて又取直し。本の如く左をあけて持へきなり。

一頭散いたゝかせ申事。ささの御主にあたらぬやうにいたゝかせ申て。切頭でささを折て持て歸る物なり。くわんしゆのさき。惣別人にあてぬ物也。さきをつかふへし。

一すゝにて酬する事。當世の雨の手にて。下をとらへてする事。一段ひろうの事也。右の手にてすゝのほそき所を持。左の手にては。下のふくれたる所を持てすへし。是も先は右のひさをたてへし。但ときによるへし。

一碁はん將棊盤持て出る事。何時も先あかりをよこによく見つくろいて置へし。碁はんの上に。こけを置なから。わろくもてはすへりておつる物なり。持にくきとおもはゝ。碁はんを先持出て。後にこけを持て出。上に置へし。上に置とも。北東に向を置樣にするといふ說有。但それもあまり物しり顔にて。貴人なとの有時はわろし。たゝ何となくなかき方に。たてにこけを二ツならへて置へし。將棊のはんもたてに置事同し。馬の箱置やう別の事なし。上に置て退へし。馬をたてよとあらはたてへし。

一卷物文にかゆる事。とんす。きんらむ。しゆすなとの類をすゑて出すには別儀なし。たてに常の如くすへて出すへし。丸ほんなとにすへて出す事あらは。其時よこにすはらてかなはぬもの也。

一杉原の上にあふきなとすゑて出る事。常の儀也。別の事なし。乍去杉原にはひほ有へし。杉原をたてに三ツに折て。なかくつき

て。上にて常の帯をすることく。両方にわなの有やうにむすふへし。其上に扇子を包てすゆへし。何ときも上の杉原の紙の折目。人の右の方に有様に置たるかよし。必定法にはあらね共。如此したるかよき也。

一御手水かくる事。先はんさうに水を入て。つのたらいの中に置。その上に御手ぬくひをたゝみの置（てか）へし。その手ぬくひをとりて。扇に打かけ。御手水をかけ申也。かけはてゝかたをよすれは。その手ぬくひをとりて。御手をぬくわるゝ也。公方様御手水は。女房衆上臈の御役也。御成なとの所にて御供衆の役なり。其内にても御もんなとさた有人のやくなり。

一太刀折紙を披露の事。人によりて相違するなり。客人を賞翫の時は。まつ客人をよひて。後に亭主出る也。其時。太刀折紙を持ていてゝ披露すへし。常には亭主出て居て。太刀折紙を前に置て。扨客人出て禮をいふなり。太刀折紙にかきらす。惣別にしやうたいの時も。此心有へし。貴人をはよひ入て後に。亭主出るか能なり。

一具足鞍あふみなと。人の給る時の事。よの物のやうにこゝろやすくいたゝかれぬ物なる間。等輩の時は。たゝ忝と禮計をいひて禮をすへし。主貴人の給りたる時は。それに手をかけて。手のきはにて禮をすれは。則いたゝきたるになる也。そのもやうかん要なり。

一刀。わき指貴人の給時は。いたゝきて取て退なから指たるをぬき。そはに置て。則拝領のをさして。又置申を申て禮云也。

一小袖。帷子。袴。かたきぬなとも。主の給りたるときは。いたゝきて取て。立かけにて是も着して。頓て出て置申を云也。

如何にもしんたいうやもふへし。
一むちの當やうの事。大鷹は身よりひとつ手先一尾もみより。一ッ手先に一ッ。又身よりから打いたす。以上五ッなり。是を五方のむちといふ。またせこしのむちのあてやうの事。たゝ先よりあて□□そあて。又手元の尾にてあておさむる也。左右のちかひ計なり。あてやう前に同し。小鷹も同前か爲なり。
一ふりはこのゆひやうの事。人のひのとをりにゆふ物也。何大れとの用心たる間。人のかたのとをりにゆひたるかなをよき也。木の本の方を何時もつたきに當人の左へなるやうにゆふへし。横のひろさ不定。座敷の方へよこ木のよこに成様にゆふへし。左手の木はよこ木のむかい木の方にあるへし。縄にて十文字に二ゑにまわしてむすひ。座敷の方にてきるへし。木の事ハくぬ木の本なり。去なから左様に俄にはなき物なる間。榾の木又は杉にてもするなり。ほこたれの事。俄の時はむしろにてすへし。かりそめにもたぬきのかわなとにてはせぬもの也。
一鳥かくる事。是も右にしるすことく流々有。去なから諏訪流にはの。田のまへ山のうしろとかけへし。おん鳥はまむすひにして。みふせおきて。扨きるへし。めん鳥はめなこむかひにして。右の寸ほとにしてきるへし。結様の達計なり。節分より前は丸ふしにてかけ當分過れはわりふしにて懸へし。是第一の秘事なり。
一田物の事。縄にてかけへし。寸法の事。先いつれもまむすひにして。鳥のはしにくいよるといふ法なり。去なからそれは鳥によりて餘りなかれる。見計ひて能程にすへし
一鷹つなきやうの事。大鷹は七くさりせては

五くさり本也。是を略して。常には大鷹を五くさり。せうは三くさりにもつなくなり。本しきには。前のことくなるへし。

一鶉を竹にはさむ事。七ッ。九ッ。五ッなとはさむへし。はさみ様の事。そきてその間へ入て。先を紙よりにて結ふへし。若又萩にはさむ事もあり。それもはさみやう。竹のときはおなし事成へし。たとへ萩にはさみたりとも。いくさほとはいふへき儀なり。

一かやうのもの披露の事。是も別條なし。はさみなから棹ともに持て出て披露すへし。座敷のたゝみに懸たるよりも。そはに立所さへあらは。立て置て披露したるかよきなり。去なからたて所なくは。下に成とも置へし。いくさほ有とも同し事たるへし。

一とりかひの事。是はいち竹の本にはさむへし。

一かりそめにも鷹を据ている人のうしろをとをらぬ物也。むかしは鷹匠。鶉つかひにあへは。何たる人も下馬してとをるなり。左様にあれは。必鷹匠もいかほと道遠くとも。人をやりて馬にめされよとの時宜なくて叶はぬものなり。必鷹師むちをぬきてかなはぬものなり。

一こしと馬との時宜の事。とかく是は人によるへし。こしからも馬にあひておりへし。馬からもこしにあひておるへし。更にこしにたいしての時宜にあらす。乘てによるへし。去なから女房衆出家なとは。一向各別の事なり。何篇こしにあひたらは。輿をよく道を通して。馬をはわろき方へ乘のけて通したらんに。少もほうへん不可有也。

一勸進能。くわん進舞しはいにて。さるかく。てんかく舞まいに。或は太刀或は長刀なと

つかはす事有。それも前に注す如く渡し樣。別の事なし。舞臺へ持て上るはわろし。人の中より左樣の道具を持て行は。かならすさるかく出て請取也、ゆめ〳〵舞臺へは持てあかるへからす、或は花、又は出家のけさくわりの樣成物を。いたきるゝ（マヽ）とも。それも大器おなし事たるへし。

一折。食籠の物に。かめあしの有物は。かならすはしにてはさみてはけさぬもの也。則そのきそくをくはて。又鍋足にさしなからくひて、鍋足計をぬきてもよし。鍋足をそはに置て歸る時取て歸へし、年のよりたる人なとは、鍋足なとをはふところへ入ても不苦。但若おさなき人は。そはに置て能なり。加樣の事。何も是に同し。

一當世人の前へ出て。盃をのむとき。先出てのまぬ先に。かならす禮をする人おほし、中にしらぬ時宜也、只なにとなく存へし、我かいみたる盃を。貴人聞召は。それはいかにもいんきんに禮をする事。勿論定たる時宜なり

一軍陣又は首途なとの時。かわらけのひねりとめとて、たてにかならす笄ある物なら、其方を前へなしてのまぬ也、是は雜數かわらけのいまた人ののまぬ先の事也、人ののみて跡は。いつ方にてのみてもくるしからす。

一袴をきたるに、當世必前こしをあてゝ、後に足を入ことに入る也、一段といむ事也、先左の足よりふみ入て、扨右を入、其後前こしをあつる物也、さうれいの時きるいろはかまのこしを、かやうにあつると云也、右より足を入る事も此時の事也。

一鞠を常にはさみて置を。人毎に鞠はさみと云也、飛鳥井との松の下なとも、としをはさみと云たるかよきとなり

座に立へし。一双立るとも。かた〳〵宛のちかびめなとの左まへにならぬ様に。右のさきへなるやうに念を入て立へし。

一火はちに火を置事。むかしは書院おもてむきの座鋪にはたて炭とてすみを立て置たり。惣別左様の炭を火はしにておかす。下にて置へし。去なからこしらへたる炭をは下にて置へし。こしらへぬは火はしにておくといえり。こしらへたる炭といふは。よく〳〵ぬくいて下に炭のつかぬ様にしたるをこしらへたる炭といふ也。是をは必下にて置也。然とも火鉢とたいとの間に。火はしはあるなり。

一かゝりに立所の事。先軒を賞翫とするなり。軒はきの方しやうくわん也。六人の時は。軒に一人立間。なを〳〵賞翫の事也。扨は貴人の間。又は貴人の御立候木こしとて。貴人の木をへたてゝ立事も。賞翫の事也。

一或は馬に乗に行時か又は馬を引て出時なとになかきはかまをきたらは。両方の袴の前をよくおしかいておくへし。これをこもゝたちといふ也。

一かゝりの中へ馬を引籠事。座敷のむかふよりひきこみたるもよし。但平地門なとよこめにあれは。則そのよこの方より引こみたる不苦。軒とかゝりとの間をのけはくるしからす。別て歸る時も同し事なり。

一さかなの目録なとに。鳥いくつかひ。魚なんこんなとゝかき。鯉ふななとは。一折とも又は一ッ。二ッ。十。二十なとゝ書へし。たい鯛なとの類も。同事たるへし。

一包丁ふたななとゝ。常にも又状にも文にもなんまひと云。これも大平流にはたゝいくつといひたるかよきなり。

一さけほ(をカ)のむすひやうの事。おとこむすひ色々の當世むすひ色々有。たゝ人のものをきたることく重て。一むすひ結たるかよき也。刀は上の方へむすひめの有樣にむすひて。刀のさやにかゝりて。扨下へさかりたるかよきなり。これもちかへやう前のことし。

一色の事。定法なし。いか樣成もくるしからす。年の寄たる人も。くれなゐのさけほくるしからす。前々いかほとも。年よりたる人さけられたるを見およふ也。

一ひきめさけほの事。必ゑひさやまきにさけたるなり。去なからさやまきにあらねとも。うら打の時は。かならすひきめさけほにてありし也。これもゑほし。かみしもの時。ちさ刀にはさけられたり。是も如何ほとも見及たり。ゑほしかみしもの時も。刀のつかまかぬ物也。放目貫たるへし。

一主貴人の前にて。傍輩の盃をいたゝかぬ物也。去なからさかなをくるれは。それは必いたゝく物なり。同親兄弟なとのさかつき。外人の前にていたゝくへからす。

一主貴人の前にて。親の名を云たるよりは。たゝおや者ものといふかよき也。名を云は。親を賞翫の心なり。

一當世の人つよく名乘をほんにいふ事は。其身をさけていふときは。かならす云たるかよき也。御内書なとにも申すか。又は御使の名字をあそはして。そんちやうそれ可申とあそはすは。さやうにひけもせす。名乘をいふ事有へからす。御内書とは。公方樣の御書の事也。

一主貴人の道具。或は鞍鐙。或弓。うつほ。鑓。長刀加樣の物を。主人の小者中間なとに渡事。となたの持て出やうは。前に注すことく

也。くら鐙のやうなる物は。とをさふらひに置て渡すへし。手渡しを中にてする事大事也。道具といひ。又はかやうの物は。ちうにて渡されぬ物なり。下に置て渡すへし。鑓。長刀。うつほの類ひは。手渡しをもすへし。其時はとを侍まて出て渡すへし。たとひゑんの上。又とをさふらひの上より渡す共。おり候はんつれともと言葉をつかひて。上より渡すへし。其詞をつかはすして渡せは。人によりておりられよといふか。又は請ましきなといへは。渡す人の越度なるへし。能々心得へき事也。是も主人の中間小者たる故也。惣別に渡す時も。鞍なとの紋所以下をも見せ。鑓長刀のかなくなとおも念を入て渡すへし。又うけ取ときも。よく／＼見てうけ取へし。

一きうしはい膳の時。かり染も物を云へからす。つはき膳へ入るもの也。殊更主なとの前を給仕せは。猶以。其おそれをおもふへし。

一人の刀を見る事。むかしはかならす小刀かうかいをぬきて。扨刀をぬきたり。是はあひてへの用いのため也。覺をいたして置心也。さりなから當世は何とや覽。それもとここと數見へてわろし。去なからかはこぬけは。かうかいなとに。つはのつかゆる事も有間。さやうの所によく／＼心をそへてぬくへきなり。刀を見せられたらは。先その儘ぬかすとも。つか。へり。さめつは。其外めぬき。かうかい小刀以下をも。こと／＼く見て。扨刀をぬくへし。ぬきはなしやうに。すこしさやをきつさきの方へ。はやくぬきはなしたるかよし。但それも餘りあらくぬきはなしたるも。口にたちて見くるし。是もよきほとらひあるへし。扨刀をぬきはなして。先さしお

もてより見て。扱さしうら又はむねなとを。よく／＼見へし。もし刀にきすなとあらは。其所を倹り念を入て見たるかわろし。其きすへはわさと目をやらぬやうにしたるかよきなり。扱しつかにさして返すへし。若前にしるすことく。かうかひ小刀なとつかへは。ぬきて置へし。ぬきて置たらは。刀をさして。扱かうかい小刀さすへし。又人の方よりぬきて出されたるを。さやにさしてかへすときは。刀のはの方を我前になし。むねの方を人の方へなして。両の手にてよく／＼持て渡すへし。左の手をはつかゝしらに添て出すへし。渡す時は。両の手をつはのきはへよせて。つかかしらを。人の取やうにわたすへしといふさたあり。これはもし手なとすへりて。刀のかたへはしりてはとの用心也。去なから是は道理はさもあるへきにや。たゝ人なとへ渡すときは。つかゝしらへ両の手をつけて出したるか能也。異説さてかやうの事はりをせめて。けに／＼敷いへとも。たゝかやうの法のなき事は。しつけきたり。又は見てみよきやうなるかかんやうなり。あしくこれはとりおとすものなり。能心得へし。

一あふら火をかきたつる事。定法なし。何にてもかきたつる物あらは。それにてかきたこへし。もしいつれかかきたてものなき時は。小刀にて成共かきたてへし。惣別小かたなのはの方にてあしくかきたつれは。火のもゆるかたをきりて。下へ落すもの也。誠に右に注すことく。かきたてものなきときは。小刀の先にてむねのかたにて。かきたてにくきものなり。はたて引よするやうに。かきたてたるか能也。其後。油をさしたるかゑんよ

きなり。かきたてす油をかはとさせは。其まゝ火きゆるものなり。

一たうたいを持て出る事。大略しよく臺に同し。右の手をは上のさらのきわへあけて。左の手にてはしらをもつへし。とうたいを持手をさけて持はうわかふきにて。あふらつきおつるものなり。是も能々かねて心をつかふへし。

一たんけい持て出る事。當世はやる物也。油火より上へ出たるはしらのさきを持也。それもたゝ上へ計わろくあくれは。あふらつき落るものなり。ちとあふらつきの方をすくひあくるやうに。こゝろを付て持へし。左樣にあれはとて。あまりあらけなくすくひあくれは。又あふらこほるゝ物なり。かやうのことは。法の外時のきてんかんやうなり。

一主貴人の御茶を給る事。當世のはやりものなり。數寄屋へはいりての作法は。定而いろ〳〵品々有へく候。去なからはやり物にたもあれ。もしおさなき人のあまりしる食なとを。あらいたる樣(に脱カ)に。きれいたてをして。皆くひたるもなとやらんこひ過て。見にくき樣にもあるへきか。能ほと(にカ)くもあるへし。扱茶をたて出されたらは。先のまぬさきにいたゝきてのむへし。茶の色なとも。餘りつよくほめたるも。あまりこひ過たるやうにあるへし。そはにある人にむかひなとして。すこしはほむへし。のみはてゝは。いつれもそのたてたる人に。禮をはしたるかよきなり。

一あしなかに禮はなきものなり。いつかたもあしなかをぬく事はなき也。公方樣なとへも。御ゐんのきはへはなくり。去なから又ことによりて。はかぬ事もあるへし。わらん

しも禮はなきといえり。
一人の前にて。きんとんくふ事。れうしにくらへは。中成さとういてゝ。かほへかゝる物なり。其用心をしてくふへきなり。さきを少しくひきりて。さとうをいたして。のちくうかふよきなり。
一ふるきの云置しは。しゆりしもれうしにくゑは。しるかほ又はゑりなとへかゝりて見くるしきものなり。これもすこしさきをくひて。先しるをよくすふやうにして。その後くひたるかよきといひならはせる□□□□□
一小袖の事。おり筋はかならす正月。あひ染は九月九日。紫の小袖は。大畧いのこに用たる也。但正月なとに。あひそめの小袖をきる事も。いか程もありしなり。去なから大かたかくのことくなり。

一四月朔日よりあわせをきて。五月五日より帷子をきる也。又九月朔日よりあはせをきて。九月九日より小袖を着也。惣別わかきものなと。さむき時。うすきいしやうはくるしからす。又夏あつき時きるものなとさる事らうせきなる事なり。若八月すへなとに寒き時は。病者なる人は袷をきたりとも。其上に帷子を重て可着。
一瓜をむきやうの事。昔より云傳へたるは。左の指三本にて持。六ツ半にむくといへり。去なから今は餘り左様なる事もいかゝ也。又ふりによりて。左様にむかれぬ事あるへし。扨上をうすく切て。一きれくふへし。今は一きれきつて。くひはせてすつる事也。一向いはれぬ事也。是はむかしよりくふか時宜なり。かりそめにも切りはなしたるを。小刀の先にさして出す事。努々あるへからす。惣

別瓜にかきらす。柿栗にても。小刀の先にさして出す事有へからす 殊更貴人主人に斟酌すへき事なり。

一水無月迄は。瓜をはたてにふたつにわりて。扱よこに切へし。みな月よりは丸く。そのまま輪切にすへし。

一人をさふらふ書状の事。とめはに猶期後音之時 尚以面可申なとゝある文言をきらふ事也 扱上のふうしめに。墨を付ぬもの也。然間 常の状のふうしめに 墨を付ぬ事を嫌也 もしわすれて墨を付ねは。こちにてすみをつけてひらくへし

一れん書れん判といふ事。書状にありといふは。大勢判をするをいふ れん書といふは。大勢の宛所にして。名を書てやる をいふなり れんはんは。日の下かきたる物なり。おく次第に賞翫の人 判をすへし 去なから時の亭主か。又者事によりて。その時のとうりやうを取様なる事あれは。その人。日の下をする有 連書といふはかならすはし次第に。先賞くはんの人をかう(くゝカ)也。

一樽代披露の事 二十疋は中に持ても。披露してもよし 百疋 貳百疋なとは。下に置て披露すへし。但百疋は二ッ宛わけ 中にても苦しからす か様の事は見にくからぬ様にすへし 法の外也。

一新き墨を摺はしむる程先の事。いろ／＼説有。乍去兎角字かしらを。上へなして摺たるかよきよしいひ侍るなり。龍のかしらを海へ入たるかよきなとゝいへとも。たゝ右之分可然なり。

一辻堅之事。御通ある横小路の方をけいこする也。その方に幕をはりて居るもの也。そのときの幕の はりやうの事。御とをりある方

に。まくしをたて。その御通ある方に。しきかはを敷。太刀を持居る也。太刀を左のひさの上におきて居る也。扨主人御通のとき。まくもあけ。太刀をしきかはの上に置。敷皮より下りて。かうへを地につけて通し申也。御通あつて。頓て本のごとくゐるなり。御供の衆のときは。しきかはの上に居へし。そのまくのはりやうは。そとをけいこの故也。

一座鋪にたゝみ敷へき樣之事。本をは何てう敷共まはり敷にしく物也。かならす床の前を上をよこ畳にしく物なり。よこたゝみ四帖ならへては。しかぬ物といへり。

一座敷へ持出す事。五献。七献。六献より見はからひていたすへし。

一さるかく。てんかく舞まひ ふせひに折紙つかふ事。亭主のやれは。名を云に不及可遣。別の人遣時は。そんしやうそれと。なをいふてつかはしたるかよきなり。

一餘所より使兩人來らは。かならす兩人して聞たるかよきなり。但それも事によりて。一人して聞事もあれとも。同は兩人して聞へきなり。

一唐布のかたひら。平人いかなる人きてもくるしからす。

一御こしの供するの時。しきしやうの時は。雨のふる時。必す御こしにゆたん掛る也。そのとき御供の衆も。それをあひすに傘をさゝ也。ゆたんかゝらぬ(脱アラン)間は。何とふるとも。かさはさゝぬなり。時はさすましきなり。當世笠を着るも同事也。

一常に人のよくいふ事也。名人と云。是はむさといふましき事也。萬達せぬものはいはぬ事也。何にてにも。そのしる事によきをは。上手と云へし。

一主人なとに物を申時は。ろくにむかひてはいはぬものなり。是はいきを主人につきかけましきためなり。よふしやあるへき事也。

一たてすな二つの間をは。むさととをらぬもの也。雨方のわきより通るへし

一まわり酌といふ事は。我のみて則わか酌するをいふなり。たゝかわり／＼酌するをはいふへからす。

一打刀計をも人に出すなり。太刀のそはてかなはぬ事にてはさらになし。太刀よりは結句賞翫すと云也。進物なとにも是同し

一飯しるに。さいしれ引事。しるをかけて後は。引事無用なり。去なから所望有てならは各別也。

一山の物と田のものと一度に出す時は。先山の物より出すへし。但其中に鶴白鳥なとあらは。まつそれより出すへし。是は一かと賞翫の事なり。

一狩杖切様の事。せこのは我乳にくらへて切へし。主のはかたにくらへてきる也。木は榊本也。但梅栗の木をも用る也。諏訪流に如斯也。又むろなとをもするなり。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

魚板記　一名魚板持參之記

魚板持參之事。たとへは兄弟して持參候はは。首の方は兄。尾の方は弟と可心得。退出の時は後しさりにしさり候。御座敷末にて左の方へまわるへし。左とは首の事也。

一白鳥其外。臺に置候鳥。可懸御目事。兩人してかき可申。然者左の頭の方を兄。右を弟かき可申候。扨頭の方を可掛御目。鳥は必々左の羽裏へ頭引まわして如此也。魚板には棒候也。

一鷹の鳥可掛御目事。鷹の鳥にかきりて。尾の方を御前へ成し申候也。然者かいくちは御前にて。右に成候也。尾の方を御前に向候事は。鷹の鳥にかきりたる事なり。

一鳥を臺に居候はゝ。横目に居可申。板目に居申間敷候。春は女鳥をはしに居申へし。御前男鳥女鳥御前より御覽して。右に女鳥可有之。

一臺に居る魚。可懸御目事。是も兩人してかき申候はゝ。御前の左をかき申者。兄たるへし。則魚の頭の方なるへし。退出には左へ可罷立候。右へ立候へは。尾の方御前へ向候間。不可然候。

一同一人して持參候時は。我か右へ頭をなし。腹を御前へ向て持參候へは能候。此時も左へまわりて退出候へは。尾の方御前へ成らすして可然候。魚を臺に居候はゝ。臺のふちの合目を。魚の脊の方へなして能候。

一御樽披露の事。目錄を以て披露申候間懸御目事は。殿中にてはなき事也。私にては樽を懸御目事可有之。自然口の候樽を。口の方を我左へなして。可懸御目候と申儀候。ゆめ〳〵殿中にてはなき事なり。

一花を包候事は。定りたる法意は無之候歟。大形板の物なと包候。折樣いことく折て。末の方をせはく折て。包候事可然候。草花は少し相替事も可有之。必々水引にて可被結候。

一花を懸御目事。右に持候て。左を添候て可懸御目候。草花は物によりて。花の方を下ヶて持參申。於御前。立候て。懸御目申事も有之候。

一板之物なと又帶以下包候事難注。直傳とす。

一扇を包候事も。是も難注。直傳とす。扇を包候はゝ。水引にて結候事有間敷にて候。

一せん香はしきんなとの樣成丸き物を包候て。水引にて結候はゝ。かたわなに結候由。事公家中にも被仰候。左樣可有之事也。然者輪のかた。我左に有へし。口傳。

一硯箱並料紙持仕（參觀カ）事。文臺候はゝ文臺の上に硯を居。別々には有間敷候。前より座敷。又は押板以下に被置候事も候。料紙も同前に候。文臺無時は、二色持候はゝ。硯の上に料紙可有。筆架文鎮等候はゝ。料紙之上に有へし。扨御前にては取分料紙は貴人の左。硯箱の蓋は右に可置候。蓋の紋の木末を見分候て。根の方を貴人の御前へ成可申樣可致持參前に。硯のほこり又水入なと。よく〳〵見候て持參可申候。又ふたをとり不申して。其儘置事も可有之候。

一主君なとへ物を召させ候事。無別儀候。刀をぬきて。御繪紋取に參る事も有之。又差なからも不苦候。右より召させ可申。御鏡の臺の紋。御腰物。御扇子。鼻紙。あせぬくひ以下可進候。御鏡の臺のはしに。帶を掛可申候。

一御とのひもの。御とおんそ。たゝみ樣の事。こおんそは小袖のことし。宿直物の事は。子細候て仕立樣も替り候間。たゝみ樣も夫に

隨ひて可違候。御莚を敷。夜の物置申事は。三ッに折て。上かひを上へ成て。襟の方を枕の方へ成して可置候。又めされ候樣にひろけて。莚半分にも可置歟。御腰物なとは御枕元へ可置候。然者柄右へ成可置候。

一こしの下すたれの事。上すたれの內よりすたれの上を引通て。上かひを上へなし。こしむねのことく可立候而かけ可申。下簾の下高位の女房衆御かけ候。七所金物。九所金物にかけらるへし。取分九所金物は。一段の賞くわんの事にて候。五所金物は。誰々も乘用候間。下すたれの事は有ましく候。

一御輿にめされ候時。御こしをかせ申候はゝ。別の綱をうしろはかりかけて。こしよせへ兩人してかき申。やかて妻戸を立よせ。庭上へおり申時に。御こしにめされ候て。御簾をおろされ候はゝ。兩人して前のことくに御緣にあかり。御かうをしさらかし申。綱をかけさせ可申候。

一御こし何時もひたりへまはし。路次にて御輿を舁替り申候はゝ。添に參候人。手を掛替せ可申候。

一召されたる御こしを。御輿寄へよせ申候事。立砂の眞中をかき可申。扨綱を取て。前のことく長柄を御座敷の內へ入申候。庭上へ罷成候に付。女房衆御出候はゝ。御簾をあけられ候。御こしより御出候はゝ。また御緣にあかり候て。前のことく御輿をまはし申へく候。召され候はぬこしを。明こしと申へく候。

一男衆。御輿に召され候時は。小太刀なとを。輿の內へ被入候はゝ。左の方へ入可申候

一御輿添之次第。

一御輿二三四加樣にも次第可有。

一御輿又御馬の先へ老衆參候次第。

人人人
四六一
三五一
人人人
御馬

一御こしの先。御車の先。御馬の先へ參候事。何も如此左りの水つき上り候。右の水つき下り候。御車のときは。左の角先へ上ると申。御馬の先は左の水つきと申。御車の時は左の長柄先を一番と可心得也。

一女房衆の御輿の供に。太刀打刀も持事は有間敷。御輿添の衆又小者に。私の道具を被持事は不苦。その御ぬしの道具としては。中々有間敷候。

一女房衆へ相對し申擔之事。別に替事はなし。物なとを申時。餘りに差寄て申事は。斟酌之儀なり。兩手をつきて可申。然共かた手つく程の人には。左つきて申事可然候。女房衆に不限貴人へも。餘り御身近く寄て。物を申間敷也。

一御輿寄の左右の事は。たゝ御輿の寄方の御輿の左上り候。御鉞の役も左に提候なり。又妻戸のうつ重のやうに可寄と申方も候歟。又夫はいらさす事なり。たゝ御輿の左上り候。

一御火鉢に指にてすみを可置候事。皆々の事は不存申。女中衆さへ御手にて被置候。火器にて被申事。努々有間敷也。

一御酌取可申事。扇を拔。鉞をも納候て。御銚子を帶より少し高く持て。御座敷の中程へ罷出畏て有。扨可申時分を見合罷出。左の手をつき提て。左候てさかつきを取。扨銚子の通に盃を持。貴人の右脇に置申時。何方にも御禮候はゝ。其前へ致持參。右の脇へ可置なり。猶以。何方へも御禮候はゝ。其方へ何ヶ度も持參申。下に可置也。中にて御禮させ申事は有間敷也。御禮の事おわりてきこしめ

し候はぬ時は。左の手を御銚子を添て。左のひさをつきて。いかにもしつ〳〵と可申。御酒請られ候はゝ。右のひさをつきて少差寄て。御酒を可申貴人の御前へつかへ候て居候事。尾籠に候。きこしめし候度々。左をつきて可申。扨聞召たる盃をは。銚子の通に持候て可罷立候。左右の人に參ん事。左にては立さまに左に立へし。右にては右に可立。是に心得有之。此儀は上座へ後をむけ間敷ため也

一二献目三献めとて。別に替事不可有之候。又罷立候事は。其座敷により左右不定候。

一二ッ中ては。必加へて三ッめを可申。御加申時罷立ては。貴人へ後を向間敷候。又たゝみに御銚子をつけ候はゝ。中にて加可申。

一御酌仕候事。是も扇を抜て。釼を納め。御銚子取人罷出候はゝ。聽て御ひさけの人も可罷出候。御ひさけをも帶の通に持て。貴人へ加申候て。御ひさの人。手を添て加可申候。常にはひさけのつかへ手をかけ可申也。

一三ッ盃の御酌は。加申間敷也。式三献の御酌も。加申間敷也。

一御銚子を人に渡候はゝ。左へ長柄をまわし。左にて銚子の長柄を持。右にて御銚子の下を持候て是を可渡。貴人等輩に少替有之。

一御通の御酌の事。貴人聞召候御盃を。御内之人へ被下候はゝ。臺共に持て被下候人罷出候を相待。御通へ參候時。臺より卸し。御盃にて候と申聞。頂戴させ可申候。其後つきて御通へ參候人には。其儘可被下候上なとたてつきこほしなと仕候事。尾籠なるへし。

一御通の時。御銚子に酒なき時。何時も加可申加めとては申間敷なり。御前の通をあけ申て御覧候樣。たへさせ可申候。主人に酌後

を向けましき也。

一猿樂。田樂御酌仕事。彼か前へ盃を向け候事は有間敷候。御座敷の中へ召出候て。たへさせ可申候。是は三職の御前伊勢守所にての事也。所にもより。又御仁躰にもよるへき事なり。殿中にて御酒被下候時。同朋の役也。然時。御銚子の上に盃を置て罷出候。如斯候時は。御銚子を被下候と申ならはし候也。

一陣中にて御酌の事。無別儀候。手をつきしさりなと仕候事を仕間敷候。少は心得共可有之。

一馬上の人に御酒申事。御銚子の上に盃を置て。弓手廻り水つきを取て。銚子を差上候て。さかつきをとらせ可申候。

一主君。他家へ御出の時。亭主又たれ人も。御酌にて御申候はゝ。きこしめし候後。彼御銚子を。御供の人又御同名衆なと。其座に御座候はゝ。早々被出候而取可申。同御ひさけをも。御供之衆取可申。主君の子息又は同名衆御座候はゝ。彼御役なるへし。

一同時客人。御前御座候はゝ。又亭主方の人。如前に扱可有。あるひは同名も。又内之人なく候はゝ。他名たりと云共。其近付人罷立。御ひさけをも可仕候。其時くれへさまにおそれ入たると。そと禮を可申。又御ひさけめされたる人。時も御酌御座候事に候はゝ。返禮として御座候。是定たる法儀也。

一御盃持參候事。左に持て右の手を添罷出。座敷のまん中に置候時は。左の手をつきて。畏て右の手を添て。下に置罷立へし。左右へ定の事は座敷によるへし。

一御膳すへ申事。必々釼を納め。扇をぬくへし。但扇は所によりて。さす事も可有之歟。御膳をは口の通少上て持。いかにも身なり

樣よきに罷出。居樣に左のひざをつき。右を立て居へし。兩手を同心に引候て。少差出て左の手をつき。右の手にて笠を取申事も有之。又兩手にて取る事も有へし。直さまにひさを立なをし。左へ可立。然共。座敷に可寄間不定也。何れも罷立と思ふ方のひざをつき候へは能候。たちさまに別の給仕抔に。刀のこしりなと當候半樣に。心つかひ可有。貴人に少及かゝる樣にして居可申候。

一御膳上申時は。同前たるへし。

一御吸物以下の御さかなも。居樣心持何も同前たるへし。

一式三献居申事。

御前　一　二　三　　前　三　一　二　是は御相伴衆へ居申樣也。

一御膳居申事。

御前　三五　一　二四　　如此居申へし。

御前　三五七　一　二四六　　如此も居申也。上樣同前也。

御前　三五七　一　二四六　　如此も居申へし。

昔は八の膳迄參候得共。今は七の膳迄參候。御相伴衆へは。大略五ツ目迄參候也

一折を持て出事。箸は臺に有へし。扨折の表裏を能々見分候て。又箸順逆をも見分候て。臺を持て可罷出也。又折に指を添ても不苦候。扨御前によきほとの所に可置。持參候人は御折の物挾候て。進上之事は有間敷候。但事にも可依。

一御折は。上座に二ツも三ツも可被罷出候。賞翫の御方へ 御盃の參候時可罷出候。一座にいくつも罷出事は。如何にて候。貴人の御前へ盃參候度ことに。被出候事也。其亭主の開召候時は。人によりて被出間敷候。

一折は献數も候時は。五六献より參る。但又献

数無時は。二三献より可参候、然共

一御食籠の事、蓋を仕たからも持参可有、然共蓋の上に箸を可置、御前にて蓋を取、箸をとり、物の上に置て。ふたをは取て可退立候、又次の間より蓋を取て持て候事も、猶可然候、箸は必々可有、殿中へ者御食籠を出事は無事也。

一土器の物、又押へ物以下持参之事同事也、能々表裏を見分候て。箸杯の落候半様心得候て。持参可有。土器の物は臺にも居候、又公卿なとへも被居候、殿中へも参候物なり、公卿の物も同前たるへし、

一三ツの御盃の事。一度にてそこ三度ツヽ、以上三ツは九度参候、御ひさけは候へ共、加中さぬなり。惣して一ツ盃の時と初献には。如斯可有事也。

一御銚子物包候事は。殿中になき事なり、御祝の時は、片口たるへし、内々の時は、包候事も有之。

一皆々御參會の時、大勢御人候時、兩方へ御銚子立候事、常に有之、殿中にて無御座事なり

一貴人の御盃、末々に成候て、又自然上候はヽ。其時居たる物に。御酌取樂上候而、貴人へ上可申、又夫を人に被下候はヽ。銚子の上には被置間敷候、手に取て被下候人に可渡候也。

一居土器にて被置事、□□□罷出たへ候事に候、又其たへたゝ居土器は、其儘、本のここくに御前に可置候也、常々には有間敷事なから、自然居土器の時。此心得成へし、殿中にて必々御座候事なり、御供之故にてきこしめし候なり

一諸人御參會の時、献まわり候はヽ、一へんま

わり候而。其盃。末座の人一兩人末座聞召候半前に。別之御盃被出へく候。御盃添候て。御銚子取て御座敷を立候へ者。自然その御客人御定候事も可有之。然る間。いま一兩人聞召候程の時。次の獻の御盃可被出なり。但時宜によるへし。

一御盃臺の事。初獻なとには出間敷事候。殿中にて七獻はかりも參候てより。臺はまわり候。獻數もかく候はゝ。夫にしたかひて可被出候也。

一御前にて御盃を被下候事。扇をぬき劔を納可申。扨御前へ參候御盃たらは。いかにも〳〵謹て頂戴申。口を添て御盃を差上候て。御酒を請候て。扨うつむきてたへ可申。又二獻めよりは。盃をさけて酒を請可申候。前は御盃たるによりて。持上候て請申なり。御前へ參り。次の間なとへ貴人御座候はゝ。手をつき御禮可申罷立候。

一御通之時。御盃の外は。傍輩中の盃は頂戴申間敷候。但貴人又主人の御同名御親類中。又外の人御出家なとの盃をは。戴可申候。其外はいたゝき申間敷事也。又我吞たる下をと垂候間敷候。只其儘にて可置候。

一同時御肴を貴人被下候はゝ。たとへ精進の日たりとも。受用可申。受用仕にくき物にて候はゝ。そと口を添懷中有へし。御座敷に置て立事。大尾籠の事也。又頂戴候事は。盃と同前なるへし。又少人なとは。下にも可置也。

一三ツ星の臺の御盃たへ候はゝ。御前の方よりもたへ可申候。一ツたへ候ては臺に置。次第にたへ可申候。

一公卿亦者小かくなとに居候盃をたへ候は臺に置間敷候。たゝみに被置候を。御酌取人

取て臺に被置候。貴人は臺に可置候

一臺の盃たへ候事。大事の物にて候。作物又はあやつり抔に。少も當り候はぬ樣しつ〱と可置候。同時我より後にたへ候人無は。臺にすへすして臺の下に盃を置。左にて盃をもち。右に臺を持て可退出候。

一臺の盃は參候ては。必々やりて被置候事にて候へとも。去なから初て參候時は。うゐ〱敷樣に。下に被置候はぬ心持候。其時。御前取人上に被置候と。被仰候時取上候歟。當座の又よしにも成候と申ならはし候。殿中にても此分なり。

一臺にさかつき二ッ三ッ居候を。貴人聞召て被下候はゝ。御さかつきはかり取て。如當能々頂戴申てたへ。やかて臺に被置。又別のを頂戴候てたへらるへし。下に盃不被置候。御參會の時。御相伴衆。亂酒に成候て。御緣又は別の御座敷に御入候共。御さかな等參候はゝ。本の御座敷に居申候て。前の御さかなに取替可申也。殿中にても如此なり。

一亂酒の時。自然當方より御さかつきさゝれ候事に候はゝ。たとひ後成共。貴人の御さかつきよりたへ可申候。

一大御酒の時。久敷持候事は尾籠の儀也。但座敷の躰にも可依。

一酒の下を捨事。我身の方の呑たる所を通して捨へきなり。是口のすひたる所を穢く故なり。然に下を魚道と云事は。前に通候跡に。又歸るもの也。此故に下を魚道と云なり。

一下人の事。大酒なとの時。下人へ魚道を捨る事尾籠なり。但事にもよりて。さもあるへし。兩方には必々下人出る事有之。然時は脇へ取まわして。下人へ捨候ても不苦。

一むかしは酌取候人。両方の膝を立て。つくはひ候て仕しと也。當代は左をつきて右を立候也。

一取違の酌の事。貴人へ先小盃を申て。我大さかつきをたへ可申。貴人半分程聞召時分。我たへ候はて可然候。とくたへ候て。貴人の聞召候を相待躰は。尾籠の事也。

一貴人へ我呑たるさかつきをさし申候事は。口上とを（マヽ）可然候いたゝき申共。可申候へとも。口上と申事。莭可然候。

一於人前。飯を受用可然事。めしは先二箸受用候て可然候。其後は三箸も可用候。汁を取上候て可被用候。汁を吸候事は。年の程にも可依。但吸候て不苦候。汁をかけ候て後は。吸候間敷候。

一菜は中より用候て可然候。燒物なとは悪敷候間。いかゝにて候。但鮭なとは賞翫の儀にて候なり。何も不苦候。二ノ膳の菜を用候而。又本膳は悪敷由申候。順に用候事可然候。

一二三の膳なとにのりかゝり候て。用事は不可然候。自然素襖の袖なとにかゝり候事も。又賞翫候て用意候物を不被用候も如何よく相計候て可被用候。右の物を用候時。左より取候事。如何にて候。其時。箸を取直し右にて取上候て。左へ渡て用事可然候。置さま同前たるへし。

一飯を分ヶ候事。膳の内へ分候儀。尾籠之事なり。但さひ皿の方へ分可申。然共生飯量も候はゝ。膳の右の脇へ分可申歟。惣別再進を分候事は不可然候。能程請可申。又ふかくはしひ申間敷事也。

一飯のつに。二足又四足の汁かけ候事はいかかに候。ひや汁をかけ候事。本儀に候。但又

事にも可依候也。

一貴人の御前へめしを持て罷出たへ候はゝ。箸を取て置可罷出候

一貴人の御前にてめしの御相伴候はゝ。少片ひざを立、左の手をは、おしきとひざの間に候きて箸をは可用候。片ひざをつきては、貴人の御方のひざをたて可申事可然候。等閑にて候はゝ、左の手をひざに置候尾籠に、ケ様の事又時の儀によるへし。一へんに不可有。

一貴人物なと被仰候はゝ、箸を取直し御雑談をも可承候との被仰候を不承して受用候事は、尾籠成へし。

一箸を膳の中へ置、又は汁土器なとの上に置事ゆめ／＼不可有候。左様の事は土民のわさ成へし

一御さかたい吸物の事。箸を取て、又吸物を取上候て吸候て不苦候。又若人なとは、すひ候はぬ事可然候。老者なとは吸候て不苦候。

一御肴のひとつ者なとを。ことに寄て物により折敷ともに上候て受用候事も有之。是も人によるへし。めしの引物なとの時も同前。

一まんちうなとの事、取て右を下に置、左を受用可申歟。箸を持候はゝ、汁をすひ可申也。加様の事は法意なき事にて、只ケ様に仕付たる躰まて也

一鷹の鳥、肴に出候はゝ。臺共に頂戴候て。でまゐてたへ可申候。被用候、是は貴人主人の鷹の取たる鳥たるへし。又貴人少人なとは。左様に有間敷事なり。

一鷹の鳥、春夏は雲雀を賞翫可有。雲雀はかけ爪を賞翫候。

一秋は鴫、是ははしを賞翫也。

一冬は雉を賞翫有へし。

一湯漬の事。別に替事有間敷候。然共湯つけと

は。中に大あへませなと必々可有。然共夫よりたへ候可然候。何も干物を被用歟。汁の事吸間敷候。但物によりて吸可申なり。湯を受候時。器をとりなをし候て可被請候。黒いかなと何にても、湯又器なとに移候物をは用間敷候。

一御菓子可用事。居候はゝ先やかて楊枝を取て疊に置、惣座へ參候以後、見合候て　さきを一束折て可仕。夫も手にてかくしつかうへし。貴人の御前にてつかふ事、尾籠千万也。また扇なとひらき。口にあてゝつかふ事不可然候。菓子は何にても可被用候。

一御茶を可被用事。貴人御座候はゝ、臺を下に置。天目はかり取て、些と下座に向て可被用候。同輩の座にては。右にて臺をもち、左にて天目をかゝへ候て。可用候。寺方にては、茶禮とて次の人に禮をなして用候事也。

一御茶の給仕の事。右に臺を持、左の手を天目の上なとへ。指の添事不可然候。貴人等輩に心得有へし。

右依懇望寫進之候。聊爾不可有沙汰候也。

天正十六年八月五日　因幡入道　如芸在判

彌九郎殿

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百九十五

武家部四十一

人唐記

一人の唐名を呼候事。是或ハ殿文字そへて申候へは。おそれある座敷にてハ。大輔殿。少輔殿なと〻不申。唐名を申はきゝよく候。餘所へ使にまかりいて候ては。主の唐名を申事ハ。おかしき事也。いかにもわか主をハ卑下して。治部少輔申せと申樣なと〻可申候。寄合のときハ。官途を自他可申候歟。左やうに候へハ。しかるへく候。又他所の御狀。中務のことをハ中書　如此被申候なと〻可申なり。

一路次にて主人とミミ折(打カ)あひて。物かたりのときハ。兩方の内衆ハ。可下馬は尤に候。大かたの事候ハ丶。打のけてひかへ候事。常の事なり。大かた馬の禮の事。御一類と諸大名行合の時ハ。大名の殿原衆ハ。下馬可仕之候。御一家の若黨ハ不申候事定法儀なり。御一族御參會の時ハ。兩方の殿原衆下馬すへし。凡御一族と行合の時。兩方如此なり。

一人の使節の事。直に可申候。大事の秘事にて候ハ丶。其殿の御使に某參候と。先人して可

申入候。無指義使節。又狀なと持て候ハ。人して可申。先書狀をも壹人にも遣て。御返事を可聞也。諸事無之に使にて候とて。對面を待つ事笑敷事也。又家主罷出對面之時ハ。戶口に畏て。それと申候時。頓而着入て。或さし莚。或板敷に畏て可申。使節としてさのミしきたいせぬ事にて候也。

一女房馬に乘せ申事。無別子細。只御腰を廣樣にかき懷て。打越樣にし候へは。鞍を打越。女房の身にて片足を越候時。押置てめさせ候。女人の股をかきなとして乘せ申事ハ。無古實也。沓なとはかせ申事。自然に候ハヽ。此役ハ殿原の役にて候。中間なとにハさせぬ事也。中間にいろはする事ハ。殿原の口惜事也。

一同程の人の式躰の事。たゝみ一帖程さかりて初居候へは。二度も三度も被請て。こと座に移り候こそ。式の禮にて候を。餘りに謙て居候へハ。式躰の數も事多く。返々人をひうする樣に見へ候ておかしく候也。

一女房同程の人にハ。三度出候盃をハ。二度客人に初させ可申候。座敷へ喚入可有對面。又上方親方にハ。庭にも緣にも樣によりて出合可然候。

一人の祝を賀し候ハん時に罷向時ハ。如何にも〳〵花を折て可罷出候。物を相傳の時も同前。師に向時。如此人を敬ふにて候也。

一人の身を訪。又訪問に罷向候時ハ。打しほれたる躰にて。忍やかに供(の脫カ)ものも少く。直垂衣裳なを〳〵としてまかるへし。昔物語にも申。或人和歌の道を尋候ける折ふし。深重病以外に候ける弟子の候けるか。當道の秘事を相傳の爲に車も牛も供の者も。行粧新調に花を打て出立まかりける。病者も心得て。

祝の酒なと用意して秘事を授けり。拙宅へ歸て翌日早天に又味外なる／＼と童出召具候者を一兩輩にて罷向て其身を訪て候けゐ事を面白きたるしに申傳候。每事可便心にて候也。

一人の許にまから又可合の儀。我許にて早くしたため申候て。人の何とーてもてなし候ハんと走廻候物をも喰候ハす。酒をも呑候ハぬ事言語道斷比興の事に候。如何にも他所にて喰て候とも。又酔て候とも。人のもてなし候ハんする時ハ。呑候よし。喰候よしをすへき事に候。結句早したゝめ仕候なとと申て。箸をもとらす。盃をも取候ハぬ事ハ。よのつねの禮をしらぬにて候へハ。さるへき人ハ。飯をも喰酒をも呑候。又余の座敷にてつまり候間數程用候間。假一日二座三座積て。人にもてなされ候とも。同程物をも喰。酒をも呑候事。第一の仕付と申なり。

一貴人上方なとの御前にて。瓜を喰候に不殘可喰。他人の事も同前

一上方の御前にて。御配膳仕候時。御前に貴人御客にて挟み。夜離候物をハ。御配膳の人取て食事にて候。或御臺の上に置なとする事。當事に候。多分功者の役にて候。但座敷に可隨也。

一貴人常に酒ハ魚道入候物をハ。酒あまる時ハ取上。一口呑候由をして。持て罷立捨る事に候。公方樣魚道の御酒ハ。御供衆罷出呑可申也。

一梨子を御前にて切候事。常の事に候。その段ハ折敷にあてゝ切候て。枝の付候方の一切をは。上樣に進上する事也。又同程の貴人數多座の時ハ。梨子を切樣候也。先丸なから皮をむきて。枝の方へよせて。横樣に切て。

折敷に切目の方を押付て。枝をとらへて刀を添て。枝を少ツヽ削なかして。其刀のあまりにて。竪横に切候へは。皆々一切ツヽに枝の付て切候。残のきれを上に置て進候へハ。皆々枝きれに成にて候。三人候ハヽ三切。五人に候ハヽ。枝も五切に候へく候也。

一人の前にて物を給。酒をも給て後罷立候へき時ハ。そなへたる物を悉持て罷立候ハね共。肴なとハ持れ候程にても。取重て罷立候也。

一酌の取様の事。田舎人は多分銚子のきはに手を添取られ候悪候。銚子の柄の二重に候所よりもさけて取候事能候也。かつらに右の手に懸る様に取る事也。目に立ぬ様に毎篇可調事肝要也。

一女房の御酌ハ。銚子を持て立廻てハせぬ事也。只ゐさり寄りゐさりのきて。片足を敷て仕候事能也。銚子をもたゝみに付て持て廻へく候。酒をも参候時も。銚子をたゝみに付なから入申候間。御盃をも女房の前の時ハ。下けて召れ候也。何事も女房ハかひなくせられ候か能候。琵琶をもいその方を奥に付て。女房ハひかれ候。膝にのせてハひかれす候。凡さるへき所々の御前のやうハ。品々に候間。畳一帖の間にて。皆手なかにて取へきと申也

一御障子の役人。同御簾を上け候時。御みすのもの。又ハはつれなとに。目をも見候事也。凡御前を通り候時も。其方を見ましく候。御みすの外なさに。女房達に召れ候て参り。物を被仰候を承り候時も。我面をそはへ成様

にして。うつむき承り候か能候　女房達のミならす。上方様に御目とを見合申事ハ、恐ある事ニ候。田舎の人又ハ高も賤も。面をつけつけとまほる事口惜事也　或近習の人。又ハ御心しりなとの人ハ。惣なく常に上様の御顔をまほり上け申候て　御目つかひに依て。ふるまふ事ハ別儀にて候　公家方に随身と申ハ。かやうにふるまふなり。

一用意と申事肝要也　昔ハ烏帽子を風に吹取られて、催に事かけるに　法師の道具の中に烏帽子を一頭取出してきせけると也。かやうの物をも　其主の用にたヽぬ人の持事。不思義なる事也。ゑほしかけ。たヽう紙　ひんくし　墨　筆　的矢　くすわ皮に鏡　笛　弓の絃いたつき類　物の在所ハ各　引合もとむひ。歌の會所へハ。懐帋　短冊等を可用意事ともなり

一主人の御前に祗候の心持の事。人多時。人の後のかけに祗候仕て。召に可随。又傍輩の前に居ふさかり候て。宮仕事下品之仕付也

一貴人の前又ハ他所にても聲の口。又縁にても人の通所に居たるハ。心なき専一也。田舎人のする事也。他人の居たる前に。居ふさかりて。人を後にたてす事専一尾籠也　たくうたの所行也　主人御覽して　以外御機嫌悪敷仕付也

一しはらぬ鞍をは。ゑたれ鞍と可申候。しほりたれとも道具不付をは。はたか鞍と云也。

一當時長き袴を。もヽたちを挟て。御前なとを廻る事。何故候哉。長ハ見る所能也。いかにもさけて被召仕事共也。

一主人又ハ貴人御前にて　指事なきに　面をくひにかミ目やうたとする事悪し、心をかれて人の寄にくき事共也。

一主人餘所へ御出候時。御供と有に遲參事曲事也。主人を待申樣に。揃らへて可罷出候也。

一主人の御前に祇候の時は。御顏を下口に掛て見申物也。打上て見申さぬ也。さのミ主人の御前の通にハしこうせす。

一主人の御前に參るにハ。搆て〳〵參次第座敷に居也。前に出仕したる人を越て居ハ不可然。上なる人も少禮をすへし。無是非□奉れも先に居たる人をは押上て。下に居るハ見能也。ケ樣にする時に。若ハ其人を賞翫せんとおもふ事ハ。他事の用有樣にて。座敷を立て。後に歸りて下なとに居たるは。法の如く見よきしつけにて候也。

一餘に禮ふかくする事ハ。おこ付方に似たる也。

一御かよひハ仕付たる人に讓るか古實也。こほれ物初獻の御肴なとハ。さらぬ樣にて。人にさすへき事共也。

一主人の御前には。無召てハ祇候せぬ事也。相かまへて可隨召也。

一侍の傍又は縁の際に。小便する事不可有之也。

一主人と碁双六なとの相手の時。或食物茶なと給候時。座しなから給候事。以外見くるしき事に候。座をも立去り。膝をも立て可然候。殊更今の折節楊弓なと葉縁候。ケ樣の遊宴の座敷にてハ吞て參る者ハ。早く吞て參候事は能也。

一主人又は他人の見出よひ候通りにて。人に物を申さも。立なから申聞候事。以外惡敷事ニ而候。申者ハいかに賤く候とも可爲無禮也。

一猿樂田樂參候て。御庭に畏候時。申次の人。

立なから聞て又御返事なとする事。以外の田舍人にて候。主人の前にてハ、殊に毎年他人に向てふるまひならず。只主人に殊にする事也。

一袴カハハカマなとにて御供の時は。沓をハはくへからす也。

一我馬にて自然あたりなる仁躰なとをあて落したらは。馬より下て禮をよく〳〵可申。又人の馬なと川渡する時ハ、水けかけぬ様にすへし也。

一一國の守護に合て。普通の侍ハ乗合すへからす。せは道なとにてハ。片へ可下。廣所ならハ遠打よくへし。

一遊君に盃をひかん時ハ、きぬ二ッ有ハ、袖を南方へ向て。手の上にかけさまにかけて可持也。

一主人又ハ去へき人の前にて茶を給候時。臺にすへなから呑候ても。大方ハ不苦候へとも。是も取おろし呑候事能也。

一油の役事二人してする也。一人ハ燈心と油と。一人は燈臺是ハ添て也。

一馬より可下在所ハ。狩場。的場。鷹狩。犬追物。笠懸。又ハやふさめの所也。

一筒の酒をつく事。口をぬかぬ前。帯をときて。口の上に手を覆て。さて口をぬくへし也。

一主君より御直垂かへなとゝ御あらん時ハ。疊下りて可畏。扨散人の御直垂を被下候時いたゝきて御座敷を立て　かけにて我直垂の上にきかされて可參也。

一我より上の貴人、盃を召上られ候時は、中座に出て。首を傾て參て聞召はてゝ後、本座になをるへし。依人御太刀進上有。

一引出物給らん時は。御盃をさし置て可給。但

懐に可入物は、扇。薬。香なと成へし。其外の物には。御盃をさし置て。手をかくへし也。

一貴人の御女房。御酌御加なとにて。上様より御服なと被下候時ハ。盃の二ッ盃めに被下候をいたゝき三盃呑申て。まつ盃を次へ持て罷出、戸の際に置、扨参て両の手にて。御服を抱持て罷出、扨前の盃を右の手にて取、御服をハ左のうてに掛て持て可罷出。若廣ふたなからハ取て罷出たらハ。御服をハ殿原に持せ廣ふた計を持て罷出、御女房達に渡し申て御禮可申也。

一出陣の時。敷皮くひかミを左へなして敷と云、人有て敷に掛る時ハ。白毛左へ成へし。是ハ敷時の事なり。

一腹巻を進時ハ両方の袖を取。わたかミに取添。むな板の方を人の方へしんする也。

一荒皮を引様。二ッに折て白毛を客人の方へ向て引く也。

一出陣の時、敷皮しき様、白毛を前へなして敷也。

一矢開の餅の事。黒餅ハ下、白ハ上。赤餅ハ中に置。三枚重たるを一度に打立て。先さきを可喰、その後打返て白餅上に成様に置也。

一大口、御直垂被下時ハ、大口ハ下直垂ハ上に着へし。是ハ猿樂に被下を申候事也。

一傾城に馬を給事、御座敷の前に馬を引立れハ、傾城の女おりあひて我仕たる帯をときて馬のとうに投掛れは、則馬を引て傾城の宿へ遣す者也。又くつわのたちはなかねへ帯を引とをすも同前。

一人の方よりの使をハ。名字を可聞也。

一人の御前にて使なとの時、庭より扇を披申不在也、多分ハ縁にて披。又は物を申時よし

て拔。立時ハ扇をさして立。座の間ハぬきて可然といへり。但當時ハ依人可依所なり。

一何にても餘所よりの肴の大成物ハ。両人にて持事可然也。一人にて持事。惡敷きしつけたるへし。

一縛寄る時。上手と云ハ左也。女房の時。上手右成へし。

一簦懸の矢道ハ八枚なり。

一主人の御前にて仰書する時ハ。硯をハ主人へ向て書也。ふしんの時ハ御前を少守る也。奉問事ハ無之物也。

一硯を自然折敷にすゆる事有之。切目を前にむくる也。食物ハすへて栁箱の時もすゆる時ハ。竪さまにすゆる也。

一硯の墨をする時は。竪様にする也。廻しすりにハすらぬ事也。但當流にハの文字形にする也。

一瓦硯ハきらふ物也。除目等にハ無用也。石をぬりたる硯ハ。晴に不出。つゝら箱も塗たるハ不出。只其まゝハ晴にも出す也。

一熟柿ハすゝる物也。核なと出す事ハ有ましき也。

一鳥のへつ足を喰様ハ。骨をはり〳〵とうに[illegible]う喰切〻々喰也。喰すこきなとハせぬ事也。但年寄衆なとハ。骨なとを高く喰候ハす候か能候。歯を可憚也。

一破籠の食を喰にハ。底をあらハす様にハ不喰物なり。

一箸本末を削事。すへたる左ハ末也。右ハ本也。末にて物をハ喰也。本を手にて取へきなり。

一何にても喰切たる菜をハ。上にハ不置。皿の脇に可置也。

一女房の食物大切に切也。喰切故に如斯。僧俗

のをハ。一口に喰候様に可切也
一菓子の中に柑子をハ。最前に取て可喰。四に破て可喰。今川流如此。又柑子を三ツに破か能なり。菓子に龜足あらハ。召れより取喰へし。
一汁の實ハ。持上ては挾みちぎり候ハぬ也。士筆其儘ふたらん物也。
一肴にハ梅干必可有。是式の肴也。
一酒を請候時ハ。盃を高くハ上ぬ事也。迷惑なれハ。服なとへハ引下へさくる事本也。
一魚道と云事。凝濁と云。靈山凝濁と云。用玄法橋のミ下道と云。

右古本破様。仍更寫之畢　　貞丈書

朱書
一用意と申事肝要也と云ヶ條の內。法師の道具の中に。烏帽子を一頭取出て きせけると

也云々。
貞丈按スルニ。源平盛衰記云。寬平法皇の御時。昌泰元年十月廿日。大井河の紅葉叡覽の爲に御幸あり。和泉大納言定國陪供奉せられたり。嵐山の山おろし烈しかりけるに。定國ゑほしを河へ吹入られてすへき様なかりけれハ。袖にて□をかくへておはしける處に。如無僧都と申人。御幸に被召具たりけるか。香爐箱よりゑほしを取出し奉りたりけるにこそ。人々目をおどろかしたる 高名にてハありけれ云々。

朱書
一人の身を訪。又法問に罷向候といふヶ條の內。或人和歌の道を尋候ける折節。深重病以外候ける云々。
貞丈按スルニ。四條大納言公任の病中に。大宰大貳高遠平禮に下のはかま花を折り

出立、和歌の故實を問ひ。其後打しほれたる出立にて、病を問ひしとて、古今著聞集に見たり。また西行談抄にも見たり。

イ本
依熱望令寫之、漫不可行他見者也。

天正十七年十月九日　朱伊勢　因幡入道如芸在判

朱
伊勢彌九郎殿

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

人賢記

夫人に賢愚あり、かしこきハまれに。おろか成ルハあまねし。ものに勝劣あり。すくれたるハすくなく。くたれるハつねなり。されはにや。代をかさねたるも、親の子といふはかりにて、事をあつめ、證をひろふ舊規をも思はされハ、はつたへ置所いたつらに人のたからにおなし。又重代ならぬともからハ。さしてまもるへきふしもなき故に。執心をとゝめさるにより。人まねにのミして、或以ハ案意繼新作し、或當座の以才學似て似さることをとりさたせしむる間、粗改らるへきあらましの折節、ハからさる應仁の大なる亂いてきたり。十餘ねんの間に、九重の内外、皆燒原となり、家々のしるし置たる物、こと〴〵くうせはてぬ。然間、殿中の舊例ものこらて。不殘諸道もすたれも

ちゆき。家々もいよ〳〵絶はてぬれはゞみゝにのこれる故實もなく。眼にあへる舊章もなし。只井蛙の滄海の浪をしらす。野鶏の虚雲の上をおもはさらんかことくにして。動ハ恥辱をうるよりほかハまたくなし。あはれなるかな。いまよりすゑの世にいたりてハ。弁しるへき志のともからありとも。眞を出たるためしなけれハ。道にまとへるのミにて。あきらかなる人かたかるへきゞ惣して奉公のみち。さらにかきりなしといへとも。先御前へ祗候の時ハ。身をきよめ。縮紋たゝしくして出仕いたすへし。古語にも御身ちかくめしつかわれん輩ハ。口に雞舌の薫を含。手に蘭を握るといへりゞ物いひ名目かりそめのとり扱までも。心にもるゝ事なく。平日のたしなみなけれは當座にはいまふに及のあひたことのつゐてをもつて。おろかなるをかへりみす。後の嘲を忘て。あしかきのまちかき事をひろひ。まさきのかつらなかき世の子孫のためにしるしおくところしかならし。

人賢記

一御字申請事。兼日申上候時。下の御一字引合に被遊て被下候を。上に置。下の字の事ハ。吾家々々に定る字候得は。それをつき申候。人により上の御字被下事。勿論にて候。其時。下の字なにと申字と申上。二字共に被染御筆被出事も有之。只御字計御筆をそめられ候儀。通法にて候。公儀如斯候間。自餘も准之。

一主君より御字拝領の事。折紙に被遊て。御太刀又ハ御腰物にそへられ候て。御盃取載の時。直に拝領を一つにとりて。御いたゝき候て。御字をは左の手にて退出候。御腰物出候事ハ。まれの義に候。先御字御太刀計候。御腰物の時は。太刀にとりそへ候て御もち候。御もち候所ハ。帯とりのあひたなるへし。公方様にても如此候。

一式の引出物の時。そうしやうに渡候。弓はつし候ハんするかよし承り候。さやうにあらへきと存候。袋に入候事ハ。路次の程の故實たるへき□いそへあつかハるへき事勿論候。可被渡時は。にきりより一天はかり下を。右の手にてとり。左の手にて弓本はすをとりて。左のひさをつき。請取人の左の方へ出候。其時。請取人。左の手をいたし。出す人の左の手。本はすにあるへきを。猶其下へ右の手をやり。候て請取候。請取人ハ右のひさをつき候。はつし弓。ハリ弓に替ましく候。もちて出候やうハ。にきりより四五寸上を。右の手にひつさけてもち。ゆみをたてゝ。つるを我か身のかたへ成て出候

一御門役辻固の時。打刀もたせられ候事も不苦候へ共。小太刀を被持候事。本儀にて候。

小太刀もあまり金作ハあしく候。
一御走に被參候衆。はかせられ候太刀ハふくりんもなく候。今はふくりんの事ハ不及申。大せいは、小せつはしは引迄も、金にもつくり候を被帶候、不可然候、ケ樣の事ハ、人躰にもよる事候間。いかにもくすみたる躰可然由、申ならひ候よし
一つゝに切付之事。晴之時可被用候、繪をかき候はぬを用事ハ不及見候。家々の紋を黒くかきて可被用、大かたひらの時ハ必々可被用候
一同ちから皮ハ。しろなめしたるへし。しほてかわハ。引目かわたるへし。くけめにふせくみをも仕候、とつゝけの緒むらさきハ斟酌あるへし、其外五分まさう。又ハ何色も不苦、長サ一尺二寸。
一唐筵の切付并沓の事。さして非賞翫候。然共少は賞翫之事也、沓ハきつか本儀なり、
一赤かなしの鞍に紋を入たるを用事、晴の時ハゆめ／＼あるましき事なり、内々の儀はくるしからす。
一茶染の事。入道仕候へハ、かならす／＼可用之、大法也、犬追物以下にも用之、淺黃同前、然者手綱も同前たるへし。鐙も内々黒きを用之、
一同時分、赤くら覆をかけて人も淺黃のもうせんたるへし、赤くら覆無用方ハ不及申、ぬりたる鞍覆、ふすへ皮なとを可被用候
一白き笠袋御免之衆、入道、そも白笠袋御用候得は、赤もうせんを無御用候
一しろ笠袋に淺黃のもうせん、ふすへ皮。ぬりたるくら覆をも被懸之、但一段と晴の時ハ赤を可被用候
一俗躰の人、茶の鞦、ゆめ／＼御用あるましく

候。手綱同前。
一手綱の事。むかしハ白。青。黒三色三くりに
仕候。近代赤を用候
一陣中にてハ白手綱を用候。是をかまさしな
わと申候。布にて三くりに仕候也。大形三色
かたわきはかりに仕候歟。
一しろき笠袋。赤きもうせんの鞍覆の事。依御
免各用之事勿論候。又くわんせんハ鞍覆の
事尋候へハ。只あかきもうせんの事見候。雲
形の候ハ。殊更賞翫之事候。
一蚊張のおもしには。くろかねをほそく打て
も被置候。是にて人を打擲する事の古事有
之由。申ならひ候也。
一御帳の重にハ。銅銀なとにて。生類を作て可
置之候。たとへハ亀鶴の類也。當時石をつゝ
ミて置候事。略義也。
一御筵の縁之事。禁裏様にハ。[illegible]しきを御用
候。うらハすゝしのうら。ひろさ不定。武家
にハうき織物。御紋にハつふきりなり。惣前
へりに織物用候事本儀候
一御枕の[illegible]之事。禁中にも御用候事也。かたか
たハ模様なり。かた／＼は。菊又ハ鶴なとの
類をかき申候。公方様にも同前
一主君社參の時。御幣の役者事。神主御幣をと
りて出て。もちむかひ候時。役人立なから請
取。左の方をあけ。右をさけてもちて參。御
前にて畏。御幣を取なをし。我か右をたかく
持て。上の方を受取せ申候へハ。をのつから
御幣のかミ。主君の左へなひき申候やうに
うけとらせ可申候。御拜ありて給時ハ。中に
て又とりなをし。如元左をあけて持。神主へ
可渡之。
一於庭上御對面の晴の時ハ。中次はかりなり
可申候。のこり祗候の衆ハ。御縁に可有祗

候。殿中如此。於御前。月に二日御盃頂戴の御練貫被下様躰の事。御盃頂戴仕。可被退時分。誰々も御前へ持参候。可被下時。御盃をハたゝミに置て。両手にて請取。則頂戴候て。たゝミに置たる御盃をとりそへ退出候。御衣を右のかたに懸しと申人も候か。左様にハなき事候。只両手に持て退出候。殿中如斯候間。於自餘も御衣御拝領同前たるへし。

一於路次輿に行合申候ハヽ。右へ折のき。左をとをし申へし。但道悪く候ハヽ。路次のよきかたをとをして申候（可也）帷裳かゝり候ハヽ。うちのけて下馬あるへし。又様にもよるへし。

一貴人へ互に馬上にて行合候ハヽ。是も右へ打のけ禮を申へし。早々下馬候へハ。貴人も下馬候間。行過され下馬にて。走衆なとへ禮あるへし。貴人とミかけ申候ハヽ。かくれ申儀可然候。但御人躰にもよりて不及下馬。以使者波（被）走衆へ一禮申事も可有之。

一鷹狩に行合候ハヽ。左へ打のけて下馬仕。右を可通。是ハ鷹のおもてになる故なり。

一鷹犬引たる者。又餌袋付たる人にも。下馬にて可然候ハんか。但是ハ可依人躰候。いつれも少心得有へし。畳紙の事。はなかミとも。畳紙ともいふなり。昔ハ五はかり常に持しなり。其内。射手方のたゝうかミとて。必一おり折て。紙のはしをきりそろゆる物なり。杉原をたてさまに四におりて。又よこに二に折。四方にきれは大略はさミものゝ寸法になる。自然主君御弓あそはさるゝ時。たてさせらるゝ事有之。其時ハきりめを前の下へ成て立候。地より上くらのたけ六寸計也。此外我はなかミに用候。又人の所望候時の用候禮これ五はかりも用意候つる。折やう紙数も有之。公方様へも進上候。それハ引合

候はゝ。寸法折様有之。
一公方様御者もゝひきはゝき脚半の事。十月五日。北野へ御成より。三月三日まではき申候。雨ふり道も悪敷候へハ。御走衆も御小者も。脚半をハとられ候。諸大名の内衆も同前儀候。
一敷革と申ハ。鹿の皮にてこしらへ様寸法等有之。又ひつしきと申ハ。常に付候を申候也。豹虎のかわをハ。平人は斟酌之事ニ候。三職ハ御用候。ひつしきハ寸法も候ましく候歟。犺の革たるへし。又熊の皮をは。むかしハ弾正官の人ならてハ御用無之候。
一ひつしき敷革の事ハ。付候ごとくしき候ま人の供のとき。庭上に敷候ハヽ。われこもちて置出しき（敷カ）候。さて足なかをハ。引敷の左のしたにて置。又はき候時は。引敷の上にて。足なかを左よりはきて可罷立候。引敷より罷出候て。はき申事ハ如何にて候。
一あしなかにハ。禮なき事にて候。殿中庭上迄もをき申。但又ことにもよるへし。
一鹿の皮引敷に用候哉事。何共無覺悟候。不及見候間有間敷候。
一琴持參の事。左の手にてハ。腹の中ほとをかかへ。右ニ而ハわうかくをかゝへて。置さまにひかれ候勝手に可被參候。
一琵琶持參候事。人のひかれ候やうにいたき左の手にてくひをにきり。右の手にて撥面の上をとしてかゝへ。置さまにハたゝみにたてゝ押まわして。琵琶をあをのけて彈候勝手に可被參候。
一筆を持參候事。せめの所をとり。ゆひを竹の間へ入。さきを我かたへ成。つゝのかたを指出し申へし。
一硯箱の筆の數定たると申事有之。然共數ハ

いかほとも不苦候。公事を被取行時ハ笠撒(又カ)の和漢連歌當座小者硯(にカ)にハ笠なから置候也。如斯差別有之儀候。又橙文狀等認候時ハ。黑軸の筆一對撒笠置之。

一豹虎の皮進上事。臺にすへ候革一段大に候得は二に折候て。かしらの方を懸御目候。別に替儀無之候

一御具足懸御目候事。からひつのふたにすへ。はたかミかけをとりて。わたかみの上に。かふとを置へし。他流にはわたかミかけに。甲をからミ付候事も有之歟。當流にハ無之候。兩人してかき申候。たとへハ此役兄弟仕候ハヽ。兄ハ具足の左。弟ハ右をかき可申候。右をかきて出たる人ハ。やかて退出候。左をかきたる人。御具足に手をそへ引なをし候やうに仕。可掛御目。御鎧同前。

一甲ハかり懸御目事。しのひのをゝよくとりて。下へまからさるやうにして。左の手にすへ可懸御目。流々によりて相替候事も候歟。當流にハ此分候。別に替儀無之候

一鞦のつゝミやうとて。別にハあるましく候。引合にてつゝミ。水引にて可被結候。正月二日御馬始に進上も此分候。

一手綱腹帶つゝミ候事も。しりかい同前たるへし。何方へも被遣候ハヽ。臺にすへられて。十具廿具同前。

一杉原をこしらへ候事ハ。やかて杉原を八まひ程四におりて。紐を結候て。臺にすへ。其上に扇板物進候。すへ候十束廿束の時ハ相替候。又引合たんしなとハ。かミゑり二筋にて結候。いつれも臺にすわり候。別に樣躰は無之候。

一眞羽又ハ鷹羽なとハ。引合につゝミ水引にて結候て。臺にすへ羽の本を御前へ成申候。

一羽をハしりと可申候一鳥とハ申間敷候。

一盃香合進上の時ハ。香合をハ。袋より取出候て進上候。袋をハ同朋衆へ渡可申候。御前へ役の草木のもとするを見分候て。本の方を御前に成可申候。

一香爐進上候時ハ。盃にすわり候香爐にあし候ハヽ。あしのうらおもてを見分て。御前へ可有持參。

一金襴段子のなかき物。盆又臺にすわり候ハハ。なかき方を御前へ成。上かい下かいを三分候て可有持參。

一扇一本の時ハ如常。又一つゝミとハ十本の事に候。それをハうつくしくたゝミたるうすやうのかさねたるにてつゝミ。金銀の水引にてからけて。引合たんしにもすへられ候。

一貴人ハ書状參候はゝ。左に字かしらを我か前へ成て右をつきまいらせ候。又陣中にてハ立なから參候事故實にて候由申候。

一貴人ゟ筆を參候ハヽ。右に毛の方のちくをもちてまいらせ候。軸の長さ眞艸行に寸法有之。

一鶯懸御目事ハ。籠桶のさまのかたを御前へ向て。ふたをあけ。こをけの上にあほのけて置。御前へ丸物をなして可置。扨卒度におういを可取也。きちはとはんの板目にさし候。又人に渡申如此。取出候てミせ可申。丸輸の方を奏者にミせ。こ桶に入。緒をむすひて可渡候。

一主君へ御手水可參事。先はんさうに水を入。みゝたらいの中に置。其上に御てのこひをたゝミて可置。其御手巾を取て。左のかたに打かけて。御手水をかけ可申候。御手水をのこはれ候時。かたをよせ申候得は。御てのこ

ひをとられて。御手のこはれ候。公方樣にハ。女中の御後見候。御成之時ハ。御供衆の後見ハ。又遠路へ御馬にて御成之時ハ。走衆の內壹人。陣ひしやくのことくに新調仕。小者にさゝせられ候。御手水御用之時。水をくミて參候。又近邊に水なき時ハ。御かみ手水進上可申候と伺申。進上申事も有之候。殿中此分候。自餘も可准之歟。

一鞢を渡事。常に人の免しとて。手綱とられ候やに渡候。惡敷候得者。さる鞢に成ん。人のいむ事にて候。左に手綱のまかりをもち。右にて鞢を取て可渡之

一御太刀かたなに。御物と進物と相替候。惣別銘により。進物にも不成事候間。用捨可有之事に候。

一進上の御太刀に。無名ハ不成候。然共遣太刀の事不苦候。きつと仕たる時ハ不可然候。

一帶取候事。啄木ハ不可然候。但近年啄木も進上候歟。略義見候。かんたうの帶取本儀見候。

一主人の御重代なとの御太刀。遠路へのとき。走衆のうち可然人躰にはかせられ候事有之。其時ハ右にもはき申候。又わつそくにもかけ申候。

一御前又ハ晴の時。火打袋をさけ候事。若人ハ有間敷候。四十以後者不及御案內さけ可申候。但病者なとハ藥を入候間。わかき人も御案內申上候てさけ候ハんか。

一ゑほしかミ下の時。つかまきたる刀さし申間敷候。晴の時も常にもさし申さす候。自然事もかけ候時ハ。いとにて卷たるハ指可申候歟。それは略義にて候。

一はなち十德と申事ハ。下にはかまを着用候て。上に十德をはなちきにき候得ハ。はなち

十徳見ハなく候。中帯ハかりにて。十徳を着用候を。ハなち十徳と申て。尾籠の事にて候。古よりもはかまのうへに。十徳を着用候事ハ有之事にて候。むかしハ葛をくろくも。いかやうにも染て用申候。又十徳の上に帯をも仕候し也。

一參會の時。亂酒に成候てすわふひきの事。つねに有之儀見候。やかて當座にはかまをもひかれ候て。兩方共にめしかへられ候。但素袍はかりもひかれ候。袴共にひかれ候事勿論候。

一足袋之事。殿中へハ御免候ハてハはき不申無役革黒革をハ不用候。まさふすへ小紋の黄革なとハ用候。又はき候事ハ。右よりはき候。人にまいらせ候時も。右よりめさせ申へし。但左よりといふ說も有。猶可尋。みかうしの間出入之事。大法いやうに嫌申候。殿中御主殿と申は。四方共にしとみ見候。此御殿にて御祝義共有之事候。然時ハ出入嫌事ハ無其儀哉。又自然死人をいたし候時。みかうしのうへをおろし。下より出し候間。かりそめにも。下ハかり取候事あるましく候。

一妻戶の間出入事。御沙汰ハ不承候。但つねに出入ハ有間敷候。急度したる時ハ。妻戶の間より御出入候間。さやうの時。御立砂をと立候は。下人出入斟酌可然候

一貴人なと御出候時。内へ請し入申候ハヽ。緣の猿鑿によく／＼戶をひらき御通候時。風なと吹たてさるやうに可有氣遣。先にも不意出來のよし申ならわし給し。

一諸人被召遣候時も。又常にも座敷にて靜にあるへき事。大足にあゆミし事。おとろきあしとて。いにしへよりわらひ候事見候。小足にあゆミ候へハ。身なりよきよし申候。

一物披露申候時、目録なと下に置候時。風吹候ハヽ、扇をおもしに置ても不苦候。
一人を送り候事、賞翫の方をハ次の座敷にて一送り。縁にて一送り。庭上にて一送り。これ第一也。猶もうやまひ候へハ、門外迄も送り候。其次ハ座敷にて一送り、縁にて一送り、是第二也。又次の座敷まていてヽ一送り。これ第三なり。同座敷にても、人によりて一送り候。又一送りも候はぬかたも可有之。如此心へて淺深の禮あるへし。
一主君御使にて候ハヽ。一重つヽふかく御送りあり。一送りの衆をハ二送り。二送りの衆をハ、三送りの心得たるへし。
一萬祝言に付而遣候物等用捨の事。元服祝言に弓征矢遣時。きりふの羽付たる矢用捨の事。よめ入に猿毛の馬に乘、うつほのほなとに不用秋ふた毛のむかはき。うミなしの鞍、移徙に火性の馬。火打袋ひわた色の衣裳。赤、さけを。もへき色なと可有用捨。惣別祝言に禁句等可有心得。
一軍道具ハあらはぬ事也、殊に幕をハ不可洗新けれとも。大將打死なとすれは（有カ）あらふなり。然間。堅洗事をいむなり。
一ときの聲ハ。左より右へあけ候ハ吉也、右より左にあけ候ハいむなり。
一具足着する時、吉方いろ〳〵あり、俄之時ハいつれも打置。當方へ向なり、又三ツ日間神の方と云。此方へ可向、子ノ日ハ寅の方、可向。其日の三ツ目の方なり。
一かちにて笠をさしかくる事。右よりさしかけ候事可然候。
一御酌をとる人、次の献の時ハ、前の酌盃を出事可爲本儀かのよし申。此沙汰不定之由先々申候畢。提子の役人衆中にてあるへし

又せはくハ別の間にもあるへし。不苦候。
一よめ入之時。衣裝之外に刀。同ゑほしの直やうとてハあるましく候。相計て可被置候。
一貴人主人のとおんそ筵枕なと持參事。別儀あるへからす候。宿直ものハ樣躰も可有之。とおんそハ如常小袖のごとくたるへし。
一於神前御酌不可有別儀候。後を神前に向ましく候。
一長持にはるひと申事ハ不存候。但くわんに付候かわ迄にてハよハく候間。布にもたすけ出仕候。是を申無可任て はるひと申事ハ不存候。
一金の扇。平民は閑前あり。字を書たるも無用。内々ハ不苦。おもてむきハ不可然候。
一群參の時進上候御太刀多候へハ。申次とりて。次の間に置て。いとまりとは不定。所つまりせはく候へは。見はからひて取申候。つかの方を前へ打當て取可申候。
一各初て御參會に。式三獻の盃取ちかへてきこしめし候歟のよし。何共不存候。有ましく候。
一御能の時。猿樂に折紙被遣候之事。殿中にては舞臺より庭上へおり申候てうたひ申。庭上におゐて。一人つゝめしいたされて被遣候。異事無之候。
一御薪の時。つゝミ打腰をかけ申事御座敷哉之事。腰をかけ申事ハ。ひろき御庭の舞臺にて候へハ。不及沙汰かけ申候。又御緣ちかき御庭にて前ハ。腰かけ不申候。其時かけ申候得こ被仰出候てかけ申候。御供衆の役にて候。伊勢守なとも申きかせ候。
一猿樂に御酒被下事。菊の御酒とをりてすへに候盃を。座しきにおかれ。めし出し候て可被下候か。惣次猿樂の前へ盃を持向事ハ無

之候。當時以外緩怨に候て。御酌の仕合もむつかしく候。

一繪を進上の時。なかき繪をハ横に盃にすへ申へし。繪の西の方。御前へ向可申候。然ハ外題ハ御前の左たるへし。持參申者の右に。外題有へし。また繪をハ盃に竪にすへ申へし。然は外題の方。我かたへ成て有。持參候二幅三ふくの時同前。

一座敷に繪を掛候時ハ。卷緒を繪の左のかたへ成もてかけ可申候。二幅の時ハ左ハ左右ハ右へ成やうにして可然候。又卷緒のゆるかぬやうなるも有之。

一廣蓋の事。其家々の紋を入候なり。然間。雖爲新調候。私の紋を入候而御服をハ。入不申候。諸家へ御成之時ハ。御紋の廣蓋用意有之。

一文箱に狀を入事。不依貴賤事也。私にてハ人に渡候時。奏者に箱の緒をときてミせて渡事も有之。不及其儀渡候事も有之。年始に爲御使右京宅へ勢州被參候時ハ。馬の前へ右の方の中間持て。右京に縁へあかりて。御文箱をとらせ。おくの間へまいらせ。奏者秋庭。又ハ別人にも御使之由被申候時。御文箱を持參なから被申也。御文箱を被渡候也。先々ハ右京□へ直ニ被渡候也。申候也。至近代奏者に被渡之候。高國の御時まて。直に頂戴なり。其時ハ右京ニ對面の時。文箱の緒をとき。御内書をハ蓋を取て直に渡之申候。蓋を□□へてまいり候つるなり。扨御内書頂戴ありて致祇候。御禮可申上之由。御返事之時。太刀を給て卒度手をそへられ候なり。むかしハ御使の給候太刀をは。不頂戴之由申候得共。近代ハ卒度いたゝき候なり。扨退出候。太刀をハ秋庭もたせられ。中間に被渡

之事も有之。緣にての禮なり。秋庭は庭上へおりす候。然に別の所より庭上へ下。就他事物申やうにして。門外迄貞宗を送り申候。近頃の仕合なりと申傳之候。常□不改御物語り也。

一對諸人禮節の事。上中下有之。蹲居。目禮。平伏の三品なり。又兩手をつき。片手をつく差引等有之。鐙をかゝへ申とある本も有之。押てと有之もあり。かゝへ申とある儀共故實と云々一段賞翫の詞也。他人不知之。小袖の下かい上かいとある本も有之。又上かへ下かへとも有之。所詮上かされ下かされ。上まへ下まへの事なるへし。しからハ上かへ下かへと申て可然と云々。猶可相究か。

一日笠をさしかけ申事。左右ハ不定。日おもてよりも指可申歟。雨笠も風雨の時ハ雨かゝり不申樣に。風下より指可申候。

一金襴段子なと進上仕時ハ。記錄に有之ことく相候共。かゝつゝミ可然候。あまりにそこね候ハヽ。上を引合にてつゝミ。水引にて可結候。五端十端とも進上候時ハ。一端ッヽせんかうなとつゝむやうにして。それをもとゆひのふときほとに。二すし紅にして。惣を結て盆にすへらるへし。むかしの段子ハ卷候ハヽ。たゝミたるにて候。いまは卷とんすにて候間。一端てつゝミて。惣結をして可然候。惣結は兩わなたるへし。一端ッヽはかたわなるたるへし。

一からいと三斤。或ハ五斤なと進上候時ハ。ねちたる方を下になし。竪に盆にもすへ候へハ。ねちさるかたふつさりとて見たてよく候。一斤なとにて候得ハ。如常横にもすへられ候。

一三物の遊と申ハ。流鏑（馬脫カ）。小笠懸。犬追物なり。

しかるを近代はやぶさめまれなる間。犬、笠懸、歩射を三物といふなり。又五物とハ、やぶさめ。笠懸、小笠懸。犬追物、歩射これを五物と云なり。

一御主の御走に参勤申候時、遠路なとへハ刀の下緒をとめ中へし。とめやうハ、まゑへ引まわして。腰のま中にて留へし。自然太刀なと帯候時も同前、又さけ太刀の時ハ、さけおく其まゝも置へし、後腰にかい候人も候か。それは見苦候。

一人数をかきたるをよむ時。ひとりふたりとよむへし。一ッ二ッとハよます。又首の注文をよむ時は。一ッ二ッとよむ間。つねにはひとりふたりとよむなり。

右條々任懇望浮重令相傳之者也。

慶長三年六月廿三日

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百九十六

武家部四十二

諸大名出仕記

大名出仕の時。其供の足半の事。御門の内まてもはかれ候。主人御縁へ御あかり候時は。おの／＼はかしこまられ候。さやうの時も皆々はかれ候。足半をぬかれ候事ハ。可依時宜候也。又足半三緒二緒之事。高下於都ハ其沙汰なく候。貴人等も大畧二緒にて候。

一足半木履ハ。殿中の御門の内へもはき申候。御縁のきわまてもはかれ候。常の木履ハ。人中へは緩急にて候。いやしく見へ申候。足半木履は。公界にも能候。公方奉公人ハ殿中にもはかれ候。大名の御内にハはかれ申候。

一御拜賀の時。布衣之事。御笠并御沓の役人にて候。兩人參勤候。次にわらはと申事。是も役人の名にて候。公家かたに被仕候人にて候也。於公方ハ。きんやくの方共申候也

一主人。貴人より御太刀切にても。被相添候て被下時ハ。御太刀はかり戴申候。太刀を戴候てハ相添候物を戴候に不及候。又目錄なとは。太刀に被添て戴き候也。

一勸進能の時。花太刀なとつかはし候事勿論

なり。太刀にて如常右に持之。舞臺持向候時。座の者一人。舞臺よりおり候て請取候。又花は。右の手に持候。いつれも舞臺の上にて渡し候事ハなく候。太刀花其外。何を遣候とも。悴者にて可遣候也。

一白小袖ハ花族にて候。自然にハかに人中へ着候時は。あお花にても。又は墨にても。ちいさく紋を付候て着候。是故實にて候。但貴人御前へかやうにして着し候事ハなく候。白小袖を着候時。俄に人前へ罷出候時の事也。

一髪立の事。公家ハ二才。武家は三才にて仕候。此様躰は先髪をたれ。米の粉をつふかにぬり。さてわたほうしを長くさせて。其綿帽子に。山たち花同熨斗蚫を加へて結そへ。中程を入。もとゆひにてむすひ候也。同眉を作り申候。男女ともに此分にて候。山橘熨斗蚫の數口傳に有。又支度之事。男子は長絹を着させ候。平人のは布の素襖袴にて候。長緒めはつなひもくみにて候。又きくとちは。すゝしの糸をふしかねに染て用候。又素襖の有革にて仕候也。

一帯直の事。九才にて仕候也。帯をは主人の御上なとに申候もよく候。吉方へ被向候て被仕候。次に帯の事。龜の甲繊付たるを仕候也。

一齒くろみの事。年は不定候。先十二十三計の比にて候。此時も主人の女中なとへ筆を申。色々の様躰有之也。祝は帯直しと同前也。

一女房ひんをそかれ候事。十六才の六月十六日の午の時。かほそかれ候。十六日壬午にて候へは。猶以吉事にて候。惣別ひんのさきをつめられ候も。壬午にて候。色々口傳あり。しるし候分にてハ。心得も行候はぬ間。詞に

て可申候。是又殊外の祝にて候。

一袷着時分之事。九月朔日に着して。九日に小袖を上に着し。明るとしの卯月朔日迄。わたを着し。扨端午五月中を被召候。詞にも四月一日より袷を着し候と申ハ。不覺のまゝ事にて候。只わたを其儘着してこそ居候へ。能可有之分別也。

一杉原のひもの事。十帖の時の事にて候。二束の時は如何。紐こしらへ樣の事。杉原九枚計つき候て。兩方のはしを中に折入。四ッにたゝみ。下より上へ卷。兩わなに結也。折かく請取人の方へなるやうに結へく候。又紐のすその方。うけ取人の方へなるへく候。

一馬にたてかけと言事有。同かけたてと云事。これまた可心得事也。

一馬をはしらかすとは。惡敷候。一あしと申也。

一馬の立とは惡候。あかると申候。又ほこをつく共申候。

一馬をせむるに。小路にて乘候ハて。小路乘りと可申なり。

一笠ふくろにあをりかけて。馬の跡にもたせ候樣躰。口傳。

一せこの酌の事。客人亭主方歷々着座の時。上性計に盃めくり候て。中座以下に盃をそく下り候へは。何とやらん相見之候時の時宜にて候。客人あまた候得は。亭主より御せとと申候時により候。可爲分別候也。

一主人貴人女中方の御盃を被下候時。御同前にきとしめし候て。被下候へと貴人に申すまて申たるか能候。扨被下候へと承候時ハくきやうともによく戴き。盃を取御下を給り候て。御酒を請候。女中衆のさかつきの下をは。給候ハぬかよく候。用捨の所却而緩怠

に罷成候處にて候。但時宜によるへく候。
一茶の宮仕の事。廣坐の時には。茶をまいらせ候て。少退候て罷居候。小坐の時ハ緣に下り候て。扨めしはてられ候時。參候而請取候。左の手にて上中下を分別すへし。
一猿樂等に青襖ぬき。又肩衣ぬき候は。遣し候時其儘青袍又肩衣不着か能候。
一猿樂に小袖をぬき候て遣し候時も。わたのまゝ罷居候。又小袖を着候へは。ぬき候ハぬ樣に相見申候間。不着か能候也。
一兩人酒を給候時。肴を人のはさまれ候はゝ。見合候て罷立請取申へし。猶口傳にあり。
一織筋三端折に入候時ハ。十二たんハ双候て。一端と二端の上に置候也。
一依時節衣裝を着仕事。先九月九日より。明年の三月中は小袖を着候。又四月朔日より五月四日まてハ。袷を着候。また五月五日より八月中ハ帷子を着候。又九月朔日より同八日迄ハ袷を着申候。每年此分にて候。但男女のかはり候也。
一帷（子脱カ）の事。何も不苦候。唐布なり。御禁制の御沙汰はなく候。又北絹なとを平人着候事は。努々有間敷候。少人なとは内々にては不苦候歟。又紋紗等も同前なり。
一年寄には白き帷先可然候。羽は正直布なとも不苦候。又若人等紺地白の帷子よく候。紺地白とハ皆人の申候地白の帷子の事にて候か。次梅萠黃を加へそめたる帷子も。若人には可然候。殊に上かはをは。赤くそめて。下かは計を梅もえきにて染たるは。若衆なとには猶似合候て能候。女房衆も若き間は。加樣に染たるを用ひられ候。
一生絹の帷子の事。是は依人可被著候。平人なと著申候事は。努々不可有之候。但十四五迄

は。依人著候。子細有之儀候。

一丸生絹の事。是も同前に候。丸すゝしとは。すゝしの袷の事也。一重すゝしとは。生絹の帷の事なり。紋を付てもおり申候。又一方をは赤。又下かいをは白も仕候歟。是をは白紅と申候。又何も赤も仕候。色々におらせ申候間。一向に候ハす候。

一小袖の事。依高下不着衣裝多候。先おり物の事は。平人等は可有斟酌候。旁御禁制にて候。公方ゟ御免候へは被着候。理運にハ不被用候。但又平人の子十四五迄は。内々にてハかんたうのおりものならは。着候ても不苦候。夫も外人參會には着間敷候。

一白き小袖の事。只の人ハ着不仕候。但平人にもおほかたひら着候時ハ。白小袖を用候ても不苦候歟。又出家等はくるしからす候。

一繻子同段子の小袖。是も御禁制にて候間。人中へ着候事不可有之候。但少人なとは又不苦候か。

一織筋の小袖の事。老若ともに不苦候。是も昔ハ不斷は斟酌候而。晴の參會の時は。着候やうに承候。當時ハ何も被用候間。此拵にも不及候。

一藍の染小袖の事可然候。依老若それ〳〵に相應候樣にて用候。年寄にハ紋をちいさく付たるか能候。又若人にハ紋を少おほきに付へし。又いさうに染候て。目に立候へは不可然候也。

一茶染の小袖の事。不苦候。うらうちの時も着候。但若人には不相應に候か。又染樣にもよるへし。

一紫の小袖の事。御禁制のさたはなく候。但下之人なと着候て。然も其人の御前に參候事ハ。可有如何哉。又紫もねりをとしをあけて

染たるはよく候。こしのあかぬはいやしく見へ申候。紫に不限。何もそめ小袖ハ。こしをあけ申候。

一梅染の小袖の事。是も不苦候。人中へも着候。但若方には不相應候。とし寄は着候。うら打の時も着申候。

一かけあさき。同かけもえきの小袖の事。不苦候。昔は迄申候。當時ハすたり候。うら打の時ほども可有如何候哉。小巡方の時ハ着用候也。

一茜の小袖の事。是はきつと參會の時は。可有如何候哉。心やすき方は常に着仕候。是も無紋の類にて候間。依所着候ましき事にて候。

一無紋之小袖の事。不着仕候。内々にてハ左も有へし。無紋の類にて候へとも。茜の小袖ハてうほどの參會には。被着候方も候也。

一紅梅の袷の事。男は十四五迄ハ着申候。其比過候へは無着用に候。紅梅とハ。紅の袷の事にて候。

一赤き袷の事。是は廿計迄も依仁躰着候。赤き袷とハ。糸を蘇木にて染おりたる事にて候。又紅梅は糸を紅にて染申候。大略人目は同前之やうに見え候得ども。殊の外相替候也。

一袷の事。年寄にハ先あさき。もや。こん。もえき。くろ梅。此類相應にて能候。又若き人には朽葉。ひわ。柳色なと可然候。又ひわた色玉虫いろ。かや色。空色。とかけ色。紫ハ三十計の人着候也。

一紅梅のねりぬき白なとは。幼義の人被着候。又紅梅の袷のうらは薄紅梅にて有へし。又ぬき白のうらも赤候。又ねりのうらは白く。袖はわきあけたるへし。えほしを着候ハぬ前は。わきあけにて候。但烏帽子を着候とも。依年わきをあけ申候也。

一白き袷の事。不苦候。うらたちまたはおほかた
ひらの時も可着候。白袷と申ハ。きぬの袷の
事也。ねりなとを仕候事ハ。なき事に候。越
前絹なとをねり候て。うら面に仕候て用ひ
候。是は袷の事にて候。小袖に仕候て着候事
はなき儀に候。御禁制にて候なり。

一小袖を三えりに着候事。自然の義に候。外人
の前へ着候事。努々不可有之候。只二ッゑり
無難候て能候。二ッえりとは。小袖の襟と袷
のえりとまてにて候。又現喝食若衆なとは
三えり能候。

一小袖を大ゑりに着候事。緩怠なる儀候。殊以
年寄ハ二ゑり可然候。又うしろへのけて着
申候も。緩怠なる儀に候。よき比に可着候。

一巡方時肩衣に。ひたを取候はぬハ。自由なる
儀に候。先如常ひたを取候事可然候。

一肩衣の色と。同袴の色の替りたるを着候事
略義に候。少人には不苦候か。但是も心安時
の事也。

一半袴の事。是も自由の義に候。着候事努々有
間敷候。又よの袴ハ依不着候。わさと四ッの
袴を着する事も候。

一打かけ肩衣ハ。一段緩怠の心安方へも。うち
かけて見参する事有ましく候。

一袴のすそのぬひめをは。三針さしにて能候。
あひもたく然とはりのをこまかに縫候事
は。おもハしからす候。いやしき物にて候。
地下人なと常に用候。

一小袖と同肩衣袴の色。同やうなるを着候も
あしく候。不苦とは申なから少めにたち候。

一帯の事。若人ハ色の赤を仕たるか能候。又年
寄ハへに不入のよし物かうしなと能候。

一帯の事。つけ帯用事能候。くみ帯用候事。人
中へハ不可用候。いやしき物にて候也。

一大身かはりのあはせ　少人なとは不苦。上かいは赤。下かいは白。又はうす紅なとの事にて候。女中衆ハ不苦候。

一男の小袖のうらを赤くする事。如何にて候。少人のは不苦候。但それも面の色にもよるへし。表赤く候へは。裏も赤くする事。又少人のも茜の染小袖。又は纖筋なとのうらを赤くする事は無儀候。紫の小袖またはちや染。茜なとの裏を仕。赤くする也。色々是は少人の小袖の裏の事にて候。

一小袖うらをも白くして。紋計を藍染なとに仕たるは。自然少人なとは不苦候。年闌たる人には不似合候間。無益にて候。是は小袖の地をは。ねりにて仕可然候。其儘白にて。紋はかり紺にてつけたる事にて候。少又異相にも見へ候か。

一地をは黄茶にして。紋を紫。又は萌黄。又候(マヽ)蘇芳なとにて染たるは。中程の参會には可着候。貴人の御前へハ。斟酌しても可然候。うつくしき小袖にて候得と。地下人なとの事着候間。左様の儀に如何にて候。

一小袖袷なとの色のかわりたるを着候か能候。赤袷に同茜の小袖なとは。又悪候。又朽葉の袷に同朽葉のおり筋なとは。又悪候。また黒茶の小袖なと着候時。又紺の袷。是も如何にて候。此等を以て自餘之儀分別有へし。

一男の着候小袖には。いつれも綿をは入れ候又女房の小袖の上着にハ。綿を入ぬものにて候。上着とは。いち上にきられ候小袖の事にて候

一膚に袷を不着候。略義候。人中へ出候時ハ。必可着候。又袷の代に白絹をはたに着候事。是も略義に候。但三月なと小袖袷は。あつく候間。小袖の下に。かたひらを着候事も候。

是は不苦候。寒時分には。かたひらを着候はゝあしく候、

一小袖の時分に袷を着候て罷出候は不苦候。また帷子の時分。袷なと着候悪候。亦袷なとの時分に。帷子を着候は不苦候。但是も可然時宜候。三月廿五六日の頃。袷なと着候か能候。又四月廿八九日より五月二日三日なとに。帷子着候。是も不苦候。また四月の初なとに。帷子なと着申候事。ちと異相に見へ申候。又三月の初に袷。是も同前にて候。前以是は其時節世上あつく候へは。自然ハ此方にて候。心安方へは加様にも仕候。貴人の前へは。相定候時節の衣装可然候なり

一小袖のえりの後を巻候ハて着候をは。そうかうえりと申か。近頃自由なる儀に候間。人中へ如此着候事は。努々有ましく候。年寄なと他人有の時。ほのくほへ風あたり候へハ。巻たる襟をひろけて。風のあたらぬ様に仕候。若人なとはすましき事にて候也。

一ひとへ袖ほそは不苦候。是は巡方の袖のみしかきにて候間。依時宜人中にも着候事も候。又裏の付たるは着ましく候。緩怠なる儀に候。

一村摺染たる上下。同かた衣。袴の事。依人着候。不苦とは申なから。本々の参會の時は。如何有へきや。先は如常縫め付可然候。地紋にして。それを紫にしたるの事にて候。

一帷の事。先五月五日に。厚絹のかたひらを可着候。六月より越後布なと可然候。又七夕の帷子は。必越後布たるへし。

一帷の袖の上に。縫上を仕候事。常の義にて候。袖の内に仕たるか能候。又女房の帷の縫上をは。袖の外に仕候。又小袖の袖の上に縫上をする事。有間敷事也。同小袖のとしの

當に。縫上する事も無之。但又喝食の小袖にハ。こしの下に縫上を必仕候。

一帷子の時分。世間も寒く候へは。帷子の下に袷を重ても着候。寒とて帷子の上に重て着候ハ惡敷候。又袷の時も。寒候へは。下に小袖なとを重て着申候ハ不苦候。

一社參の時の十德には。常の巡方のことく紋を付申候。又地紋にも付る人候。次袴も後こしと。又雨のもゝたちとに付候。是も地紋にも仕候。但地紋ハ略義に候。遠所の社參の時は。十德を着て。其上にふと帶して。腰當を仕。太刀をはきて靫付。同弓を持候。ふと帶ハ白き布をほそくおりて。それをくけて用候也。

諸家參會記

諸家參會之時。可覺悟條々。

一諸家參會の時。太刀以下にて。御酒の時御禮の事ハ主客前後の事時儀によるへし。客貴人にて候ハヽ。亭主より可被進候。又亭主貴人にて候ハヽ。客人よりも可被進候。不定の由申也。

一他家へ主人の爲使者罷出時。主人より太刀を被進候ハヽ。其趣を申て。太刀を渡て後。自分に御禮申候ハヽ。緣にても又御座敷にても。愚身も序なから一腰にて。御禮申度由申て可渡之也。奏者彼太刀を一具に披露の樣は。彼申たることくに披露申へし。さて御酒半なとにても。時儀見合。太刀にても御禮可申なり。

一同時御酒半に。盆香合等の唐物の類にて御

禮申候事ハ不及見候。但かねて一段と罷出候時。から物以下可被遣候。然者對面以前にみやけとして可被進候。亭主よりは俄の參會にもから物以下被進候事數度有之。

一同時乘たる馬を進候事候ハヽ。鞍をおろしあいひ。轡にても又乘くつわにても引て可被進候。鞍を置なからも被進候し。かみをまきたらは。すきたてゝ可被進也。

一同時馬太刀なとにても。御禮可申候に。可然馬にも乘候ハすは。太刀を進候時。馬をもと詞にて約束申事。常にある事なり。やかてひかせ可被進也。

一御酒の時。御前にて太刀を被進候はゝ。被進候人の同名。又ハ内の人持候而可罷出。主君の右へ持參申候はゝ。つかの方を主人方へなしてまいらせへし。又座敷によりて。左より進候ハヽ。しはひきのかたをさし出し申へし。是則被進候勝手たるへし。如此の事も。兼てかくこなき人は。俄はいまうある事在之也

一同給候人は。盃を下に置。謹而頂戴可有。但ちやうたいの事ハ。互の位によるへき間不定。さて右の脇へ取まはして被置候を。誰人も罷出取可罷立なり。

一同參會の時。猿樂。田樂以下に折紙遣事候はゝ。其時の申次の人。又は知音の人に談合候て。業體より被遣候と申聞可遣之候。自身ハ遣候ましく候。自然太刀なとは。自身も可遣候か。是も以使人遣事。猶可然候。又時儀にもよるへし。

一同時。主人又は客人共に。一番に打刀を被進候事ハ。略儀にて候。先太刀を被進之（ナシイ本）候て。後ニハ打刀をも可被進候。打刀ハ一かとのやうに候間。何もそひ候ましく候。たゝ打

刀はかりたるへし。

一同參會の時。惣領たる人。其客人を賞翫にて候ハヽ。其庶子も太刀なとにて。御禮勿論候。客人より太刀なとを給候はゝ。其返禮の事ハ不及申可被進候。

一同參會の時。惣領の盃を其庶子たへ候はゝ。さかつきハ頂戴候ましく候。然共同名中。其外心やすき間にて參會の時は。尤いたゝき申へし。貴人主人の御前にてハ。ゆめ〳〵ちやうたい有ましく候。

一貴人主人の御前にて。今日は精進にてなとゝ申事あるましく候。御尋の時ハ。一往はいやと申て。猶御尋の時ハ。すくに申たるか可然候。殿中にても此分たるへく候。

一主人又は貴人。わたくしへ御出の時ハ。門外まて罷出事も可有之。又庭上にて出合申事も有之。在所の事ハ。其家作又は時儀によるへし。又諸家へ御成の時ハ。其亭主大門の柱のきはまて罷出。かしこまり候。門の左右の事は。御成の路次によるへし。御成も如此候間。それにしたかひ。主人御出の心得も同前たるへきか。

一貴人なとの御前にて。はれの役仕候時は。かならすゑほしかけをすへし。大法にて候。犬追物以下の時も同前。殿中においては披講なと申時も。烏帽子かけを可仕のよし申也。

一女中にてめしつかはれ候時。刀を置候てまいり候なとゝ申人も候しほとに。尋申候へは。刀をぬく事は。ゆめ〳〵有ましく候。自然佛法の師なとの前へ。心やすき間にて罷出候ハヽ。さも可有か。いヶ樣の貴人の御前へ罷出候共。刀をさし可申候。御湯殿風呂又は御くしなとに參候はゝ。刀をぬくへし其外。刀をぬき申事は。曾以有間敷由申候。

り。

一貴人の御前へ罷出候時ハ。扇をぬきて紐皮をすあふと小袖の間へ入候て可罷出。召仕候時も又同前。

一式の引出物と申事ハ。五種にかぎりたる儀ニて候。此請取渡しやうの事は。渡ての次第のごとく受取へし。流々によりて次第かはり候。先一番に太刀。二番に弓征矢。三番に鎧たるへし。また又馬渡して後にも渡候人も候へし。然共本儀はまへの次第可然候。御目にかけ候も同前。御成の時は前より御さしきにをかれ候間。別に仕合はなく候。如此時はかいそへ兩人もめしつれられ候。又請取人も同前。

一奏者仕候時。折又ハ板物なと請取候て披露候ハヽ。其まゝ御前に可置候か。又とるへきか。美物なとハやかて取候て可然候。普通ハ此分候。殿中にてハ何も相替義共候。

一御能の時。舞臺へ燭臺持參の事。燭臺持參の時も。又しんを取候時も。まつ御前の方より取可申。又しん取候事。臺なから取候事可然候。蠟燭を取おろして取事ハ不可然候。但さやうにも成候ハて。かなはさるやうにも候ハヽ。力およはす候。惣別大事の物にて候。火なとちり候はぬやうに可取候。はさみにて取候事可然候。箸にて取候事も。能々心をそへ候はねは。仕合あしく候。又篝の事ハ二方に可燒候。庭のせはき所にてハ。蠟燭も御前の方二方にはかりも候し事も在之。かやうの役ハ。さかりたる役にてハなく候。殿中にてハ御供衆の役にて候。次の間なとは。同朋衆の役にて候。

一御座敷へ燭臺持參の時ハ。右に可持之。有明なとの大なるは。兩方にも可持之。御座敷に

は臺の足を貴人の方へ向候事可然候。ころひなと仕候時の用心にて候。

一たとへせはき所にも。二所にたてられ候事可然候。風なと吹消候用心なり。又一所にも可有之。

一御能の時。女中より猿樂に小袖被遣事。別にかはる事ハ有ましく候。廣蓋に入候を。誰人も可被遣候。女中よりとして。女房衆ハ遣され候ましく候。男衆取次申へし。

一同時折紙なと被遣候事可有。御能過候てうたひ申。又ハ舞なとまひ申候とき。被遣候て可然候。其時被遣候人の御名を申聞候て可然候。太刀刀小袖なとも可遣候殿中にて御能半に被遣候得者。大夫面をはつして御禮申上間。仕合あしく候間。御能過候て。何をも被遣候。是は殿中にての事。自餘にては能半にも可被遣歟。如何候。

一御簾をかけ。又あけ申事。御簾ハ御座敷の內にかゝり候。あけ樣の事ハ。うちへ卷候て。ふさかけにかけ。鈎さき外へなり候。神前の御簾ハ。是もまき樣はうちへ卷候かきハ外に候て。うちへかけ候。兩人して卷へし。

一御簾の御前をとほり申時は。兩手をつき可申候。御みす共可申候へとも。きよれんと申候て可然候。所により御みすとも可申也。若片手つき候はゝ。御簾のかたをつくへし。

一妻戶の間。又しとみの間をとほるへからすさりなから通候ハて不叶事候ハゝ。不及是非候。殿中にてはみかうしと申候。是を出入心得有よし。申ならはし候なり。

一四本かゝりの滿中理運に通事有へからす。但是もとほり候はてかなひ候はすは。御通にて手をつき御禮可申候。

一座頭そうしやの事。主人見參候ハヽ。手を引

て可參候。但座頭なからもたしかにて候ハ
ハ、後見にをよはす候。さて座敷にてハ。よ
きほとに所を相計。是にあれと可申聞候。平
家をもかたり申候ハ、。座頭申旨にまかせ。
琵琶を可持參。座頭の引候勝手に可渡候。又
折紙御小袖なと被遣候ハ、。於御座敷手に
て可遣。退出の時も同前たるへし。殿中にて
惣撿挍出仕の時。申次覺悟此分餘も准之
一主人の御前にて。あつきとて扇をつかふへ
からす。あせをのこひ申へからす。殿中にて
も此分也。
一人に相對して物を申時。あをのきて申事ひ
ろうなり。又うつふきても用心彼是あしき
間。向の人の刀のつかを見合候て申事可然
候よし申候。但又人躰にもよるへし。
一うら打の時。黒太刀を可持也。刀もさや卷を
さし候事本儀なり。

一うら打小袖なと。人に遣候ハ、。廣蓋に入候
へし。其次第ハ袷小袖うら打と次第可有。小
袖のことくにうら打をもかさねて。しりの
かたをつねの如く可渡なり。
一新小袖をとち候事。袖の下をとち申候也。殿
中八朔なとに。進上の小袖もとち申候なり
よめ入なとの時ハ。とちやうもかわり候な
と〻申人も候。加樣の躰に故實あるよし申
候なり。
一三ゑりに小袖を着用候事。略儀にて候。兒若
衆なとハ。色袖にきもいるへし。又老者は物
を多く着用候間不苦候歟。
一馬上の人に物申事。左右不定。乍去馬手より
申て可然よしに候也。
一馬上の人に扇を可進事。馬の前をとほるへ
からす。後へまはりて馬手より馬にたちそ
ひとつつかのかたを卒度可進。あいけなく

指出候事不可然候。馬驚事も候まゝ。しつかに可進事也。

一鷹の鞭をはたゝきたるかたを可進。さし候かたハ進すましく候。

一同餌袋を人に可渡事。ねをうけをかけをもうちへ入候事も在之。又其儘置候事も有之。さて渡し候時は。ひるは鳥くひ。夜はうさきかしらを可渡也。是ハ夜晝の心得有之事也。

一鷹の鳥と申事は。雉にかきりたる詞なり。其外ハたかの鴈。たかのうつらなと可申候。何鳥をもたかの鳥とは申ましく候。

一狩と申は。鹿かりの事なり。其外ハ鷹かり。うつらかり。もみちかり。さくらかり。茸かりなとゝ申へき也。たゝかりとは。鹿かりの事たるへし。惣別狩こと葉のならひなくしてハ。人のまへにて申間敷候。

一鷹の鳥御目にかけ候事。尾のかたを御目に懸へし。かひくちを御覧し候様可有。尾のかた御目にかけ候事。鷹の鳥にかきりたる事成へし。

一白鳥。其外臺にすはり候鳥を。両人してかきて御目にかけ候ハヽ。左のかしらのかた見。右を弟かき可申候。さてかしらの方を可懸御目。左の羽うらへ。かしらを引まはして可置之。

一鳥を臺にすへ候はゝ。横目にすへ申へし。板目にはすへましく候。春ハ女鳥を端にすへ其外の季にハ。男鳥をはしにすへ可申候。たとへは

御前

女鳥	男鳥

御前より御覧し候て女鳥右に有へし。

一御火鉢又はいろりなとに。さし炭置申事。男衆の事は申に不及。女房衆も御手にておかれ候。火箸にて置事。ゆめ／＼有間敷候。

一鐙おさへ申事。貴人めされ候ハヽ。左にてかこをひかへ。右にて舌さきを押候て。めさせ申へし。等輩へは左にてちから革。右にてかこをひかへて乗へし。若又下輩には。兩手にちから革をひかへ乗すへし。此三の品。分別あるへきよし申習候。

一鞍に付て。い木ゆ木と申事有之。いつれもくるしからす。居木柚木此の二の字是也。

一鞍に直弟と云事。則此字也。大坪事也。日録等にも直弟とも書。又大坪共可書之也。

一ゆかけをさして。貴人の御前へ参る事不可有。自然犬追物なとの時。俄に御酒なと被下事有之。右ゆかけ計とるへし。但取ほとのすきなくは。手覆をむくるへし。ゆかけさす時ハ。右よりさして。左よりとるへし。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫以宮内省圖書寮本校合畢

續群書類從卷第六百九十七

武家部四十三

風呂記

目錄

貴人。風呂にて茶水なと參事。
貴人の前にて。物をはやく可食事。
宿願有て。腰刀を神へ奉る事。
願有て。神に我持弓を奉る事。
神馬にしてを付る事。
馬屋の腹かけ持木の事。
馬屋の鞭の事。
髮まく足駄の事。
竹はたけを竹刀と云事。
馬をはたくる物の事。
鞭の名所の事。
銚子の事。
鷹の鳥を。鷹柴に付る事。
鱸の五色鱠の事。
鮎の筏なますの事。
鴾の事。
八月一日。尾花粥と云事。
人の所にて禮の事。
酌を取候事。

小袖を檀紙に敷て參する事。
毛皮を參する事。
鞍覆をする事。
御縛よする事。
御年男を勤する事。
鷹を居て酒を呑事。
鳥屋とおかけを懸御目事。
主人の鷹と私の鷹を繫樣の事。
小袖と扇と太刀さを添て人に參する事。
鞠をかゝりにほす事。
女房に馬を見せ申樣の事。
旅宿にて宿主人馬被下事。
御酒の下を給る事。
鷹居たる人に逢て禮の事。
輿の禮の事。
貴人に物を申樣の事。
貴人の位を承る樣の事。

座敷にて主人の義なくして仕事有事。
座敷へ燭臺持て參る事。
鼻紙を參する事。
尺八參する事。
笛を參する事。
小鞁を參する事。
莚を敷事。
莚のたゝみやうの事。
主人より刀を見よと被仰し時分事。
主人お腰刀を被下候時の事。
風呂へ御供の事。
茶を呑事。
座頭に平家を語する事。
主人の代として燒香致す事。
女房の座敷にて召出を呑事。
香爐に火を取事。
座敷の敷居を越候事。

長刀を渡事。
四物奏者の事。
三物奏者の事。
同渡事
太刀持て御供の事。
愁傷の時太刀持様の事。
送足の事。
中半太刀御中間ニ渡様の事。
弓うつほ渡事
小者のつかひやうの事。
廣蓋の事。
扇の直様の事。
枕の方を定事。
風呂へ御使なと仕候事。
爐の炭の上に火を置事。
繪見の物を渡事
雙六の石將棊の馬を持て參事。

刀をさゝぬ所の事。
花の時。花筵の事。
花瓶と花を持て出事。
白花と色花の事。
雉をさくと云事。
物によりて燒串の事。
鵜の鮎の事
輿の内へ物申事。
神前下馬の事
路次はた門の前を通事。
橋をかけ道を作所の下馬の事。
川狩する所の下馬の事。
騎馬の時。鞭を拔て禮の事。
鞭をは公方樣へも被爲持候事。
鵜に行合て禮の事。
鵜もつかひ候時の禮の事。
貴人の御供の時太刀を持て祇候する事。

御犬なと見る事。
湯と水と持様の事。
貴人に昆布を參する事。
貴人へ肴居樣の事。
同輩の人に肴居樣の事。
我よりも下たる人に膳をすゆる事。
折の物を持て參る事。
瓶子に肴添て持て參る事。
よめ取聟取祝言之事。
七献の引出物次第の事。
兒若衆女房へ銚子渡事。
御酌に參事。
酒の間に鳥にても魚にても板物出す事。
折の物を引事。
下緒詰る事。
元服の時の魚の事。
大名所見事。
寺を見る事。
折の物被下事。
御通の盃の事。
御酌を取人の事。
貴人の御酌にて被下事。
御神盃を呑事。
客人持參の酒の事。
夏。緣なとにて酒參事。
湯漬食事。
茶碗染付土器なとの盃の事。
傾城白拍子ニ銚子を渡事。
鷹の鳥を食事。
餅を食事。
饅頭の事。
茶禮の事。
冷麵の事。
點心の食樣の事。

飯の時の事。
御引出物遣候次第の事。
毛皮の事。
三献御酌の事。
自京都奉行人の方へ書札の事。
女房を迎る時の事。

風呂記

一貴人の風呂にて。茶又水被聞召時ハ。刀を不指して持て可被參也。

一貴人の前にてハ。物をはやく可食之。主人と同様に不食物也。

一宿願有て。腰刀を神へ奉ハ。下緒を解て置。參らすへきなり。下緒は子細ある物にて。神へ穢れ也。

一願ありて。神へ我持弓を奉にハ。拳を新卷直して。弦を新敷かけて可被參也。

一神馬にしてを付る事。おゝいかみ。又しみのかみ。又尾のあまおゝい。以上三所也。可引次第。先神前へむけて。人の見參に入様に。馬を立て。さてとへはつきまはして。順に三度留おちを可引。さて以前のことく又神前へむかはせて可渡也。

一馬屋の腹かけ持の木に。鞦形の樣に二ツヽあり。此木ハ腹懸を押へさせんと見へたれとも。名有へし。八木といふ也。知人稀なり。又菜貫とも云也。

一馬屋の鞭の事。ふとき竹の根を三尺六寸可切。節は半なるへし。緒をはふすへ皮にて入て。鞭むすひをして。さんほうにはかへさすして。一寸計に切へし。鞭にとんほうをは不入。鞭のかけ所ハ。あいの仮のむかふの柱にかけへき也。鞭をみて自馬のしつまるなり。

一髮まく足駄の羽の長一尺貳寸。

一竹はたけ竹刀と云事ハ。あやまりなり。刀にて馬をはたくることは。如何にあるへき事に哉。

一馬をはたくるものをは。はれんと云物あり。田舍にハなし。山にらんと云草の葉にて作物也。刷牙刷足を馬はたけとよむ。

一鞍の名所。前後の山形。左右の手形。前後のすあま形。後のきしもヽ。四の爪さき。居木。前後海。居木崎七也。

一銚子をは。一ゑたと可申なり。柄の入て有ゆへなり。

一鷹の鳥を鳥柴に付て。外人の方へ參せへき付やうならは。木の柴に可付。山緒をかけたる其緒にて。上の枝に可付。さて是をそろへて。藤をさきて柴に結付る也。鳥柴の長さハ。三尺計なり。女鳥ならは。枝一に可付。男鳥ならは。むかはせて可付。年の内ハ先男鳥を請とらせ。さて女鳥を可渡。春ならは先女鳥を可渡なり。鳥の頭を人の方へむけて可渡。左へ渡せは請取て。右へ可被直。貴人の御前にてハ。物に立添て可置。男鳥の山緒と女鳥の山緒と相違と云へり。

一鱸の五色なますとは。榎の木の葉をかい敷

にして可認。此なますハ。定て二献に參なり。酢鹽はうすぬた成へし。栗ぬたなり。川鱸にて可在之。

一鮎の筏なますは。料理の第一の秘事なり。知たる人稀なり。是も酢鹽うすぬたなり。大豆をぬたにすへき也。かい敷ハ柳の葉なるへし。折敷は筏を二きやうにならふるなり。筏秘事なり。料理方にも知人稀なり。京都にゐても稀なり。とと物をくみませぬ習なり。

一段賞翫の鱠なり。鮎のよひぬ時計なり。

一鶯の初音鱠と云ハ。節分の夜の物なり。鮎にて認る也。かいしきは芹の葉なり。是は大草の家の秘事なり。此鱠は五献目に參なり。世に有事をしらねは。物とにつまる物なり。

一鶴ハおのかやきくしと。みそやきより外は。御座敷へは出ぬ物なり。

一八月一日。尾花粥と云事は。らいれき有て。七月廿七日の諏訪のみさ山の神事の時。尾花を取て置て。其を黒やきにして認るなり。就其。色々の謂ありといへとも不及注。世上に是を用て。粥をにて尾花粥といへり。

一人の所へ來て。我は座敷に居て。緣に居たる人に不可禮。又盃の禮もなく。緣は座敷の外なり。緣へ出て禮する事は。尤吉。主人座敷に有て内へとあらは。先緣に畏て。さて座敷へ入は。兩方の手を。さいを越て座敷へ可入なり。手を不越して入たらんは尾籠なり。

一酌を取候にも。座敷つまりたらは。さいこしにも可加。其時は左の手を。さいを越て加へたらんは不苦。ひさけも其心得なり。時の様に可依。惣別さいこし。上々ニハ無之といへり。

一小袖を檀紙に敷て參する事。檀紙一束の上に。小袖を四に折とは。上二に折て。中より

折て四なり。袖を中へ折こめて。扇なとの上に。小袖を置も。此儀なり。

一毛皮を参する事。毛を上に成して。兩方の端を中へ折。さて三に折。鹿の皮をは白毛を上にす。熊の皮をは。つらを上になす。皮の上にしりかいを置。眞羽を置て引事もあり。白骨の鞍なとに。眞羽を添て置時は。くきをきやくの方へ向て。羽をは横様にすへ。客人の前へむけて。左へ可置也。扇なとの上に置時は。かなめの方を客人のかたに置。式躰ハ同前なり。

一鞍覆をする事。夏とても秋も冬も。或は豹虎の皮にて有へし。熊の皮。霜臺の官の人ならてはすへからす。春ならは何も白毛をみするなり。逆革に結付て。むなかいを引廻へし。

一御輿よする事。常には妻戸の左の方を賞翫よめ取の時は。乘人の右の方を賞翫すへし。

一御年男を勤する事。早天に出仕して。先御楊枝を二側て。兩方へ奉る。男の楊枝は六寸折敷に置て参するなり。御女房衆へはくきやうにすへて参するなり。其後。可置所に炭を置て。御手水に可参椋の中に。少ゆつり葉を可敷。青目なる石を。三ッ椋の底にかなわに置へし。是は□(チコウ)の不動儀なり。十五日迄は。何事も祝の事は。年男の役なり。節分の夜の鬼の口も同前。式の者の事すへ様。初献引渡二献打ミ。三献わたいり三所に陶るを。其を一献つゝ。主人の左に押上候。三献並て置なり。

一鷹を居て酒を呑事。盃を片手に持戴き。下に置也。其時。酌盃に左の手をそへて。酒を入て。銚子を地に置て。兩の手にて盃を取て。鷹居に渡す也。

一鳥屋とあかけを御目にかくる事在之ハ。先あかけを見せる。さて鳥屋鷹を見せ申へし。

大鷹と小鷹は。先大鷹なり

一主人の鷹と私の鷹を繫へき樣。我ハ手鷹をは。主人の鷹の左の方に。大緒さきをとむへし。主人の鷹をは。右の方に大緒さきをとむへし。

一小袖と扇と太刀とを添て。人に參する事あり。先小袖と扇を可出なり。そのゝち太刀を出す也。

一鞠をかゝりに干事。當季の枝にかけへし。其日蹴ましきには。結を一結てかけへし。四季ともに同前なり。

一女房に馬を見せ申やう。向をは見せ不申。少すちかへて見せ申也。

一旅宿にて宿主人馬被下候は。繫なから轡カ輿をはめすして被下候也。

一御酒の下を給る事あらは。參左の手をつき。右の手に土器を取上。こほさすしてのみて。さて片手をはなし。片手にて持て左へ歸し若それにて吞申せとあらは。そのまゝ可吞なり。

一鷹居たる人に逢ての禮の事。弓手に馬を打のけておりて。沓をぬくへし。人によりて片沓を拔事も有へし。又鷹ハ見すとも。大鈴をさして餌袋付たらはおるへし。

一輿の禮の事。弓手へ打のけて禮すへし。又こしの方より馬も少かけ出して逆り。式躰有へし。其時。弓のうらはすにて式躰すへし又下すたれみせきぬおしたるこしには。おるへきなり。此式躰。當流には不用之

一こしを立られ候時は。騎馬爪下て。沓をぬくへし

一貴人に物を申樣。其人の左の耳に入樣に可

中　但又所によるへき事
一貴人の位を聞時ハ　我は左の耳に聞へし
一座敷にて主人の儀なくして仕事四有　一にはかけ縮唱たるを直す事　二にハ爺のかけ金を直こと　三にはらうそくの眞を取事　四には萬あふなきものを直事　是四なり
一座敷へ燭臺持て參事　賞翫の方をかけにならぬやうに置へし　飯様逆にも飯へし　但座敷の様によるへし
一鼻紙を參する事　左の手に持て　主人の右の袖の内へ押入様に可參也　切口我方へなし參する也。
一尺八參する事　哥口の方を我方へ成て　小刀の心得にて可參なり　右の方へ渡心持なり。
一笛を參する事　笛筒に入たらは　筒共に持て　御前にて取出　我召笛の心に　參するなり
一小袖は　そのまゝ御取候やうに　參らすへきなり
一莚を敷事　太刀の置様在之　口傳ニ云　上の方を一折て敷也　御枕そはにも　又は夜物の上にも置也　太刀の置様。

一莚のたゝみ様　十二。十三。九。八とたゝむなり　口傳　十二にたゝむハ　十二因縁を表　十三　閏　月にたゝむへし　軍陣にては　九にたゝむなり　九曜を表　八にたゝむは　出家の人のをたゝむなり。
一主人より刀を見よと被仰候時は　左の手を

さきになして請取可申候なり。上を能々見申させては、きぬを。そと抜見へし。皆抜て見申せとあらは。主人を脇へなし申様にて見申て物を努々不可云口傳。

一主人より腰刀を被下候時は押戴て右の手にて鞘を持て左の手にて我刀を抜。うしろへ置て御腰物を指。下緒を脇へやり。腰の通りを主人の御目にかくるやうにして。我刀を右にて持て御前を可立也。

一風呂へ御供の時は湯具を扱申様。我刀を抜て則召使候ものにもたせ御腰物。扇。鼻紙を持てしこうする也。猶々持に口傳。

一茶を呑事天目を臺に居て出す時は。其まゝ呑也又小茶碗にて候ハヽ。臺をはつして呑へし其後臺に居すして並て置なり。通ひ人居て取也。

一座頭に平家を語する事。其所に奉祝云一句と何主人先斟酌す座頭定語るへし二句目を主人所望三句目をは又此方より斟酌する也座頭頻に語る是通なり

一主人の代として燒香なといたし候はゝ左の手にて燒也刀を抜て置へし香を燒て小脇へよりて可拜向よりは拜まぬ事也

一女房の座敷にて召出しを呑事女房衆の酌取の顔を努々見へからす我五尺計の前を見へし但座敷によるへし酒こほさぬ事也。立時。少にしり下り立へし。

一香爐に火を取事。春はひかき夏は扇かた秋はひしに押なり冬は押すして。そのまゝ銀を敷なり先合香何をも燒なり其後沈香を燒なり。沈を燒て後は餘の物を不可燒

一座敷の敷合を越候事。主從賞翫ならは左の足よりこゆるなり。客位賞翫ならは右を先ふみ入るなり。

一長刀を渡事 提て出て刄の方を我方へ成て其まゝさし置に 請取人 下手を取 さて後へこし順に直す 一禮して長刀を取て出へき也 又提て出て 立なから一禮して左に直し そのまゝ渡すなり 請取人 右の手にて其後取 一禮して立事 常のことくなり 刄をのけて持て出るなり 請取人長刀の柄を我かたのかうへの上越後に置 一禮するなり 口傳。

一四物の奏者と云は 弓 太刀 折紙 狀箱事口傳 弓太刀右 折紙狀箱左 一に弓 二に太刀折紙を添る 三に子細を申 狀箱を渡なり 當流同前

一三物奏者と云ハ 弓 太刀 折紙の事也 但狀箱折紙太刀。是を三物と云なり。

一刀渡事 眞草行三在之 次第に鞘の方さかりなり。

一太刀を持て御供する事 一の足の下ハ 家の子持なり 二の足の上と 帶取の結所との間は 其家の 長さ共持なり 與力は 帶取を取添 手の内に持へし 新座の者は 二の足の下を持なり

一愁傷の時の 太刀の持樣は 二の足を指にてわりて持なり。わるとは。大指。人指ゆひ。高々指ハ 足の間の内へなす 藥師指と小指とは 足あひの外へなり 當流同前

一送り足の事 貴人の方の足を 先座敷の內へふミ入へからす 當流同前

一中半太刀御中間に渡樣 中間の右に 持樣にしてよこに渡へし。

一弓うつほ渡事 先うつほを渡なり、さて弓を渡也 うつほをは つくはひて付なり。かけにて付ならは 何と成共すへし 當流同前。

一小者のつかひ樣 韉弓懸かけたる小者右。敷

皮持たる小者。左二行に番へし。其次に打刀
中に兩方に手明の小者可番。當流不用之。
一ひろふたは。まちやうめんを取なり。

一ひろふたに結折紙。如此すゆるなり。

太刀鳥目をすへて請取渡如此。

羽ヲハ蓋ノ右に置ク。ゑひらをハ左に置
渡也。タカノ羽ノ時。如此すゑて被下事も
これあり。手にすへて渡也。扇をハヌキて
下におきて渡也。請取人同先に扇。其後
箙。是は國を納たる時之進上之祝言。
一扇の置様。出家には右の方に置。女房には金
目の方を右へ成て置なり。手をはやく引な
り。等輩には右の手計にて出。左をつくな
り。

一枕を惣別束枕をは着なり 但可依時儀
一風呂、御使なと仕候はゝ 我刀をは小者に持せて すはうの紐解て。両の後腰に挿し。両の膝を立て。両手をつきて申事を申なり右へ皈へし。刀をは外にて持かゝるなり。當流同 組紐を前に挿むすはうの上をぬきて。袖をまへに挟む也。
一爐の炭の上に火を置事 春夏ハ上 秋冬は炭の下に置なり。
一繪さん物をは 盆に置て 渡也 手にて 渡時は。左の手に渡なり。
一雙六の石 將棊の馬持て參事依より取出て。盤を紙にて押拭 上に置て皈なり。
一刀をさゝぬ所は。鞠の風呂。貴人の御しん所也。
一花瓶と花と持て出時は。花瓶は右に持。花は左なり。

一白花はあかり。色花はさかり也。白花は左に持 色花は右に持といへり。
一雉をは切とはいはす さくと云也 同焼鳥をはひくと云なり。其外の鳥をは 切といふへきなり。當流同前。
一物によりて焼串の先出る事もあり。又不出事もあり、雉兎鹿 以下の物をは。先を出す也。此外の物をは出すへからす。ちかひ候時ハ人には參せぬ。
一鵜の鮎 其外川狩の魚なとを。人に進上申には。はけとなから參候事 一段の賞翫なり。
一輿の内へ物を申事あらは。左の方のなかへの外より可申なり。なかえの二ッの間より參らぬ事なり。男輿ならは。右の方のなかえのきはへ參る也。女輿ならは。左のなかえのきはへ參るなり。我に口傳。
一神前の下馬の事。必可下馬。但若は御主の御

供若は馬なと狂ひ候て。下馬叶はすは。右の沓をぬき。同左の鐙をはつし。前輪にかゝりうつむき。手綱をかみ中に納て可取。常の時も此心得なり。鞭をぬくへし。當流同前。

一踏(路カ)次のはたに。人の在所有之。門の前を通る時。近ハ可下馬。是も家迎馬なとの心のまゝならすは。むちを拔。神前の下馬のことくして通るへし。當流同前。

一橋をかけ道を作所の下馬の事。必可下馬。是も鞭を拔同前。

一河狩する所の下馬の事。たとへ百性以下のものと見へたる共河狩の禮儀。天下に其法定間。下馬をする鞭拔て可通。同前。

一騎馬の時は。鞭を拔て禮をする也。是本也。但只の供にも。御供ならは鞭をさすへし。貴人なとは禮儀なし。其時は内衆は禮をして可然。同前。

一鞭をは。公方樣も被指候也。近代には法住院殿樣。高雄へ御成。又鞍馬の御成の時。御肩衣御袴にて被指候也。又惠林院殿樣。紫野へ雪の朝の御成にも被指候也。當流同前。

一鵜に行合たらは。後へのき候て。はきたる物をぬきて可透。

一鵜を使候時。人馬より下り候はゝ。川より鵜をみなく、すへ上候て。たかくくさ鵜をすへ。上羽ふかせ候へは。人を使によりまさろなり。

一貴人の御供の時。太刀を持てしこうする事。貴人の右の方によこ。たゝみ一てう計へだてゝ祗候する事也。御供の時。太刀を持ては油斷すましき也。置申時は。押板又上座に被立事もあり。是は家風に限事也。我そはに置事尤なり。又次の間に立をく事在之。同前

一御犬なと見て。一斎みたるなさゝは云へか

らす。一廻二種とも可云也。一廻とは肴四の
事。同し。
一湯をは右に持へし。水をは左に持て。一方の
手を添て可参也。當流。
一貴人に昆布を参候ハヽ。折目貴人へ流たり。口
傳同前。
一貴人に肴の居やう。持て参。貴人の右の方に
置て。さて前の膳を取て。さてすゆる。其後。
前の膳を取て皈也。同前。
一同輩の人に肴居る時は。下に置すして。左の
手に持。右の手にて前の膳を取。さて肴をす
ゆる也。すゆる時は。両方の手なるへし。同
前。
一我よりもさかりたる人に膳をすゆる事。前
の膳を片手にて取て。肴をも片手にてすゆ
るなり。歸時。是も左右習有へし。
一折の物を持て参事。切目の物ハ折の足あひ
より下へ手を入て。左の手のひらに置て。右
の手を添て持て参也。
一瓶子に肴そへて持て参事。瓶子をは右に抱
て持ち。肴をは左に持なり。是は瓶子一の時
の事なり。一双の時は。先肴を持て参。酒を
は縁にて肴を座敷の内へ持て参可置。右の
方へ皈るまて。縁の瓶子を取て参也。又肴を
は御前へ持て参。瓶子をは下座に置事もあ
り。皈事右へなり。
一よめ取。聟取祝言なとに。置鳥。置鯉を御坐
敷に立る事。外に瓶子一具。蝶形をつけさ
せ。其前に二種二合置へし。扨鳥をは左。魚
をは右にむかひ合置へし。當流同前。
一七献の引物次第。初献に馬。二に太刀。三に
鎧。又は腹巻にても。甲小具足添へし。四に
弓征矢。五に沓行縢。六に刀。七に小袖なり。
さて馬は二人して引へし。しつなはあい役

也。扨太刀は。一人して勤へきなり。常のごとく參也。扨具足二人して可勤なり。さき持人は少さかりなり。あとはあかり也。是からひつを可舁次第也。扨弓征矢は一人役也。弓をは右のかたに持。箙をは左に持也。矢をは肩にそえて持也。弓をも矢をも。貴人の時も奏者の時も。其人の左の方に。物に立そへて置へし。扨沓と行縢は。二人の役也。行縢のこしの方を。我左へ成て。兩手にて抱て。沓をははき見せへし。すその方を下に取そへゝし。

一兒若衆女房へ銚子を渡事。柄の方を取よきやうに可參。少も後へまかるへからす。何もはやく手を可引なり。

一御酌に參事。晴なる御座敷にて候はゝ。斟酌可申人數多あらは。たれにても御參候へと可申。乍去。只御參候へと被申候ハヽ。銚子を取。酒をつかせ申。冬ならは銚子のうらへ手をあてゝ。かんをよく／＼おさへて見て。其後。御座敷を見て。廣き御座敷にて候はゝ。中程より少さかりて。先左のひさをつき。右のひさを立て。其間待申へし。扨て鬼呑を申事候ハヽ。左の手の平に一てき請て。銚子を上に置。右の手を下。左の手を上にして吸なり。其後。手を袴にてそと拭なり。盃さす人と盃のむ人との妻の見ゆる習なり。

一酒の間に。鳥にても魚にても。板物出候ハヽ。御酌の人。上座へあかりて。板の方を見くたしいるなり。おもひさしのときは。向合の時。酌をむすはぬ事ともなり。

一折の物を引事。箸にて引なり。貴人へ參らせる時ハ。折の上を少取のけて。さて插て身をつゝめ。兩の手添て參る物なり。公卿の物も同前なり。右の手を上。

一刀の下緒なかきとて結事。忌事なり。穢たる時如此云々。當流同前。

一元服の時。何魚にても頭をは不可切。一献酒過て以後。頭をも切也

一大名所見事。先馬屋を見るなり。同前。

一寺をは先庫裡より見て。後に方丈。次に僧堂を見るなり

一折の物被下候ハヽ。たとへ御酒をひかへ候共。酒を下に置。右の手を上にして。両の手をそへ可請取。同前。

一御通の盃は。乗馬なり一人に一ッ出者也。御なかれと云也。同前

一御酌を取人ハ。盃を銚子の口の少内の方に置て。一人ッヽ召出なり。公卿の上に有。一ッヽ取て銚子に如此取て同前。

一貴人の御酌にて被下ハ。両の臂を付て呑へし。にしりよりて可給候。貴人へ盃を持參れと。惣より申候はハ持て參。盃をふかく露をおとし戴き候ハん。置て可能歸なり。

一芝居なとにて。御太刀持なから召出を呑申ハ。太刀を持たるまヽにて參て。右のひさの上にのせて置。盃を取て可呑。のみて右へ可飯。努々太刀を人に預くる事不有之。當流同前。

一御神盃を呑事。公器（上カ）を取て下に置て。さて取て戴呑なり。但御神盃を銚子取人。銚子にすへてのますするなり

一客人の持參の酒をは。先初献に酌に立て。客人に可呑。客人持參してとて。努々亭主盃をはしむへからす。可分別。但客人はやく酌に立ての時ハ。無力可呑。

一夏は涼からんか爲に。緣へ出て酒なと呑事有し。緣にては御座敷の上下なし。其故ハ座敷の外にて候之間。不可成禮。但口傳。當流

同前。

一茶碗。染付け土器なとを盃にして。御酒給候は丶。左の人さし指を。盃の端にあて丶。酒をつかせへし。其故は盃の縁を銚子にあてしか爲なり。

一傾城白拍子に銚子を渡事。左の手をつき。右の手にて及ひか丶り可渡なり。

一湯漬ハ。三箸食て湯を請るなり。追膳なとあらは。飯にかはりて可食。上二ハ不食。下一を食なり。

一鷹の鳥を食事。燒鳥は不中及。手にて食候。汁ならは箸にて。一切は挿み上て。扨頂き食へし。又左の手にて取て食て。其後。箸にて食たり共不苦。兎も同前なり。中頃までは頂き食たり。又今も頂き可食。只食たり共不苦候なり。當流同前。

一餅を食事。手にて二にわり。右をは置て。左の手の餅を可食。又箸にて可食餅ならは。くひきりて。二口ッヽ可食。其子細は。歯跡をみせしかためなり。

一まんちう二口ッヽ可食。口傳同。

一茶禮の事。狹き坐敷なれハ。人もすくなかるへし。其時は向の座へ禮を可申。又座敷廣く。人數多候ハは。向座遠かるへし。其時は我より下一人に禮をなして呑へし。喉乾共そこ呑へし。

一冷麪をは。上から不可食。下より可食。當流同前

一點心の食樣。先湯か參。さてかんか一二三在之。扨一番の美の生飯を取なり。一番のかんの上なるを取申。さはなり。後にハ不可取なり。

一飯の時は。ひさを不可立。肴の時はひさを可立

一御引出物進候次第。一番御劔。自身持て參。不然は子とも舍弟可進。二に弓征矢。是は末の子又は親類。三に御鎧。是は役人親類の中に。器用の仁を可用。次に御沓行縢。此役人家子若ハ家人の中に。宗との仁可勤。次に馬。常には沓行縢を不進之也。

一毛皮の事。毛を上に成て。両方の端を折て三に折なり。鹿皮の時は。白毛を上になす。熊の皮の時は。面の皮を上になす哉。扇なとをも添て進もの也。羽をも添て進るものなり。

一御酌の事。三献の時ハ一番三郎。二に次郎。三に太郎。若は自身可參。當流同前。

一京都より奉行人の方へ田舍の遣書札事ハ。只可爲同輩禮。

一女房を迎る時の事。殿方より御迎に遣候殿原との人名をも人に被知。又は仕付よく候仁を選て。二時計遣候か能候。其時。女房の親の方よりの引出物可在之。多分ハ腹卷一領。太刀一。馬一疋にて候。是はよのつねの事也。此外。多も少も人によるか。女房の方よりの供しうとの方の引出物同事に候。御こしよせ。殿の方より可勤候。是も引出物は同前。又女房達美女の引出物ハ。或うすきぬ。或小袖にて候。たゝ人によるへし。美女の引出物は。上童の引出物と同事にて候。かいしやくめのとの引出物ハ。女房達よりは一倍たるへし。又下女は美女の三分一の引出物たるへし。さて又女房の御方よりは。殿の御かたへ大口ひたゝれ小袖にて候。數は不定。三日の色なをしの時。つかはすなり。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第六百九十八

武家部四十四

酌并記

酌并立ふるまい雜々一

一主貴人之有所へ。盃を持て可出樣之事。角の折敷のへきにすは（ひつへきふせいにイ）りたり（ろイ）とも持て出。先座敷へはいり（入るイ）さ（のイ）いきわにてつくはいて。亭主の氣色を見つくろい。扨持て可出（ひイ）。客人と亭主同位ならは。兩方の間に可置。又（但イ）所時によりては座之床のたゝみに置事も可有。時により見はからいておくへし。

一盃持樣之事。餘り高く持たるも。又ひきく持たるもわろし（こまりほイもなく高く持て出てたるもわろしイもひろふなりイ）。能程に持て出て。扨下に置先へ少し出して置へし。はしめより可置とおもふ所に。其儘置たるはわろし。少にちり出して可置。扨歸る時ハ。左右かまいなく。いつれにても。近き方へまわりて退へし。

一酌すへき樣之事。若ゑほし上下の時は。すはうのひほを。能ふところへ入テ。扇ハぬくへし。但さしても不苦。是は肴奉時。こほれたらは。すゑて可取爲也。はいせんの時は。心指たるか吉し。扨てうしを持て可出。銚子の持樣之事　もろ手にちと先あかりに持て出

へし。片手に持事あるへからす。是を先末座のさいのきわにてかしこまるへし。畏様の事。右のひさを立。左のひさをつきて。左のきひすを敷て畏へし。久敷畏れは。ひさをかへても諸ひさをつきても不苦。扨なかゑの取様之事。余みちかく取たるも。また長きもわろし。なかゑの中ほどを持て。かつらの上に。右之手之大指を懸。右之手を折めに懸て持たるか見よし。ほしに手を懸たるは。祝言の時ハ。能なと云人あり。乍去。手を懸けぬもくるしからす。ケ様の事は。見て能様にすへし。是も亭主の方を見て。扨盃之きわへ寄て。盃を取て跡へ少しさりて。又亭主の方を見て　客人の方へ盃を持出行へし。一番にハ盃を取上る事。三方にすはりてあるを。てうし持なから。はしめより片手にて取る時。悪敷取れハ。盃すへりありきて。はやくとられぬ事あり。夫を無理にとらんとする事わろし。其時ハ取て見て。とられすは　やかててうしを下に置て。両の手にて盃を取て。扨てうしを持てしさるへし。扨客人と亭主とのしき次第定りたる時。酒をいるへし。

一盃に酒を入事。盃持たる人に。あまりきをいかゝりたるも。又およひこし成もわろし。能程に寄へし。見はからい肝要なり。又盃の上をあまりおもく入事。第一之そこつ不故實也。殊に酒なといたむ人にふかくおもく入事あるへからす。又かわらけの盃数のしけくめくりたるは。必われ候はて不叶者也。酌ものむ人も。其心得あるへし。無案内成酌の無理におしつけ入る酌と見て。たとひ下戸成とも。盃をあけぬる能也。酒のまてすつるとも。あけてかわらけをわらぬやうにすへし。貴人主人の御前にて。捨られすは。たと

ひめいわくに及とも。力に不及呑へし。か様の事は。能々かねて分別すへし。惣別。亭主有りて。酒をしいる物成間に。酌の無理にしいる事は尾籠也。右に記ことく。上戸なとハ盃にひとつ入て。扨少しさりて のまるゝ間をまつへし。きほひてあれハ悪敷なり。

一酌に別人替る事。別條なし。貴人之前にて替事あらは。てうし渡すへし。渡し様之事ハ。等輩に渡ス時は。なかへを横に人の方へなして。とりなをさて可渡。主貴人へ渡時は。てうしの方を我前へなし取直して なかゑの方を主人の方へ成様に出へし。惣別。内之者にはてうしにかきらす。何道具にても。いかやうに遣うとも不苦。又内者も主人のいたさるゝ所を。いつかたなりとも。先取たるか能也。物しりかほに左様之時は。時宜にはつるゝともなく。ひやうしにあわぬやうにするは。物しらすの第一也。いか様になり共。しほぬけせぬ様にすへし。

一かやうに酌に替る事。若御通なとの時ならは。さいのきはまて歸りて。今替りたる酌の能ク居直りたるを見て呑へし。さなけれは行つといてわろし。御なかれなとの時も。今替りたる酌。御盃を取て。てうしの上に置。又は手に持たるを見て出て呑へし。

一さいこしの酌きらふ事也。酒を呑に行人ハせんなくさいこしに呑へからす。若くわへなとせはくてはいられすは。片手をさいの内へこしてくはへへし。しやくする人も。さいこしハかつてなき事也。乍去。貴人有か何とそさいの内へはいられさる時ハ。片手を内へつきて酌あるへし。是は何ともすへきやうなき時の事也。

一ひさけ替へき様之事。是も替人。くはへのそ

はへ來る時。ひさけを取直しつるを横にして片手をつきて。片手にて渡へし是を貴人へ渡す時はひさけの口を我方へなして兩の手にて渡すへし。一段といんきんに渡すへし。

一てうし（ひさけなるへし）をくわへ（持なるへし）すへきやうの事右之手にてつるを持左の手にてはたを持又左之手にてつるのきわを持ても不苦扱左之ひさをつき右之ひさを立たるか能也久敷程かあれはつる持てひさけをは疊に付て置ても不苦扱くわゆる時等輩ならは兩人同程に出てくわゆへし酌する人貴人なれはくわへの方よりふかく行へし。てうしに酒なくは。酒おほく入たるかよし。てうしに酒有とも時宜はかりの時ハ酒をそと入へし。又そと入そめても不苦入時は右の手にてひさけのつるを持。左の手にてハ。ひさけのはたをおさへ酒を入る也扱歸りさまにハ。酌の人立て歸るを見てくわへの人も歸るへし一度に歸るを人によりむすふと云人有。いつかふいわれなき事也むすふと云事は。かく別の事也

一主貴人へ酌する樣の事。仕樣ハ前に記すことく別條なし。いかにも人躰をいんきんにうやまうてすへし又等輩への事是も別に替る事なし。唯常のことくすへし。若さるかくてんかくまい舞又は内の者に酌をして存する事有左の手をつきて右之手はかりにて銚子を持て酒をのますへし替事なし。

一盃の臺之有所にて酌する事是も替事なし。さりなから大きなる盃の臺は持てありきかぬるものなり。其そはへよりて。御通なとのことく存物也。其時の酌に替る事なし。盃

の臺によりて。つくりもの抔有間。心安く持てありかれぬ物也。自然主人貴人なとの前へ持て。ゆかて不叶事あらは。先てうしを下に置て。扨臺を持て行。其後。てうしを持て行へし。惣別臺以下は前かとより主貴人の前に置物也。さりなから是は若かの事也。

一三盃之酌之事。一ッ盃にて三度つゝ。三にて三々九度入る也。惣別。盃一ッ之時も祝言かましき時は。盃へ入る時。そと一度入て。三度めに酒を入。亦二度めにも。そと二度入テ。三度めに酒を入。扨三ツめに又そと二度入て。三度目に酒を入。以上三々九度の數を如此あわするなり。三ッ盃ハさかつき一ッにて。三度ッゝ入ると覺へし。くわへ出候て。はしめよりかまいなき所に。酌のすむ迄居て。酌の跡ゟ歸る也。

一同三ッ盃呑へき樣之事。前にしるすことく呑へし。呑たる盃の置所。年寄たる人は呑たる盃を。三ッなから呑はてゝ。本のことく重て置たるもよし。乍去。若おさなき人は重ねすとも。そのまゝ三ッなからならへ置てもよし。何も置物といふ法はなき間。みよきやうにすへし。

一御通召出し呑樣之事。先扇をぬくへし。一番に出る人は。御盃にて可有間。一段いんきんに戴て。口をそゑて呑へし。扨次々へとをす時は。すきとのみ。下をは捨す。御座敷に其儘置てのくへし。其次之ハいたゝかすのみ。下もすてすもとのことく置て歸るへし。

一數の御盃のみに出る事。貴人の方へむかひて戴。扨酌の方へ向て酒を受。又貴人の方へむかひて。少も殘さす呑て歸時。主貴人御肴を給時。くいて今一度。そとまた呑歸るへし。當世肴をくいて。今一度のますして歸る

なり。わろし。貴人今一度のませんために。肴にて有間。肴はかりくいて。酒のミもせて歸るはひろうなり。扨呑はてゝかたてに盃を持て。左へまわりてかへらは。右に盃持て左の手をつきてかへるへし。右へまわりかへらす。是又同事。左に盃を持へし。いつれも扇をぬくへし。數の御盃にてなくとも。主貴人の御盃の事也。

一肴の事。本式ハ主の前にて皆くいてよし。乍去。かたき物か。又は大口に喰きられぬ物をは。喰躰にして。ふところへ入てのくへし。さりながらおさなき人。若人は。そはに置て。酒を呑はてゝ立時。其肴をも持て立へし。しやうとくは皆くいたるか能也。

一主貴人之肴をは。給たる所にて戴き。則くふか本なり。扨歸てさけを呑へし。

一物のかゝりにて酌の事。のきとかゝりの間を通るへからす。又四本の木の間を通らぬ物也。まわりて通るへし。酌くはへの次第は。常のことし。別條なし。

一自然舞臺にて酌する事。別之事有へからす。御前のうしろにならて不叶時ハ。くるしかるましき也。

一貴人の御酌にて給時呑樣。いかにも柔躰をして早く呑て歸るへし。酒ハあふのきて呑か能也。うつむきて呑事わろし。但所によりてうつむきて呑事も有へし。

一主より少下の人之盃ならは。一たんしんに戴きて。口をもそへす呑へし。戴樣能程に戴へし。其盃を貴人めしあけられハ。其時能したみて戴て出したるか能也。いたゝかても不苦。くきやうか。かくの折敷にても盃すわりたる臺に。我か呑たる盃をこなたよりすへても出。又すへすして其儘酌の人にも出

す也。何れも不苦。
一上らふ。中らふ。又は女中かたの御盃の事。
是は口を添ましきと沙汰あれとも。かやうのうやまふ人の盃ハ。戴て口そへたるか能也。若衆成とも。同ことくたるへし。
一太刀折紙。自分又は披露之事。自分にても又は人の奏者にても。折紙の字かしらを我か前へなして。左の大指小指を折紙の上へなし。殘る指三ッは下へなして持。太刀はあとのあしを。右の手のたけ高指と藥指との間へ成る様にして。ひつさけて持也。折紙持たる手より太刀持たる手は。ちとさかるへし。太刀もちたる手のあまりさしあかりたるハ。何とやらんいかはりて見にくし。いかにも人の目にたゝぬやうに持へし。扨主人の御前へ出る次の間のさいのきわにて。太刀の小尻を疊につけ。そとつくほふやうにして。御前をうかゝいて。扨持て出へし。うかかふ時。つくはいて程のあるはわろし。つくはふ心にして。頓て出へし。扨御前へ持て行て。折紙を下に置。太刀の柄頭に左の手をそゑて。雨の手にて折紙の上に。太刀のつはの少かゝる様に置たるか能なり。扨主のきて。我かためならは。禮をいかにもいんきんにしてのくへし。さうしやならは。客人を呼へし。そうしやをしたらは。客人出て禮を云たらは。頓て本の奏者。太刀折紙取てのくへし。いまた座敷の禮しやう(請)たい(待)なかはに出て。太刀を取るはわろし。客人をもよひとみ。座敷の様躰かたつきて。太刀を取たるか能也。惣別ハ太刀の足あひを持たるかよけれとも。夫は小尻さかりて見にくし。又太刀折紙。昔は折紙は太刀の足二ッの間に有様に置たれ共。それは風の吹時わろし。

一太刀折紙可取樣之事。さし寄兩のひさをつきて。つくはいて先左の手にて折紙を下より手を入て はたらかぬやうにとらへ扱太刀を取上て歸るへし。かへる時も太刀をつゑにつくやうに。小尻を疊につくへし。歸時ハ前にある樣にちかき方へまわるへし。折紙の持樣 太刀のさけ樣前同

一奏者抔に行 又は等輩猿樂田樂抔に遣時ハ。太刀折紙之持樣。前に同し。折紙を下に置。太刀を上に置也。左之手をつき。右之手計にて如前可置。貴人へも等輩へも出時 小尻の方少し人之方へ寄程なるか能し。小尻之となたへ寄たるは見にくし。直成にとしたる事はなし。

一奏者に行たる時 道もしろくて下にもおかれす。中にてわたさてかなはぬ事も有へし。其時ハ折紙を前の如く持て。其上に太刀を疊の上に置やうにして。太刀を折紙に持そゑ。兩の手にて渡すへし。此時は。兩の手をあをのけて可出 又折紙を常のことく左に持。太刀を右に持。常に渡すことく。折紙の上に太刀のつはをかけて 中にても渡すなり。いつれも不苦。地さへしろくなくは。たとひ土の上成共。下に置て渡たるかよし。

一右のことく一度に渡すを請取樣之事 むかいより兩手にて一度に持て出す時は。こなたも兩手にて請取て。其後こなたにて取直したるかよし。又折紙を左の手にて持 太刀を右に持て 折紙の上に太刀を置渡す時は。こなたも先折紙に左の手をかけ。太刀をはあし二ッ之下成とも。いつ方成とも 取能所を取候て。扱亭主に云聞すへきならは 申きかすへきよし云て歸るへし。若留守と云へきとおもはハ。太刀折紙を一ッに右へ取直

して下に置。罷出たるよし。懇に言へし。扨太刀折紙を下に置て門迄に出て名字をさふへし。

一主人より太刀折紙拜領の事あらは。請取て。いかにもいんきんにいたゝき。折紙をは左に持。太刀をは前にしるすことく右の手にひつさけて罷立へし。禁裏樣方自然拜領之時は。太刀にて御禮申事別條なし。其時。奏者迄參て御禮を申へし。

一緍なとに太刀そふへきかのよし。御成の時は。添ても進上する物なり。左樣の時は緍をは。申次披露有て。太刀ハ自分なるへし。或は鞍。鐙。具足なとの進上之時も。太刀ハ必亭主自分たるへし。

一太刀と刀一度に紐て出す事。太刀を下に刀を上になして出すへし。刀下に有と云説もあれとも。それはわろし。太刀下なるへし。刀の柄太刀のむねの方へなるはの方へ成と云兩説有り。それも太刀のはの方へ。刀の柄成たるか能也。

一太刀の帶取の結樣の事。たくほくの時は。房先上へ通してむすひたるか能也。太刀の帶取ぬのにてしたるをは。引通さすして結のけてわなに成やうにすへし。たくほくをわなにすれは。心ほとけしてとくる故也。

一膳をすゆる樣の事。先はいせんをする人ハ。扇をさすへし。是も右にしるすことく。あまり高きもひきゝもわろし。能程に持て。人の前へ持て行て。あまり間近くすゆるもいきつまりてあしゝ。少のけて先おき。扨先へちと兩の手にて出すへし。あまりあい遠なるは。およひこしにてわろし。亦足付けくきやうの樣成物を。あい遠にすへて。おし出す事。疊のよこめなとなれは。時によりきしみ

によらぬ事もあり。さやうの時は其まゝ置きてのくへし。それを無理に先へやらんとすれハ。さひしるこほるゝ物也。能々氣をつかふへし。扱膳をすへて食之ふた取へし。當世其儘置事ハ。自然茶湯なとのとき。食をさまさしと其儘置也。本式ハふたをとるなり。扨其ふたを主人の左之方に置也。右之ひさを立てもすゆれとも。兩のひさをつきたる能なり。二の膳ハ主人の右。三之膳ハ左。四ハ右。五ハ左。六は右。七は左。加様にすへゝし。但兩之はしつまれハ。二之膳。三之膳の通りの先にもすゆる。又眞中の先にすへても能なり。

　酌并座中立ふるまい雑々二。

一あくる時の事。本膳よりあくる流も有。又後にすゑたるせんより上る流も有。さりなから公方様御成なとの時は。御本膳を殘して。大名衆其外。各御膳をいたゝかるゝなり然る間。後にすゑたるから。あけたるか能也。

一すい物或は何にても。膳を引かゆる事。持て出たる膳を下に置。前の膳を左へ成とも。右へなりとも。ひろき方の物にさゝわらぬ方へのけて。扨今の膳をすゑて。前の膳を取てのくへし。若今すゑたる膳にはしなくハ。前の膳のはしを。今すゑたるせんにすゑて。前の膳を取て歸るへし。但すわる人の心得て箸を取て置れは。はいせん人。すゑかゆるに不及。

一折持て出る事。必精進を一合。うを一合とある物なり。客人と亭主同位なれは。兩方の眞中に二合なから置へし。其中にても。しやうしんを上座におくへし。下の臺にはかならす箸あるへし。持て出る事。下のたいを持折

に大指をかけて。しかと持へし。能下に置て見はからひ。さきへ少おし出すへし。但折なとは高く持物成間。能きをつかいて しるへきなり。りやうしに有可らす。

一しよくたい 持て出る事。足一ッ上座へ成様に置へし 舞臺なとに置時も。舞臺先へ足一ッ成様に置て。ゆるかぬ様にしてのくへし。のく時 必手をつきてのくへし。是も近き方へ歸るへし。

一しん取へき事。しやうとく本式ハろうそくを。下へおろして取事略義なり。其儘上にて取か能なり。乍去。上にてとれハ。自然らうそくのしんちりて。あたまなとにかゝりてわろき間。故實こしつに下へおろして取てよし。扨しんを取て。右の手にらうそくを持。左の手にてしよくたいをとらゑて。らうそくを立へし。

一らうそくとほしかゆる事。となたより能とほして。右の手に持いて。燭たいのきわへよりて。右の手に持たるらうそくを。左へわたし。右にて古きらうそくをぬきて。下に置。左に持たるらうそくを右へ取渡して立かゑ。亦ふるきらうそくを。右の手に持て歸るへし。

一おし板に香爐可置様の事。是も足を一ッ前へなして置へし。或ハ丸盆。四方盆にすわるとも同前成へし。

一はいおし様の事。花かたに成とも。又ハうろこかたに成ともおすへし。四季にかわるといゑとも。別條なし。

一きやしこしの立様。たゝ直に可立。別條なし。

一繪のかけ様の事。別に法なし。卷たる所を能持て。折釘にかけて。靜に繪をほとくへし。

かはとあらけなくさわれは。古きかけ物なとハ。きるゝ物なり。いかにも靜にすへし。

一上の長き緒をは。折釘のきわへ能寄てかけ。扨少立のき。ゆかみを直してのくへし。

一かしらを出事。法度なき間。能き樣にすへし。

一鑓長刀人に出事。せはき座敷ハつかゑてあしく候。人大勢ある座敷も。あなたこなたにつかゑて。たちさわきてあしき間。まいらすへき由。座敷にて云。扨客にいれ候時。外にて渡すへし。長刀ははの方を上へなして。右の手にてひつさけて出て。横に取なほして。むねの方を人の方へなして。之を我左のかたへなして。兩の手をのけて出すへし。亦鑓出す事。長刀に同前也。乍去。むねはなき間。たゝひつさけて出て。長刀のことく可渡。取まわし氣遣有へし。

一請取樣の事。人の渡すことく。兩の手にて請取。扨右の手にて取渡す。もとのことくひつさけ持てのくへし。長刀ははの方を上へなすへし。亦當世の人の鑓長刀を。石つきの方より出さる。有間しき事なり。只先より常の道具のことく出すへし。何さやらん用心に能爲の樣なれとも。石突より出す事。一向にわけなき事也。

一茶の宮仕の事。臺にてんもくすはりたらは。右の手に臺を持。左の手にて。天目の下をそとかゝゑて持へし。主人の前近き遠き。能程に畏て。さし出すへし。若てんもくはかり御取あらは。臺をは主人のそはに置て。少しさりて居へし。扨御茶まいりて後。臺の上に御置あらは。其儘取て歸るへし。若疊に御置あらは。取て臺にのせ。てんもくにハ手をかけす。臺はかり持てかゑると云說あれとも。茶

有時のことく持て歸るへし。
一大酒にてかわらけに。酒しみて取かゆる事あらは。貴人かましき人の取かへ〻し。平人の前にてはわろし。取かへ様ハ。くきやうか。かくの折敷か。いつれに成とも。すゑてのきて。又もとのことくすゑて出すへし。
一花進事。本を紙に包。其上を水引にてゆいて出すへし。持て出る時。草花は花の方下になして。さけて出すへし。梅櫻木の花ハ。花の方を上へなしてもつへし。
一硯料紙の事。料紙を下に。硯を上に置持て出へし。料紙上に置事。いむ事有といへり。扨主人の前持て行て。主人の右に。料紙はおりめを主人の右の方へなして。左に置へし。扨硯箱のふたを明て。水なとなくは入へし。亦すみハ主人のすれとあらはするへし。さなくはするへからす。人により手跡の能人ハ。すりたるすみにてハ。かきにくかる人有間。すれとなくはするへからす。
一かはらけに何にてももる時ハ。花を下敷にしくへきかの事。かいしきに花はわろし。はを敷て。花をはかさりにするか能なり 尤事によりていか〻といふなり。或ハ吉野大原花見なとに。櫻をかさりにしたり。又菊見の時。きくをかさる事。いかにもしんしやくたるか能なり。めい〳〵かかすとも。かやうの物は萬同前也。
一鳥を板にすゆる事。惣別庖丁の事は。進上大草兩流有。鳥のくひを左の方へ折て。板にすゑへし。若鷹鳥鶴なとの類を。一ッ臺にすゑて出すとも。同事成へし。亦雉子鴨なとの類を。あまた臺にすゆる事あらは。いくつもならへてすへへし。同事なり。鷹の鳥。亦はてつほうなとにて射たる鳥は。田の物山の物

何れもかけて出る。其時前に行ことく。かひ口をもて矢めをも人の方へなして出すへし。

一笛を人に出すへき事。笛はふるき物にて。一段おれ安き間。いかにも取扱静にすへし。家に入たらは。家ともに出すへし。若ぬきて見る時。主貴人これを見んとあらは。かしらを家の方へなして出スへし。

一小鞁出す事。むさとしらへなとを持てありく事。嫌ふ事なり。しらへちとも違へはならぬ物なり。持所を上へなして。うつかたを主人の方へ成様に。うたぬ方の鞁の輪を持て。そと御前に置也。かりそめにもしらへはいろふへからす。

一太鞁の事。是も小鞁同前。乍去。是はしらへ持てもしめて置物成間不苦。しかれともたゝ小鞁のことく持たるか。なんなき也。とう縄をかけて持へし。

一太鞁の事。太鞁を右の手にひつさけ。はちを二ツなから左に持て出すへし。扱人の前にはちをハ右に。太こは左に置へし。亦我か太鞁を持て出る時は。右の手の太こにはちを持そゑても出る也。但猿楽舞臺へ出る時は。左の手に前のことく。太こにはちを持そゑてもち。右の手をは橋かゝりにてつきて通るなり。

一ひわを人に出す事。人のひく時の様にいたきて。くひを左の手にて。たてにきりて。右の手をはちめんの上へとして。いその方をかゝゑて。たいの方を疊に立ておしまはして。ひわをあふのけ。海老の方を右になす様に渡すへし。

一まんちうくひ様の事。まつそうなみにしるを請て持へし。そうへしる請渡したる時。右の手には箸を二ツなから持て。まんちう

一ッ取あけて。雨の手にてわりて。左に持たるを下に置。右に持たるを左へ取渡して。右にてはしを持なから。左に持たるまんちうをくふへし。いまたくはんとおもはゝ。前に置たるを亦取あけてくふへし。はれなる時は。徐左様にくひたるもわろし。扨銚子の出たるを見て。そうの者も下に置て。かしこまるひさを直して。酒のしきたいあるへし。年寄たる人はしるにからとうをも入。又ハ事により。しるもすふ事もあれとも。若きおさなき人は。しるをすふもからとういれたるも見にくし。まんちうにかきらす。うんとん。さうめん。やうかんも同事なるへし。

一さうめんくひ様の事。但さいのけ様に。むつかしき事有。先に三ッさい有。其中のさいを左のさいの前へやり。右のさいの中のさいの所へやりて。右のさいを明たる所へ。さうめんのあきおしきをやる也。あき折しきは。次第に上に重て置へし。是も前に記すことく庖丁有。からとうをは。わかき人はしるへいるへからす。其儘くふへし。まんちうのことく先しるをうけ。惣へ請わたすまては。下に置て待へし。扨請渡して後。箸を取へし。若おさなき人は。徐なかきを。そのまゝくへは。はてしもなく見て苦間。しるの内にて。みしかく切て。くひたるか能なり。さいしんの折敷を引時も。をさなき人は。徐おしたゝ敷しんしやくせぬかよき也。たとひくわすとも。人のさいしん引は。其儘置へし。くはぬハ少も不苦。かやうの事は。さうめんにかきらす萬に渡る事也。

一雜煮の喰様の事。上置をくふへし。もちはわろく喰へは。かたくてくはれぬ物也。又くいかゝりてくはぬも見くるしきなり。とかく

いつれも能見て。くいにくき物ハ。箸にてむしりにくそふなるものは。いろはぬか能也。

一小袖を人に出す事。貳ッ折にすへし。上かえを上へなすと云さたもあれとも。それはわろし。下かえを上へなして二ッに折。ゑりを人の方へなし。二ッおりめを我か右へなしてつむへし。あわせあらは。重ねたるか能也。小袖はかりハいくつ有とも。かさねすして。同しやうにたゝむへし。又臺に積事ありとも。此心にゑりの方へよせて。おめらかして重てつむへし。又ひろふた。もしは。からひつのふたなとに入て。出て渡事も有。其時は。先ひろふたからひつのふたをは下に置て。小袖計取あけて出すへし。右の手にては。小袖の折めを持。左の手にてはゑりの方の下をかゝゑて出すへし。猿樂。田樂舞まひなとに遣時も。同事成へし。亦かたひらなとかはる事なし。同前なり。又はかまかたきぬの事。袴を下に前こしを上になし。二ッに折て横に置。其上にかた衣を小袖のことくに。ゑりの方を我か左の方へなし。はかまの上に置て出すへし。是も物のふたにするたらハ。ふたをは下に置て。上はかり取て渡すへし。かた衣はかり出時も。はかま計出時も同事なり。又野山なとにて。何もすゆる物なき時は。扇子にすへたらは。扇子は下に置。上成かたきぬはかま。或はかたひら。胴服。小袖以下の物計を取て渡すへし。

一肴餚披露の事。先精進物よりかみに。次に鳥を置。扱魚を置。次に備置へし。かやうにならへてをきて。使をもよひ。又は其主人をもよひ見參あるへし。たさひ狀文にて送るとも。披露の仕様同事也。

一湯漬の喰様の事。先湯を請。下ニ置。惣を見合座敷の衆。湯を請わたして。扨箸を取て喰へし。食をくいて。扨左の手先に。かうの物ある物なり。先それを食の口にくい。それより後ハ。いつれのさいを喰ても不苦。しるをくふ事。老たる人ハ不苦。若き人おさなき人は。しるをすふ事わろし。汁のミをくふ事ハ不苦。扨さいしんをは。いかほとも心のまヽに請へし。しやうとく湯漬にかきりて。くいはて候時ハ。のこさす皆くふ事本也。乍去それハ年寄たる人の事也。若き人ハ殘しても。くるしかるましきなり。

一飯喰様の事。さい數いかほと有共。一番に眞中成物をくいて後ハ。いつれをくはんともまヽなり。是も前に記すことく。くひにくき物はくはぬか能也。二三のしる有とも。餘に下とを成るをは　およひこしにくふはわろし。さやうの事。しるすに不及。皆有事也。

一鷹の鳥喰様の事。初を一きれ。下にてくふへし。其後ははしにてくふへし。それも鷹の鳥と言葉をつかはねハ知りかたし。理り有時之事なり。忝と云禮も少年寄たる人なとはよし。かたわかき人の餘禮を云たるもこひ過てかへつて見くるしき事有なり。

一すい物くい様の事。てうしの出たるを見て。持あけてみをそと喰て後に。しるをすふへし。くわぬ先に。しるすふ事わろし。若き人の皆くふもわろし。見はからひて能程にくふへし

一刀を人に出す事。昔ハ下緒を折かねくりかたの間にまきて出したり。今それハわろし。其まヽ長なから刀に持そゑて出すへし。置様は太刀のことくむねの方を。人の方へなし。前に置へし。又主人の人につかはさんと

てこはれハ。むかふより出さは。右のごとく又主人の左の方より出さは。むねのかたを主人の方へ成様に出すへし。亦右の方より出す事あらは。はの方を主人の方へ成やうに出すへし。すくに人にやらるゝ様に出す心也。太刀も同し事たるへし。惣別何を出すとも。中にて人に物を出す時は。左の手を先に成やうに出すへし。但前にしるすごとく右の方より太刀刀出す時は。右の手先へならねは。勝手わろし。左の方より出す時は。必左の手先成へし。

一わきさし出す事。是も昔はちいさ刀たる間わきさしと云事なし。乍去当世わきさしある間。刀と同事なり。又刀脇さしを太刀のごとくにくみて出る事。是亦むかしなき事也。乍去。当世わきさし一度に出さは。太刀のごとく組て出すへし。わきさし上に有へし。是は定る法なき間。いかやうにしても不苦なり。

一みすかくる事。神前のみすは。かきこまるそとにあり。人間のかくるみすは。かきこまる内に有物也。然間。まく時も内へ巻て。うちのかきにかくるもの也。若かきなき時は。杉原にても何かみにても。たゝみてみすの間へ入て。是も内へまきて。そとの紙にてゆいて置也。ゑんへ出て。そとより内へまくへし。つくはいも巻こむへし。

一人の前へ出て禮をする事。先扇ぬきて出へし。座敷をありくに餘ねりたるも。又足はやなるも見ぐるし。能ほとにあゆみ。扨主人を見付て。やがてつくはい。主人との間近くは。さいよりとなたにて禮をすへし。主人との間に座敷もへたゝり程遠ハ。さいよりはいりて禮をすへし。年寄たる人なとは。雨の手

を合ておかむやうにして。指先を組て禮をしたるもよし。乍去わかき人の左樣にしたるは。餘こひ過てわろし。両の手のひらを疊に付て。禮を仕さまに両の手を少引て。扨禮をすへし。疊にあたまのつくほとに。いかにもいんきんに禮をすへし。餘り久敷もわろし。亦餘しやつきやくにあたまの高きもひろふなり。能々心を付ていんきんにすへし。かへる時ハ。いつかたゑ成とも。近き方へまわるへし。左へまはれは右。右へまわれは左の手をつくへし。立樣肝要也。かきのせかたし。

一また板かきて出る事。賞翫の人魚頭の方をかくへし。板紙を先折紙のことく横に折て。其折め前へなし。それを又二ツにたてに折て。其折めはきりての右へなるへし。切ての左の方にはしを手かたを上へなして。二ツならへ置。かたなのうらを上へなして。はしの右の方へならへて置なり。亦流によりて板かみのたての折めの内へ。はしを入て。其上にかたなのおもてを上へなして。置流もあれとも。大草流にかきりて其儀なし。扨両人して板をかきて出て。きよとうのか方。先へす出へし。跡かきたる人ハ。頓てのく也。魚頭の方かきたる人。板のゆかみを直しかたひきならは。はなかみ成ともかひろくにして。近き方へまはりのくへし。手のつき樣。右に記す同前。何時もちかふへからさるなり。

一板紙の事。大略杉原成へし。若引合なとする事もあるやらん。見およはさる也。或は鶴白鳥の時も別の事なし。此時も先かきたる人賞翫たるへし。

一庖丁はてゝ後。もとのことく両人して板をかきて歸る時。魚頭の方。かく人。まなはし

を取きりたる魚赤鳥成とも能々くつして
かきてのくへし。是は板くはりを人に見せ
しかためなり。それも餘り事こまかに念を
入過るもわろし。大方能程にすへし。
一御とをりに出。又は折臺の物なとを持て出
たる時も。歸りさまにハ貴人なとの通りに
ては必手をつきて通るへし何も後に隨ふ
時。行さまには手をつかぬなり。歸りさまの
事也
一こしそゑの事左の方賞翫なり右の内にて
もつのもとらて奥のきわ猶賞翫なり。

酌并座中立ふるまい雜々三

一くわんしゆ戴せ申事御主にさきのあたら
ぬ樣に戴せ申て扨やかて先を折て歸るへ
しくわんしゆの先を惣別人にあてぬもの
也氣をつかふへし。
一すゝにて酌する事。右の手にてすゝの細き
所を持。左にては下のふくれたる所を持て
酌すへし。是も先は右のひさを立へし。但又
時に依也當世すゝのふくれたる所を。兩手
にてとらへるもあり。
一碁盤將棊盤持て出る事何時もあかりをよ
こに請てゆるまぬ樣に立に置なり碁盤の
上に。こけ置なから。わろく持ハ。自然すへ
りて落るもの也。持にくきとおもはゝ。先碁
盤を出後にこけを持て出盤の上にたてに
置へし。北東に白を置樣にすると云說有そ
れハ餘り物しりかほにてわろし。何となく
なかき方に。たてにこけ二ッならへて置へ
し。將棊の盤も同し。駒箱別の事なし。上に
置なり。駒たてよとあらは。たてゝのくへ
し。
一卷物臺にすゆる事。とんすきんらん。しゆ
すなとの類をすゑて出すには。たてに如常

すゑて出し。丸ほん杯にすゑて も出す事あらは。其時よこにすわらてかなわぬなり。

一杉原の上に。扇なとすゑて出る事。常の儀なり。すきはらにハひほ有へし。杉原を三ッに折て。なかくつきて。上にて常にをひをすることく 兩方にわなの有様にむすふへし。其上に扇をつゝみてすゑへし。何時も杉原のをりめ。人の右の方にあるやうにかさねたるかよし。必定法にハ有らねとも。如此したるか能なり。

一御手水かくる事。先はんそうに湯を入て。つのたらいの中に置 其上に御手ぬくいたゝみて置へし。其手ぬくひを取て。かたにかけ。御手水をかけ申へし。かけはてゝかたを寄すれは。其手拭を取て 御手をぬくはるゝ也。公方様御手水は、女房衆御上ろうの御役なり 御成なとの 所にてハ。御供衆の役なり。其内にても。御一門なとの御さたある人の役なり。

一太刀折紙を披露の事。人により相違する也。客人を賞翫の時は。先客人を呼入て後に。亭主出る也。其時。太刀折紙を持て披露すへし。常にハ亭主出て居て。太刀折紙を前に置て。扱客人出て禮を云なり。太刀折紙に限らす。惣別常にしやうたいの時も。此心得あるへし。貴人をハ呼入て後に。亭主出るか能也。

一具足鞍鐙なと人の給候時の事。よの物の様に心やすくいたゝかれぬ物なり。然間。等輩の時ハ。祇候との禮はかりを云て 禮をすへし。主人貴人の給りたる時は それに手をかけて。手のきわに禮をすれハ。則いたゝきたるに成なり。其もやう肝要なり。

一刀わきさし。貴人給時ハ。戴取てのき。我か

さしたるをぬきて。そはに置。則拜領のをさして。又忝由申上て。禮をいふなり。

一小袖。帷。はかま。かたきぬなとも。主の給たる時は。戴て取て立かけにて。是も着して頓て出て忝由を。申上るなり

一鹿皮を敷事。すそを我左へなして。毛の方を上へなして。よこさまに敷てかしこまるへし

一ひつしきの事。是は緒のつきたる方を。後へなして。毛の方を下になし。うらの方を敷へし。緒のつきたる方を。少内へ折返して敷へし。的の時の敷ハ亦格別なり

一湯漬の時は。必先盃出る。食の時はめしはてて盃出るなり。扨酒ハてヽ。銚子取。湯出る也。

一湯漬の時も。必後に湯出へし。當世出ぬといふ沙汰あれとも。必出し候はて叶ぬ事也。

一鷹の請取渡しの事。流々さまたあれとも。先諏訪流ハ鷹をする者て居所へ。請取人來る時。先ゑふくろをときて。緒を右の手にまとひ。扨鷹渡すへし。そのヽちむちを渡すなり。鷹の渡し樣の事。大緒の房の有方より。右の手の内ににきりふさの見へぬ樣に持て。右のひさのねに。右の手をうつむけて置なり。請取に來る時。渡しはせて。人の請取まて待て居時。其儘渡す也。其後。鞭をゑとるのかたより渡すなり。請取人。平人なれは。鞭をあてぬなり。但右に記すことく。或は政頼流以下ハ。又もやうかわるへし。

一同請取樣の事。ゑふくろを出すを先請取てこしにつけ。扨渡す人のそはへ寄て。右の手に大緒を持たるを。右の手にて取て。扨鷹を請取也。次にむちを取て。先脇へのきて。大緒さはきをするなり。其後。むちをあて。則

腰にさしてのくなり。
一鞭のあて様の事。大鷹は身より一ッたゝさき一ッ。尾も身より一ッ。たゝさき一ッ。又身よりから打出す、以上五ッなり。是を五方の鞭と云。又せうのむちあて様の事。たゝさきよりあてそめて。又たゝさきの尾にてあて納る也。左右の違計なり。あて様。前に同し。小鷹も同前たるへし。
一かりほこのゆい様の事。人のちの通にゆふへし。但犬猫の用心成間。人のかたの通にゆいたるか猶能也。木の本の方をは。何時もつなきによる人の左へ成様にゆふへし。横のひろさは不定。座敷の方へよこ木のよこ見ゆる様にゆふへし。たての木は。横木のむかいの方にあるへし。縄にて十文字に二重にまはして、座敷の方にむすひて切へし。ほこ木ハくぬきか本なり。乍去無き時ハ。檜の木又ハ杉にてもする也。ほこたれの事。俄の時は莚にてもすへし。かりそめにも。たぬきのかわなとはせぬ也。
一鳥かくる事。流々有。乍去諏訪流にハ。田の前。山のうしろとかけへし。男鳥ハまむすひにして。又手一束置て。男むすひにして。又三ッふせ置て切へし。女鳥ハ女なこむすひにして。右の寸程まして切へし。むすひ様の違計也。節分より前は。もふしにてかけ。節分過れは。わり藤にてかけへし。是第一の秘事なり。
一田の物の事。なわにてかけへし。寸法の事。何もまむすひにして。鳥のはしにくらへ候と云法也。乍去。それハ鳥により。餘なかき間。見て能程にすへし。
一鷹のつなき様の事。大鷹ハ七くさり。せうは五くさり本なり。是を略して。常にハ大鷹を

五くさり。せうを三くさりにてもつなくなり。本式ハ前のことく成へし。

一鶉を竹にはさむ事。七ツ。五ツ。九ツはさむへし。はさみやうはそきて。其間へ入て。さきをかみよりにてゆふへし。若又萩にはさむ事。それも竹にはさむと同事成へし。たとへ萩にはさみたりとも。幾竿とハいふへき儀也。

一加様の物披露の事。はさみなからさほともに持て出て。座敷の疊に置たるよりは。そはにたてゝ置所さへあらは。立て置て披露したるか能也。作法。立所なくは。下になりとも置へし。いくさほ有共。同事たるへし。

一取かいの鳥ハ。竹の本一番にはさむへし。

一かりそめにも。鷹のうしろ鶉の前を通らぬ物なり。むかしは鷹師。鶉つかいにあへハ。下馬をしたる也。左様あれは。鷹師も道いか程遠くとも。人をやりて馬に召れよとの時宜なくて叶ぬ物也。鷹はかならす鞭をぬき候はてかなわぬものなり

一くわんしん能。くわんしん舞。芝居にて猿樂。田樂舞まいに。太刀長刀遣事。左様の物持て行ハ。必さるかく出て請取間。努々舞臺へ上るましき也。或ハ花。亦ハ出家の袈裟。掛。羅の様成物を出さる共。それも大略同事たるへし。

一折食籠の物きそくの有物は。必着にてハ遣ハさぬものなり。則其きそくを持て可遣。取人もきそくともに請取て。ぬきても喰。又きそくに差なからくいて。きそく計をぬきてもよし。扨きそくをそはに置て歸る時。取て歸るへし。年寄たる人は。きそくをふところへ入ともくるしからす。若人は。そはに置て能なり。加様の事ハ。いつれも是に同し。

一當世人の前へ出て盃をのむ時、出てのまぬ先に。禮をする人有。中々しらぬ時宜なり。なき事也。祇禮なく呑へし。我か呑たる盃を。貴人きこしめされは。それハいかにもいんきんに禮をする事勿論なり。定て時宜なり。

一軍陣亦ハ門出なとの時。かわらけのひねりとめとて たてに必筋ある物也。是は新敷かわらけのなしてのまぬもの也。其方を前へ末（未）人の呑ぬ先の事也。人の呑て跡ハいつかたにて呑てもくるしからす。

一はかまを着するときは。先左足をふみ入。扱右を入て後に。前こしをあてたるか能也。

一鞠を常にはさみて置を、人毎に鞠はさみと云也。飛鳥井殿。松の下なとも。こしはさみといひたるか能となり。

一鞠をは二ツ三ツといふへし。ける數を一足二足と云也。

一鞠の數をかくる事、十。廿。卅。四十迄ハ心の内に數をよみ、五十の時。五十といわすして、おかすと長く高くいふへし。又六十、七十、八十。九十と心の内によみて、百の時。百と高くいふへし。それよりは百十、廿、卅抔といふへし。貴人主人なとのけらるゝ時、數をよみとむなり。殊更勝負の時なとは。猶以少しつゝ誦とむへし。八の倍なれは百と云也。

一鞠の木にとまりたるを落事。左の手を先へなし、右の手を跡になし、鞠のもたるゝ木の枝を下へおさへて。鞠を落すへし。竿にてつき落事、努々あるへからす。

一鞠を人に持て出て見するか。又出す事、取かわを持て、さけて出て、こしかわの疊につくやうに置へし、かりそめにも。まりのこひたいの方を。疊につくへからす。

一太刀折紙の調様。上中下の事。昔は必はしの

なん枚といふ。是も大草流にハ。いくつといひたるか能也。

一下緒むすふ事。人のきる物を著ることく。重て一むすひむすふ。刀は上の方へむすひめのあるか樣に結。刀のさやにかゝりて。したへさかりたるか能也。脇指はむすひめの下へさかりたるかよし。ちかへ樣は刀と同前也。下緒の色は定る法なし。

一ひきめ下緒の事。是は必ゑひさや卷にさけたる也。乍去。ゑひさやまきにあらねとも。こゝはの時は。必ひきめ下緒にて有し也。是もゑほしかみしもの時。ちいさ刀には。さけられたり。ゑほし上下の時。つかまかぬ事也。はなし目貫たるへし。

一主貴人の前にて。傍輩の盃をはいたゝかぬものなり。乍去。肴をくるれは。貴人の方へ向て。必戴へし。親兄弟なとの盃。外人の前にてハいたゝかぬ物也。

一主貴人の前にて。親の名をいひたるより親しや者と云か能。親の名をいふは貴類也。

一當世人の名乘を本に云事也。傍々六間敷事也。名乘を云事は。其身をさけて云時は。必云たるか能なり。御用書なとにも。申次か又御使の名乘をあそはして。そんちやふされ可申ことあそはすなり。名乘を云事有へからす。御内書とハ。公方樣の御書の事也。

一主人の道具或ハ鞍鐙。或は弓。うつほ。鑓。長刀。加樣の物。主人の小者中間に渡す事。持て出樣ハ。前に記すことくなり。鞍鐙の樣成物は。中にて渡さぬ物なり。遠侍に置て渡すへし。鑓。長刀。弓。うつほの類は。手渡しをもすへし。其時ハ遠侍よりおりて渡すへし。たとひゑんの上又ハ遠侍の上より渡とも。おり候はんすれともと言葉をつかひて渡す

へし。さなく候へは。人によりて おりられよこいふか。又ハ請取ましきといへは。渡す人の越度也。能々心得て可渡也。是も主の中間小者たる故なり。惣別渡す時も。鞍の紋以下をも見せ 鑓長刀の金具をも。念を入渡すへし。亦請取時も。能々見て請取へきなり。

一宮仕配膳の時。かりそめにも物を云へからす。つはき膳へ入物なり。殊更主なとの前をきうしせは。前以 おそれをおもふへし。

一人の刀を見る事。昔ハ小刀かうかいをぬきて。扱刀をぬきたり。是は相手への用心の爲に。是を出して置心なり。それは餘と／＼敷みゑてわろし 乍去。かはとぬけは。かうかいの鍔につかゆる事も有間 能心を付てぬくへき也。刀を見せられたらは。其まゝぬかすこも つかさめ其外こしらへを悉く見て扱刀をぬくへし。ぬきはなしさまに。さやを少きつさきの方へはやくぬきはなしたるかよし。餘あらけなきも見にくし。扱ぬきはなして。先さし表より見て。扱さし裏むねなと。能々見へし。若きず有共。見ぬ躰をして。扱靜に差。かうかい小刀つかゑて 前かとにぬき候て置たらは。それもさして返すへし 亦人の方よりぬきて出されは。さやにさゝすとも。むねの方を人の方へなして能持 左の手をつかかしらに そゑて渡すへし。主貴人へは。つかかしらの方を。兩の手にて 持て。上を御取候樣に出すへし。加樣の法のなき事は。見て能樣にすへし。

一あしなかに禮なき間。いつ方にてもぬく事はなき事也。公方樣杯へ御緣の際迄はくへし。亦事によりてはかぬ事もあるへし。わらんつも。禮はなきといへり。

一四月朔日より あわせをきて。五月五日より

帷子を着る也。又九月朔日より　あわせを着て。九月九日より。小袖をきるなり。八月の末の少さむきときは又病者成人は　あわせをきるとも。其上にはたひらにて着すへし

一瓜をむく様の事　昔より六ッ半にむくといへとも。當世あまり左様にするも如何なり。亦瓜によりて。六ッ半にむかれぬもあるへし。拐上をうすく切て　一切喰へし　今は喰はせてすつる。一向いわれぬ事なり。昔よりくふ時宜なり　切はなして　小刀にさして出事努々有へからす　瓜にかきらす　柿栗にても。小刀にさすましきなり。

一水無月迄ハ　瓜をたてに二ッにわりて　拐よこに切へし。水無月よりは丸輪に切

一人をとふらひ状書様の事　留はに猶期後音以面可申承と　有文言を嫌ふなり　拐上のふうしめにすみを付ぬものなり。

一連署連判と云事　連署とハ　大勢の宛所にして　名を書たるを云也　連判とは　大勢判をするを云　連判は日下さかり也。少く次第に賞翫たるへし。乍去。其時の亭主か　亦ハ事により　其時のとうりやうを取人。日下に判するも有　連署ハ必はし次第賞翫たるへし

一脩錢披露の事　廿疋　三十疋ハちうに持て披露してもよし　百疋　二百疋ハ下に置て披露すへし。但百疋ハ二ッに分。中にてもくるしからす。か様の事は。見能様にすへし　法の外也

一新業すみは　字頭を上へなしてするか能由云傳る　龍の頭を海へ入たるか能といゝいへとも　右の分可然なり。

一辻かための事　御通有横小路の方をけいこするなり　其方にまくをはりてゐる物なり其時の幕のはり様　御通有方に　幕串を立。

同方に敷かわを敷、太刀を左のひさの上に置て居る也。扨主人御通の時、幕をもあけ。太刀を敷皮の上に置、敷皮をおりて。かうへを地に付て通し、御通有て。頓て本のことく御供の衆の時ハ、敷革の上に居へし。此まくのはり様ハ、そこをけいとの故也。

一座敷の疊敷へき事、本式ハ何疊敷共まはり敷に敷もの也、床の前は必横疊に敷もの也。横疊に四疊ならへて。しかぬ物といへり。

一座敷へ折出す事、五献、七献、六献より見はからいて出すへし。

一猿樂田樂舞まい風情に、折紙を遣時ハ。亭主のやられハ、名を云に不及。別の人遣時ハ、そんてうそれと名を云て。遣たるか能也。

一餘所より使者兩人來らは、必兩人して聞へし。但それも事によりて。一人して聞事もあれ共、同しくは兩人して聞たるか能也。

一御こしの供する時。式しやうの時は、雨のふる時。必御こしにゆたんかゝる也。其時、供の衆も笠をさすへし。かゝらぬ間は。何とふるとも。笠はさゝぬなり。當世のきかきも同し。

一名人と云事ハ。むさと云間敷なり、萬に達せぬ物は云ぬ物也、何にてもする事の能をは。其上手と云へし。

一主貴人惣別人に物申時、ろくにむかいてはいわぬ物也、是ハいきをつきかけましき爲也

一刀。人に出す時。太刀そわて叶ぬ事にてハなし、結句賞翫也と云、進物に是多し。

一飯しるにさいしん引事、しるをかけて後は、引事無用なり、乍去。所望有てハ各別なり。

一山の物と田の物と、一度に出す時、先山の物より出すへし、但其中に鶴白鳥抔あらは、先それより出すへし、

一狩杖の切様。せこハ我か乳にくらへ。鷹匠ハ肩にくらへて切る也。木ハ柳楠本也。但梅栗の木をも。諏訪流に如此。又むろなとするなり。

一鞍置馬。御目にかくる事。牽て出様ハ。前に記すことくむかふはかりを見せ申なり。然共御覧せられんとあらは。はたか馬のことく御目にかけへし。

一馬よりおりてハ。手綱をむかいへ越す人多し。是わろし。たとい主貴人の御馬成とも。亦御前成ともおりて。其儘置てのくへし。口取必手綱を前へ越して牽ものなり。但口取なく。我こ引て歸らん時は。手綱を前へこして。引て歸るへし。

一つゝら切付たうむしろの事。いつれも不苦。殊にひゝたれの時ハ。必つゝら切付たるへし。つゝら切付の時も。たう莚の時も。力革は白かるへし。乍去。さらに白きハわろし。くちなしをうすく出して引たるか能也。

一馬を餘所より牽て來るを請取に。當世は色色說有。前にしるすことく請取て。先手綱を前のことく取定て。拐しさらかして。主人其場に居られたらは。其方へむかふを引向て。右の脇ゑ少よりて居て。主人の方を見て。つきそはして歸るへし。若主人。其場に居られねハ。前のことくしさらかして右の脇へよるに及す。頓てつきまわして歸るへし。手綱の取様以下。前に記すことく也。

一青きしりかひ。からちや。もゑきなとの色を。當世若人のする事也。入道法師ならてハせぬもの也。はれの時。努々不可用。殊更むらさきのいろなとは。猶以すましき也。

一鐙の内を黑くする事。是も尻かい同前也。但俗躰にては判官亦彈正少弼忠大弼なと名を

付ものはする也。彈正左衛門ハせぬ也。乍去。是もむらさきのしりかいは。かけましき事なり。あさき。もえき。茶色なとはかけへし。

右酌幷記者。伊勢六郎左衛門尉貞順之記也

貞順者。天文年中。永祿年中之比之人也。光源院義輝公之御代申次之致近勤たり。

一本に有之數ヶ條。左の如し。

自然鎌倉にて酌する事ト云ヶ條の後
貴人の御前にて酌る時ト云ヶ條の前ニ。

一三ほしの御盃のみ様の事。此繪圖のことくのむへし。五ツほし同し。

こしそへの事ト云ヶ條の後
巻數いたゝかせ申ト云ヶ條ノ前ニ。

一神前にて御へい請取。主人にいたゝかせ申様の事。神主の方より立なからうけ取。左の

前

一 二 三

同

一 二 三 四 五

かたをあけ。右のかたをさけてもちて。御前にてかしこまり。御へいを取直し。我右を高く持て上の方をとらせ申へし。主の御左の方へ。へいかみのなひくやうに請取らせ申へき也。御拜過て給る時は。ちうにて又取なをし。本のことく左をあけて持へき也。

鷹受取様の事ト云ヶ條の後
むちのあて様ト云ヶ條の前ニ。

一主人貴人なとへ渡す時ハ。是も大緒。右之手にてもちて。左の手のきはへ。右の手をちかくよせて。鷹と大緒を一度に進上する様に渡す也。いかにもしんたいうやまふへし。

一かりそめにも霊いふしみと云ケ條の前
くわん進能くわん進舞ト云ケ條の前に
こしと馬との時宜の事。とかく是は人によるへし。こしかきの馬にあひておりて。馬からもこしにあひておるへし。更にこしに對しての時宜にあらす。乘手によるへし。去なから。女房衆出家なとは。一向各別の事也。何篇こしにあひたらは。こしをよき道を通して。馬をはわろき方へ乘のけて通したらんに。すこしもほうへんあるへからす。

一人の刀を見る事と云ケ條ノ後、
あしなかに禮なきさ云ケ條ノ前ニ。
あふら火をかきたつる事。さたまれる法なし。何にてもかきたつる物あらは。それにてかきたてへし。もしいつれもかきたて物なき時は。小刀にて成ともかきたてへし。惣別こかたなのはの方にて。あしくかきたつれは。火のもゆる方を切て。下へ落す物なり。誠に右にしるすことく。かきたてもの なき時。小刀の先にてむねの方にて。かきたてにくき物也。はにて引上するやうにかきたてたるかよき也。惣別油をさす時も先かき立たるかよきなり。其後。あふらをさしたるかよし。かきたてすあふらを。かはとさせは。其まゝ火消るもの也。

一右の次に。
とうたいを持て出る事。大略しよく臺に同し。右の下をは。上のさらのきはへあけて。左の手にて はしらを持へし。とうたいを持時。手をさけて持ハ。うはかふきにて。あふらつきおつる物也。是も能々かねて心をつかふへし。あふらつきとは。油さらの事也

一右の次に。
たんけい持て出る事。當世はやる物也。あふらひより上へ出たるはしらのさきを持なり。それはたゝ上へ計わろくあくれは。あふらつき落る物也。らとあふらつきのかたをすくひあくるやうに。心を付て持へし。左樣

にあれハとて。あまりあらけなく。すくひあくれハまたあふらこほるヽ物也。かやうの事ハ。法の外時の氣點肝要なり。

一右之次に主人貴人。御茶を給る事。當世のはやり物なり。數寄屋ハはいりてのさ法ハ。定法いろいろあるへく候。さりなからはやり物にてもあれ。わかくおさなき人のあまりしかめしなとをあらひたるやうに。きれいたてをして。みなくひたるも何とやらん。こひ過て見にくきやうにもあるへきか。能ほとらひも有へし。扨茶をたていたされたらは。先のまぬ先にいたヽきてのむへし。茶の色なとをも　あまりつよくほめたるも。あまりこひ過たるやうに有へし。そはにある人にむかひなとして。すこしハほむへし。のみはてヽは。いつれもそのたてたる人に。禮をはしたるかよきなり。

一あしなかに禮なきと云ケ條ノ後。四月よりあはせと云ケ條の前に。人の前にて。きんとんくふ事。れうしくへは。中なるさとう出てかほへかヽる物也。其用心をしてくふへき也。さきをすこしくひきりて。さとうを出してのち。くふかよきなり。

一右の次に。ふるき人のいひ置しハ。しゆくしもれうしにくへは。しる。かほ又ゑりなとへかヽりて。見くるしき物也。これも先をすこしくひて先しるをよくとふやうにして。其後。くひたるかよきといひならはせり。

一右の次に。小袖の事。おりすしはかならす正月。ある染は九月九日。紫の小袖ハ。大略亥のこに用きるなり。但正月なとに。ある染の小袖を着る事も。いかほとも有しなり。さりなから大かた。かくのことくなり。

此所より貴音南人と云ヶ條の後又こしの條ハ人ト云ヶ條ノ前ニ

一唐布のかたひら。平人いかなる人きてもくるしからす

主貴人惣別人に御串ト云ヶ條の後刀人に用ゆ時太刀をハてト云ヶ條ノ前ニ。

一たてすな二つの間をは。むさととをらぬもの也　南方のわきよりとをるへし。

右の次に

一まはり酌といふ事は。我のみて則我酌をするをいふなり。たゝかはり〳〵するをはいふへからす。

右十四ヶ條。一本に有之。依て卷末に寫之置也。

一鞍置馬懸御目事

一馬よりおりて。手綱をむかひへこす事。

一つゝら切付たうむしろの事。

一馬を餘所より引て來を受取事。

一靑きしりかひ等の事。

一鐙のうちを黑くする事。

右六ヶ條。一本に無之也。

右ニ一本ニ云と記したるは。細川家に所持の本也。

明和元甲申年十一月廿一日校合畢。

貞丈記。

以東京帝國大學史料編纂掛本原寫校合畢

武家部四十五

酌之次第

一盃を出し候事ハ。人ときやく人と同はいならハ。客人の方へよせておくへし。

一客人しやうくわんならハ。きやく人の方へよせてをくなり。

一主人しやうくわんならハ。もとより主人の方へよせておくへし。歸りやうも。大かたその心得たるへし。よく／＼心得へし。

一よるの盃の事。しやうくわんのかたこ。そくたいのあひたになくへし。

一しやくとりやう。あふきをおきて。てうしの折めの所へつめてとるへし。但大きなるてうしならハ、折め上七ツめのきハへよせてとるへし。いつれもてうしの大小によるへし。心得へし。

一同てうしをもち出候て。貴人へむかひ參りうにして。中座につくはふる也。さて主人めつかひ候ハ、。そのときたちて。盃をとり候とき。左のひさをつき。てうしを下にをき。兩手にて盃をとり候て。さててうしをもとりうしろさまに三おしほとしさりて。その、

下さまへ下され候時ハ。御盃をとりて。こかくはかりにすへて下され候也。同又一段と下はいならは。こかくをもをき候て御盃計手にもちて行也

一下さまの盃をめしあけられ候ときハ。先御前へもちて参。盃計をとりて。くきやうのうへにをきて参る也。いくたひもかくのことくなるへし。惣別くきやうハ御前計の事也。御前よりさをくさかる事ある。へからすなり。但又。しきにもよるへし。いつれも先大かたかくのごとくなり。

一てうしのわたりの上に。盃ををき候てくだされ候を。御なかれと云也。此のみやう御前に向て。いたゝきのみとて。盃をもちてたつ也。これハいかにも上たる御前にての儀也。何も御前にて。此をもむきたるへし。よく／＼心得へし。

一御前にて下され候を。御とをりと云也此こきハ。いたゝかすしてのみ候て。そのまゝ御てうしの下におくへき也。てうしよりとをくをく事。りよくわいの儀也。かやうのときハ。すへりよく両ひちを付て請。ちとしさるやうにして。ひちをあけて給候てまかりたつ也。かやうのときハ。したをもすてぬ物也。のみこほしたるへし。

一御前にて下され候事。正月なと又ハしせんの儀なり。よく／＼心得へし。

一同めし出しの事。たとへは。めし出され候てまかりいつるとき。それかしもちて参とて。主。わか盃をは。いたゝき候てのむへし。おもひさしにてなくハ。いたゝかすしてのみこほしにしてたつへし。したをふる事有へからす候也。

一同又その盃を。貴人御こひ候て。めしあけら

れ候ハヽ。下を少のこし。口のつきたる所をすゝき。さてとりなをし。いたゝき候て。酌へわたすへし。又しせん人により候て。わか持参する事もあるへし。しきによるへし。大かたしやくへわたし候てよく候也。さて貴人めしあけられ候とき。中座いたし。いかにも謹て。かうへをちにつけ。さて御酒を御うけ候てのちかうへをあけ。本座へ歸へし。何もこれハいかにも上たる御方へのしき也。

一めし出しのとき。主わか盃なりとも。御前にてハ。いかにもさらにいたゝくよしにてのむへし。われよりうへの人。おもひさし候共。貴人の御まへにてハ。その心得分別すへし。めし出しにかきらす。つねにも心得有へし。惣別めし出しなとのとき。わき／＼へ禮儀なと有ましき事也。上ををもんするゆへ也。よく／＼心得へし。

一盃を人の方へさし候とき。同はいより以上へハ。下をふりいたゝき候てさすへし。同又。同はいより以下へハ。下をふりいたゝかすして。そのまゝさすなり。心得へし

一同人の方へさし候とき。わか口のあたらぬ所をとりまハして。いたゝき候てをくへし

一同又のみ候人ハ。盃をとりなをし。あなたの口のあたりたる方を。いたゝき候てのむへし。これたかひに禮儀なり。何もとうはいより以上の儀たるへし。

一同のむ人も。上の盃ならハ。中座していかにも。つゝしんていたゝき。さて下をのミ候て。さてさけをうけへし。同又等はいならハ。中座するにをよハす。いたゝきてのむへし。すこししやうくわんならハ。そと出座して。いたゝき下をのみてうけへし。但大かたのときハ。下をのむ事ハ。これあるへからさ

との事也。心得へし

一たいの盃をはのみ候て。そのまゝやかて下をふり。たいの上にをき候てよき也。たいをはつしてをく事ハいかゝにて候。つねにハあひかはる也。下手なりとも。盃のたいともに。わか前へきたり候ハヽ。右のことくのみにて。たいにをき候てよく候なり。さしやう。のみやうハつねのことく。よく／＼心得あるへし

一ゑほしきの酌の事。三あし半のき候て加へへし。又くハへハ七足半行て加る也。同くハへも二度ハ心得をして。三度めをつくへし。しうけんにハ何も同前也。

一よめとりのしやくの事。やあしあゆみてくはへへし。又くハへハ六あし行也。此ときハくハへハ右たるへし。てうしの口とひさけの口のあふやうに心得へし。いつれもむすひ候也。口傳有之。

一むこ入のときのしやくの事。一あしあゆミて加へへし。又くハへハ七足半行て。右のひさをたて候て加へへし。

一よめとりのしやくの事。くきやうにのし。こふ　くりをきて。盃三ッかさねて出すへし。式三こんをりやくしたるていなり。よめとりのときハ。此のみやうを用へし。三ッの盃共に。たかひにのけてのむへし。中の盃をおとこはしむるなり。さてはしめハ女はうのみはしめ。おとこのみおさむる也。女はうの方にハ。かひしやくの女はうたちありて。盃のとりわたしをする也。よく／＼心得へし。何もてう／＼口傳有之。

一同酌之事。盃一ッにて三度參らせへし。たとへは一度參らせて。二度くハふる也。あハせて三度の心得也。扨のみはてゝ。此盃をかい

しやくの人とりて。もとのことく上にかさねてをく也。さて酌。くきやうをもちあけ。座へ向て立へし。おとこ此盃をのみて。いち下にかさねてをき。二ッめの盃にて。はしめ候て。女はうの方へさすへし。くハへハ兩方ともに同前也。さて酌。此ときハ下座へ向立て行へし。女はうまへのことくのみ候て。おとこの方へ行ときハ。又上座へ向立候て行へし。いつれもかやうにとり候へハむすひ候也。つねにハ惣別にむすひ候事を。ことのほかいむなり。よめとりのときハ。ほん酌も。次酌もむすふ事を。ほんと心得へし。ひさけの歸りやうも。本酌右へかへらは。ひさけも右へ歸るへし。同左へ歸らハ。ひさけも左へ歸るへし。かくのことくかへるを。おもひかへりと云也。かやうにすれハ。むすひ候也。よく／＼心得へし。ひさけハいつれも三々九度の心得なり。

一同酌とるものハ。兩人なから二をやもちたるこしやうのやく也。但又しきにもよるへき也。

一さる引にさけをのまするときハ。えんよりかた手にて酌をすへし。盃ハそのまゝのみてもちてたつなり。とかくにすへすして。かハらけ計もちて出へし。

一てうしうけとりわたしの事。たとへハ向にある人にわたすにハ。右の手をわたりのさきへこして。左にて柄をかゝへわたすへきなり。同ならひたる人にハ。左右其によこたへて渡すへし。同又貴人へ渡し申ときハ。なかえをさきへなして。てうしのかたをすこしたかくさしあけ。ひちをつけて參らするものなり。よく／＼心得へし。

一いかにも貴人主人なとの御うけとり候ハん

ときも。大かた同前也。さりなからてうしのきハを右にてもち。たゝみすりを左にてもち。てうしのかたを。少あくる心得にして。うやまひて参へし。同ひさけも同前なり。

一ひさけをつねにわたすへき事。大かたてうしの心得たるへし。ならひたる人にハ。左右ともにそのまゝ渡すへし。又むかふへ渡候とき。これも右にてつるをとり候て。ひたりにてひさけのはたさそこをもちてわたすへし。何も口傳これあるへし。

一貴人の御盃頂戴申ときハ。さのみわき〳〵へ禮あるへからすもの也。いそき中座いたし。盃をうけとり。こかくにすハりたらは。小かくをはちにおきて御盃をいかにもふか〳〵といたゝき候てのむへし。貴人御くらゐにより中座するとも。下をのますして。御盃はかりいたゝきてのみ候事もちろん也。貴人の中にても。下をのみ候事ハ一段こしやうくわんの儀也。大かたならハ。ふかふかといたゝき。口をつけす共のむへし。さりなからしきにもよるへし。同中座候ともてう〳〵しんさうの心得分別有へし。

一主人貴人の御盃を下さるゝときハ。貴人へさしむかひまいらせ候ていたゝき。さてさけをうけ。又のみ候時も。貴人にむかひまいらせて給へき也。

一御前にてさけのみやうの事。さけをうくるときハひちを付てうけ。さてのみ候ときちとかうへをあけ。こしをすへてのむ也。うやまふさて。あまりうつむきてのみ候へハ。しせんむする事あり。かやうの儀は。御まへののみやうかくのことく也。よく〳〵心得へし。惣別。主人又父の盃をは。いかにもうやまひて可給もの也。さりなからちゝの盃な

りとも。貴人の御まへならハ。いたゝくにおよはすしてのむへし。あひ心得へし。

一惣別上中下共に。酌盃もとをゐへたて候ハぬやうに。心得候て酌をすへし。同のみ候ものも。その心得をなすへし。座敷によりてならす候とも。へたて候ハぬきつかいをしてとるへし。何もよく／＼きつかひ可有之事専一也。

一せこのてうしの事。盃をハとかくにすへすして。御なかれのことく。てうしのわたりの上にをきて出すものなり。同すゝの酌のときハ。すゝの口のうへにかハらけをゝきていたすもの也。さて一人のみ候てよりハ。盃を手にもつ也。わたりにハをかぬもの也。よく／＼心得へし。

一せこをいるゝといふ事。たとへはらんしゆになり候ての上にて。御酒久しくありて。末座にて客人のともしゆへ。こなたの人たれにても。さけをすゝむるを。せこといふ也。何もこん／＼のさけのときハ。さい／＼せこをいるゝ也。さりなからこん／＼たひ／＼入る事ハ無之候なり。よく／＼心得へし。又しきにより候て。多人数なとのときハ。せこのてうしいくたりも出へし。五三人までも有之事も候。かやうの事ハ。ことにより又ハしはゐなとにてハ。かくのことくもあるへく。何もことによりての事也。よく／＼分別すへし。

一同せこを入る事。末座はかりにもかきるへからす候なり。らんしゆなとのときハ。せこのてうし。御座敷へもことによりて参候事可有之。一へんにハさたまるへからす候也。心得へし。座中へ参候ときも。たいにすゆる事ハあるましく候也。手にもちて行へし。

一、せこの時ハ。次第むつかしければ。わかきものなとに酌をとらせて。せこやくとて。先酌にはしめさせ候て　さてたれ人なりとも。はからひてのませ候事　故實つねの備也。

一せこのさかなとて。別て出る事ハ　あるましく候なり。御座敷に五しゆも三種もさかなあらハ。今出たるさかなをはをきて。まへに出たる　さかなをとりおろして。せこのさかなとなすへし。

一御座敷ひろく候へは。さかな七ツも八つもあるへし。又座敷せはきときハ　二つ三つをき　大まへに出たるを　次第々々にとりて歸るへし。これハさかなもちて出たる人。やかてとりてかへるもの也。心得へし　折とりすへ　公卿の物しきろう。何もその心得たるへし。よく／＼心得へし。

一よすへなとのとき。酌とるへき事。貴人とたかをうしろにせぬやうに　心得てとる也。たかのうしろをとをるへからす候也。同たかせうにさけをもるときハ。たかせうの右のかたへ。そとさしより候てもるへし。むかふへよるましく候。よく／＼心得へし。

一盃のたいにすハりたる盃の事。たいちいさく候て。かた手にてもたれ候をは。てうしと一度に。つねのことくとるへし。もし又。しせんことによりたい　大きならハ　たいのある所に少さけて。てうしををき。さてたいを人の前へ　もちて行候て　さてゝうしをとりて行へし。たかいに禮のあひたもかくのことく也。何かとも　かやうにあるへく候。惣別。たいハてうしと一度にもつやうに心得へし。さりなからはな見なと。又ハらんしゆなとのとき。しきにより　大きなるたいの出る事も有之へし。

一つねに盃をのみはてゝをくときハ。たれにても。のみおさめたるものもちてたつ也。同酌にわたす事も有へし。さきによるへし。酌ハ貴人のかたへ向なをり。うかゝひたるていをして。さておさめよとあるときたつ也。盃をおさむる人。先今一こんとうかゝひ候てよく候也。心得へし。

一同かくのごとくのときハ。こかくきハにあるときハ。盃を右に。こかくを左にもちてたつ也。又とをくあらハ。盃はかりもちてたつなり。さてこかくをはたれにても取也。同かやうのとき。こかくをとりて帰とも。さかつきのごとく両の手にて。たかくもちてたつへし。そさうにする事。惣別あしき事也。よく／＼心得へし。

一酌をするに向座へ御禮あるときハ　ひらき候て御禮ある所を。ゐふさかさるやうに心得へし。右にもしるし候ごとく。かくのごとくの心得かんよう也。

一さかなをひき候とき。酌と次酌の間をとをるましく候也。ひさけのうしろをとをりてよく候也。さりなから。しせん又ひさけのあるところによりて。うしろへまハり候事。ならさる儀もあるへく。さやうのときハ。めをつかひ候よしをしてとをるへし。かくのごとくきつかひ候へハ。くるしからさる也。惣別はんしにわたりて。いさゝかもゆたんなくきつかふへし。ことにさけなとにえひ候へハ。心かけてさへおつとある物にて候。いはんやきつかひなく候ハヽ。物ことにふしつけのみたるへく候。つねに内々にてのきつかひ心かけ。かんようなるへし。

一くハへをする事。何ときもしきゐをこして。うちにてくハヘへし。さりなから　又座敷に

よりて。いかにもつまりたらハ。しきゐをへたて候てなりともくるしからす候也。かやうのときハひさけを内へこしてくハへへし。一へんにハさたまるましく候。よく〳〵心得へきものなり

一同正月なと。又ハしうけんなとのときハ。いかやうにつまりたりとも。うちハへへし。しきゐをへたて候て。くはふる事ハあるましく候。つねにハかハるへし。何もよく〳〵心得へし。

一主人きやく人たかひに自身酌をせらるゝときハ。父子あらハ。ひさけハ子のやく也。又おやとなきときハ。同名家子のやく也。心得へし。

一さかなを引ときハ。酌左右へ座敷によりてひらくなり。何も貴人のかたをうしろにせぬもの也。かやうの儀ハ。くわしくハしるしかたし。仕合しなハてう〳〵口傳有之へし。

一盃を出し候て。くきやうにても。折にても出し候ときハ。きやく人しやうくわんならハ。客人の方に盃ををくなり。又客人下はいならハ。客人の方にさかなををくへし。同はいならは。こん〳〵間を主人と客人と。たかひにしやうくハんの心得にをくへし。五度ならハ三度ハ。しやうくハんの心得なるへし。我所にてはあひたかひに。かくのことく客人をすこしハ。しやうくわんの心得かんようなり。されハとうはいのしきなり。何もよく〳〵分別すへし。

一盃を出し候てハ。さかなを出し。さててうし出る也。こんこんあるときハ。すひ物なと出候て。さしてうし出るとき見合。すい物をとりあけて。くひて下にをくとき。ひさをたてはしををく也。さて折にても。またくきや

うにても。やかてゝうしと打つゝき候て出へし。よく／＼心得へし。

一つねにすい物なとにて。こん／＼次第にハかまひ候ハて。さかなを出候ときハ。まつすい物出て。さて一人参候とき。くハへの所へさかなをもちて出へし。

一同かやうのときハ。一こんの中にも。久しきときハ。二種も三しゆも出すへし。同はいならハ。これもたかひの前へ出す心得に。これあるへし。よく／＼心得へし。何もてう／＼口傳あり。

一同ほん式になくとも。正月なとハ五こん七こん。又は三こんまて有之共。大かたほん式のていを心得て有へし。くきやうの物ハ。一こん／＼に出へし。つねにハこん／＼間久しきときハ。くきやうの物二つも三つも出へし。

一同ほん式のときハ。折とりすへ。しきろう以下二しゆも三種も出へし。何もこん／＼遅速にもよるへし。又しきにもよるへし。かくのことく二こんめなとも。一度つゝ。いせんのさかなをとるへし。

一こん／＼あるとき。盃を出し候ときハ。相伴の人一兩人ほと。いまたのまさるうちにかけて。出し候やうに心得あるへし。をの／＼のみはて候て。出るやうに候へは。のみ候てわろし。よく／＼心得有へし。又ハしきによるへし。

一つねにとりさかなにて御酒有とき。座敷により久しきとき。くきやうの物。いかほとさ座のけうによりて出へし。かやうの義ハさたまれるほう有へからす。主人の御きしよくによりて。御酒久しきときハしいつれも同前也。

一同とりさかなと云事。何なりとも。いくいろもりて出すをいふ也。二いろ三いろももる也。あしうちなとにも。杉原をしき。そのうへに。なんてんのは。あるひはしやうかなとをしき候て。さてそのうへにもる也。正月なとハ。うらしろ。ゆつりはなとしきてよき也。

一くきやうに松なと。又むめのえたなとを立候て。さて右のことくもりて出すも同前也。

一かくのことくえたなとを立るに。上座のかたのすみをかたとりて。たてたるかよき也。中なとに立候へハあしく候也。よく〳〵心得へし。

一同草のはなとをしき候ときハ。これももとを上座へなして。はさきを下座へなるやうにしくへし。はさきの上座へなるハわろし。よく〳〵心得へし。

一折なと出し候ときハ。おしを二ッ。貴人の御方へ向てをくへし。つねにハ上座へ二つなすへし。はしをハたいにをくへし。

一さかなくみの事。しうけんにハ三つくみ也。うちあはひ。かちくり。こふなり。くみやうハてう〳〵口傳有之。同さかなのとりやう。先手よりとるへし。何も口傳有之也。

一しきろう出すやうの事。たとへハしきろうのふたの上に。こかくにはしをさして可參。さて下におき。まつこかくをとり。はしをぬきて右にもち。ふたをあけて。はしをゝきこかくをはふたの中へ入て。とりてかへるへし。かやうのときハ。ふたをあふのけてをくへし。心得へし。

一同又ふたをそのまゝをくときハ。こかくはかりとり候て歸るへし。ふたをハ下はいの方にをくへし。等はいならハ。主人の方にを

く也。此ときハ。ふたの上にはしをゝきてよし。□のことくしきろうにより。ふたをきやうあり。地きんなとのふたをハ。うつむけ候てをくへし。同又たゝ。くろぬりなとのふたをは。あふのけ候てをく也。此ときハはしをふたのはたへもたせ候てをくへし。

一同しきろうを出し候にハ。ふたをする事ハ。しせんの儀なり。わか所なとにてハ。ふたをハとりて出してよき也。此ときハやかて。はしをかなかけにすへてもちて出。さてはしをさき候て。かなかけをハとりて歸る也。右にしるすことくかやうのときも。兩手にて出すときの心得に歸るへし。よく〳〵心得へし。

一同きやく人なとのもたせならは。ふたともに出してしかるへき也。いへに入たらハ。いヽ共に出し。する座にていへをとり。しきろうはかりを上座へ出すへし。はしをそへ候ハヽ。せひに及ハす。さやうになくハ。いせんのことく。はしをそへ候事ハ。しきによるへし。はしを内よりやかてもちて出へし。はしをそへ候て見物なとの所へハ。かならすはしそへ候てよく候也。

一すきしきろうなとを。しはゐなとへ出し候ときは。花なとにて。ふたの上よりかさりに出し候てもよきなり。なてしこ又ハ石竹のたくひなとをさして出し候也。座中なとへハいかゝにて候。いつれもよく〳〵心得へし。

一しきろうのかさりなとも。ふたをしてをくり。又ハ唯へ出し候ときハ。ふたのたかさにしたかひてもるへし。かさりなとも。その心得なるへし。又ふたをおき候ときハ。かさりも大きに。もり物なとも。それにしたかひて。たかくもりたるかよき也。心得へし。

一しんのしきろうハ。五色を五やうにもるへし。同さうのしきろうハ。三つも二つももる也。五つのときハ。何もたかさ同やうにもるへし

一中のみと云事。かすを參候とき。たれにても間をすけ參らせ候を。中のみと云也。たとへは三つ參候とき。三ツめをくつろけまいらせ候こと也。同又ハ御つまり候ハヽ。はしめ一ツきこしめし候て。二つめをすけ參らせ候也。しきにより。はしめを御うけにても。中を御たのみの事もこれあるへし。いつれも事によるへし。大かた先初め一ツをは。とかくに參り候て。二ツめか又ハ三ツめをすけ參らせてよき也。心得へし。

一同中のみの事。二はいつヽけてのみて。さて盃本へ返し候也。當代三盃つヽけてのみ候事も有之。上古にハ二ツ也。大りやく又たうたいは人によりて三盃のみ候ことももちろんなり。

一同又大中と云事。たとへハ三ツのみ候とき。中をのみ候人。二盃のみて。三ツ目を又たれなりとも。間をたのみてすけられ候を。大中と云也。かくのことくの時ハ。いくたりへもたのみ候也。いせんのさかつき本あまりに御つまり候へハ。かやうに間ををき候て。ほとをへて。くつろけ申へきため也。又ていにより下はいの盃を。貴人。中のみをさせられ候事も有之。それも參やうハ何も同前也。よく／＼心得へし。

一惣別中のみハしたをふらす。いたヽかすして。盃。本へ返しまいらせ候也。但人によるへし。貴人の御中ならハ。いたたき候て。返し申候ときも。したをふりいたヽき候て。返し參らせてしかるへき也。中のみとて。さうにある

事あしき事也。よく〳〵あひ心得へし。平人のときハ。いたゝかすしたをもふらす。そのまゝ露なしにのみて。さし候てもよく候。但それもしきによるへし。よくよく心得へし。

一中のみハ少もひかへす。つゝけてのむもの也。同大中のときハ。いくたりもあれ。一盃のみて二ツめを。人のかたへたのみのますへし。のみおさめ盃もとへ返し候なり同盃もとへかへり候て。一盃つゝのむへし。そのとき又二盃なとしるゐ候事あるましき事也。能々分別あるへし。大中もしきにより。三盃つゝのみ候ときハいせんのことく二盃のみ候て。三ツめを又わきへたのみ候也。いつれも同前なり。

一同大中のときのていにより。その盃を次第に返し候ハて。いせんのこもとへすくに返し中事も有へし。何もしきにより。又ハ座のていによりて。かやうにもあるへし よくよく心得へし。

一中のみにさか なを出する事 たれにてある盃本より出し候也。中のみをせぬ人 わきよりさかなを出し候へハ。とりおとしとて 盃のませられ候也。よく〳〵心得へし。さかなのとかハ。惣別一盃にて候。さりなから しきによりさ しきによりて。かさをのませられ候事も有之へし。まつ〳〵大かたハ とかハ一盃と心得へし。一へんにハ さたまるへからす候。何もよく〳〵相心得へし。

一本式のときハ。何ごんもあれ。折さりすへいかほとも出へし。しきろうも参るへし。さりなから。しきろうハ折かハ らけの物とあひかハるへし 御座敷中ころの時分出て よき也。但又それもしきによるへし。

一折ハ。しやうしんの折とゞきよるひの折とあ

るへし。たとへハかまほこの折。又ハまんちうの折。かやうに有へし。心得へし
一折又はこりすへなとにも。きそくある物をハ。はしにてハはさますして。きそくをとり候て。まいらせてよく候也。但きそくにより。いかにも貴人なとへハ。きそくある物なりとも。はしにてはさみやすき物ならハ。はしにて參らせてよく候也。つねにハおひかハるへし
一折かハらけの物。くきやうの物。をさへの物。そのほかしきろうひやし物以下。貴人の御前へもちて出るときハ。上座の方ちかくをきて歸るへし。同貴人兩人御座あらハ。上座の中にをくへし。
一御酒久しきとき。こん／＼あるときハ。しきろうも二ツも三ツも出へし。但一度に出るにハあるへからす候。よくよく心得へし。

一さりすへ出し候やう。たとへハ五ツとりすへまてあるときハ。先はしめに一つとりすへを出し候て。さて次第に二ツすへ。三ツすへ。五ツとりすへ。かくのことく出し候てよく候也。但又はしめに一ツさりすへ。次に五ツすへ。又二ツすへ。そのうち三ツすへなと。かやうにやうたいをかへて。出してもくるしからす候也。先大かた有のをもむきに出し候てもよく候也。心得へし。
一折にハ何にてもあれ。一いろよりほかハもるましく候也。十合あらハ十やうの物をもる也。心得へし。同折にハかうたてある也。折の大小ハ何寸の折と云也。たとへハ七寸。五寸。三寸。此心得にあるへし。折のたいにあしをつくるもの也。あしハ三ツ付へし。口傳。
一はしハ。折のたいにすハるなり。

一おりとりすへなとハ。よそへをくり候ときハ。かうよりにてしはり候てよき也。十もんしにかうよりをかけへし。同又そのまゝていにより。御座敷へ出る事も有之へし。何もしきによるへし。よく〳〵心得へし。

一じきろうなとにこくしの物あるときハ。はしにてはさみ候て出事ハわろし。くしをとりてまいらすへし。

一とりすへハ。くきやうにとひをして。さてそのうへにかわらけををくへし。五ッすへまてもかくのことく也。どゐにゐのめをすかすへし。くきやうのれんし。何もくきやうにすきはらをしきて。さてをく也。こゝろ得へし。

一くきやうに盃をすへて出すときハ。すきはらをしかぬ物也。さかな等のときハしくへし。よく〳〵あひ心得へし。

一ひやし物の事。なつハうりなと。又ハ何にてもすゝのはち。あるひハちやわんの物なとに。水を入て。ひやし候て出すをいふ也

一大しゆになりて。貴人御つまりありて。御さかなをさいふとき。ひやし物なとを出すときハ。やかてもちて參りたる人。はさみ候てまいらせ候てもよき也。同又座中の人。たれにてもまいらせられ候事ももちろん也。よく〳〵心得へし。

一折なとのかまほこをは。やうたいによりすきたる所を。一つとり候て。はしにて參らせてよし。きそくさもに參らせてハ。やうたいにより候て。むつかしき事有之。さやうのときハ。はさみて參らせ候てよき也。但又しきによるへし。いかにもこかまほこなとをハ。人によりきそくをとりて出しても よく候也。何もやうたいによるへし。

一をさへの物といふ事。いろ〳〵のさかな出つくしてのち。まへのさかなともををさへて。今一こん中たきといふ心なり。同又しきによりにはかなとのとき。さかな調法なきのときをさへの物を出して参る事もあるへし。一通にハあるましく候。何もしきによるへし。大かた先はしめに出事ハ。まれなる事にて。しせんの儀なり。よく〳〵あひ心得へし。

一をさへの物と云事。すわまかたなと。又ハちかミなとにして。いはくみなとのていをして。さてしゆ〳〵のさかなをもるを云也。らつちや。とうちんかうなとをもるへし。盃のていの心得に。大にしてさてさかなをもり。はしををき候て出すを。をさへの物と云也。大小ハ又座敷によるへし。何も盃のたいよりハ大き成へし。

一さかなをひきやうの事。手のこうを下へなし。左右のひちを付て参らするハ。事のほかしやうくわんなり。同又左のひちはかり付て参らするも同前なり。同又ひちをは付すして。うやまふ心えにして参らする。これハかろし。何もしやうくわんの中にも。しんさうハてう〳〵有之へし。同はいのすこしの高下のとき。ハいせんのことくたな心を上へなして。左の手をやかてそへて出し候也同又等はいならハ。かろきハ左の手をそうてにそへて出し候也。左の手をはしのかたよりとをくそへ候か。下はいへのをもむきなり。

一同下はいへのときハ。たとへは左の手をそへ候とも。たな心を下へなして。手のこうを上へして出し候へハ。さけたる心得にて候。なを又下手へハかた手にて出し候也。か

た手にて出し候うちにも　左の手をつき候へは。少しやうくわんなり。よく／＼あひ心得へし。

一同さかなうくるやうの事。左右のひちを付候てうくるハ。いかにもしやうくわんなり。又左のひち計付てうくるもしやうくわん也。但右よりハ少ハかろし。ひちをハつけすして。さていかにもうやまふ心得にしてうけへし。何もしんさうハてう／＼有之へきなり。

一とうはいのときも。たかひに中座してうけてよし。此ときハ中にてうけへし。とうはいの中にも。しんさうハもちろん也。何もてうてう口傳有之へし。

一同さかなをうくるに。左の手へ右の手をかされてうけ候て。大ゆひにてさかなをおさゝ候ていたゝき候なり。しんさうの儀ハ。右にしるす心得なり。よく／＼分別すへきなり。

一同とうはいか。すこしかろきときハ。此ときも左の手をうてにそへ候也。はしのかたへ左の手とをくそへ候へハ。かろきやうたい也。同なを下はいならは。かた手にてうけへし。下はいのうちにも。左の手を付候へハ。すこししやうくわんの心得にて候。よくよくあひ心得へし。

右條々應相記者也。

天正廿年　右近太夫入道

八月吉日　沙彌宗得在判

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第七百

武家部四十六

嫁取故實

一銚子包樣之事。一のせめに。ゆつり葉一枚。松の葉少かさねて。はさきを渡りの方へ出し候て。其上を紙にて。順にゑをまくへし。松の葉の上に。しやうそくかみ有。

一卷目の數。廿七も又廿八もまくなり。菊金の上に。卷目一ツあるへし。

一渡りのむすひめの事。手前より男むすひ。次を女むすひにする也。十三月の時に十二。十二月の時は拾三むすふ也。ゆいめのはし。五分宛置て切へし。ふくさもとゆひ也。但長柄のこうよりは。水こきをするなり。

一とひの尾付候口の巻目の事。數三巻なり。あまるよりをより合。渡りにむすひ付る也。こうよりハ何も二筋也。

一提包様之事。ゆつり葉。松の葉右同前。巻目七ツ。又ハ九ツも有之。松の上に。しやうそく紙あり。

一銚子のとひの尾七寸。たゝみすりのとひの尾五寸。同提のとひの尾九寸也。

嫁取座鋪之次第。（原本圖有此間今隨便宜移置）

一二重のまけ様。下の臺の足二寸。同ふちの高サ一寸五分。折鋪一尺一寸。上の臺のこしの高サとう返しふちの高サ二寸。折敷一尺五分。三方にさま有。同もゝやう餅數三枚。あつさ二寸宛。下の餅は折敷のなりに切合。ふちの高サニ貳枚之餅四方一寸宛。引こませ重ぬる也。三枚目のもち。是も四方一寸宛引こませかさぬる也。上のひらにハ。枝持三重の

松を。中に立。其まわりに。かうし三ッ。生栗三ッ。柿三ッ。いわし二ッ腹合紙に包。中にひたを取。水引にてゆひ。頭の方をきうせんの方へ置也。同昆布二枚見合置也。折敷四ッの角に。こうたてを立て。かうたての手先。何も行合候樣に。同ゑひ頭を上へ。串に立こうたてに添。折敷四ッの角にたつる。上のひけをいとにてからみふたゑまわす也。但右の松に。金銀の露を置也。餅の切目にはに何もくもやりをゑとり書也。下の餅のまわりにハ。ひめくるみをのりにて。ひらさまをおもてゑつくる也。二枚目の餅のまわりに。かやのミを。ほそき方を上にして。そくいにて立る。上の餅のまわりにハ。青大豆を二方に。白大豆を二方にむかわせてつくる。下の臺にはゝせを敷也。昔は白木。當代は祝言のゑをかき候てもくるしからす也。

一置鳥の臺の事。臺の高サ四寸。長さ壹尺二寸。廣サ六寸。鳥なりに心持をまくる也。同切目に。足を高サ三寸に付。鳥の置やう臺の內に置。あけをして鳥を高く。いけ鳥のなりに置。口より串を指へし。

一きやうせんの臺ハ。くきやうなり。かわらけに食を盛て。箸の方にかうたてをするなり。食の上にほうしゆのなりに。食をにきり置也。汁は鯉。手先に梅干三ッ。中にくらけ。手無と小鮒二ッ。三方にさま有。右の盛物何もかわらけ也。

一三ッ盃。是も臺ハくきやう。盃はかわらけ也。但小角にすへ。くきやうに置也。

一手掛まけやうの事。下の臺の足の高サ二寸五分。ふちの高サ一寸五分。折敷の廣さ一尺五分。上の臺のとし六寸五分。同迄しふちの高サ壹寸五分。上の折敷一尺。何もふたへか

わなり。同盛物。一小鳥。一巻するめ。一かまほこ。一くしこ。一串蚫。一むすひのし角一ツ。一色の肴にて盛上る也。なりハ杉なり。高さ八寸ほとに。右の六色を六角に盛也。ひはの葉をさし。金銀の露を置也。下の臺にハはせを敷也。

一置鯉の臺之事。魚のなりにして高さ四寸。長さ一尺二寸。廣さ五寸。切目に三寸の足を二所に付る也。何も口傳有也。

女中もしつけの事。

一みやつかひあるへき事。何もこしまきをありてよく候。御酌をとり候事。てうしのゑをかみにてくるみ。右のかた手にて。横にてうしを持つき候也

一ひさけは。なんしやくに打つゝきてよく御入候。くわへする人。ほんしやくよりとをくあるも。あしく候也。

一くわへ申とき。なん時も左の方へてうじをさしいたしくわへ申候。右へさし出し。くわへ候事あるましく候。よく〳〵心得へし。

一御盃ハ。何もかわらけほんにて候。惣別。御女はう衆にかきり申さす。ぬり盃はりやく儀也。

一盃すへ申臺は。くきやうにすへ申候てよく候也。ともに小角にすへて。くきやうおく事もあり。

一上ゑ〳〵の御盃のみ申ときは。左の手をつき。右のかた手にて盃を取。上の御まへゑむきいたゝき。御しやくにむかひ。さけをうけのみ候て。もちてたつへし。其御盃上へあけよと御申候ハヽ。よく〳〵したをふり。そといたゝき。御しやくに渡し申へし。御上ゑあかり候ときは。雨手をつき。御前へ目を立へし。

一手のつきやう。ゆひさきを我か前へなるやうにつくへし。おとこはゆひさきを向へつくへし。女はわかまへゑなり。

一ひさのたてやう。一はうのひさをつき候ハヽ。一はうをはすへらかし候へは。女ハいすまいよく御座候て。常に其心得肝要たるへく也。

一女はう衆は。さかつきいたゝかぬといふせつあれとも。そといたゝき中かよく御入候也。

一いたゝきやう。右の手にて取。いたゝくとき。盃のむかふさかり候やういたゝくへし。

一みやつかひ中人。としまきに手をつき。ひきあけ候心をいたし候か能也。心得へし

一御しやくもる人。かた手にててうしをもち。ひたりにてハ。くきやうのさまゑ。手をかけて持候なり。せんするゑ中時も。右の手にてふちをもち。左にて公卿のさまへ。手を入もちて參り。すこしまへかとに置候て。むかふへおしよする心もちあるへく候。

一くこまいり候事。御かいしやくの人有物也左の手を御つき候て。そとくこを臺に置なから。まいり候てよく候。扨御しるをまいり候時ハ。はしを御おき被成。右にてそと取あけて。御すい候て。扨下に御をき。はしを御取候て。しるのみをまいり候てよく候也。

一おかすの事。いつれなりとも。むつかしくなきはしをつけ候てよく候。大かた中のおまはりより。まいりはしめてよく御入候。まるきりなとのたくいをくい候へは。そのあと。はん月なりになり候て。あしき物也。

一二三のしるをまいり候も。以前のことく也。能々心得へし。

一くこを御つけ候てまいり候事。いくたひも

かさへ御つけ候てよく候。かいしやくの人御いり候時は。かさへわけてまいらせ。又まいりあけ候へは。かさへわけられ。つけ候てまいらせ候也。

一御酒すきて。ゆまいり候ときは。はしをとらすして。ゆはかり御うけ候て。まいりて能候。何も口傳有。

一御しやうはんの事。ついかさねにさまをあけ申事。四はうは一たんとくらいある御ことにて候。扨三はうもしやうくわんにて候。又大かたの人は。二はうも又人より申候て。一はうはかりもあけ申。又ハいかに御しやうはん申内にも。さまあかさるたいにてもまいり候。間又臺なき御かたも御入候。いつれもまつ〳〵此ふんしるしまいらせ候なり

右之一冊。當家より新田之御臺所に御所望ニ付而。被遊遣候寫是也。

小笠原大膳大夫長時

同　右近大夫貞慶

右之冊。當家雖爲御秘事。任御執心應記進上候。努々踈早不可有他見者也。

小池甚丞貞成

小口　權介

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫以宮内省圖書寮本校合畢

女房故實一名御產所記

御所さまより御所々々への御うはかきの事。

一そのことに〱の御所さまの御心はうたいにあそはし候と見えし。御おやかたなとへは誰にても中給へと御入候とみえまいらせ候。御てうよりも御おやかたにて御入候へとも。上らふまいらする中給へと御入あそはし候とみえまいらせ候。この御所へ誰にても中給へと御入候へは。この御所よりは。上らふ中給へと御入候つる　この御所のも御こなとにて御入候へは、まいらするともまいらするへしともあそはしたるとみえまいらせ候。又よの御所御所よりは。御所さまへは、上らふ御ひろうとあそはし候。御かた〱も御入候ときまいらせ候。さためてさやうに御ひろうと御入て御てうの御名をあそはして、中給へと御いり候はんすると思まいらせ候　まへ〱の御やうたい　さやうに見えまいらせ候。そうしてハ、御所さまよりは　御おやかたにて御入候はぬにハ。御とうはひにまいらするへしと。御入候はんすることは　とおもひまいらせ候。さたまりたるほかにハ。さきの人。つよくほんそうし候へは。こなたよりも。又ちとおなしことさなから心し候やうにかき候。人もしおひて〱にちさはよりまいらせ候物にて候。又御所さまの上らふよりは。御所々々の上らふ中らうう　わかきの事。御所さまのこ上らふより御所々々のこ上らふへは、御なをあそはしてまいらするへし、御とうはひの事にて候、御なかたち人はまいらせさ。御入候し。となたよりもこの心にて候。

一御所々々の上らふより。御ともしうへは

りへしと。とうはいに御入申と。中らうよりは申給へ。御所々々の上らふよりほうてうしうへは。りと候。ふきやうしゆへはりりう。とうほうしゆへはりりう。御なかよりはほうこうしうへは。とうはいりへし。ふきやうしゆへは。おなし心なから。うわかきのな所か。ちとさかりなとしりゝ上さまの上らふ御なかたち、御所さまのとおなし御てうにて候。うわかきもさきを御しつしかほとな所あり候。さけてあそはし候は、な所さかり候。そうしては御所さまの御おやこしう。御こ御所々々にならせられ候ほとに。御所さま御いとうしかりの御所の御成し御てうは。みな〳〵しつしまいらせられ候御ほんそう御入候

御こわくこまいりやうの事。

はかまにむねのまほり御かけ候。おり物しいつゝきぬめし候て、御まへに被参候御はんせん御さた候。御所さまなりて御むかひ候。御かたくち御ゆの御ひさけをはこ上らふたち。大上らふの御そはへまいらせられをかれ候事にて候。次上さまも。御からおり物めし候て。御はかまにむねのまほりを御かけ候て。御いりおはしまし候。御まへに上さまの上らふこそてに。あこめのきぬめし候て、はかまにむねの御まほり御かけ候て、おなしやうに。御はんせん御さた候。御所さま御上さまも御立候てのちにあけまいらせられし御こわくこのときは。御そはつきにても。御なをしにても御まへはりなんとめしくあかり候時の御てなりは。御かくともしまいらせ候。御しやうそく御ぬき候てのちに御いわゐ七こんまいり候時ハ、うへのきぬなとみな御ぬき候。

御さんしよの事ども

一上さまの大上らふをはしめ。御女はうしゆ。御みやつかい候御おひの御いわゐには。つねの御所にて。三の御さか月まいらせて。御所さま御おひをそとちきにまいらせ入候ハせのひやうこちきに御たちたひ候。

御はかための事。

一御ひとりほうたいにて候ほとに。日はさたまり申さす候。ふきやうハ時々により候。いせのひつちう。大くちひたゝれにて。御はうのよき御かたにならへをきまいらせられて。よく御入候と申され候へは。成りて御むかまほり御かけ候て。御はかまめして。御かたひ候。大上らふはゐぬい物めして。むねのくちにてくこん被參候へは。つほきりのにてまいらせて。三の御さか月もまいり候。そきハ御てうしにて候。こ上らふハことにかみをめし候て。ゐぬい物めし候。御かたくちさし御てうしとを。大上らふへまいらせられ候。御所さまの御たち候へは。御なりかしらの御人ゐぬい物にはかまめし候てまいり。御かけ候て。下にしかれ候きぬにつゝみて。ひやくさんのはこのふたにすへて御すへ候。御いたし候は。わたへまいり候上さまのハ。そのせきの御うふすなへまいらせても。御まへにていせう三の御さかつきたひ候て。御ふくたひ候。御すへ候て。御いわゐふきやう。三の御さかつきいたゝき。御ふくたひ候いせにハこ上らふ御しやく。ふきやうにハ。御なりかしらたひ候。

一五月五日の御くすこまハ。御所さま上さまへは十二すちつゝのりまいらせ上らふたちより御下までハ。九すちにて候。御ひてうハ六すちつゝにて候。

一御所々々なて時ハ。御こし一のたいへより候。御こしよせの中へ御所々々のり入候。かミ〳〵のはせて。その御あとやかきへより候のミ〳〵くろきかた〳〵のとしは。大上らふの上らふ御よせ候。そのしさいは。すいふんの御かた〳〵上らふに被參候によりみな〳〵のを御よせ候事にて候。御はんたちのは。そはくちへより候。たゝのねうはうよせ候。つほね〳〵ハのまれ人は。それ〳〵の者もくちへより候。御所の御女はうしゆハ。ことにより候て。御つまなんとへよりしこともあり〳〵。

一ほうたんは。廿のごしまてめし候。

一こうはいのたくひは。廿八の御としの五月五日まてめし候。そうしてしも月の一日より。五月五日のあしたとくまてめし心ほんにて候。おなしくは夏はめし候ましく候。りやうけう一ませは。こうはいのたくひにて候。

一上らふたちは。かうしまゐすゝし一ゑもめし候。御なかたちは。かうしは御めん候へは。すゝしなとは御めん候事もまれに候。

一あやをしろきをめし候人ハ。とき〳〵の木のもんをめし候。うすこうはいしろくくれなひなんとにそめられ候へは。もんはなににてもくるしからす候。

一廿八よりのちハ。あやもこうはいのたくいには。そめてハめし候ましく候。むらさきのちになしては成候ましく候。

一かた〳〵ぬい物。かた〳〵はいつものにて候はねは。とき〳〵の木の物を。りやうはうおなしやうに。もんにつけられ候へ。さりなからかた〳〵は。ときはのゑやうにて。かた〳〵ときの木の物にてもくるしからす

候。
一正月のきりには。二こそてに一ゑりにめし候。こうはいのたくいめし候人は。はたにこうはいのたくいめし候。さかしもめし候。さりにはひとつ〳〵のゑりをそろへて。めし候ましく候。
一廿五日ほうたんのめし候ほとは。むねのまほりこんち。
一廿八日こうはいのたくいめし候ほとは。あをち。
一こうはいあしとをりてよりあかち。

正月よりめし物の事。

一一日あさ。こそてそめ物。ひるの御いわゐおり物。
一二日あさ。こそてなににても。ひるはおり物
一三日あさ。こそてなにゝても。ひるははくゑ
一七日あさ。こそてなにゝても。ひるはぬい物。
一十五日あさ。こそてなににても。ひるはおり物。
一二月一日。御こそて何にゝしても。
一三月一日。御こそて。御もゑはもゝつきし二ゑりにめし候。
一三月三日。御こそてなにゝてもめし申候。こそて一ゑりにめし候。
一四月一日。御こそてりうもんのおり物。ほうたんめし候人は。ほうたんのたくひなにしても。
一五月一日。あさこそて。なににても。こうはいめし候人は。こうはい。ひるはゑぬい物のすゝしこう。
一五月五日。あしたのこそてなにゝても。ひる

はすゝしのおり物。すゝしのうらのねりぬきめし候。五月うちはかたひらはめし候はす。御たいさまめし候へは。わたくしにもめし候。
一六月一日。あしたはいつれもあかきにても。くろきにても御かたひら。なにゝても御すゝしうらの御こしまき。
一七月一日。いつれもあかきにても。こんち。しろにても御かたひら。
一七月七日。御すゝしうらはなにゝても。
一八月一日。御ねりぬきのすゝしうらにそめつけ。御たいさまへ。ませにすゝきはかり。御もんにつき候。御わたくしには。秋のゝを心々に御つけ候。
一九月一日。ねりうらの御ねもしに。御こそてめし候。なにゝてもめし候。
一九月九日。御そめ物。季のもんをおなしく御つけられ候。
一十月一日。あさこそて。なゝにても。ひるおり物。この月はむらさきをほんにめし候。
一十一月一日。なにゝてもめし。とうはいのたくゐめし候人は。とうはいのたくひほんにめし候。
一十二月一日。なにゝても御心々にめし候。廿六日には。御所々々御さいまつの御れいに成候ときは。ゑぬい物めし候。

つねの御所御かうしの事。

一こ上らふたち。みすをあけ御おろし候。かたまのあした夕さり。御やりとはかりたて。御あけ候みすはまかれしまゝにてをかれ候。御かうしのかきかねは。あしたとく御は。し候て。よる御かうしられ候へは。御かけ候御かうしまいり候へは。ほうとうしゆ。その比はきやうとくのいわ山とうみんふちやう

なとにて候。
一つねの御所のはきことは。御所さま上さまのこ上らふたち御れんたい。そのほか御くわんすのま。くきやうのま。御ゆとののうへまては。御なかたちはきまいらせ候。
一くわんまいの御うへは。御はゝなりをくはうよりさせまいらせられ候へは。御はくこおほせられ候。かやうの御かたはかくおり物めし候。いつにても。うへさまより御めん候へは。御まくらおしたてゝめし候はぬ身には。御めんと申事は候はす候つる。
一くわんれいの御うへにて。御所へ御まいり候へは。御なかしらとしを御よせ候。
一御なかたちは。すゑの人よせ候。
一御なかたちは。御まいりしたいにて候。
一こ上らふたちにおなし心にて候。

一大夫殿の中のないとう。御しもにて候つる御なかたちにかはる事もなく。みやつかわれ候く御の御てなかせられ候はぬはかりかちかひ候。御ちやのゆ御あしすましなとせられ候かほんにて候。御しも候はね御なかたちもさせられ候へ共。きりはこのふんにて候。ほそ川乗ゑくわんれいの中のおとなしゆは。御しもにて候。
一御ねうはうしゆのなとも。めうせん院殿の御ときの御代まてふんにて御入候つる。
又はふしん
なをさり〳〵ほれ候ほとにあせ
なる
されに御入申候。しせんなに事
事。
も御きゝありたれと。うつる
そこ〳〵
まゝ中入候。かやうの御事。
うけ給候へ、
おほせられ候御たしなみ候
中入候かしく。
事ときさとくに思ひ〳〵。
一あんやう院殿の御むかひには。せんほう寺

のをきんせんし申さたにて。もとも大上らふになしまいらせられ候れいか候とて。大上らふにて御入候つる。それは御むかひに御〳〵。御よめいりきしき御ふた候はぬのちにて候つるほとに。御たうくとも御めうせんゐん殿御ふたおやれき〳〵しく御こしらへツヽをかれ候つれとも。よろつの御と〻のへなりかね候て御所の御もんよりうちから。御たいのしきにて候つる。人のわろくき〻て。御たいに御なり候はぬ身にてたゝさまになりまいらせられ候と申候へとも。ほとにかやうにかきて〳〵とも。しらぬ物のき〻候は〻。ゑ心へ候はぬと申候。はんとおかしく候。

一上らふたちは。いつもし人のもしたるうすやうも。御くし御ゆひ候。

くはうへ御〳〵御ねうはうしゆの事。

一ひのとのへハふちむき。三てうとのへはにしむき。からす丸殿ハひかしむき。さんしうのはあふくのこうちせん御はしたう御はくるの身はゝたきにて候とも。せん御はくうつに御入候。これは大夫とのへ御うつにて候。くはうより御はくなりとさせまいらせられ候より。御はくこ申候御はくなり候はぬハ。御はくとは申候はす候。

一かみ〳〵のこしのよせ人。上さまの御おやこしゆにて候上らふたちは。おそれたると御ぬし〳〵おほせ事候て。大上らふの上らふに御見せ候へとおほせ事候て。いまにそのふんにて候を。御なかたちかみ〳〵はさかりて候ほとに。ゑ御よせ候はぬと御心へ候。御よせ候事か。御なかたちの身にはほんそうにて候事にて候。

これわかきときかきてをき候はんをとて。よろつほれ候程に。御すもしあらせおはしまし〳〵。かしく。

御所さまの御やうたい

一御わたましには。三日しろくめしてもをめし候。十五の御としまでは。あかきもをめし候ほとに。三日御まいり候はす候。御つほねにて候。あかくめし候。ほかはあかきを御さた候

御さん所の事

一上さまの大上らふはしめ。御女はうしゆ。御ミやつかひ候。御おひの御いわひには。つねの御所にて候。三の御さかつき〳〵。御おひとは。御所さまちきに〳〵られ候へは。御さた候。いせのひやうこにちきに御たちたひ候。又ちきにしん上申され候。一おやもちほんに御やくさせまいらせられ候。御あとつきにハ。御さん所へなり候て。御所さま御ゑなを御つき候。御さん所へはあかくめし候。御たんしやう候て。三日はしろくめし候。御てかけりたゝもなきは。御所さまの大上らふ御おひ〳〵られ候。

御こわく御のまいりやう。

一五日目〳〵るゝあしたとくは。三の御さかつき〳〵。しき三こん御てうつの御こわ〳〵ときは。みなあさこそてめし候。はかまめし候人は。はかまめし候て。むねのまほり御かけ候。もをめし候御人は。みなをめし候。やくしやはかりはかまめし候ほとに。大上らふ御なかかしらほんにめし候つる。ひるほとに。ときのくわんれい御〳〵。御所さま御たいめん候まに。御こわく御はとはれ候。御てなかいせ。そのほかとうミやうたちにて候。御なかたちやくしやおり物也。

こそて　はかま。むねのまほり御かけ候て。きぬをめし候。おり物はねりぬきに。うらはあをく候。おもてにハ。くもをちらして。ろくしやうゑをかき候て。ゑやう御心々にて候。かみをみたして。御はこひ候て。つねの御所の中にはこひをかれ候。大上らふ二こそてにおり物めして。はかまむねのまほり御かけ候。おり物のいつゝきぬめして。御まへに御入候て。御はんせん御さた候。御所さまなり候て。御むかひ候。御かたくち御ゆの御ひさけをは。こ上らふたち。大上らふの御そはへまいらせられ候てをかれ候。又うへさまも御うらおり物めし候て。御はかまにむねの御まほり御かけ候て。いらせおはしまし候。御まへに上さまの大上らふ。二こそてにあこめのきぬめし候て。はかまにむねの御まほり御かけ候て、おなしやうに御はんせん候、御所さまうへさま御たち候てのちに。あけまいらせられ候。御こわく御のときは。御そはつゝきにても御なをしにて候。御まへはりふんとめし候、あかり候ときの御てなか御かくこともしらう。御しやうそく御ぬき候てのちに。御いわゐ七こんまいり候ときは。うへのきぬなとみな御ぬき候。

御はかためのやうたい。

ひやうこにちきに御たちたひ候へは。又ちきにしん上候。ふたおやもちほんに御やくをさせまいらせられ候。御あとつきには。御さん所へなり候て。くはうさま御ゑなを御つき候。御さん所へは。あかくめし候、御たんしやう候て。三日はしろくめし候て。三日すき候へは。又あかくめし候、わか君さまにて御入候へは。ときのくわんれいより。御

くそく。御ゆみしこうしん上候。ひめ君さま
御入候へは。御ねりぬき十かさね。上さまは
十かさねうらはしたて物のきぬにて候とさ
うに候。御こしいたきまいらせられ候人に
五かさね。

御はかためのやうたい。

一御ひとりほうたいにて候ほとに。日はさた
まり候はす候。ふきやうは時々にかはり候。
いせのひつちう。大くちひたゝれにて。御は
うのよき御かたにならへをきまいられ候。
て。よく御入候と申され候得は。なり候て。
御むかひ候。大上らふはゐぬい物めし候て。
御はかまに御まほり御かけ候て。御かたく
ちにてくこんをまいらせられ候へは。つほ
き物にてまいる。三の御さかつきもまいる。
それは御てうしにてまいらるゝ。と上らふ
はもにかみをめし候て。ゐぬい物をめし候。

御かたくちと御てうしとを。大上らふへ
まいられ候。御所さま御たち候へは。御なか
ゝしちの御入。ゐぬい物にはかまめし候て。
まほり御かけ候て。したにしかれ候御きぬ
につゝみて。ひやくさんのはこのふたに御
すゑ候て。御すへ〳〵へ御いたし候。八わた
へまいるとて。御まへにて。いせに三の御さ
かつきたひ候て。御ふくたひ候。御すへにて
御いわいふきやう。三の御さかつきいたゝ
かれ候て。御ふくたひ候。いせにはこ上らふ
御しやく。ふきやうには御なかしらたひ候。

御なりの事。

一正月二日は。ときのくわんれいへなり候。御
所さま御しやうそくめし候て。くるまにめ
し候。上さまは。御むねたてにめし候。御り
きしやのきまいる御ちきやうなともたれ候
て。くわんれいにて御いわゐまいる。御女は

うしゆくるま二りやうにて御まいり候。みな〳〵御はかまめし候て。むねのまほり御かけ候。御所さま。上さま御女はうたちも。やくしやはかり御ともに御まいり候。みなきぬとも御もたせと。五日には御所さまはかり。はたけ山殿へなり候。十日には御ふた御所。いせの所へなり候。上さまのなり候ハねは。御所さまの御女はうしゆも。御〳〵はす候。

十一日には。御所さまはかり。三ほうゐん殿へなり候。

十一日には。くろき御所々々御れいになり候。ひるハ大りの御しゆ御〳〵。上らふすけ殿なかはしくちの人御〳〵。御所々々のなり候ときハ。ゑぬい物をめし候。大りの御かた〳〵の御まいり候ときは。おり物をめし候て。しろきはかまにて。七こん御さかな〳〵。つねの御所に。大りの上らふすけ殿は御入候。なかハしは御ゆとのゝうへに御入候。くきやうともにて〳〵。御なかたちは。御こしとも御よせ候。御はんせんも御さた候。

十二日には。御所さまはかり。ふゑいへなり候。

十六日には。みなみの御所へ。御ふた御所なり候。上さまへの御ひきいて物。御からおり物三かさね〳〵。

廿二日には。御所さまはかり。山な殿へなり候。

廿三日には。御所さまはかり。ほそ川殿へなり候。

廿六日には。しやうれん院殿へなり候。

廿九日には。御ふた御所。ひの殿へなり候。

二月十日にハ。せんほうし殿より。つうけん

しを御かり候て、御ふた御所なし〱られ候。

正月十一日には。〱はぬ御かた〲ハ。十六日の御ちやに御〱。ミや〲へは上らふたち御はんせん候。とうたうたちハ。御はんたちへは、御なかたち御はんせんを御さた候。いり𛂞殿より御ちやのこ〱、まいりさまには。一色つゝかちて御〱。御あけ候ときには。御ちやのこ御けんさんひとつに御あけ候、おり物めし候、したには𛂞ぬい物みなもをめし候、大上らふハ御いて候て。御みやつかひは候はす候、御さかなは〱はて。のちにそさ御たいめん候て。かへし〱。

御なりのときの御ともの御やうたい。

一大上らふ御ふたりはかり御まいり候、こ上らふは御ひとり。御なりハ三人はかり御まいり候、𛂞ぬい物をめして、おり物御かいとりに御さた候。御かいとりのうへに。むねのまほり御かけ候度はうすちのあふき御もち候。

一ほふたんは、廿までめし候ほとは、あふきみなくれない御もち候。

一こうはい。廿までめし候程は、あふきつまつまくれない。

一こうはいをめしとまりては。つまむらさきを御もち候、

御かけまほりの事。

一ほうたんめし候ほとは。こんちあをちのきんらん。いつれもおはたしほう。

一五月五日。御くすたま、御所さま。上さまへは十二すちつゝのかまいり候。上らふたちよりの御しもまては、九すちにて候。す𛂞の御ひてうは。六すちつゝにて候。大り。ふしみとの

五りやう殿より大なる御くすたまゝゐる。わきあけの上らふたちへゝゐられ候て。そと御かけ候て。わきあけのほと御かけ候。

一御所々々のなり候ときは。御こしいちのたいへより候。こ上らふたち御よせ候。くろきかみ〳〵のもとのやかきへより候。御はんたちのは。とはくちへより候。つほね〳〵のまれ人は。それ〳〵の下くちへより候。御所の御ねうはうしゆは、ことにより候て。御つまなとへよる計もゝゐる。

くはうより御ふちの事。大上らふへゝゐるふん。

一夏千百疋。あき六百疋。ふゆ廿一くわん。御かつかい。月ことに三百疋つゝ。上らふ御つかい被遊人にて候。

こ上らふたちへゝゐふん。

一夏千疋。秋五百疋、冬二千疋。

御かつかい。月ことに十五ッゝ。

御なかたちへゝゐふん。

一夏九百疋。秋四百疋、ふゆ十九くわん。

御ほつかい月ことに百疋つゝ。御しもへおなしやうに御さとり候つる。

一こうはい廿八まてめし候。五月五日のまん時まてめし候。十一月の一日より五月五日までめし候かほんにて候。夏はめし候ましく候。くもはくも。こうはいのたくいにもちいられ候。りやうはうひとつませも。こうはいのたくいにもちいられ候。ひとつませりやうはうこうはいそめ。すゝしうらには。もちいられ候はす候。

一正月にはきりには。二こそて一ゑりにめし候。こうはいのたくいめし候人は、はたにこうはいのたくいめし候。ねもしもめし候。きりにはひとつ〳〵のゑりをそろへてはめし

候ましく候。

大上らふの御つほねすまいの事。

一うへくちには。たいのまを御つくり候て。すすり。ふんたい。みつしのたなを御をき候。をき物は。をかれ ほうたいにて候 なかのまには。ひやうふにちとこかけをして。御なかもち。御こそてのたいをかれ候。そはくちに。ちやのゆのたな。ふろ。くわんす。色々をかれ候。ときのくわんれいの御はゝ。くはうへ御まいり候ときは。一のたいへ御こしより候へは。ともの人のこしは。二のまのすゑつかたのそはくちへより。おりさせ給ひ候ても。そはくちにのみいらせ給ひ候。

一こ上らふたちへは。御身とおなしくあつかいまいられ候。御なかたちへは。大もとはくきやうにて候つるか。ちかきほとは。たゝのくきやうをも。まいられ候へとも。御なかたち御心をして御むかい候。御しもへは。あしつけにて候。御ひてうには。御けさん候て。くわんはたひ候。御むかいにて物なとたひ候事は。候はぬ事に候。

一つねの御所のはき事ハ。御所さまのこ上らふたち御れんたい。そのほか御くわんすのま。御ことのま。くさやうのま。御ゆとののうへまては。御なかたちはきまいられ候。

一御みまの御いつま。御むまははきまいる事。上さまの御かたのこ上らふたち御れんたい。上さまの御かたの御なかたちまいるは。この分にて候。この御むねのうちは。とうほうしうは。なにもみやつかハヽ。まいるはす候。御ゑんそうはとうほうしうはきまいる。

一御つへと申事ハ。十五日のあしたとく。さきつちやうおもてにて。御らんし候てのち。いつもの御所にて。上さまハしめまいるて。御

ねうはうしうのみきの御かたのうへを。三ツゝそと御うち候。その御つへに御あたり候か。御めんほくにて候。ちとはくをかれ候て。春のゝにいぬなとろくしやうゐにかゝれ候して候。

一みや／＼御所々々おなしく御るいさつになり候へは。みや／＼へ御たいめんりられ候てのちに。御所々々へは御けんさん御入候。

一上さま御ともしうには。山とひこ□□□はか。せんしうみかみ。いなはのもり。たちいひんこ。みよし。にしのこほり。みかわのちうてう。さゝきのゐんや。いまた御ともしう候つる。これはしかとおほえたるしうまて候。

御よめいりのときの事。

一御所さまは。なにゝてもうへめし候つゝ。上さまかたの御ねうはうしう御まいり候はんする。うい／＼しく候さて。その夜は御みやつかひ候はす候。そうして上さまの御女はうしうは。うちまかせては。御所さまへは御みやつかひ候はぬ御事。かけ候はゝ御みやつかひりつゝ。そのほかはちかひ候事。さのみ候はす候。

一御はんにて御かはらけにて。くこはりつゝつる。これかほんにて候。三ねんすきては御こきにてりつゝ。

一御いはゐ六ほんたて。しき三こんりつゝ。かんりやくせられ候へは。三ほうにて候。

一めうせん院殿の御ときは。三てう殿のこ御れう人。しせう院殿上らふにて御入候つるか。御むかひも御りつゝつるとて候。大上らふの御はんせんにて候はね。御こくにここしらへてりつゝ。二まてはまいり候て。三かりつゝはす候。

一御こしははりこしにてりつゝ。

一ほうけうゐん殿は。八まん、御ゑんに御なりありたきにて。せんほうちのを。上さまに御もち候。あるましき事にて候とて。めんほくとて。見事のしたてにて候つると存候。

女はういしやうの事。

一おり物のかさねには。ぬい物こうはいなとにて御入候。そめこそてはかさねられ候はゝす候。おり色はなにゝても御かさねまいらせ候。

一こうはいぬきしろ。りやうひとつませは。卄入までめし候。

一くもはくは。十五までめし候。

一はくは。こうはいおりすちのしたにもめし候。

一ぬい物は。おり物のしたならては。へちの物のしたにはめし候はす候

一いるいすはしゝらうはのへになり候。

一はくぬい物のかいきりさは。かたすそのことにて候。しまにて候はて。をしとをしたる事にて候。これはうへ〳〵にめし候。たゝの人はき候はぬ物にて候。

一さをしはくぬい物。これもうへ〳〵はかりめし候。ゑさしきへした〳〵の人き候。

一四月にはほたんと巾物めし候。ねもしにははくゑぬい物なとにして。うらあかくしてめし候。

一すほたんと巾は。ねもしにあかうらつきまいらせ候。そうへつほたんは。十五までめし候へとも。いまちとめし候はんも。御まゝにて候。

一四月一日より二ッゑりにて候。さむく候へは。つゝみてあひにめし候。

一五月五日よりすゝしうらにて候。ねもしにこしまきにて候。ぬい物にても。はくにても。おりすちにとも。御さたまいらせ候。いつれ

もすゝしうら。こうはいのたくひは。し候はぬものにて候。うらそまり候まゝなり候はす候。かた〳〵ぞめこそて。かた〳〵はくなとにては。こしまきに御さた候。

一まるすゝしは。うらおもておなしことくにて候へは。こしまきにもしら〳〵。めしよく候物にて候。

一六月一日より。ゑちこのあかきかたひら。又つしかはなすゝしもめし候。

一八月一日より。ねもしにこしまきにて候。

一九月九日より。ねもしのうへに。そめこそてめし候。あいにはなにゝても。三ゑりにて候。はるとふゆハ。おなしく三ゑりにて候。うへ〳〵は御ゑりいくつ御めし候はんとも。御まゝにて候。

おとこしうのいしやうの事。

一四月一日よりあわせにて候。五月五日よりかたひら九月九日よりあはせ。うへにこそて二ゑりにめし候。ふゆはるこのふんにて候。

一大りの女中しゆは。なつもすゝしうらのねもし。うへの御前へはめし候。又ほそ川とのねうはうしうは。五月五日よりかたひらに。こしまきとみえら〳〵。

一正月二月うちこうはいのたくひは。二ゑりにて候。三月三日よりこうはいのたくい。二ゑりにて候。四月一日よりこうはいのたくい一ゑりにて候。五月五日までにて候。おなしき日の夕かたの御さかつきより。すゝしうらのねもし。又はまるすゝしにてもめし候。六月。七月。八月。九月八日までは。このふんにて候。

一九月九日の夕かたの御さかつきよりは。すすしうらのねもしにて候。丸すゝしにても。

二ゑりにて候。又十月一日より更衣と申て。はりうらのねもし三ゑりにて候。上臈典侍殿たちはあやもめされ候。内々御しもなとハあやをはめし候はす候。

一十一月の二はんのうらより。こうはいのたくひにて候。三ゑりにて候。又右のまろすゝしも。おり色はなり候はす候。をきもんのたくひはくるしからす候。御所の御いしやう。大かたこのふんにて候。もしちかひたる事も御入候はゝ。かさねてうけ給り候へく候。

右一冊。光照院殿御本申請。令書寫訖。

于時文祿貳年五月十四日　友枕齋

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫以宮内省圖書寮本校合畢

續群書類從卷第七百一

武家部四十七

女房進退

女房衆のしつけの事。

物のまいりやう。はしのとりやうの事。まつせんにさしむかひて。はしを右ノ手につまみて。せノふちへ引上ヶ。下から手を入てすくひ取也。はしのたいさて。ちいさきみゝかわらけまへに有。そのたいにすわりたるさきにハ。そのまゝ下から手を入てすくひ取に取也。もとすへあり。右の方ハ。はしのもさ。左りの方の箸のさきは。すへと心へゝし。ふりかへしなとして。物をくふ事。ゆめゆめなき事に候。其しさいは。はしのもとすへ知らぬといへり。思ハつまみとり。その取やう口傳有。女房衆なともおさあい方へは。そのこうけんの人とりていたすなり。またそのせんすへた給へ。箸を膳のふちへ引上て。さて罷たつ也。さてめしを二くちに二はし。三はしくふて。汁を一はし二はしほそくふて。下にはしを置て。右之手に大汁を取上てすふて。下におきて。はしをまへノやうにすくひ取にとりて。さて手よりよき方を取

てくふ也。ひたりの方之さいなと。やかてはしめなとに取てくふ事。さいこしせんことて　なき事ニ候。中もちなりとも。手よりよき方を取て、くふ物に候こそうへつ物をくふ時には。くちおとひたひたと高き事いやしき事也。汁なとすふにも。口をと高き事いやしき事に候。汁の中のほねなと取いたし。せんなとにおき候事。いやしき事ニ候。そのまゝ汁の中に置候也。鳥の汁なと有ときにも。ほねなとはりくとくう事なき事に候。おとこなとは。はをとたかく。鳥の汁なとをはくひ候といへり。女房衆なとは。目にたち、みゝにあまり候事　ふしつけ也。そうして女房も男も。人中ニて　あまりしつけふりして　物しりたても。おかしき事ニ候。物をも人のくう　ほとくうかよく候。あまりにことくしく。すきたるもおかしき事に候。ふしつけなり。さいなさあまた　にむさと手をかけ候事　なき事に候。まいりやうはくてんあり。

一二ノ膳をは。その人の右之方にすへ候　それもみを一はし二はし　ほとくうて。箸を下に置て。右ノ下に取上。汁をすう物ニ候。これもたひく　汁なとすふ事。わかき人なとはなき事ニ候。としよりたる衆は　くるしからす候。二膳のさいなとも。手よりよきかたを取て。くう物に候。まいりやうなを口傳あり。

一三ノ膳なと。つねのやうに。その人のひたりの方にすへ候事も有　されとも本しきには。二膳のむかひニすへ候。是は左り方は膳こし也。膳こしをは取也。御まいり　なき事ニ候。そのしさい右ノ方に一さうにすへ候。また事によりて。ひたりの方には　御手かけなとまいる。又汁つけなをとりかへて。本膳の

めしを。御くきやうなとにすへておき候。さて汁かけのめしなと。ほんせんにすへ候。これはときのやうたい也。よめ取。又ハ祝儀なとにすへめしとて。左りの方に。へちにめしまいるなり。又候汁かけめしなとも有也。そのときには。ほんせんノめしをは。御まいりなき物に候。まいりやう色々口傳あり。

一やき物なとの まいりやうの事ニはれかましき處にては。我とむしりなとして。くう事なき事に候。こうけんの人ニむしりて參らせ候ときに。さて取てくう物に候。そうへつはれかましき所にては。くう事なき事に候。わかき人なとは。猶以の事に候。ほんしきにハ。きりやき物ほん也。それをはうちやき物といへり。一ひきとあるやき物をハ。しきしやうにはなき事ニ候。一ひきもあるやき物をは。せんのまる物といへり。參りやう口傳あり。

一かまほこなとの 參りやうの事。そうして手に取上なとして。とりてくう事なき事に候。こうけんの人。箸にさりはなして。やかてそのいたの上におきて 參らせ候。さてはしにはさみとりて御まいり候。かまほこも上下にあるとき。そのこうけんの人しようあり。女房衆ハ。おいたといへり。おとこはかまほこといへり。まいらせやうに口傳あり。

一さしみなと。むさとやかて取てくう事。なきことに候。こうけんの人。手もとへ取ておき候時には。くう物に候。參りやうに口傳あり。

一さいしんの汁なと參るときにも。大汁。小汁又は三ノ汁なとも。我と取ていたす事なき事に候。かよひノ人とる物に候。おきゝ時にも共分也。我と取て出す事なき事に候。

一女はう衆に肴取て 參らせやうの事。ひたり

の手を下につきて。右之手にはしにはさみて さていたす物に候 右之手に御取候やうにまいらせ候なり。

一女房衆 さかな取やうの事 右之手にとる物に候。大ゆびと人さしゆびと。二ッにつまみて御とり候かよく候 ひたりの手に取事なき事に候 然共。右之手にさかつきもつときにハ ひたりの手にも取物にて候 取やうに口傳あり

一女房衆盃參らせ様の事。御前に御膳御肴有時にハ 御前の右之方ニ置候 さかな御せんなとなき時には 御まへノまん中におき候也。そうへつ。男衆も女はう衆も 御まへの右之方へまいらせて候 然共。其座敷の所によりて。ひたりの方へも參らせ候。

一女はう衆。さかつき取様の事。右之手に取物に候 ひたりなとに取事あやまりなり。

一女はう衆しやくの取やうの事 右之手にててうしのほしと せめとの間を 右之手の大ゆびの上にあるやうに 銚子のさきの右之かたへなるやうに なかへのおりめたゝみすりのひたりのかたへなるやうに持て。ひたりの手を 下につきて。さて取物に候。さかつきとらせ申ときには。おさあい御方には 御くきやうをはら上てとらせ申候。いつかうおさあいかたにハ さかつきに酒をうけて參らせ候 くわへさけをいたし候時には 右之方へなりとも ひたりのかたへ成共。すこしそはむきてくわへ候ときには。さててうしを下におきて。ひたりの手を。下につきてくわへ候。そうへつ。祝儀之ときには ひたりの方ニくわへある物に候 たちさりなとしてくわへ候事。ゆめ〳〵なき事ニ候。そのくわへてうしする人。たちくわへ

候。さりなから。なによりさしきなとの躰により。そのしやくたちて。くわへ候事ほんしきには。なき事に候。そのしやくの取やうにくてんあり。

一くわへさけ取やうの事。ほんしきには。そのしやくのひたりの方にあるかよく候。くわへ候ときに。ひたりの手を下につきて。つるかけのきわを取。さけてくわへ候。くわへはたちてくわへ候かよく候。そうへつ。三ツさかつきにハ。くわへハなき物に候。さりなから。くわへ酒をはいたす物に候。そへかわらけこて。かわらけ参候。とふらひの□時にも。くわへはなき物に候。さりなから。くわへをは出物に。とふらひなとには。しうきなとのやうに。三こんハなき事に候。とうせいハ。とふらいにも。三こんくわへいつかうなき事に候。祝儀こうれいとハちかひ候也。

一よめ取むこ取なとにハ。しやくなとたちさりて。くわへ酒いたし候事なき事に候。そのしやくのひたりの方へ。くわへ酒する人たちよりてくわへ候。そうへつ。よめとりむことりにハ。しやくにもくわへもむすひ候。しやくはかりむすひ候事ハ。かたむすひ也。くわへする人。ふたりむすひ候かよく候。それをは。もろむすひといへり。そのむすひやうニ。くてんあり。つねのときにハ。むすひ候事なき事に候。然共。くるしからす候。あひへつりくのときには。わかれしやくとて。取やうあり。

一女はう衆なとしやくのときに。おとこ衆酒を請候とき。さかつきをいかにもひきくさけて請候かよく候。たかく上て請候事ハ。なき事に候。その男ふしつけ也。男のしやくに

ハ。上へあけ候事なき事に候。又ハらうせき也。そのうけやう。くわへやうにくてんあり。

一おとこ衆しやくにも。女はう衆のしやくにも。さかつきへ酒をいるゝほとらいの事。ひるは酒を九ふんニ入候。よるは八分にいるる也。あまりにうへゝたり候事。ぶしつけなり。酒の請やう。しやくの取やう猶口傳有。

一よるのさかつき酒の請やうの事。酒をうけて。我かけをうつしてのむといへり。女房衆も男も。同し事に候。これにはしさいあり。

一女はう衆ノしやくの請取渡しやうの事。渡すときには。てうしを下ニ置てわたし候。ちきに手に渡し候方なき事に候。わたしやうに上中下有。猶口傳あり。

一てうしの請取やうの事。そのまゝたちよりて請取候也。

一ひさけ渡しやうの事。是も下におきてわたし候なり。又はしきに手に渡し候事有。その渡しやうにくてんあり。

一酒の請取やうの事。是もそのまゝ請取也。請取渡しに口傳有。

一公家武家のたいの次第の事。公家方にハ四方れいし。武家方には三方れいし也。さる間。おし出し御くきやうなど。前三方といへり。その御くらいにもなき衆ハ。一方れいし也。臺には上中下有。

一公家武家共に。膳のあけやうの事。本膳。二ノ膳ノときには。本膳をあけて。扨二ノ膳をあけ候。くけふけともに。そのふん也。又ハ三ノ膳のときには。ふけかたには本膳あけて。扨二ノ膳あけて。三ノ膳あけ候。一二三とあけ候。くけかたにハ。三二一とあけ候。

今ハ公家方よきとて。三ノ膳より五ノせん。七ノせんときにも。そのふんに候。女はう衆おとこ衆も。其分に候。七ノ膳すへ候ときも。女はう膳をは。たいのさきへひたりの手を入。右の手に臺のふちをもつなり。すへやうくてんあり。

一くけかたには。あさ御たい。ゆふ御たいといへり。これハおとこ衆の事也。女はう衆ハ。あさく五。夕く五と仰候。武家方にハ。あさめし。ゆふめしと。おとこ衆はいふ。くてんあり。

一さいをは。女はう衆ハおかすといへり。男衆ハ御くそくといへり。

一くけふけともに。くらゐある御かたへまいるをは。めしをも。さいをも。汁をも。酒をも。御ちやをもまいるほとの物を。めしといへり。是か□うめしなり。くらゐなき人はいふへからす。

一女はう衆もおとこ衆も。もちなとまいりやうの事。一くちくふて下におき候事。なき事也。そのしさいハ。一口くへは三ケ月なりに。はのあとかありて。さたのかきりいやしき事に候。二くちなとは。くうておき候。らうにやくなん女ともに。其御心得へく候。そうへつ人は物のくいやうをもつて。人のしつけか見へ候物に候。

一女はう衆もおとこ衆も。うりのはうちやくの事。ほそのかたより。ひたりのかたへ。しゆんに六ッはん。七ッにかわをむき候。六月みな月より七月のたなはた迄ハ。わきりにするなり。そのゝちは。二ッにわりてきる也。又今川殿の家のりうには。はつ瓜のときには。はなのちくのかたよりむき候。すへノふりのときには。ほそのかたよりむくとい

へり。これもおもしろく候。今は皆ほそのかたよりむき候事は。しさひあり。六かく殿ノ家ノりうにハ。八かくにむくといへり。はつふりなとのときには。其さしきの人かすほとにきり候物なり。

一柿のかわのむきやうの事。これりのかきをは。へたかたまるむきにしてこしに刀めを付て。さて參らせ候。つねの柿をは。二つわりて。かうノかたよりかわをむきて。こしに刀めを付て參らせ候。しゆつちんのかといてのときにハ。こしにかたなめを。よこ刀とていむ也。つわりたるしゆくしなとをは。へたノかたをぬきて。へたの方よりすうといへり。

一女はう衆なとは。くらゐなく共。其男のくらゐほとに。しやうくはんする物に候。さかつきなとも。其たいやうほとのさかつきをは。いたゝき候はす候。そのしうほとのくらゐ有ほとのさかつきをいたゝき候。

一四きのいしやうの事。大かたぬきのきにして參らせん。三月三日のせくにハ。らうにやくなん女共に。こそてをめし候。小袖のもんには。花もゝを繪にかきたるそめこそてなり。昔は女ほう衆は。綾の小袖うすかうはいに。桃の花色に染てめす也。その綾文には。はなもゝをおり付たるあやなり。せつくはいつれもそめこそてなり。三月の晦日迄。らうにやくなんによともに。綿入の小袖着るなり。

一四月朔日よりらうにやくなん女共に。あわせをめし候。綿ぬきとて袷をめす。男ハ榊袷をめす也。やなきハ夏の初めなり。五月四日迄。おとこおんなあわせをめす也。五月のせつくよりらうにやく男女共に。しやうふかたひらとて。そめかたひらをめす也。かたひ

らのもんには。ゑもきしやうふつけたる帷子也。あかき帷子なとは。五月五日にはめさす候。

一九月朔日より八日まて。老若男女共ニ。あわせをめす也。おとこはくちはの袷を本にめすなり。そのしさいは。くちはハこうやうをへうし。秋のこころなり。

一物九日のせつくからは。老若男女ともに。そめこそてめし候。本にて候。其染小袖の文には。菊紅葉菊かさねを繍にかきたるそめこそて也。御祝儀なともさま〳〵可有。

一十月御いのこには。らうにやくなん女ともに。紫の染小袖本にて候。十二月四季のやうたい。又ハいしやうのやうたい様々有。大方ぬき事ニて候。

一女房衆のめすうわきのやうたいの事。おり物。おり筋。ぬいはく。くもはくなとをめし候。其上さの時には綿を入すあわせにしてめし候。わたの入たのはめし候はす候袷にて候。

一行欠

いかにけつかう成共。小袖ハうわきにはきぬ物にて候。かたおりなとも。しうき。よめいりなとにはめさす候綾の小袖なとは。うすかうはいにそめたるは。うわきにもめし候。またへにのかうはいなともめし候。おりすしなとも。しゝらは。たゝのおり筋よりはさかり候。いためを本にしやうくはんにめすなり。なつのかたひらのこしまきにも。おりすし。おり物。はくゑ。くもはく。ぬい物。おりかうはい。ぬき白。うすたてしろくれなひ。又はねりなとも。こしまきにする物に候。そのこし卷のときにもあわせ也。そめこそてなと。こしまきにする事なき事に候か

へきのねりなとは。からをねらす。すゝしにして付る。ねりたるは付候はす候。
一夏のかたひらなとも。すゝしのかたひらを。六月朔日よりまへにはめさす候。男もさいみせすりこわりちゝみなとのかたひら。又はくりむめなとも。六月一日よりまへにはめし候はす候。らうにやくなん女共に。かたひらも身のまきたるうすきかたひらめす事らうせき也。身か見ゑすきて。さたのかきり見苦しき物に候。女はう衆なとは。色くろくなる物に候。
一かたひら上ノ帯の事。すゝしのおひをするか本にて候。ねりの帯なと。かたひらの上にする事なき事に候。又小袖ノ上に。すゝしのおひなとする事なき事に候。小袖の上には。練之帯本にて候。
一絹の白きあわせなとも。くらゐなき衆は。なん女共に。しんしやくあり。ねりもきぬも。うらをあかくそめたるあわせをは。ほたんの袷といへり。又はうすわたなと入たるは。ほたんこそてといふ。女はう衆にかきらす。わか衆おとこなともめす物に候。又はきぬのしほりのあわせとて。女はう衆もあり。きぬのあわせとて。袖口をしほりたるをいへり。是はしさいあり。今ときの人は。おさあひ人なとに。くちはなとのいろなきあわせなとめし候事。ためしにもなき事に候。おさあいかたなとには。あわせのはきには。うすかうはい。ぬきしろ。うすたて。しろくれない。きねりなとかよく候。もとよりねりなとめすなり。そうへつ。ねりをは十五のけんふくまてめし候かほん也。十六からめさする。おとこかつしき。女はうかつしきなとこそは。あかき物をそうしてめさする。是はくち

は。榊色。ひわ。もへきめし候。いまときは。かつしきにあかき物きせ申事。一かうなき事に候。おとこも女はう衆も。そのとし比めす色あり。あまりにことおゝき間。しるしかたし。大かたかくのふんなり。

一ひくに。またおとこかつしき。女はうかつしきなとも。こしの通りに。すこししもをつまみて。ぬい上をしてめす也。これかしやうくわんの心なり。又はしつけなり。そうへつ。もんかたなとも。その時分にあいたるかよく候。おとこかつしきなとは。夏のかたひらの上に。こしにくんといふ物をまき候。くれないの糸をさけ候。これははかまをめす心なり。

一女はう衆男衆も。小袖。袷。帷子なとのたゝみやうの事。袖を我ひたりの手にもちて。たたみるなり。うわかいになるやうにあり。右手にもちて。たゝみ候ときは。下かいか上になるやうに候。うれへのときには。右ノ手に袖口を持てたゝみ候。下かいか上へ成不苦也。かたきぬすわふなと其分也。人に出す時も。其分也。たゝみやう口傳有。

一物のめじやうの事。女はうもおとこも三ツゑりにも物をめす事あり。男なとハ三ツゑりなとにめす事なきことに候。おちこ若衆なとは。三ツゑりにめし候やう有。口傳あり。

一よるの物。綿をつまつして。ひきのはして入候上へ下につみたる綿をひき入候也。そうして綿をつみて入候はす候。五十はも百はも引のはして入候。こしらへやうにくてん有。これは大よるの物のこと也。こよる物たたみやう。つねのこそてにはかわり候也。あまりにことおゝき間。ぬきのきなり。猶く

てん有。
一きぬなと人に渡スときには。一ひきなとをは。よこ口物にすへていたし候。二疋。三疋までも其分也。五疋 十疋。二十疋は たてきぬに緒のまきくちを。人のまへにわたし候。
一いたの物をは 杉原につゝみて。水引にてゆいて。板物の臺とて。ひの木のたいにあしをつけて。扨それにすへて渡し候。そのときは よこいたにおき候なり
一布なとも 一端二端なとは。よこさまにもおきて。十二十の時にも。まき目を見せて。物にすへて渡すなり 是も上かたには ひの木のたいにすへいたすなり。
一人の御そんしありたる事なれ共。もしおやまりも有物也 伊勢殿の書物にもあり 絹をハ一疋二疋といへり。又は女はうなとは。一巻。二まき。十まき。二十巻といへり。

一いたの物をは。一たん二たんといへり。女はう衆は。一ツ二ツといへり。
一布をは。これも一たん二たんといへり。女はう衆は。一ツ。二ツといへり。
一綿なと人に渡スにハ。十把二把 なといたすには ひろふたなとにすへて出スときにははさきの方を 人ノかたへいたし候也。
一すきはらなとを人にいたすに。杉原を一帖ツヽ。右ひたりから引合て。さて十帖かさねて 杉原八枚。又は六枚たけにても。よこつきて。扨四ツにおりて。おひにして。杉はらのたいとて。こしらへて。人に出すときには、帯のむすひたるおなの方へ わたす也。文なとに書候時にハ。拾帖弐拾てうとかき候。おとこなとも其分也。さかりたる所へハ。壹束二そくとかくへき也。かきやう又ハこしらへやうくてんあり。

一中おりなとも。二束三そく迄ハ。貳拾てう三拾帖なとゝいへり。そのほかは。四束。五そく。拾束。二十そくといへり。壹さをといふ事。あき人のいふことはなり。

一とりの子なとは一てう二てう。又ハ壹束なとゝいふ事なき事に候。一枚。貳拾枚。百枚なとゝいへり。

一たんし。みきやうしよなとも。拾てう。貳拾帖といへり。引合なとは。五拾枚。百枚なとゝいへり。

一おひを人にいたすときには。一たけとは。八筋をいふ。一えたとは。拾すしをいふ。一すちなと人に出すにハ。つゝみ候とき。ひたを一ッとり候なり。二すち。三すちその以後は。ひたを二ッ取也。いまの帯のむすひやう。帯のきりめを見せぬやうにむすひ候也。口傳あり。

一たいめいなと。くけふけともに。其くらゐある人のめし候物をは。小袖も。袷も。かたひらも。かたきぬも。すわふも。はかまもめす程のを。御ふくといへり。是かそうめう也。下々をさやうニハいふへからす。

一御てうすのときの御手ぬくひのなかさの事。三しやく二寸ニするといへり。しさいあり。人のかたちは三十二さう有。それをかた取て。三尺二寸にする也。御手ぬくひにかけて。御まへの右之方ニ置候。御手ぬくひかけなき時には。其御てうす参らせ候ひたりの方のかたに。二重にかけて。布のきりめのかたを。我まへの方にして参らせ候ときには。ひたりのかたをさし出しとらせ申。てうすかけやうの事。かけきゝすゆたんなくかけ候也。其かけやう有。

一おとこのあせぬくひなとも。しゆんしやく

の事。四はんなり。其たゝみやうの事。四方のはしを。内へおりこみてたゝみ候。布のきり目を人に見せぬ事也。あふきなとにすへて出し候。又ハはこのふたなさにもすへて出し候。あふきにすへていたし候ときも。あふきのおりて口すへて参らせ候。あふきのさきを。人のかたへむかへゝからす。いむしさひ有。ちこそはめて出す也。

一てうすをは。おゝくかけへし。あしのゆをすこし取といへり。

一女はう衆も男衆も。あまり取つくろいたるもらうせき也。人かすならぬ身にてなき事に候。又はむさ〳〵とあるもらうせき也。其ちふんほとゝいにあひたるかよき也。

一女房衆。手はこのふたをは。うつふけておき候かほんにて。女はう衆の手箱のふたの上にはかさり有。其しさひニうつむけて置候。

一人のまへへ硯れうし参らせやうの事。ひつたいの下に。れうしを置て持て出る也。れうしのきり目の方のむかいのひたりの方へ成やうに。おきて出す也。さて下におき候とき。れうしをむかひのひたりの方へ。引出して置て。さてたちのき。ふたを取て。其人の右の方へ。あをのけて置候。ふたを取て見るに。さかさまに成事あらは。もとのやうに。ふたをしたまひて。置なをして参らせ候。もし墨なとすり候へと仰候ときにハ。硯を其まま置て。さかさまに墨をするかよく候。取なをしてすり候事らうせき也。され共。取なをしてすり候へとあるときにハ。なをしてする也。すりやうにくてんあり。れうしを硯箱の上に置て出す事不吉也。そのしさいには。男なとは。くひのちうもんを書時。又はきしやうもんなと書候時には。ひつたいの上に

れうし置候。女はうはとふらひ文なとかき候とき。ひつたいの上に。れうしおきて参らせ候。置やうに口傳有。

一女はうのふみのかきやう。すみのすりやう。筆のそめやう之事。まつすみのりやうのかしらよりするといへり。りやうのかしらより。水をうつすといふ心なり。しうき。きたうのときには。れうのをのかたよりするといへり。そのすりやうは。硯のうみの中より。水をすみをもつ也。すり上て。三度すり上て。ひたりの方へ。しゆんにのもし成に。手をうけて。いかにも静にする也。物のたとへは。すみはかきにすらせよといへり。墨すりくち。ひつまさるやうにするなり。

一筆のそめやうの事。筆を硯のうみの中に。よくほとばりしてつかう物也。口なとにかむ事。ゆめ〳〵なき事に候。

一筆にも祝儀なとにハ。しろちく筆かほんにて候。しろちくはひるかほんなり。くろちくはよるの筆也。そめやうニ口傳有。

一物のかきやうの事。まへのやうにすみをすり筆をそめて。さて物をかき候。れうしひたりのかたのひさを。上に置てかき候。不吉なる事。又ハとふらひ文のときは。右のひさの上置てかき候。

一女はう衆のふみの書やうの事。うやまふかたへハ。、、、申させたまへとかき候か。うやまふやうなり。一たんとうやまうかたへは。ひろうかきとて。其御ちの人。御女はう衆。宮つかひ中にもはしりまい候。女はう衆の御名を書て。、、人々御中なとゝもかき候。またおなし事なから。御返事とかきたるは。さけたる心にて候。まいらせ候と計かきて。其なをかへす候。我より下なるへし。こ

なたの名前。いつくよりとかくは。うやまわぬ人のもとへの文なり。又ふみのうわまきの事。かみ二枚をふたへにとりてつゝむは。しやうくわんなり。一枚はさけたる事也。ひねりめにすみを付て。なか〳〵と一すち引事あり。とをき國への文には。上かきに月日をかくへし。たてかみの上下をなしほとにするなり。うやまふかたへは。めしつかいは御女はう衆なをたれ殿と書へし。文のとめはも。御心へ候て。申させたまへと書候也。又は御心返候て可被申入候とかき候也　あなかしく〳〵書文にて。そうへつ。女はう衆へは。しやうくわんかき候。かへり事。又おとこ衆の方へハ。女はう衆のかたへのもんこんにハ。いかにもすく〳〵とおとこのこと葉を書候。□□□候。又けしやうふみなとは。たゝつねのことはかよく候。人により

て。ふるうたなとのことはぬすみ取。はし〳〵をはこさ〳〵しからす書付候へし。うたなとちらしかきなとにかき候。うたことはにつゝけて。いつくうたやらんと見えぬやうにもかき候。そうへつ。女はう衆。男衆もれうし四きにより候。春は梅かさね。夏はあやめとりのうすやう。秋はもみちかさね。冬は松かさね。大引合にふか〳〵と帯をしてもち給へし。又は伊勢物語のことはをかき候也。れうしなとわるきには。うやまふかたへかき候事らうせき也。又我くらゐをも。さけたる心也。いやしき方へやる共。我くらゐほとのれうしに書候也。そうへつ。上書上中下有。あかりたる方へは。上ケて書候。中はそのかたへは。少さけて書候。さかりたるかたへは。いかにもさけて書候。しやうくわんのかたへは。すみうすくかき候か

しやうくわん也。さかりたるかたへは。すみこくそのなにこく書候なり。我なをもしやうくわんのかたへかき候ニハ。ふとくこくくろく書候。あなたさかりたるかたへハ。我なをすみうすく書候也。又女はう衆より。おとこ衆へふみを御やり候にも。いかにもいかにもすくすくとしたるふんしやうを書候はゞ。なまけたるふんしやうなとは。書事人のふしん有かきよ文なとは。中におよはす候。おとこ衆より女房衆へは。おとこのふんしやうを。かなに書候へく。又字をませてもかゝせ候へく。男衆の文ニかなをませてかき候事らうせき也。文の上つゝみ　ふうしやう　女はう衆は色水引也。おちこ若衆なとおなし事に候。おとこはしろきふうしをもつてゆい候。又ふみなとのはしをせはきもいやしき物也。あまりひろきもらうせき

也。およそ二寸八分。又ハ三寸計よく候。又文のおくをおる事。三きやうほとうらへおる也。三きやうハ三くたり也。一きやうおりて。一おりまき候。こしふみなとふうしとも。しやうくわんのかたへは。さし上てふうし候。さかりたる方へは。さけてふうし候。すみひくも二すち引は。しやうくわんの方へ□□□。さかりたる方へ二すち引也。女はう衆おとこ衆も。とふらひ文なとには。かへり事なき事に候。ふうしめにすみを引事ゆめ〳〵なき事に候。はしかきもなき事に候。それハ事によりてかき候事も有候。よめ入。むこ取なとの所へ書候も。かきやうあり。かへり事やかて〳〵又候なかく書候事ハ。なき事に候。かきやうにならひあり。おとこ衆女房衆も。ふみの字かしら上にかき候事らうせき也。あまり上りたるも見くるしく

候。其れうしのほとらいよく候。とりのし引合なとは。しやうくわんなり。是は大かたぬきかき候。惣別。かやうの御事ハ。そうてんなくては。御心へはきかたし。さりなから。御こころへ候やうにかき候。

一女はう衆。男衆。つめのきりやうの事。つめは取といふ也。女はうは。右之手のくすりゆひより取。さて後。こゆひ取候也。ひたりもおなし事に候。おとこはひたりのくすしゆひより取て。おさめに小ゆひ。ひとり事也。右之かたもおなし事に候。女はうもおとこも。右ひたりのあしの爪のきりやう。おなし事ニ候。惣別。正月六日の日きり候へは。十二ケ月なから。何ときらきる也。手足の爪ハ。一度ニきる事なき事に候。是は公宗武家のさた也。猶口傳あり。

一おんへたつおとこ のくそくなと。こしらへ候とき。我物さしにあてかいて。かいたつ事不吉なり。しさい有。其人の物さしをかりてする也。口傳有。

みつしたなのかさり物之事。

一上の重に手箱。二番に火取らんはこ。きやうしとし香はし。はいおしそへてあるへし。

一たき物のつほ。盆にすわるへし。何のほんにてもくるしからす。

一わきにたんさく箱。同しく文箱。

一下の重に。硯箱。引合。うすやう。硯箱の上にハあるまましく候。杉原。うすやう。ふうしあるへし。水引つゝみハ。雨にならへてわきにあるへし

くろたなのかさり物之事。

一上の重に。はらひ箱。二重ニ置。あかもとゆひ。はこわきの重に。おはくろはこ。わたし。くれないうすやうにつゝみて。

一下ノ重に。やわ／＼のかみ。ふうしあるへし。つねに御つかひ候硯もあるへし。

一とこにりやうし箱。はらいはと。とこのたなのわきに。小袖の臺二ッ。一ッハとのい物。壹ッは小袖。そのそは。かいおけ。はんさう。たらいあるへし。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

女房筆法

女房文かきやう。

一おとこのかたより女房衆へまゐらせ候文。いつれの御方へも。まゐる申給へとかく事うやまふ事なり。もんこんは。あひはからい。こは／＼しからぬやうにしたゝめへく候。女房ことはをかくへからす。ものをしらぬ人は。女房衆へまゐらせ候とて。女房ことはをかき候。おかしき事ニ而候。入候上かきには。上中下あるへし。たとへは。

一まゐる　人々申給へ。
二人々申給へ。
三まゐる申給へ。
四まゐる申給へし。
五まゐるへし。

六
まゐる。
七
まゐらせ候。
ほうちやうさまより二いろはいりやう
いたし候。まことに御ねんころのいた
り。かしこまりそんし候。ことにとう
とうおほしめしより候て。下され候事。
一たんしうちやくのいたりにまゐらせ
候。いかにも〳〵御ことはをそへられ
候て。御申にあつかるへく候よし申給
へ。

いせのかみ
さた陸

むかしよりかくのことくもんこん御文
候うへは。これにて御こゝろへあるへ
く候。
一わかなをは。上のしをかな。下をまなにかく
へし。みやうしくわんをも。かなをまぜて。
これをかくへし。なをこゝろへとも。御入こ
とまゐらせ候。
一わきつけなくのとゝやうは。御女房衆より
おとこのかたへつかはされ候文にも。又御
女房衆と。たかひに御とりかはし候文にも
おなし事たるへく候。たかひのくゐゐした
ひに。御はからゐ候ておそはし候へく候
一ふみの上まきの事。二枚を用へし。一枚をた
りてもちゐる事はりやくきなり。ひねりめ
に。すみをなか〳〵と二すちひくへし。又ゐ
んしよへの文には。上まきのうらに。月日を
ちいさくかくへし。たてかみの上下を。おな
しほとにするなり。まき文のおく三行折て。
おるにつきに一行をおもてへおるへきな
り。ことなるれいきあるへからす。なのりの
上のしかなに。下のしはまなにかくへし。み
やうしも。かなにまなをまぜてかくなり。ま

た女房のかたへも。うやまひ候にハ。めしつかはれ候御女房のなを。たれとのへとかきて。申給へとかくへし。とめところは御こゝろえ候て。申給へとも。又御こゝろへ候て。申入られ候へくとも候て。あなかしこさもとめ侍へし。そうして。女房衆へは。しやうくわん候て。もんこんいかにも。すく〳〵とおとこのことはをかくへし。またちこわかしゆなとへのけしやうふみにハ。たゝよのつねのことは能候。又人によりて。古歌のことはをぬすみ。こは〳〵しからぬやうにも。かきつゝけるへし。あるひはうたなとをも。ちらしかきにかき。又うたをことはにつつけて。いつく歌やらん見えぬやうにもかくへし。れうしは。しきによりて。はるはむめかさね。なつあやめみとりのうすやう。あきはもみちかさね。ふゆはまつかさね。またひきあハせなとは。ふか〳〵とにほひをし候てもちゆへし。けんしものかたりに。みちのくのえならぬなとゝ侍は。當時のひきあわせの事といへり。またふみのふうしやうのかやうに。ふうしめにすみをつくへし。文のやうにふうすへし。文のうはかきの方にすみをつくへし。

一大上らう小上らうへのふみ。いつれも御女房衆へのあてところたるへし。色々まゐる申給へ。かやうにもあるへし。又中らう衆へは。春日殿へまゐる申給へ。春日御局へまゐる申給へ。かくのことくあるへし。春日殿へは中らうかしらにて御さ候間。此ふんにて候。そのほかの中らふへは。申しやうの御局へ申給へとあるへし。

一ちらしかきは。ちらしやうむつかしく御入候まゝ。かやうなるかき物にては。しるしわ

けかたく候。

一かしらにおかさる文字の事は。そ゛に゛り。かたくさへしも。又おにすへさるしの事。ほ゛と゛こ゛わ゛か゛ゑ。たつな。ら。そさしこれなり。かならすすへさるにはあらされとも。あしくかきぬれは。みにくきあひた。これをきらふへし。あなかちにかたくしもならんしきにはす。うたの五もしにはかならすかくましきにや。七もしのかしらなとにはきらふへからさるなり。

もくろくと丶のへやうの事。

しん上。

かん　二。

たい　一おり。

にし　一おり。

御たる　十か。

以上

たいふなこいなとは、かすもおほく候て見たてもよく候てかすなかくへしたいふなは十より上は十まいさゝまいの字なかきてもよし。

いせう京すけ

さた遠

一かなもくろくかくのことし。御たいさまなとへはかやうにあるへし。

しん上。

御折　十かう。

御たる　十か。

以上。

一女中かたよりさるかくなと丶へつかはさる丶おりかみは。千ひき万ひきとかみの中にあるへし。

千ひき

万ひき

しん上。

からいと　五十きん。くれなゐ。
おり色　十たん。
杉はら　三十てう。
以上。
いせのう京のすけ
さた遠

いしやうかはりの事。

いしやうのかはり候しせつの事。三月中ハあわせにうすこそて。四月ついたちよりあわせをき候なり。いろのあわせならは。ゑりそてをしほるへし。いろはなにいろもくるしからす。これはてん中への事なり。わたくしにては。ゑりそてをしほらぬもくるしからす。たゝしそれもきとしたる時は。いかゝとさた候し。またしろきぬのあわせほんなり。たゝし。くはうさまにめされ候あひた。しんしやくあるへしとも申候もみ〳〵は。をりいろはなく候つる。きぬをいろ〳〵にそめてき候つる。それはゑりそてしほらす候。五月四日まてはあわせ。五日よりおとこ衆ハかたひら。女中衆はてん中にはすゝしうらのねりぬをめし。御こしまきもすゝしうら。六月一日より七月中。かたひらをめし候。八月一日。又ねりぬきをめし候。御こしまきそめつけのこそてを。おの〳〵御もちひ候。おとこ衆も。いにしへハ八月朔日よりあわせをちやくしたるとて候。今は九月朔日よりあわせ。九日より小袖をき候。又十月いの子にハ。なんによともに。むらさきいろのこそてをもちひ候。これはてん中にての事なり。たゝし京中大りやく此ふんに候。またぬめのこうはいをは。たいり御しよに御しこうの女中は。御年廿一の五月五日のむまのさきまてめされ候御はうに候へく　お

とこは十五まてゑりをしほりてき候
一ほつけんつむきのこそて。もんのつきたるはくるしからす。もんのつき候はぬは。てん中又きとしたる時は。そく人はしかるへからす。出家人たう。さうほうはくるしからす。またなにしても。から物同せん。又いにしへハ。とうはうしゆは。こそてのりんに。なにゝてもから物をさしたるよし申候。近年はさも候はす候。そうして。そく人はゑほしなとの時。ことにむもんのこそてきへからす。たゝしさるかくは。なにをきてもくるしからす。武家のしんも。大かたひらの時は。しろきこそてをきへし。きぬなるへし。又しろきあやにも。人にこふくをまいらせられ候にも。一たんの御かたならては。まいらせられ候ハす候。またむらさきの袷は。御きんせいにてふなく候へとも。ほうこう人は。しんしやくのやうにも。むらさきからのこそて同せん。くほうさま御ふくは。いつれもむらさきの御うらつき候あひた。そのははかりに候へく候。

一くはうさま御ふくと申は。おりもの（いろ御もんハ不定）候。
しろきあや。又はあやつむきを。ちをいろいろにそめ。御もんむらさきなとにつけ候。そのほかのかゝむめ。またしいなつむき。遠江あかねなとにても。御うらはまへに申ことくに候。おりすちなと申候物は。しせうゐん殿御時まては。あされ候はぬよし候。又かくおり物は。一たん御しうくわんのきに候。くはうさまの外。みたいさま。日野殿。三てう殿。女中くわんれいの御はゝ御ゆるしにてめし候。また三じよくハ。はいりやうにてめし候。

一たゝのおり物も。はいりやう候はては。てん中へは誰もきらはす候。また女中衆も。中らうはかうしのおり物。うちまかせてふ。えめし候はす候。すちみすなとをめし候。きほに候へく。くはうさま御ふくたまはり候を。ひさしくき候を。きほと申。わたくしにて。主へたまわり候こそておなし。

一しまおり物の事。地下人のきる物に候へく候。さとしたる人は。下にももちひす候。

一かけもよきのとそて。いにしへははやり候つる。今はすたりて候。むめそめのこそては。今もおの／＼もちひられ候。ことにうつくしくそめたるは。わか衆にもよくにあひ。女房にもよろしく候。

一丸すゝしの事。御ふくは中におよはす。大上らうめし候。中らふはめし候はす候。たれもめし候事はしかるへからす。またひとへすし。一たんの事に候へく。大かたの人はめし候ましく候。

一くはうさま大上らうの御も。ひとへに候へく候。小上らうより下はうら付候。

一すゝしの事。まるすゝしさ申ハ。うらおもてともにすゝしに候へく。ひとへすゝしと申ハ。ひとへにて候。そうしてすゝしは。しやうらうまてめし候。中らうはめし候はす候その下の事は中におよはす候。ひとへすゝしは。一たんの事に候へく。

一いにしへは。おひ六わりにて候。しやうゐん殿御たいより。八わりになされ候。人によるへからす候。

一三ゑりにものをき候事。ちこわかしゆなこゑりをいろえてうつくしく見せ候はんために候へく。またとしよりは。ものをおほくき候はんためなり。たゝつねのことくきたる

かよく候。又そうかう。くひにものをきき候事。とうはう入たうなと。としよりはくるしからす候。わかき人はひろう也。又大ゑりにき候事同前。

一こそてを人にまいらせ候事。あわせをかさぬる事。御またこそてはかりをもいたし候。かすはさたまらす候。十。二十。又五。三。一なともつかはされ候。二ツはほん〳〵には。いかゝ御入候はんや。あわせのかさなりたるは。二ツにてはあるましく候。こそてはかりの事に候へく。

一御かちやう二はりあるへし。ミついろ。すゝし。かきめつき。くりめ。しゆす。かきしやくさう。

一いつれまこは。わか子の子なれとも。むすめの子をは。しやうくわんすへし。むす子の子は。やいくわいたるへし。ある人。はなみのさしきへわうかへの二人あそひ候を。いつれもまこなれとも。藤若殿こなたへよひまいらせよ。つるわか丸こなたへよへと。人してをほせけるを。人めまたきゝたまひて。これこそおとこのかくれなきものしるによつてとほめたまへハ。女人のたしなみによりおとこのなをあけ候なとなん藤若丸はむすめの子なり。つるわか丸はむすこの子なり。これおさこおんなのしやへつあるへし。

一はなみのさかつき事。そのはなを一ふさ。さかつきに入て。人にさし申候。又さゝれたる人は。それをとりいたゝきて。あふきなとのうへにおきて。さてさかつきをとりて。つねのことくさけをのむなり。それを又。人にさし申候はゝ。もとのことく。そのはなをさかつきに入てさすなり。いかにも〳〵そのはなをしやうくわんあるへし。

一神せんのはなみの事。しんせんをも。はなのもとをも。うしろになさぬやうに。さをさせらるへし。そのほかはおなし事に候へく。

一女中こと御ひき候時は。いそのかたをたゝみにつけて。御ひき候。ひさにのせては御ひきなき事候。

一御すたれのかけやう。かきもこまるもうてにあるへし。まく時ハうちへまくなり。かきにかくるへし。又ひき合にても。すきはらにても。三たけにも四たけにもつきて。四にもおりて。みすのうへもつからきぬの下より。両方へおなし程にひきいたして。両方おなしことくにして。みすまきあけてゆひ申候。ゆひやう。一むすひして。ねちかふなり。両方のねちかふところ。むかひあふやうに。見あわせてするなり。その時は。かきもこまるも。まきこむるなり。しせんみすたかくあけらるゝ時の事に候へく。神前なとは。かきもこまるもほかにあるへし。

一御しつまりところに。いろ〳〵おかれし事候。まつとのゐ物二。御こをそ二。御枕二。御むしろ。へりあかきそんす。御むしろのうらすゝしたるへく候。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第七百二

武家部四十八

今川了俊書札禮

目錄

今川了俊書札禮

書札禮之事。此事。當世ハ以之外亂候て。只人の心に候て。式躰ふかく慇懃に候人ハ。ハいくらも被致禮けに候。そのつから尾籠にふるまい。又物しり候ハて。振舞人候へは。こかむへきにあらす候か。兎も角も人のするにまかせて。われも人も只無禮にのみ振舞□候間。何と可申とも不存候 但自然物を知候ハて。無禮に振舞候事ハ。恥辱と存候ハんにハ。尤かやうの禮ハ可定候歟。たとへハ將軍家の御一流のかたハしにて候ハんする輩の方へ。諸大名より可被遣候書札禮ハ。さたまりて候。先代の時ハ。相摸守ハ號一族とて。諸大名其禮も定候けると申候。御一族の無官無位に候といふとも。四位の殿上人の位に准て可被用由。公家より被定て候けると申候。然間。諸大名連の官位ハ。多分一きうと申て。從下の五位より從上の上位に舉候。諸大名より一族方へつかハし候狀も。同五位より四位の人に遣候書札ハ。同皆々。當處恐惶謹言にて候。あて處ハ其人の居所者。小路の名。又者內の管領ハしく〳〵の名字にあて候。書候けると申定候。大名連の中におゐても。諸大夫或ハ官加階かたく候人の方より。一族のきれはしの者に被遣候時者 書札にかた敬ハ有にて候歟。さ候ハてハ。本は一方のとう人。まして兩管領以下に成候ハんにハ。諸大夫職の人にも 皆々恐惶書にて可被遣候。只平侍順の大名の押て思ふまゝに書れ出候て。一族共に申候ハす まして諸大夫共申候はて。なか〳〵と書事口惜事にて候 何とかいにまかせふるまい候といふとも。殿上人ハ〻〻〻。諸大夫ハ〻〻〻。侍

ハミにて御座候。おのれをのれか家に生付て候程に、過分の振舞ハ。かへつて物も知候ハぬのみならす。其まゝにふるまひて。通事あるへからす候間。つゐにハ云甲斐なしに成候ぬと存候、縦ハわれも人も。其身之果報又思之外出身し人なと候て。父祖身にも越候て、官位たかく成候也、公方の御沙汰としても、或ハ随官位。或ハ年老次第なと候て被定候時ハ、無是非候。さ候ハて如何に上萠仕候共、殿上人の上に諸大夫職の人々振舞、諸大夫の上に、諸將連のことくハあるへからす候也、先代の代に城の入道之事を賞翫候て哉之間、諸事亂に成行候、結句一族一々我我かやうの者に會候ても、官位次第と中居候。沙汰の外の事に候、事新敷御當家又長井の方々の事ハ、諸侍の角不可申、書札の禮も。いにしへハ慥候けるけに候へ共、亂世の

時分に候間。何共かとも同物に成行候歟、侍職に取ても。其家立所。昔より定候へ共。只多勢有力の人々ハ。競而上萠に成哉之間。不及申候、此間われ〳〵に向て、書札の禮に。進上恐惶とあそはし候。無勿躰候、昔ハむかし今ハいまにても哉之間、堅辭退申度候へ共。但我等か事ハ。既九州の官領時分に候。則將軍家の身を被分位に被告哉之間。式躰ハ大方に向申候ての御札かと心得申候間辭退所なく候、今も我々當職上表申哉ニ候、自他同輩之儀たるへく候間。相互に恐々謹言たるへく候にも、京都にても。大方之一方衆連。まして評定衆奉行人に。皆々恐惶可書之引付の頭人に成ぬれは。それかゝりの上にて候間、六波羅の頭人。九州探題にハ。恐惶の御札不可有子細候、老公方を恐さ申あるへく候間。更ニ私之御禮ニ預申哉者思申

ましく候。故實冬資大内入道。同大夫等。只恐々謹言と云。當所にハやかて今川殿と書て。廻てか共。こかめ候におよはす候き。人の物を知候はねはとて。つれて物しらすに不可成候間。公方をかろくせられ候するを。身としてとかむへきにあらす。當少貳殿ハ恐惶謹言になされへく候。是又神妙までにて候。大内なとハ今も我々にハ恐々謹言と書候て。詞も以之外無禮に書候へ共。是又沙汰之外ニ候。侍職に取ても。此人之事ハ。諸人被存候へ候。なれ共。とかむるに不及候。仲秋か方への狀にハ恐惶と被書候て候。緣者心地候て敬候哉。然者仲秋御親方にて候ヲ者。被敬ても不覺あるましく候へ共。父道階之時。無禮にしをき。人も家人も請次候て振舞に候。うたてしく存計候。如此事能々御心得候まてたるへく候。委可申承哉之間。是

まて申にて候。尾籠に候て先代者師泰上杉の人々等輩にて候へく候。先代宮將軍唯にて候。當將軍ハ御座候之間。我等か□の者事までも。先代一族よりハ。少人にも所をかれ可申に候。存候へ共押付て振舞かへは。さてのミ罷過候き。如此事。公方より始て被定さらんほとハ。我等か當職辭退の後ハ。只恐々謹言にあそはされへく候。是のミならす一國をも給て候する人ハ。其國中の地頭御家人等の書札も。恐惶と書候て。難あるましく候。公方を敬申にて候哉之間。家の疵ニ成ましく候。書札の禮ハ。惣而如何にも。禮ふかく哉之間能々に候。物知て候人ハ申候也。片敬の書札之事。前々あら〳〵申て候。書おさして候程に。又書加へ候。同ほとの人の方の狀にハ。謹上某殿とかきて。國守にて候ハハ。たとへハ近江守何かしと可書。さならぬ

官途の事も。當官のほとハ官をかき候。前の官に成て候ヘ者。皆々前の位某と書候。常の事にて候。又われより敬人の許への状にハ。進上と書候。藤原の何かしなとゝ書候て。其人の許に官領し候人の名字。又ハ宗との人の名字を當所書也。或ハ人々御中共書。又官領の名字をも。其人の名字にあて候て書我官途名字をも書事あるへく候。無官の身にて候へハ。源平藤原共。我性と名乗をかく事ハ。常の子細にて候。又少可敬人の方にハ。進上とかきて。韓面其人の名字を書。姓名乗をかきて。謹上人々御中とかきて。恐々謹言とも可書候。進上の時ハ。恐惶謹言と書候。謹上の時ハ。恐々謹言たるへく候。少敬殿にハ。進上恐々とも書候。片敬の書札と申候なり。進上たとひ同ほとの人々。聟に成。外戚に成。ゑほしおやにて候にハ。此方よりハ片敬の書札可然候。外戚の方より同輩の返事たるへく候。庶子一族より惣領の方へ被遣候状も。如此進上恐惶謹言にて。當所ハ人々御中。又其人の居候所の名なと可書にて候。恩敵の人一族にても。かく恐惶進上と可書候也。

一あまりに。上臈□に遣状にハ。中々進上恐惶書事もいかゝにて候。御内祇候の人々或ハ貴所に向て謹上某殿へ。何かしと書候か能候也。文章ハ殿中以便宜可有御披露候。可得其意候なとゝ可書候也。我等ニ一條關白殿なとに遣之状ハ。謹上恐々謹言と書て。或は月輪中將殿。法性寺少將殿なとゝ書にて候。惣而書札の禮を知て候人々なく候。以外に尾籠のみ書候。おかしき事に候。状の躰にて人の家定ところあるへからす。趣之間如何にも禮をふかくし候か。堅事と申候に候。人

の名乗をあまりに見分候ハぬやうに書候ハ。尾籠の事にて候、内者所へハ子細なく候き書札の禮之事、殿上人の方より公卿に被遣候文ハ。恐惶謹言と書候。殿上人の方より諸大名に被遣候ハ。恐々謹言と書候。殿上人と申候ハ。四位上位ほとにて候。四位ハ上四位下、從四位上。從四位下如此次第に候。五位ハ。正五位下。從五位上。從五位下にて候。官途ハ。中將、少將。左馬助。兵衛佐なと。大膳大夫。右馬頭。左馬頭。此等ハ化所の大夫の位にて候也。中務大輔。同少輔公內大輔。同少輔、式部大輔。同少輔、是ハ殿上人も成官にて候。又三位よりして二位一位ハ公卿にて候、正四位、從二位。正三位。從三位にて候。かやうの次第に候て。書札の禮可有心得候。

一三位以上の人の許への書札ハ。進上と可書。又の様にハ。內封と申て。腰文にしたて。立文にして、謹上共、進上共かき候ハて、或ハ進之候。又小路の名なと。當所に書候て、我名をハたゝ名乗はかりを書事。常の事に候、又同輩の書札にて候へ共。少敬度候へハ、其状なとゝ書事も候也。立文に仕候時ハ、禮紙候へく候。內封ハ公家にハ禮紙を遣られ候て。夫を腰文にせられ候て、墨をひかれ候事。常事にて候者ハ四紙の禮、五紙の禮ハ異說也。三紙、四紙の禮と申候て。立文の上巻を仕候事も候けると申候、是ハ人の方より返事せられ、或は此紙にて書給候へと云心様の式躰にて候、公家の物知て候人にも尋申候しか。そハ四紙五紙の禮と申候事、慥知人なく候と被仰候也。あまねくハ立文の禮紙一紙にて候。

一文箱の事。公家にハ皆文箱とて。蒔繪に金物

なと仕候て紐をにして中に被入候て遣も候へ共。箱に被入候程に封なく候。武家も同前に候ヵ略儀に候私に箱なとはりて。尻頭を封を書付て。宛所名字かく事候。是ハひらきて候時ハ。文字の左の方の蓋をきりあけ候之間。異儀なく候。

一諸家の書役ハ。將軍家御一族又ハ殿上人の流。又ハ諸大夫の人々。若ハ侍家人々如斯所所其家に定て候。諸大夫の家と申ハ公家にハ日野　勸修寺。四條なと申人にて候。又久我なとゝ申て。宮方にハ兵衞佐か家なとも可申。武家にハ御家攝津の人々。長井の人々一流にて候。是ハ諸大夫として諸侍達同位たるへく候へ共。官位なと諸侍よりハ少被遣出しほとに候。評定の座席又役なと被聽候する時ハ。小山。宇都宮　千葉。武田。小笠原以下の侍達よりハ。上役を遣られ候へく候。

一和歌懷紙書やう。公方樣又晴の時。或社頭にての時ハ。讃岐檀紙を上下切調て。たかさ一尺計仕候なり。上樣の御懷紙よりハ。高きハ恐候て候間。少ひきく切候也。横ハ懷紙のあり次第也。但袖口ハ手打置候程候也。其此方にハ詠の字を書候へく候。

春之會にハ。

春日同詠三首和歌官のある人ハ。官と姓と名乘書なり　其無官の人ハ姓と名乘計也。

梅花

難波津にさくやこの花
冬こもりいまをはるへと
さくやこのはな

春月

てりもせすくもりもはてぬ
春の夜のおほろ月よに

しくものそなき
暮春
おしやけにさくらやまふき
ちりしほれ春なりぬへき
けふのけしきを
たとへは。三首の時ハ如此。二行七字つゝに書也。又端作に聽而初の題を書つゝけてもかく也。たとへハ。
春日同詠梅花和歌
前のことくに歌をかく也。其次の歌ハ題を書也。端作の高をは同通に書也。三首かきの歌の末をはひろくハのこさぬ事と云也。いか程も末をつめて書事にて候也。是ハ男の懐紙をかく様也。或は法師。或ハ児なとの懐紙ハ。詠三首和歌と計り書て。題と端作との合に名をかく也。児ハ何かし丸と書。法師ハ官の有法師ハ。法印某とも。法橋何かし。僧正某共かく也。入道ハ沙彌何かしと書也。遁世人時衆なとハ。たゝ何阿と書也。又男も官位の有人ハ官位を書て。藤原某平某源某加て名乘を書つゝくるなり。無官の人は姓と名乘計書なり。女房の懐紙ハ重たる薄様又ハ薄檀紙なとに。一重にかくなり。而計にかきて。ほとけぬ様に押まきて。上一寸四五分を横様に押折也。内々の會にハ。引合なとをも用也。又男も前の官に成ぬれハ散位とかきて姓と名乘とも書也。當官のほとハ官を書なり。國司も別官に成てハ。前の何守とも。又何の前司なとゝも書也。公家内裏仙洞いしいしの御會ハ。武家の人存知無益哉之間。不及注之。

一短冊之事。是ハ本式無物也。當座之歌讀時ハ。號探題となり。障て手にまかせて取て讀時之事也ひろさ一寸八分に切て。三に折候

也題のはつれと名乘かく處を折て。其中を又一折てするなり。たゝ又上と下計も折也。詠終て後題の上を紙ひねりにてとち合て、引結まて也終の短冊の裏に。年號月日當座と書なり。書やうハたゝ一行にて引合打曇薄檀紙時によるへく候うち曇の短冊は春夏ハ青き方を上に書也秋冬ハ紫なる方を上に書也といへり、たゝ又亂ても書の事也。

一散しかきの事女房の文ノ外ハあるへからす候公家樣の上らうの家より下紙もとへ内し等にかゝれ候事も候也夫は以外無禮にて候散し書ハけさやう文より事おこり候と云々其三二一、、、と文字をくはりてかき候なり尋常の女房の文を散してかくにハ。三二一とまてふ不書候。たとへは。

御いふせ　まいりとふらひて
そのゝちなに事か

さも　おハしまし
申うけわたらせ　さふらふ
ゆかしく
こそおほえ
たまハりさせおハして候へ
さふらふ
へく候
あなかしこ／＼

如此面はかりに書常の事也。又おほく書ちらす時ハうらへ返ても書也。それハ只ひた散しに書候て行也。

一女房のくわいし書やう。はしつくりを書へからす題をもかゝぬなり。其題したいに書也かきやうハたとへハ。

春たつといふはかりにやミよし野の山もかすミて今朝ハみゆらん

殘をも。題の次第に如亂句と文字をくはりて書なり。上ハ二寸あまり置て可書。下をハ一二寸も置へし。たんしやくの歌を書も。散して書なり。たとへは文字同前くはりあハせて書なり。

一只一首の題の歌をくわひしに書樣。たとへハ。

春日同詠一首和歌。

山霞

春たつといふはかりにや
御よしのゝやまも
かすみてけさハ見
ゆらん

これハおさこの懐紙に書やう也。端作に其題を書付ても書也。たとへハ。

春日同詠山霞和歌

如此書也。三行三字に書也。是も法し兒なとハ同詠也。兒ハ名計某丸と書也。或人の子息の童にて。歌を奉けるに。藤原の某丸とはや書たりけるに承及候。昔貞和の頃ハ。兒歌よミ達の會を見しかは。たゝ某丸とはかりかゝれ候よし候。姓と云事。いかさまにも常の儀にハなき事なり。

一和歌の讀師仕候時のやう。會之懐紙皆々調たるを取て。無官の人の末座之人の歌を下に重て。其次第に或ハ官位。或ハ老者。又上臈次第に重上也。又女の歌ハ男の懐紙にハ別にかさぬる也。内々の會にハ。女房のくわいしをは上に重ぬる事もある也。法しの歌ハ入道法師を一ニかさぬる也。二十八品の歌。いしく〳〵其本を詠和歌と書也

一内々懐紙なとハ。男も兒も法しも。只何其和歌其書常事也。さ樣之時者。名乘はかりを自他書也。次第に重終て。立さまの中を一折を

し折て。文臺の下に置て。後に講師召出て。文臺の前に圓座を一置たる上に居たる時。讀師懷紙を取上て。一の下なる下らうの歌より文臺の上に引延て。文字の頭の方を。講師の方に成てよまするなり。講師努々懷紙に不可手懸。さてよミあくる也。

一春の日一同一山の露一いふ事を一よめる一やまと歌。一句つゝ讀切り〳〵よみ上也。さて作者を後に。題をよミてのち。歌をよみ上。歌をも一句つゝ讀切々々よミあくる也。たとへハ。春たつと。一いふはかりにや三吉野の山もかすミて。一今朝ハ見ゆらん。如此讀切々々よむへし。次の題をは。題□歌計をよミ上也。其後。此人の懷紙をは。只官姓名乘と歌とはかりよミ上也。一人つゝの歌を講師終て。又次々の懷紙を講師取上て。開てよまする也。よミ上をハかうしと云也。懷紙重て詠し切人も候講師と云也。講師ハ官位のまさりたる人の仕候事也。如此次第によミ上れハ。終にハ又如元官位に次第ニ懷紙を上に成候也。歌皆詠し終時者。講師ハよミ上るまてにて。急に座を退て本座に居る也。讀師と詠吟の人數計殘留て。詠終也。詠吟者初ハミな一返つゝ也。上臈ハ。又上の人の歌をは二返なとも三重に高く吟也。さて其懷紙本の手を。一處紙を細くたゝミて結合て引結て。懷紙の面に結とゝむる也。一の懷紙の下の裏に。年號月日を可書。

一當座の歌とまり題を取て詠事。いかなる達者上手も。時により受風情のうたかいかたき時も有之間。歌數をも不可作也。五十點ならハ二首三首に過へからす候。但其時の人衆によるへく候。懸に題をあまた取て。よミをくれて披講之時。いらて□□□ハ見くる

しき事也。將又連歌なとも。句數をしたるを高名と存知て。下品のなま句おほく仕候ハ中々恥也。一句にても心有よろしき句たしなミ度候。和歌をも今時の人ハ。おほく讀むを上手と人や思ふらんとて。あさましきたわ事讀ハ。終にハ上手にならさる也。

一屏風障子なとの色紙の事。色紙形を書事。いかなる能筆も。家の口傳を不心得してハかかぬ事也。但歌計ハ手よき人ハ。色紙にハ書とも不苦と申なり。色紙樣重角半と押也。たとへハ。

□如此ならへ□て押ハ重也　□如此甲角合□て押角也　□如此片さかり□に押ハ半也

數ハ三十六枚也。好ニ隨而多も少も可押也。一番之左のはうにハ。

□其次にハ□半と押也　□其次には□角押也　□如此ならへて□押ハ重也

此三種の外にハ。とかく亂て押事ハすましきことに候。口傳也。

一けさう文を書樣。此事都而安く大事也。たゝ流々色々又さるへき人に好色たる人達の古文なと見申候へは。あなから一やうならす候。乍去。たゝふつゝかなるさまも無。又たみたるやうもなき也。其折によりあはぬ戀逢戀。忍戀。後朝。絶中。恨中。いしいしさし當て。まめやかなる心底を云あらハしたる其中に。詞のそゝろかひあまり。又まめやかならすつくろいかける也。一句に歌計にあらハしたるハ。中々よき也。詞はかりのふミハ如斯大事なるへく候。源氏にもあなかち戀しゆかしとハなし。おりハたえねと云也。如何樣にも詞少にて。思すちを言あらハして。まめやかにあハれと見らんやうに可書。あふ戀ならハ。上へのみつからいひかハしつることとはの殘兼言のはし〳〵とも。ま

とハりかゝりて夫を便に書も一ふし也又詞に歌を書そへたるもあり。夫ハわさかましく歌に詞とを引はなちてなとハかゝぬ事也。詞につゝけて一言なかしたるうちに。歌と詞とのすちめのさすかに見ゆるか能也。散して書ハ。文字くはりをは三二一二一と書と申也夫にてはなく共心得て能可書也。又むすふもやうあり。うへハやかてかみと見ゆるやうに。うハかい下かいの直に見ゆる様に結也。草木の枝にも付也料紙ハ皆々色のうすやうなり時に随而用也又中々に引合なとみちのくのかミもえならぬと源氏にかけるも引合の事也。文字くはりのやう面をは何ものちらし書のことくに書て。うらにもなり。又袖にもなる時。三二一とハ書なるへく候。夫もあまりにまくるやうにハ書ましく候。

なに事の御
　ほとにてかと
　　ゆかしくとそさ
　　　ふらへこのほ
　　　　とにま
　　　　いりて
　　　　よろつ
　　　　申うけ
　　　　たまハり
　　　　候へく候

たとへハ。此様文字をくはるへく候と申。四三二一と所々にちらし書も。見能そ侍ぬへき。猶こまかにしるし侍へき也。又ふみのにほひハ態かましくこと〳〵敷かうはしきハわろし。をのつからしみふるきやうにかほるへき也。惣而わさとかましきハ中々かたはらいたき事也。二條殿あそはしたる物に。思鶴とて候。けさうふミの詞くたりあまりたをやか過たりしことのつまに。古歌の詞をとりて書なそらへたるか能也すへてたゝかやうの事はけらハしからす。そゝろかす。さるからふつゝかならぬやうに書て。心のそこをあらハすとせちに侍也返々申

候。七夕の懐紙。又五首十首も。懐紙に書時ハ。紙をつきて歌をそみな〳〵書へし。
一人の許へ歌はかりをよミて遣にハ。歌をちらし書のやうに書て。歌の下に名乘を書なり。
一花もみちのえたに歌を讀て付にハ。たんさくを書て。名乘をもかくへし。
一女房のふミをしたゝめ候事。公家さまにハ。多分立文にして候にハ。引合二枚を引重て。ひねりめにすみ長く二はかり引て。上らうの本につかハし候ふミには。女房達のおとなしき人々。又細々御前にめしつかハれ候女房達なとの名を書て。其後申させ給へと書て。其下に名乘を書へく候。名乘の下の文字はかりをまなにかき候上をは。かなに書候事と申候。是ハ上らうの方へまゐらせ候文の禮にて候。文章にも其上らうに召仕候女房達に向て。物を申候言つかいに可書候。結めの墨の事。りの字と申候。何と候へハ如此引候哉。書とゝめ候所にハ。此よし御心得候て御申候へ。あなかしくなとゝ書事。常事にて候。又同程の人にて候へは。女房の許へ男のつかハし候ふミ敬て書候。能々散し書候事に候。又たゝ引そろへて書候事も候何もくるしからす候。尤父か申散し書候ハけさう文に候てわろく候よし申候へ共。公家のやうを見候へは。多分散し書にて候。詞けさうふミにて書事惡く候へは。文字ハ散し書も無子細候。詞をは男のふミに直々と男の詞にて可書候又主人の方へ細々内々まいらせ候ふミなとハ。女房たちの名をかき候て。申させ給へなとゝつねに書候て。男の名乘を書候。常事ハ某殿御つほね申させ給へと書候か能也。

一けさう文書事　是ハすへて大事の事にて　なへてハ　けさうふミと申候へは　古き歌の内の心詞片はしを集取候て　其心を　書事のみ候　又なまくれたる　詞のやハらきて候を取集て書事も候　定片はらいたき事にて候　白拍子のかたへ　のけさうふミハ。よのつねの詞にて　云通候　片腹いたくも候ハて　能人のむすめの宮仕の人なとにかたへつかハし候けさう文ハ　ちとやハらき候て書か能候　或ハ見ぬ戀　或ハ聞戀　又者後の朝の戀なと躰ハ。其所のやうによりて　恨事をも書候　又契事をも書やうに　むつ言の殘なとに付て。かくし題の事なとを　後朝のふみに書事も能候　所詮實に心さしふかき事を書候て　片腹いたくも。又こハ〱しく候ハ　ぬやうに書候へく候　かやうの事。大事に存候也。歌にもおもふ事をよみあらハして。一首散し書□し候て　いつも無子細候。歌を書つゝけていつれか歌やらん。詞やらんとも見へ候ハぬやうに書候か能也。人の本より其月と云字を書候て遣へく候けるに　女房の返事に其月とハ　暮を侍と云名にて候けるを　女心えて　お文字を書て候　男ハ人に　よはれ候へハ　よといらへ女ハおと申候程に　よはれ候てまいるへきとこたへにて候。おといらへ候事無子細候　又人のけさう文をつかハして候へは　返事にハ文字を書て候ける　是は惜と云心にて候　かやうの事ハ　いくらも候へ共　中々片腹いたき事にて候

一文の料紙ハ　かさなるやうハ　四季ニ隨而色ふし候へく候　春ハ梅さくらをかさね　夏ハよもき重　みとりのうすやう　藤款冬かさねなと　春の末夏の初まて可用候　秋の紅葉かさね　女郎花　冬ハ松かさねなとにても能

候、草木の枝なとにむすひ付候事も候、又結てても候へく候。うすやうなとも匂ひふかく候ハ能也、源氏にも書て候、道のくかミのえならぬなと〻申へく候ハ。當時の引合事にて候、又けさうふミにハ。男のこと葉にて候とも、書へき詞にハさふらうを書事あり。口すへてゐんしよハさふらう。又云ことハなきか能也、むすひて候、うハかひ下かひ六借敷物にて候、墨付候事、上かいの方より墨を引まハし候也。の〻文字やうにふうし候也。かやうにふしめに付へく候。

一男の匂ひに、薫麝香なとわろく候。香たかく薫をも麝香をも御用候。其もうはたきにハ。ちんをたかせ給ひ候事と承候。

一歌の事、是ハ或ハ爲定。或ハ爲秀。又者飛鳥井方なと〻、一道を立られ候間。其門弟に成候て。一姿習事候間一すちならす候、我々ハ爲秀の門弟。又爲兼のなかれも何候之間。此分を可申候、短冊ハ廣さ一寸八分に切候。上下にけをかうかいのさきなとにてかけ候也。題書候紙の寸をは。二寸はかりなかくけをかけ候、下方をは一寸はかりにけをかけ候也。題書て後けかけて候分を、上下折て又中を折籠て。さくり題申候て。面々に手さくりに取て書也。人の上手により候て、おほくも少も可取候、又懐紙ハ或ハ一首、或ハ二首の時ハ。端作に詠。何首和歌と書也、是又二首三首の時者。其數詠字の下に書て、詠字よりて文字一はかりさけ候て、題を書候て端作と題とのあハひにさし上て、官位氏名乘を書へく候、一首の時。三行三字、二首の時二行七字、七八首の時者、二行に可書候、男ハ同詠と書候か能候、上らうなとハ詠と書事常の事に候へく候、たとへハ春にて候者、春

日同詠三首和歌と可書候　法躰の人ハ皆詠何首和歌とはかり書候て　名を書へく候　當座にて候ハ丶　硯を面々に被置候　披講の事　又かされ候事なとハ別而可申候　作法あまた候。前々あら〳〵申て候　御稽古候者御存知候へく候。

一そらたきするやう。けふりなとのあらハに見ゆる樣にこと〳〵しく候ハ　わろく候。いつくやらんさおほえて。ほのかなるやさしく候也　源氏にも見えて候色好人ハ　心をはちて振舞なり　まして人のためは不及申候　たゝいくらもやさしくゆうけんなるへき事也。

一紙硯人にまいらせ候事　是ハさしたる事候ハす候　おんなもおなしかるへく候　硯をは蓋を取て持て　可參候　墨をは御前にてすり候て　まいらせ候事ハ常事にて候　但上臈なと事ハさも候て候　夫なくてハ　たゝまいらせ候かめやすく候なり　墨をなましいにすりまいらせ候ハ　物書候はぬ人のすりてハ。いかにもあつかハしくへたけに候程に。中中たゝまいらせ候か能也　水入をはかならす見候て　水を入て可持參候　紙の事ハ硯の下に取副候ても能候　別に進之候も能候。

一年男を承てきんする事　早朝に致出仕ハ　先ハやうし二例て　殿に一上臈にまいらせ候也　柳枝也。長ハとのゝハ六寸　上ろうハ五寸　是を一ツゝ折敷に置てまいらせ候なり　其後　御かうしをこと〳〵くあけて　座敷をきよめ。すみをき候へき所にハ可置候　御手水も年男の役たり　若水を通のてうつのとくかんして　まいらせ候やう。はんさうたらゐの中に。下にゆつりはをしくへし。もろむきハ下に弓　弦をハ上に可敷　さて青めな

る右のちいさきをみゝなりに御手洗の底の
下のゆつりはをはたらかさぬやうに置へ
し。十五日まてハ御悦候。酌御はいせん。悉
年男の役たるへく候。鬼の目。まめは以三度
つゝ打つへし。

武田一阿彌陀佛傳也。梅花春の物。

一ちんハ二兩二分。一ちやうし二兩二分。
一ひやくたん二しゆ。一かんさう一分。
一しやかう三分。一くんろく二しゆ。

侍從夏の物。

一ちん二兩。一ちやうし一兩。一かいかう二
分。
一ひやくたん二朱。一かんさう一分。
一しやかう三分。一くんろく二しゆ。

黑方四季にたく。

一ちん四兩。一ちやうし二兩。一白檀一兩。
一かいかう二しゆ。一くんろく一しゆ。
一しやかう一しゆ。

三種いつもたく。

一ちん一兩。一ひやくたん三種。
一ひんらうし二種。一しやかう二種。
一松やねすこし
一貝こしらゆるやう。能酒に三日ひたして。其
後取上て能々そゝきて。うらをつよくとそ
きて。うすやうに成たる時。あまつらに付
て。あふりて粉にしてあハするなり。
一松やねこしらゆる事。あふひのかいにて能
能とらかして。とろ〳〵と成たる時。ほそき
布にて二三度能々こして水に入て後。かた
まりたるを取上て。そゝきて入るなり。
一そうしてかうやくこしらゆる事。臼にて能
能粉にしてふるうへし。何もへろ〳〵にと
しらへ候へく候。匂ひもなくさらへて。よの
物をハこしらへ候へく候。いつれも粉にし

て後。取合てあまつらにてあハせ候へく候。錢五まい一兩にて候。一朱とハ一錢の事也能々可秘々々。あハせて後。やり水有所にて。穴をほりて入て。七日をく事もあり
一つけおしあハする事。ちんを一燒わりて麝香をあまつらにて。能々すりくたきて。取合て。其後。二三日置て。取上て岩火の置て。其上にて炙。かわらけ又もとのしるに取入候て燒也。たき物あハするとハ。梅のすり木柳のはしを用也。あまつらにてあハせて後梅のすり木にて。五百きねつき候へく候。千きね付て燒申候。
一あハする時。重々に置候樣。一番にちん。二番にちやうし。三番にひやくたん。四番にかいかう。五番にくんろく。如此能々むらませなきやうとゝのへてあわするへし。

於小笠肥勸喜寺。以無二之御芳端。如此令寫書了。極々秘曲言語不及候。努々不可他見及候。可秘々々

染殿御所手箱抄　了俊御在判

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

曾我兵庫頭八十五箇條品々不好事

制札之端制札事。
高札之端高札事。
目錄之端目錄事。
　但進上無之者。自然可有之歟。
註文之端註文事。
制札事之上之ノ字事
制札高札其外一色一書事。
制札高札其外實名判形事。
同ヶ條一色之時也。兩之外之事。
公武兩家之外受領ノ守之事。
判形無之捻文實名之事。
判形有之捻文實名無之事。
貴人高人江御札無冥加事。
御慇懃迷惑ト云事。
御狀過分ト書事。

男書狀裏にかた之字事。
平人江渡御入御御ノ字下ニ書事。
恐々申上候。又恐々申候
恐惶申上候。又恐惶申候。判形之事
自之書狀之文言ニ御字事
　御無音。御尤。御如在。御事。
　御無沙汰。御尋。御斷。御異服。
　御報。
　貴報　可申上ナト。
自分申樣ニ如此等ノ御字。
　此外數多有之。
書狀之端書ニ以上事
主人貴人江奉狀端書事。
同書狀ニ御禮申通シ之事。
同書狀ニ珍敷文言同珍文字事。
目安與ニ名字官實名迄書事。
三色ゆかけ眞名に書事。
　鷹。弓。馬。
ふちの事。
うつほの事。

あをり 此三色も眞字事
ふち うつほ あをり。
竪紙付年號事
折紙書下年號事。
貴人高人江切紙に而申上事。
仰之觸狀點事。字點ノ頭 下如此ノ事
主人之御名。奥ノ日付より下ニ書事。
主人ニ奉書狀ニ薄墨事。
書中眞字ニ捨假名事
壹ツ 貳ツ。此等之事也。
等輩ニ奉ノ字事
狀ニ。二人果テ相ノ字事。
狀ニ。一人死テ今度事。
狀之端ニ置字事
到來物數脇ニ付ル事。
并此一字脇ニ付ル事。
當時略ノ封書狀表ニ實名之事。

被爲成如此爲ハ□□之外書事。
女中江之書狀判形事。
但證文ハ各別也。
同書狀奥月日付事。
書狀到來ノ此方使ニ遣返事之脇付ニ。御返事
之事。
一人之儀ニ相ノ字事。
器入物或是ヲ背或横板書事。
丑ノ字。式ノ字一定書事
一ツ書ヲ萬事重ニ書事
書狀并目錄等一枚ト書 亦數付ル事。
魚之數唯之字事。
庖丁ト計書事。私刀ヲ加。
熨斗ト計書事。私鮑ヲ加。
鵜之外鳥數羽字事。
鳥數一番ト書事。
味方中一列ト書事。一面。

罷ノ字。日本雖爲風俗。必用捨事。
將軍家御書之名有品々御請其書狀之名不書事。
俗家中ニ拜上拜進ト書事。
主人仰狀宛所敬書事。
宛狀宛所書敬書事。
目錄品々註文竪紙事。
五節供等返事不依上下除其季事。
兵衞名衞字ハ書事。
書狀并目錄注文木色々々物次第奥ニ書事。

右弘安禮節如此趣不可勝數。然ニ延元之比。北畠親房卿略其蕪詞。被選出三百六十ヶ條畢。彼一卷當家雖令相傳。復去天正之比亡父兵庫頭謁三光院令論談糺明之古例之內。摘英拔萃者八十五ヶ條被記之者也。其後近衞殿信輔公。菊亭右府遂一覽被點頭之者乎。誠家傳之秘書。聊不可有他見者也。

慶長十五九月日　曾我又左衞門尉尙祐。

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

續群書類從卷第七百三

武家部四十九

書簡故實

書札ハ。古今其法有之。上下の品を定といへとも。建武年中。等持院贈左大臣公。一天草創之比より。武家權威たくましくたのしひをきはめ。おこりを思ふ族。不論嫡庶混亂しかとも。世上未落居なかりし故。其法をたゝし給ハす。寶筐院殿早世おハしまし。鹿苑院殿いとけなくて。征夷將軍に備り給ふ。此時。細川前武藏守頼之朝臣被奉後見。其後。勘解由小路義重。畠山左右衛門佐基國三管領に補任して。天下の三職とあふかれ給ふ頃。上古風猶殘て。家々雖有故實。其品煩しく。其詞ふりて異成趣也。依之。今川氏頼。小笠原長秀。伊勢平氏滿忠に仰て。禮樂射御之規式もたゝし。以舊本再三令明。非を削。是を取て。公卿大夫之書禮の定りハあれとも。代々に替り。年々に變して。則當世古法不足用。天正年中。小笠原大膳大夫長明。切瑳琢磨して。書札法を改。我家に秘といへとも。そも當時にくらへんとすれは。十にして其半も用かたし。故いかんさなれハ。三管領。四職。番頭御供衆家々滅て。今殘名家其數おほ

からす。殿様脇付之文字等錯亂して。一事不叶古。故此書札上下之文章ハ。故長時貞慶家之秘本をかたとり。近く菊亭右府公草案をかんかへて。爲後士錄之竊藏。知音懐予以短才愚意偏招世間之嘲。後生有明服被改予非者尤所希也。穴賢莫及外見。

書札目錄

公方樣へ言上之事付請文。

大中納言宰相へ之事。付四品諸大夫

僧家へ之事。

制札之事。付壁書。

感狀之事。

所領折紙之事。

與奪狀之事。付一家□□券賣代替被官狀

女中方狀之事。

惣別書札法之事。

目安之事。

名字官

名乘判

月　日

南禪寺

參侍者御中

南禪寺ハ五山之上たる間、公永共に一たん御賞翫なり、其外、五山へも大概同事たるへし、少ハ眞草行等覺可有歟、敬白を謹言と可有、五山ハ、天龍寺相國寺建仁寺東福寺万壽寺、鎌倉五山ハ、建長寺圓覺寺壽福寺淨土寺淨妙寺也

昨日者以參上甲胄御影令拜見候、大慶不可過之候、重而詣床下可申入候、恐惶謹言

名字官

月　日　名乘判

等持院

進覽之候　西堂へ凡此趣也。

恐惶をも少草に、又侍者御中共可書也、蔭涼等なとハ、餘之西堂よりハ賞翫之由、

久不能拜顔候。御寺役已下可爲御取紛之由存無音所存之外候、猶期面上令省略候、恐々謹言、

名字官

月　日　名乘判

玉公首座禪師

侍用下

凡此趣也、道號之なきハ、後堂首座とて、法之事也、道號を申者、前堂首座とて賞翫也、首號を言ハ座元禪師とも可書、一寺之住持ならハ、其寺號又ハ軒號なと可有也。恐々敬白ともかくへき也。

内々令申東堂之躰詩御談義之事、近日可有始行之由承及候條、聽聞之望候、宜預御意得候。恐々謹言。

名字官

月　日　名乘判

喜公藏主

玉床下

是此分たるへし、是も寺號院號なとあらは、それな書て可然也、道號も可然也、出家に至りてハ、俗以

は不入段 不珍事なから、又其御身一段之承候事との事ハ、維侍者之位に候へく候とも 長老西堂のことく賞翫申て、書狀所認事 古今の勢也。ことに公方樣御連枝なさ。其心得有へし。□輝万松軒な とへハ。直札にてハ無之。

夏中御法談尤可然存候。以參可聽聞申候。恐惶謹言。

月　日　　名字官　名乘判

三福寺

進覽之候　御內宿中とも可有。

淨土宗へ凡此趣也。禪家長老さ　淨土長老ハ、公儀御用之佛躰御賞翫也。年始にと五山ノ長老參賀時。御緣近御迯有て御禮有。其外無之。

芳茗贈給候、誠祝着之至候　以參賀可申述候、恐々敬白。

月　日　　名字官　名乘判

金光院

御同宿中　進覽之候共可書也、

凡此趣なるへし、金光院と申　七條道場の寺號也、かやうに寺ノ號を可書也。大概淨土長老同前之心得なるへし、下々への事ハ　何阿彌陀佛進之候なとも可有之。又床下ともしかるへし。

尊書謹以拜見仕候　抑就在洛之儀、御使僧殊香合一。剔紅 盆一枚法𨫼 令拜領候　御懇情之至恐悅無極候。必態可令啓上之由　可令披露給候。恐惶謹言。

三月四日　　左京大夫　義興判

進上一寮

上書同事礼紙有　遊行上人綸旨御中明大內殿方之返禮也

一制札之事。

下知如件とハ。理運之文言也。其國の守護代奉行迄ハ可有之歟。其外ハ 依狀如件、執達如件なとゝ書也、但私領にて他人のははかりなおもハぬ所ならハ、何さ認ても不苦候也　先軍陣なとにて、必制札

も所望する也。然者慥在所之様躰も認極て。制札之文言に心得へし。貴人なとの御領中ならは 文章に用心も可有之也。

禁制

一盜賊狼藉之事。

一放火人之事。

一博奕之事。

右條々堅令停止者也。仍如件。

年號月日　名乘判

右ハ守護制札也。

禁制　安國寺

一甲乙人等亂入之事。

一諸人押而居住之事。

一伐採竹木之事。

右條々若有違犯族者 可被處嚴科之由候也 仍下知如件。

年號月日　山城守平朝臣判

右かやうの 制所に名乘ハかゝす。官受領に判形可有 無官之人ハ 氏に名乘可有之 禁制と年號用通也

禁制。

一軍勢甲乙人濫妨狼藉之事。

一陣取付放火等之事。

一相懸兵粮已下之事。

右條々堅令停止訖 若有違犯之輩者 可被處嚴科也 仍下知如件。

年號月日　官途判

右大將數多之時 自分之制札ならハ 當手軍勢と可書也。其時ハ直判なるへし。

きんせゐ　たういち場

一をしかひの事。

一ようきやくせいせんの事。

一こうろんの事。

一かたきうちの事。

一たうそくをかくしをく事。

右てう／＼一事たりといふ共。いはひのと

もからあらは。かたくせいくわせらるへき者也。仍下知如件。

天正八年五月日　左衞門大夫藤原在判

攝津守源朝臣在判

凡此趣也。朝臣書も奥にて也。貴人をハ官受領はかりにて可有判形。但氏ハ。相調たるかよき也。何も右のことし。日の下をハ。大方年元之役と可心得。何も條々口傳有之。惣別かやうの制札にハ。名乘をハ不書して。官より氏を書て可有判形。所によりてかやうにかなに書事も。一つの故書也。

定。

一盗賊人之事。

一放火人之事。

一喧嘩口論之事。

右彼條々於有注進者。別而可令加恩賞者也。仍下知如件。

年號月日

三郎

二郎

一郎

右ハ横板也。條々多可書ため也。常の於首也候者字不書也。

一壁書可書次第。大方如此。

壁書

山中民部丞勝光

大江掃部助勝元

中村兵部少輔信勝

河内國澁川郡荒馬庄之事。常知行之地也。掠申輩有之者。尋承可申明者也。仍壁書如件

天正八年五月日

凡此趣也。日付之下に。名乘判形有ましく候也。條々口傳有之。心得へし。

壁書

一博奕一切令停止事。

一於家中野心之輩。不見隱可申開事。

一有思遣子細之時不作仁。不背申存分者。可爲忠節之事。仍壁書如件。

天正元年正月日　御判形

一過書可調次第。

賀州下向人六拾人、〈荷物有之〉輿式挺　馬拾疋。
諸關渡無其煩可有勘過之由。所被仰下也。

天正八年五月日　沙　彌　在判

前丹後守源朝臣在判

江州

越州

右京兆被官　八幡宮へ社參人百人。〈荷物有之〉輿拾挺　馬拾疋　關所上下無其煩可勘過之由。被仰出候也。仍下知如件。

永正元

三月二日　大和守在判

丹後守在判

薩州

役所中

かやうにも相調候也。又人により候て。諸役御中と書者も有之　其時ハ名乘ノかたに、官又受領を調候事も有之　常之折紙なとの心得也　但時宜によりての事也　何も折紙の時ハ。付年號たるへし。

一感狀之事。

今度於相州鎌倉合戰之時。首數輩被討捕勝利之段　感悅之至　併忠節無比類候　至子孫可申傳候　恐々謹言。

永正

九月　日　貞勝在判

奈良孫九郎殿

今度於下總　八幡鄉合戰之時。首壹被討捕手柄之段、感悅之至候。仍刀一〈國光〉遣　彌可爲戰功狀如件。

永正

八月　日　貞勝在判

岡崎備前守殿

凡此趣也、此詔やうハ　我與力被官人なさ人の樣躰也、與力分なさハ。少賞翫有へき文句尙也　忠節ト云字に　御字も書くはへ。御忠節と書にて可然也、又與力或簾下之仁ならハ。追而上意に　有御感さ書

加へ可然也。及其時文言之義者。一篇に定へからす。執折紙に候へく候。烏子又ハ杉原なミ。折紙にして相認候也。

又云。粉骨無比類之段。誠神妙令感悦之。彌可勤忠節事肝要也。猶又一段子細有之者。太刀打鎚下高名面疵なミ。文言に其働種種可書也。

一所領折紙之事。

此間欠

分國頸城郡之內。壹万石宛行之畢。全令領知。可抽奉公之忠勤者也。仍如件。

天正八年三月日　長時在判

誰かし殿

分國新川郡之內。中村鄉千石之事。令扶助之訖。可令全知行狀如件。

天正元年八月日　成政在判

某かしとのへ

領知之內。吉田村千石之事令扶助畢。全可被知行之狀如件。

天正八年八月日　長時在判

何かし殿

凡此趣也。折紙に認るときハ。如常付年是也。知行所方々にても出し候て目錄別紙に可有之。又一紙に書加へ候事も有之。一篇に定へからす候。加增出し候時ハ。本知行千石之上。尙加增千石乞扶持候。如此可有之。

一與奪狀。

就當家與奪任國之上者。文書幡重代分國進之置候。如先例之可被申付候。彌當家繁榮日出珍重可爲肝要也。仍執達如件。

天正八年　信濃守

五月吉日　長勝

松尾新十郎殿

進之候

大方此分也。かやうの時ハ。子なからも賞翫有へき段勿論也。

一字之儀蒙仰候。種々雖斟酌申。無餘義御斷之上者。任御意代々用來候長字令進覽候。恐惶謹言。

天正八年
五月吉日　上村信濃守
長勝在判
奈良孫四郎殿
人々御中

一字之儀被仰候、雖斟酌候條々御斷之上
者、任其意、長之字進入候。恐々謹言。
名字官
年號
五月吉日　長勝判
井上孫四郎殿
御宿所

一字之儀承候。乍斟酌代々用來候長之字
進之候。別而御信用專一候。恐々謹言。
年號
五月吉日　長勝判
信濃守

凡此趣也、杉原を折紙にして可相調、紙一枚たるへし、上包有之也、何も條々口傳有。上中下之心得大方如斯。同下手被官人いかにも、さかりたる方へハ。文言不可有之候、折紙之中程に、一字計書付て。

年號月日名乘計有之
御字拜領、殊被成下、御內書、尤以頂戴奉
存知候、仍爲御禮、御太刀一腰、黃金百兩、
段子拾端致進上之候。宜預御披露候。恐惶
謹言
名字官
十月　日　名乘判
進上中村主計頭殿
御宿所

一賣買之證文。
賣渡田畠之事。
山城國宇治郡
柳澤村
右爲永領。代々知行無相違者也、然者依有
要用、限永代賣渡かいての名官。中段實正明白也。
無他妨可有候知行、爲其相添數通證文、渡
進之候上者。於子孫聊不可有、違亂之儀者

也。仍うりけん狀如件。

名字官

年號月日　　名乘判

某殿

參

大方此分也。我より下手への儀ならハ、取沙汰之有な。執沙汰之書候て能候。御請文之書な、請文之認へし。下手へ之申も。被官ならハ。もさより其外にても。一段下手への儀なるへし。何れも一篇に不可守之。口傳。

預り申御知行分山城國都築郡吉岡村御代官職事。御年貢諸公事物等。嚴密ニ可致執御沙汰。若聊も無沙汰之儀有之者ニ雖爲何時可有御改易。其時不可及一言之子細者也。仍請文如件。

年號月日　　名字官 名乘判

某殿

參

是又凡此分也。年期なさす事。或ハ三ヶ年又五ヶ年なさ。其時之申合による也。又年期不及申合事も候様。殊により勿論也。又補任請文も壹ツかきにて。條々な書立候ハヽ、申合も時宜により有之也。先通法之趣如此。宛所も前のことく也。

急度申遣候。其地普請之儀。早速出來候様に可申付候。油斷有間敷候。謹言。

三月五日　　貞時

齋藤孫四郎殿

一女中方へ狀之事。

一筆申まいらせ候。若きみさま御くハしくしん上申たく候。しかるへきやうに。御ひろうたのミ入まいらせ候。かしく。

三月二日　　まつもと

さこん大夫

しけ長判

御つほねニてあこ丶

申給へ

凡此趣、女中方之事、第一賞翫にハ。ささの名をかくを上さす。又ハひろう状勿論也、いんさんなるかたへハ、判形可有之候、名乘事上字をかなに、下字を眞名にかくへし、法躰ハうへを眞字に、下をかなにかくへし、又二字なからかなにもかくへし。

一女中方へ目録次第。

しん上

かん　一

たい　一おり

はまくり　一折

御たる　三か

以上

はうさこん大夫

さた次

一書札之法様之事。

第一賞翫之書やうハ。此旨可有御披露共、可預御披露共有て。恐惶謹言共書て。其内の被官人にても。家子にても。宛所を書事。子の方より父の方も如此なるへし。但恐惶を。恐恐謹言ト可有。其故ハ恐惶と相調候へハ。直ニ献する心得也。何も宛所肝要也。

一某殿人々御中と云事第二也。又進覧進献なとゝ書事、第三にて候、御宿と書事第四也。御宿所と書事ハ。このましからぬ義也。然者、近代如此のみ有之間。不及是非候、進之候第五、むかしハ等輩へ之書様進之候ニ候へハ、近代に至てハ。下手へのミ用來候、打付書第六。最下也、うち付書とハ、名字官迄書て、御宿所とも。進之候にと共、何共不書を申ならハし候、此儀ハ被官人なとゝ又ハ下下へ之儀なるへし。

一謹上書之事、肝要之樣にむかしより其沙汰有、眞草行上中下にわたりて。何も用來候也。縦ハ謹上墨黒く書て上輩へ。謹上ハ等輩へ、状上下輩へ、此分成認し謹上書之時ハ。上

書之名乘の上に、官を書へし。無官ならハ名乘の上に。氏を書也。奥の日の下にも。名乘上に官を書なり、受領ならハ受領を書へし。官と申候へハ。受領の外のみ申樣に心得候人も有之。必しも非其儀。受領をも官と申段勿論候。内官外官と申。禁中に百敷と申候を、内官と申。諸國受領を外官と申成へし。將亦無官の人より一段と慇懃の方同氏ならハ可有斟酌、和歌の懷紙なとにハ、公方樣にての御會に。源氏ハ上之御氏に恐奉りて不書加も此心候也。謹上書之時ハ。禮紙とて有之、如常不封して。白紙一枚にて上を卷て。其上を立文にする也。

一折紙一重にかきて、表にて書留にハ。日付之奥に、つかハす所の名を可書、又裏にて書留にハ。奥に名を書に不及候也、但是ハ、腰文の時之事也、立文の時ハ、裏にて書留と云とも、日付之奥に名をかくへし。

一僧家へ之書札之事。長老へハ恐惶謹言其書て。寺の名を書、侍者御中。或ハ侍者禪師なと。いかにも敬て書へし、西堂分大概同前、但長老なとハ不可有。眞に可書を草に書、侍者御中と有へきを。尊床下なと丶可有、時宜による事によるへし。縱平僧たりと云共、一寺之住持なとならハ。其かと有て賞翫も勿論也。

一公家方之事、攝家淸花なとへハ。其所之殿上人にても、諸大夫にても。又ハ侍にても、何公之人に宛ニて可書。直札にてハ、不可有之也、縱淺官たりとも。高家を賞翫之故實也、其外之旁は、或ハ人々御中、或ハ進覽なと丶可有。但例式の公家衆たり共。大人にならせ給ひ候ハ丶。直札は斟酌あるへし、次に常々公家中にても。末五位六位の身なと丶へハ、人

人御中なとゝなく共。進覽なとゝも可然候ハん哉云々。時宜によるへし。

一門跡方之事。靑蓮院殿。聖護院殿。梶井殿なとゝ申類之事。攝家同前之心得也。其外脇々下々の義。大概公家方と同し。但法中之事ハ。さのみ官位を不□□故に聊用捨可有之云々。

一女中方へ美物なと參らせ候に。女房詞とて鯛をおひら。鮭をありまなをと云事有ましく候。鯛をハ鯛。鮭を鮭と認たるかよく候也。

一武家方諸侍書札事。武家方にても。四品仕候方へ。五位六位の諸侍より。恐々謹言と書事。無謂と申事ニ候。恐惶謹言と可有事也。然と加樣ニのみ相調候慮外之儀候哉。地下之五位より四位雲客へ之儀。弘安禮節此趣勿論也。

一返事認樣之事。賞翫之方へハ尊報尊答。又貴報御報なと共書て。同輩又下手へは。御返報と書て。猶下輩へハ御返事共可書也。此趣。何も何も以同前事なから有つけたる樣躰也。此段も上中下眞草行によるへし。

一觸日記書樣次第事。杉原なと折紙にして。其子細を可書に。縱令主人よりいつ何日に可泰由仰に付。可書樣躰。たとへハ如此。

來月十五日庭上之花可被爲御覽候。各可被

○以下一行闕文。

名字官
名乘判

三月十日

松田丹後守殿
上村左兵衞殿
舘野又右衞門殿

かやうに奥さかる也。又先各之名を端にかきたてゝ。奥に其子細をも書也。其時ハ

奥上也。又次第むつかしきも有にハ。人々の名を可書已前に。次第不同と書て。扨名を書立る也。故實常之儀也。

一同輩へ之書狀可書樣之事。

其後者。久不能拜顏候。背本意存候。何等之事共ニ哉。御隙之時分參可申入候。此邊御次候ハヽ。光臨所仰候。諸事期面上之時候。恐惶謹言。

名字官

月　日　　　　名乘判

某殿

御宿所

乍同輩少上下此分なるへし。又御宿所之上に。まいるさ云字なとも書也。同人返事書樣之事。

御狀之旨令拜見候。喜悅之至候。近日清水寺邊御佛詣之由示給候。尤珍重候。必々御供可申。每事期其時候。令省略候。恐々謹言。

名字官

月　日　　　　名乘判

某殿

御返報

凡此趣也。伊勢へ參るなと參宮さ云。八幡春日へ參ルなと社參さ云。熊野へ參るを參詣と云。賀茂へ參るな上下さ云。北野へ參るな宮守さ云々。此所書札に可書故實也。又樽肴書狀には。加事大概始此也。

貴札委細致拜見候。抑鴈一。鳥五。鯛十。御樽三荷。被贈下候。祝着之至候。賞翫無比類候。併御懇意難申盡候。仍比興候へ共。折節見來候間。鰍二懸。令進入候。旁以參可申入候。可得御意候。恐惶謹言。

名字官

月　日　　　　名乘判

某殿

參貴報

先日者預御使候。殊更重寶贈給おりと畏入存候。將亦鴨五。鶉一折。鯉一。鹽引三尺。貝

之物。前にて可有之哉と云々。桶に入候物。進物に書付は。一桶十桶なとゝ書へし。鳥ハ何鳥にても前に書へし。次第ハ白鳥一鶴一。鴈五雉十。なとゝ有へし。何鳥にても數有へし。魚をも數を可書。但鯛一折なとゝも有へし。鯉五なとゝハ書也。五喉なとは惡し。又一かけなとも不宜候。鮭をハ五尺十尺。又壹尺なとゝ書也。赤荒まてハ。數を二十三十と可書也。折紙にいくつもあれ。侍の添候時ハ。奥に書へし。

一御同朋衆之事進之候。又人により□□□□□取調候也。同又人により御宿所と被認候方も有之也。御末男事。大概同前也。但可依時宜。

一貴人へ捧愚札に。名乘のわきに。上文字を付る事。進上に進る也。公家衆なとの進物之目錄に。名乘のわきに上文字を被書候事有之。其時ハ端に進上とハ御書候はて。かやうに被調候。かたかた毎々の義たるへし。尤武家方者必すはしに進上と書申也。吉良殿にかきり。進上をも不被書。又名乘をも不被書義候。たゝ目錄ハかりにて御入候。昔より此躰之由うけたまハり候。

一公家衆にハ。書留所にて可得御意と被認候ハ。其分可有御心得と被申心也。武家方に可得御意と調候ハ。可有御披露と申心々にて。うやまひ候方のミ調候也。此段者武家により候て可相替儀にあらすといへとも。かやうに用來候間。至于今別儀不可有之候。武家方には稱號を名乘と云り。名字を名乘と申。公家衆にハ名字を稱號といひ。名乘を名字と申也。是又更に公家より雖不可有相違。如此申來候也。

一連署事。官より名乘まて書續て。何人もおし

ならへて書也。仍其次第ハ。奥に書を上首と定。日の下より次第に奥を賞翫也。加樣に候時ハ。かたに稱號を可書。將亦奉行衆之異見狀にハ。裏に判形有。名乘ハ表に有へし。

一飯便と云事。其日之中に可相届所歟。不然旨一兩日之事ハ。書候ても能候也。數日をへて遣狀にハかくましき也。遠路と云事。國をへたれ候ての事也。一國の內にいかに日からを送候共。書間敷候也。但此段も或ハ五三日之事たるへき歟。縱國中成共。はるかの日數を送候は。書候ても不苦候。他國ならハ縱其日中に相届候とも。しきにより遠路とかき候て不苦候也。よく〳〵分別可有之。

一墨つきと云事。賞翫之御方へハ。惣別ことゝとく文字をちいさく成つめて可書也。草に不可書也。常に墨つき之事。こくうすく有樣に可書事肝要也。文字移と云事。縱は賞翫之名を可書に。其外之內に相似合ぬ事なとを書たる次に。貴人の名を書事惡也。かやうの義分別可有之。何も賞翫之名をかく時ハ。墨をこくつき候て可書。

一御內書內御書と申ハ。小文之御內書をハ。內御內書と申也。立文のをは。御內書と云也。公方へ申上をは。申狀と申候也。御內書等之趣古今無相違者也。奉書と云事。上意之旨を奉行人相認候を。奉書と申也。奉書の認樣ハ。仍執達如件なとゝ有之。扨可爲打付書。又恐々謹言共有へし。

一上意の旨を。三職より被仰遣候をハ。御敎書と云也。御名乘ハなくして。官受領の下に御判形有て。立紙壹枚にて上包有之也。可心得。

一書札墨續に定たる所。書初二三行之內有之其外者さのミ無之。書留之恐惶謹言なとハ。

必筆を染也。かれ筆にて不可書尾籠也。

一着到を付る事。杉原にても。又引合にてもあまた繼て。人々參次第に。其日々々を書也。其繼たる料紙のはしを。三寸七八分程殘して書初るなり。

着到

村田源兵衞尉

大倉久右衞門尉

磯山主膳正

二日

松本勘三郎

三日

池田土佐守

上村　外記

如此書もて行て。五百人も千人も繼て。いか程も書終て。已上之數をかゝぬ事。着到之故實也。其家中之人數ハ。多少付人のしれぬか可然との心也。

一進上と書事。父主君師匠に對して書て。但進上とかけハ。直札の心へたるによりて。家司の名を書事常之義也。貴人へ進上する状は。いかにも字を眞に。文字をさのミ大に書間敷候。殊我名乘をかれ筆にて草に書事。第一の尾籠也。當時態名乘を見えぬやうに。書まきらかす人有。故實なし。狼籍第一也。公家門跡などハ。日下に判形計をせられて。名乘はなし。是ハ草名とて。名乘を草にかゝるゝ心也。又名乘計をかゝれて。判形ハなきも有之。いかやうにも武家に有ごとくに。名乘をかきて。判形せらるゝハ。公家門跡にハなき事也。然に武家之輩。名乘を草に書て公家門跡の草名のまねをするに似たり。されハ尾籠之事といましむる也。又主人へ之申状に。親を親にて候ものと不可書。子にて候ものとも候ハて。名字可然也。口上にて候も此分也。

一美物。公方樣へ進上之事勿論候。但是に御樽添候者。奧に御樽十荷共。五荷共可然候。

進上

白鳥　一

鯉　一

熨斗　五百本

蛤　一折

以上

右如此折紙に認候也。公方へ自諸國歳暮又正月進上儀也。はまくりなさハ、一折千なさゝ數を書事。田舍方ハ尤可然歟。

進上

昆布　一折

鴈　一

鯛　拾

海老　一折

貝鮑　百

御樽　十荷

以上

右是も折紙也。竪紙も不苦。進上書は。向々人によるへし。かひあわひをハあら物と申候。是に折なと添候。七十合とも有へし。昆布の次に書のせてよし。

一主人に官を申上候時。認樣之事。杉原壹枚を能程に折、申と云字を書。其下に右京大夫。其次に細川民部少輔。其次に高國計也。一枚に能程に引亂て書也。是ハ民部少輔殿にて右京大夫之官を御申候時也。上包立紙にして卷。上下可折。

申　右京大夫
細川民部少輔
高國

無官之人ハ。此分に相調候。但伊勢七郎と申時。此のことくと申上候。

申　兵庫助
伊勢七郎
貞孝

今度御位御昇進之儀。尤以珍重ニ候。仍爲御禮御太刀一腰。御馬一疋進上仕候。可然樣ニ可預御披露候。恐惶謹言。

十一月　日　名字官
名乘判

就白傘袋。毛氈鞍覆御免之儀。被成下御内書候。尤以眉目之至畏存候。仍御禮御太刀一腰。御馬一疋。青銅百疋致進上候。宜預御披露候。恐惶謹言。

名字官

十月　日　名乘判

元服同假名并一字之儀蒙仰候。雖斟酌候再之儀承候條。任其意何殿同令相用長之字進之候。御信用所仰候。恐々謹言。

天正八年　名字官

十二月廿二日　名乘判

名字名

御宿所

凡此趣也。折紙なるへし。本狀寸法之事。小文之時ハ。鳥子紙半切にして。相認たるか能也。上包の方を短きれハ。書狀之たけ見にくき也。可得心。何も鳥の子半切のたけを本とす可相立。但杉原なとの時ハ。上包の方を少短切て能也。札紙之事。小文之時ハちいさくもするなり。又文之たけと同前にも有へし。何も同前也。禮紙ハ上包みの物一御禮紙成へし。

一吊狀之事。不封事。定たる法にハあらす。唯紐を切りて。其儘卷て。上包したる可然候こ也。何事にても。重言を不可書。端書も無之。

一嫁取以下祝言之書狀にハ。かへりてんを一番に書間敷也。如此なと丶一字かくるハ不吉故實也。

一名字計宛所に認候事。其惣領之方へハ。尤敬宜しく候。又官受領計も勿論にて候□□仁躰ならハ。上に書樣に書合にて可然候也

一願書調樣之事。

右願者。國家安全運長久息災延命爲祈念也。然者神者者依人之敬增威。人者依神之德添運。而奉仰諸願成就狀如件。

年號月日　受領官途氏實名判

凡此やうなるてい也　文章品々ハ一隨筆者之御願り善に色々立願こさかく事　出陣之時、願書を籠にハ、鏑矢にまて付て籠也　願成就之時。如願書何事も辭へして奉る也　此ために武士のうつほに。上矢の鏑さて一ッさし候也　唯之時ハ。鏑をさすハ定たる用無之候　能々可心得。

一馬道具書狀に可調樣事。
　鞍一口。輿一口　鐙（一足一懸）　切府一疋分。
　力革一具。鼻革一間。手綱（一具一筋）
　策一ッ。本射のゆかけ。かた〳〵馬上のゆかけ一具。
　弦一筋。弦一張トハ七筋也。一桶トハ廿すち也。
　又鞦をハ一丸。疋。一類共可書。
一菟ハ一耳二耳と可書　一疋二疋とハ惡し。但一耳とハ二の事也。一ッをハ片耳と書也。一ッ二ッとハ可書不苦。鷹犬をハ　一牙加樣にかくへし。
一置字之事。

差　一向さ云成也。
粗　日々如此ト云成也　あら〳〵さ讀
宜　此事如此也　可然さ云儀也
專　是を本トすへしト云儀也
太　ひたすらト云儀也
須　是を專ト思ト云儀也。
倩　未生已前今ニ至迄
所謂　其子細ハ是ト云儀也。
加之　此事を□有つるニ、かやうの事さ云儀也
云々　かやうに云たるさ云儀也。
敢　一期之間果てんまてさ云儀也。
再往　二度をこしたる事也。
仍　此事に付て中子細ト云儀也。
恣　わか心に任てト云儀也。

殆　此たいもくさ云儀歟。
蓋　前より申事色々樣々
剩　前に始つる事を云々。又ト云義也。
甚　このむこささ云儀也
豈　何トして、云儀也
旁　前さ云中さ云のちさ云儀也
强　さのミ〳〵さ云事也。
都　唐土天竺吾朝三國聞ゆる共ト云儀也
遮而　此事すへき前ニ是より先々ト云儀也
者　此事治定成さ云儀也
右　前に來る事是成さ云儀也
隨　此事ハ申終。又是を申ト云儀也。
將亦　重而申事是成さ云儀也。
就中　前の事ハ申終。又是を申ト云儀也。

一光源院殿樣一自當家本書札調樣。

爲御代替御禮御太刀一腰〈盛光〉御馬一疋河原毛、進上仕候。此等之趣宜預御披露候。恐惶謹言。

名字官

七月五日　長時判

伊勢守殿

是ハ内封之披露狀也。書様引亂て五行也。月日のけやう三寸計。月日ト名書之間二寸餘。

一自公方樣當家へ御返札。

爲代始禮太刀一腰。盛光　馬一疋到來目出候。猶貞孝可申也。

八月十日　御判計

小笠原大膳大夫とのへ

御内書備中引合一書に三行被遊。如常封候て立紙にて上包して上下折て封して、五寸ほさ引也。

一公方樣へ小笠原長時より被申上候伊勢守殿へ被遣候狀之寫也。

雖未申通候令啓候。抑爲御代替御禮御太刀一腰御馬一疋進上仕候。可然樣御披露賴存候。仍太刀一腰、馬一疋進之候。向後者別而可申談覺悟候。恐々謹言。

七月五日　大膳大夫長時判

謹上伊勢守殿〈上包之上も如此〉

公方樣江爲御代替御禮御太刀一腰〈盛光〉御馬一疋御進上之旨、令披露候畢。則被成御内書候。尤珍重存候。恐々謹言。

八月十二日　伊勢守貞孝〈在判〉

謹上小笠原大膳大夫殿〈六行也。上書も如此〉

連々申入度存候砌、半竹齋上洛之間令啓候。心底具可被申入候。幸令在洛仍候之間、御用蒙仰不可有疎意候。仍御太刀一腰進覽之候。猶重而可得御意候。恐惶謹言。

八月十四日　德盛判

御屋形

人々御中

一目安調樣之事。

松田丹波守長治　謹而言上

紀伊國長澤莊事。某先祖爲御恩之地。譜代相傳之處。依不慮之錯亂。進事令所知行候。任先規之旨。無煩之樣ニ被成御下知候者。置候存候趣。可預御披露候。仍目安之狀如件。

應永元年三月十一日

伊勢因幡守殿

凡此趣也。如此認て。押卷て其表ニもはし作りのことくニ書て　表裏なしおりて。又上包の　表にも書て。如此する身ハ公方樣へ訴訟を申輩多く。目安共數多有時。一度に被懸御目に。上卷紙なハかけにて取除て持參有に。其人の名見えねハ。御前にて取紛によつてなり。大畧。目安ハかなにて書事可然也。先年奉行頗人之申事も。兩方かなめやすなりし也。又料紙之事。文言多時ハ。二枚三枚も可用。紙はしを殘事三寸七八分。何之書物も大方同前也。

小笠原大膳大夫長時　謹而言上

右子細者。今度知行分被仰付候處。指合之義致迷惑候。無異儀樣被仰付者。彌以忝可奉存候旨。可預御披露候。仍言上如件。

天正八年十二月日

凡此趣也。紙二枚立紙成へし。扨上包有へし。上包に目安さ書付候ても能候也。又はしに謹而言上さ計も有之。但名字官迄かきて謹而言上と相とゝのへ候て能也。可心得也。

一小笠原信濃守目安。當時貞宗申狀ト云也。

開善寺殿泰山正宗大居士　肖像

小笠原信濃守源朝臣貞宗。入大鑑禪師之室。項衣盂執弟子禮。法諱正宗。號泰山。就于信州伊賀良庄。創禪刹曰開善寺。請禪師開山始祖。捨河洛中村兩鄉。爲求遠僧供也。誓曰。爲我子孫者。不承於禪師法系者不我子孫。亦不可嗣我家緒也。以開善可爲氏寺矣。貞和三年五月廿六日。世壽五十七載而逝矣。塔于京東山長淸寺也。其先乃淸和天皇第六王子貞純

親王號六孫王。其子經基始賜源氏姓。其子滿仲號多田新發。其子賴信。其子賴義有三子。長曰八幡太郎義家。仲曰賀茂二郎義綱。季曰新羅三郎義光。其子義清。其子清光。其子加賀美次郎遠光。其子小笠原次郎長清。始賜小笠原號領甲州刺史。從賴朝大將軍入洛。造東大寺。命諸將彫四天王像。公乃其一也。以信村開于朝創長清寺爲仁祠。長清六世而貞宗從尊氏將軍入洛。用弓馬法樣。令爲武家定式。世有貞宗申狀也。當用人。(後醍醐天皇勅許)或時調馬於丹墀。或時試射於金門。勅命畫工大藏丞。繪公像。見在長清寺。衣冠像是也。授以四品官領信州刺史。寵遇無他。葬之夕勅御史臺監護之。時人榮之□曰

小笠原信濃守首司貞宗申欲□依爲武勇稽古故止犬追物御制事。

右貞宗。竊考前牒。倩按舊貫。武尊主安國之基。撥亂禁暴之本也。是以。弧矢宣威。軒轅氏之皇風扇萬代。干戈鬪難。周武王之聖化制諸侯。龍韜之文高擊昌。磻溪之月如虎如豹之勇。遙出將軍山之雲。華夷皆歸神制之內。貴賤不離震雷之中者也。矧亦神武皇帝東征之時。賜天孫劍。以鎭蜻島之騷擾。神功皇后西伐之日。受海童珠以定雞林之遐方。爾降吊民伐罪之宴。偏守春秋之經。懷忠振遠威。專在弓馬之道。便讀之間。古今之消。曾不稱將略之權。用武功之德者乎。而漢魏相有言曰。救亂誅暴謂之義兵。兵義者王。敵加於己。不得已而起者謂之應兵。兵應者勝。爭恨小故。不忍憤怒者謂之忿兵。兵忿者敗。利人土地貨寶者謂之貪兵。兵貪者破。恃國家之大。矜民人之衆。欲見威於敵者謂之驕兵。驕兵者滅。此五者但非人事乃天道也。然間當御代。廻豪兵應兵之旅。日力勵興絕之功。勳所向無前。速察虛

實之氣。不戰劫敵明張奇正之挖用兵有亂傺既通九變之利。閑民有法式。偏諧七德之詞。然間。天下歸正如就日之民。□海內嚮化如隨風之草。戊櫻多草花山之馬遙齊館。無人松關之折長請詠凱歌之後。施恩應之餘殊被下犬追物禁制之法。德育禽獸。雖知政化仁恕人携弓箭。皆歎武藝之廢絕。所以者何步射之營。雖非無其德。騎射之勤猶拱標其敵。縱鼓馬上作物雖有其數。當時所用者流鏑馬笠懸面々雖有益。猶於犬追物者。射馭之簡要驅逐之妙術也。是以鎌倉右大將家御時權興之。入道將軍賴經御代。嘉禎年中。前武州被經評定。有興行之沙汰。以來就爲武藝練習之最要。每達政務諮詢之間暇。擇家々之才能。有處々之騎射。匪啻催興宴。偏爲習武訓也。司馬法曰。天下雖平忘戰必危。春振施秋治兵所以不忘戰也。就之按之。以遊畋之豪習戰射之法也。

任京奉公輩不入深山大澤者。難成逐禽驅獸之業。不得平原曠野者。爭携放鷹隼之遊弓馬之藝術自然可斷絕者哉。居安慮危。昭代之令典。居治念亂。明時之規摸。當時雖四海無波瀾之聲。萬邦無烟塵之氣。宜用文章之道者耶。曾不慮之哉乎。然則若止禁遏之制。被下御免之法。樂此道之再興。知其藝之不存貞宗偏以不省愚昧之身。申破禁制之重々法法條顧雖似過分之所存。頻依顧安全之治術也。爲私不申之。爲公申之。爲家不申之。公家之斯知無不爲忠也。被察苟息之正言。達上聞樣爲賴淺御披露言上如件。

康永元年二月　日

以東京帝國大學史料編纂掛本謄寫校合畢

大正十四年五月五日印刷
大正十四年五月十日發行
昭和七年三月十五日三版發行
昭和十四年十月廿五日五版發行

發行者　東京市豊島區池袋二丁目一〇〇八
續群書類從完成會代表者
太田藤四郎

印刷者　東京市淀橋區戸塚町一丁目一〇九
永島喜代次郎

印刷所　東京市淀橋區戸塚町一丁目一〇九
新英社印刷所

發行所　東京市豊島區池袋二丁目一〇〇八
續群書類從完成會
振替東京六二六〇七　電話大塚七一八